

令 04 原機（敦廢）005

令和 4 年 6 月 28 日

原子力規制委員会 殿

住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
申 請 者 名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
代表者の氏名 理事長 小口 正範
(公印省略)

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 34 第 3 項において準用する同法第 12 条の 6 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設の廃止措置計画変更認可の申請をいたします。

記

一 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
代表者の氏名 理事長 小口 正範

二 工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 高速増殖原型炉もんじゅ
所 在 地 福井県敦賀市白木 2 丁目 1 番地

三 廃止措置の対象となる発電用原子炉の名称

名 称 高速増殖原型炉もんじゅ

四 変更に係る事項

平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803282 号をもって認可を受けた後、別紙 1 のとおり変更認可を受け、別紙 2 のとおり変更を届け出た高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画に関し、次の事項の一部を別紙 3 のとおり変更する。

- 四 : 廃止措置対象施設及びその敷地
- 五 : 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
- 六 : 性能維持施設
- 七 : 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに研開炉技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容
- 八 : 核燃料物質の管理及び譲渡し
- 九 : 核燃料物質による汚染の除去
- 十 : 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄
- 十一 : 廃止措置の工程

別添資料

- 4 : もんじゅ廃止措置計画の全体像と第 2 段階に係るロードマップ

添付書類

- 二 : 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図
- 三 : 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書
- 四 : 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書
- 五 : 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書
- 六 : 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書
- 八 : 廃止措置の実施体制に関する説明書

五 変更の理由

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画で定める廃止措置第 1 段階の終了に伴い、廃止措置第 2 段階に移行することから、第 2 段階及びそれ以降の廃止措置計画に関連する記述の変更及び追加を行う。

以 上

変更認可の経緯

認可年月日	認可番号	備考
令和元年12月13日	原規規発第1912135号	燃料缶詰装置、缶詰雰 囲気調整装置の維持期間 を見直し、性能維持施設 維持期間終了後の事業者 自主検査及び施設定期検 査の扱いを明確化した。
令和2年5月29日	原規規発第2005294号	放射性廃棄物発生量の 低減、模擬燃料体の炉心 への装荷プロセスの削減 による工程遅延リスク低 減の観点から、炉心に装 荷している燃料体の取出 し箇所の一部については 模擬燃料体を装荷しない こととする。
令和3年3月29日	原規規発第2103295号	新検査制度への移行に 伴い、施設定期検査に係 る事項の削除、品質マネ ジメントに係る事項の追 加等を変更した。

変更届出の経緯

変更届出年月日	変更届出番号	備 考
平成 30 年 8 月 22 日	30 原機(敦廃)002	<p>燃料体の処理準備作業の進捗を踏まえ、2018 年度の燃料体の処理の開始時期を 7 月から 8 月に変更した。</p>
平成 30 年 12 月 27 日	30 原機(敦廃)003	<p>これまでの燃料体の処理作業の進捗を踏まえ、可能な限り速やかに燃料体を取り出すために、2018 年度に実施する「燃料体の処理」を 2019 年 1 月も継続して実施する工程に変更した。併せて「模擬燃料体等の準備」の終了時期及び「燃料取扱設備点検」の開始時期を 2018 年 12 月から 2019 年 1 月に変更した。また、「定期設備点検」の期間であっても、燃料体取出し作業に影響を与えない設備の点検を行っている期間は、燃料体の取出し作業を実施する工程に変更した。</p> <p>2018 年 12 月～2019 年 1 月の燃料体の処理期間中に実施する設備点検として、燃料体の処理に影響を与えない以下の作業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 燃料体の処理に使用せず、かつ、燃料体の処理に影響する系統停止

変更届出年月日	変更届出番号	備 考
		<p>や隔離を伴わない設備の点検（1次系Bループ設備点検等）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 複数号機又は複数系統を有する設備であり、通常は機能の停止がなく、万が一、点検時に運転中の設備が停止したとしても、他の系統により機能が停止しない、又は、機能が必要となるまでの期間に十分な余裕があることから、安全上の問題はなく、かつ、燃料体の処理に影響がない設備の点検（淡水、排水処理設備点検等） • ドリップパン交換やグリッパ洗浄などの燃料体の処理の停止期間中に短期間で終える点検（共通保修設備計装点検等） • その他点検のための準備作業（系統停止を伴わない、資材、足場の搬入等） <p>2019年7月以降の燃料体の取出し及び燃料体の処理期間についても、燃料体取出し作業に影響を与えない設備の点検を実施する。</p>
令和元年5月31日	令 01 原機(敦廃)001	2018年度の燃料体の処理実績を踏まえ、第11-2図に示す第1段階（燃料体

変更届出年月日	変更届出番号	備 考
		<p>取出し期間) の工程表を変更した。具体的な変更内容は以下のとおり。</p> <p>(1) 2018 年度の燃料体の処理で発生した設備不具合への対策実施、燃料体の取出しに向けた準備作業の慎重な実施により、2019 年度の燃料体の取出し開始時期を2019年7月から10月に変更した。</p> <p>(2) 今後の燃料体の処理における設備不具合の発生リスクを低減するため、燃料体の処理前及び処理期間中に設備点検を実施する期間を設けた。</p> <p>(3) 2019 年度以降の燃料体の処理については燃料体連続処理を行うことで1日あたりの処理体数を増加し、処理作業に要する日数を短縮した。</p> <p>(4) 燃料体の取出し及び燃料体の処理期間に、設備不具合等が発生した際に対応するための工程予備期間を設けた。</p> <p>(5) 2018 年度に発生した燃料処理設備等の不具合対策等の点検(燃料体の取出しに</p>

変更届出年月日	変更届出番号	備 考
		<p>影響しない範囲) を 2019 年 10 月から開始する燃料体の取出し後の 2020 年 2 月まで継続し、事業者自主検査を実施するため、2018 年 12 月からの定期設備点検 (事業者自主検査) 及び施設定期検査の終了時期を 2019 年 7 月から 2020 年 2 月に変更した。</p> <p>(6) 上記(1)から(5)の考え方に従い、2022 年度までの各作業工程並びに燃料体の取出し及び処理体数を変更した。</p> <p>(7) 濃縮廃液等一時保管用容器の設置計画について、平成 30 年度における濃縮廃液の発生実績から、2020 年度以降に設置する計画とした。</p> <p>(8) 昨年度に缶詰処理できなかった 14 体分の燃料体は、今後缶詰缶に収納しないこととし、缶詰缶に収納して燃料池に貯蔵する燃料体数を 100 体から 86 体に変更した。</p> <p>その他、本文中の記述の一部適正化とともに、</p>

変更届出年月日	変更届出番号	備 考
		<p>上記(8)の缶詰缶に収納する燃料体数の変更等に伴い、添付書類一及び添付書類四の記述を一部変更した。</p>
令和元年12月16日	令 01 原機（敦廃） 007	<p>第 11-2 図に示す第 1 段階（燃料体取出し期間）の工程表について、2019 年度の燃料体の取出し作業の進捗に合わせて見直した。</p>
令和 2 年 6 月 9 日	令 02 原機（敦廃） 004	<p>第 1 段階の工程表に、2020 年 6 月までの燃料体の処理実績を反映した。また、2022 年 4 月からの燃料体の取出しのみ部分装荷を適用するよう燃料体の取出し体数及び燃料体の処理体数を変更した。</p>
令和 3 年 3 月 31 日	令 02 原機（敦廃） 008	<p>濃縮廃液等一時保管用容器の設置は、第 1 段階において不要となったため、必要とした箇所を削除する。また、2020 年度までに変更認可を受けるとしたセメント固化装置の更新に係る詳細な計画は、ナトリウム機器洗浄作業に伴って発生する濃縮廃液量や廃液性状に課題があることから変更認可を受けるとした時期を見直し、その導入計画（工程）について第 2 段階に着手するまでに変更認可を受けることに変更した。</p>

変更届出年月日	変更届出番号	備 考
令和3年8月18日	令03原機（敦廃）001	2021年度の燃料体の処理は9月までを計画していたが、7月に完了したことから第11-2図に示す第1段階の工程表に実績を反映した。
令和4年4月25日	令04原機（敦廃）001	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事長が交代となったため、代表者の氏名を変更する。また、2022年3月からの燃料体の取出し開始の実績を反映した。

高速増殖原型炉もんじゅ 原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書
変更前後比較表

変更箇所	変更前	変更後	理由
<p>本文四 廃止措置対象 施設及びその 敷地</p>	<p>四 廃止措置対象施設及びその敷地</p> <p>(略)</p> <p>2. 廃止措置対象施設の状況</p> <p>(1) 廃止措置対象施設の概要</p> <p>もんじゅは、プルトニウム・ウラン混合酸化物燃料ナトリウム冷却高速中性子型原子炉（高速炉）であり、熱出力は 714 MW である。</p> <p>(2) 廃止措置対象施設の試運転履歴</p> <p>もんじゅは、昭和 58 年 5 月 27 日に原子炉設置許可を受け、平成 4 年 12 月 17 日より性能試験を開始したが、平成 7 年 12 月 8 日に 2 次主冷却系にてナトリウム漏えい事故が発生し、性能試験を中断した。その後、平成 22 年 5 月 6 日に性能試験を再開し、平成 22 年 7 月 22 日に 3 段階で進める性能試験のうちの第 1 段階の炉心確認試験を終了した。</p> <p>(3) 廃止措置対象施設の状況</p> <p>a. 現在のプラント状態</p> <p>(略)</p>	<p>四 廃止措置対象施設及びその敷地</p> <p>(略)</p> <p>2. 廃止措置対象施設の状況</p> <p>(1) 廃止措置対象施設の概要</p> <p>もんじゅは、プルトニウム・ウラン混合酸化物燃料ナトリウム冷却高速中性子型原子炉（高速炉）であり、熱出力は 714 MW である。</p> <p>(2) 廃止措置対象施設の試運転履歴</p> <p>もんじゅは、昭和 58 年 5 月 27 日に原子炉設置許可を受け、平成 4 年 12 月 17 日より性能試験を開始したが、平成 7 年 12 月 8 日に 2 次主冷却系にてナトリウム漏えい事故が発生し、性能試験を中断した。その後、平成 22 年 5 月 6 日に性能試験を再開し、平成 22 年 7 月 22 日に 3 段階で進める性能試験のうちの第 1 段階の炉心確認試験を終了した。</p> <p>(3) 廃止措置対象施設の状況 <u>（廃止措置計画認可申請時点）</u></p> <p>a. 現在のプラント状態</p> <p>(略)</p>	<p>廃止措置計画初回認可申請時点であることの記載の明確化</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
<p>本文五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p>	<p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>1. 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設 解体の対象となる施設（以下「解体対象施設」という。）は、第4-2表に示す廃止措置対象施設のうち、放射性物質による汚染のないことが確認された地下建物、地下構造物及び建物基礎を除く全てである。</p> <p>2. 廃止措置の基本方針 廃止措置の実施に当たっては、法令等を遵守することはもとより、安全の確保を最優先に、周辺公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばく線量並びに放射性廃棄物発生量の低減に努め、保安のために必要な施設の機能及び性能を維持管理しつつ着実に進める。また、廃止措置期間中の保安活動及び品質保証に関して必要な事項については、保安規定に定めて実施する。 廃止措置を実施するに当たり、敦賀地区に敦賀廃止措置実証部門を新設し、もんじゅにおける保安に係る業務を統括するとともに、もんじゅ外部からの協力も得ながら国内外で先行している廃止措置プラントの知見も積極的に習得し、安全かつ着実に、国内で最初の取組となるナトリウム冷却高速炉の廃止措置を進めていく。 もんじゅの廃止措置については、化学的に活性なナトリウムを保有する炉心及び炉外燃料貯蔵槽（以下「炉心等」という。）に燃料体が存在した状態から開始するという残留リスクがある。このため、ナトリウムを安全に管理するための施設は、廃止措置段階においてもその性能を維持するとともに、残留リスクの早期低減の観点から、炉心等から燃料体を取り出す作業（以下「燃料体取出し作業」という。）を最優先に実施し、2022年度に燃料体取出し作業を完了させる。燃料体取出し作業に当たっては、安全かつ着実な遂行に資するため、運転操作体制及び保守体制の強化を図るものとし、必要となる人員を計画的に確保するとともに、適切に配置していく。また、燃料体取出し作業に従事する者に対しては、燃料取扱作業者の教育訓練計画に基づいて教育・訓練を行う。燃料体取出し作業を含む廃止措置に係る各作業を計画的に進めるため、工程管理体制を構築して進捗を管理する。工程管理に関する詳細な対応については、「十一 廃止措置の工程」に示す。 系統内に残留しているナトリウムについては、2次系ナトリウムを2018年12月までに抜取り、その他のナトリウムについても可能な限り早期に系統から抜き取ることにより漏えいリスクの低減を図る。抜取り作業等、ナトリウムを取り扱う作業については、ナトリウムの漏えいや飛散を防止するためのリスク管理等を踏まえた作業計画を立て、安全に実施する。</p>	<p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>1. 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設 解体の対象となる施設（以下「解体対象施設」という。）は、第4-2表に示す廃止措置対象施設のうち、放射性物質による汚染のないことが確認された地下建物、地下構造物及び建物基礎を除く全てである。</p> <p>2. 廃止措置の基本方針 廃止措置の実施に当たっては、法令等を遵守することはもとより、安全の確保を最優先に、周辺公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばく線量並びに放射性廃棄物発生量の低減に努め、保安のために必要な施設の機能及び性能を維持管理しつつ着実に進める。また、廃止措置期間中の保安活動及び品質保証に関して必要な事項については、保安規定に定めて実施する。 廃止措置を実施するに当たり、敦賀地区に敦賀廃止措置実証部門を新設し、もんじゅにおける保安に係る業務を統括するとともに、もんじゅ外部からの協力も得ながら国内外で先行している廃止措置プラントの知見も積極的に習得し、安全かつ着実に、国内で最初の取組となるナトリウム冷却高速炉の廃止措置を進めていく。 もんじゅの廃止措置については、化学的に活性なナトリウムを保有する炉心及び炉外燃料貯蔵槽（以下「炉心等」という。）に燃料体が存在した状態から開始するという残留リスクがある。このため、ナトリウムを安全に管理するための施設は、廃止措置段階においてもその性能を維持するとともに、残留リスクの早期低減の観点から、炉心等から燃料体を取り出す作業（以下「燃料体取出し作業」という。）を最優先に実施し、2022年度に燃料体取出し作業を完了させる。燃料体取出し作業に当たっては、安全かつ着実な遂行に資するため、運転操作体制及び保守体制の強化を図るものとし、必要となる人員を計画的に確保するとともに、適切に配置していく。また、燃料体取出し作業に従事する者に対しては、燃料取扱作業者の教育訓練計画に基づいて教育・訓練を行う。燃料体取出し作業を含む廃止措置に係る各作業を計画的に進めるため、工程管理体制を構築して進捗を管理する。工程管理に関する詳細な対応については、「十一 廃止措置の工程」に示す。 系統内に残留しているナトリウムについては、2次系ナトリウムを2018年12月までに抜取り、その他のナトリウムについても可能な限り早期に系統から抜き取ることにより漏えいリスクの低減を図る。抜取り作業等、ナトリウムを取り扱う作業については、ナトリウムの漏えいや飛散を防止するためのリスク管理等を踏まえた作業計画を立て、安全に実施する。 <u>第2段階以降は、ナトリウムを保有するリスクの低減及びナトリウム設備の解体を進めるため、技術実証・確認及び設備・施設の改造・整備を行う必要がある。加えて、安全、着実かつ速やかな解体作業を進めていくためには解体作業と検査及び設備点検との干渉や性能維持施設への影響といった種々の検討、調整のため</u></p>	<p>理由</p> <p>第2段階以降の基本方針の追加</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>原子炉を起動することができないよう、運転停止に関する恒久的な措置として、原子炉モードスイッチを「運転」及び「起動」に切替えてできない措置を講じるとともに、現在挿入されている制御棒を炉心から引き抜くことをできなくするために、制御棒と制御棒駆動軸とを切り離し、さらに制御棒駆動装置への電源供給ケーブルを切り離す措置を講じる。</p> <p>廃止措置期間中に性能を維持する発電用原子炉施設（以下「性能維持施設」という。）については、廃止措置を安全に進めるうえで、燃料体取出し作業に係る設備、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理設備、放射性物質の外部への漏えいを防止するための建物・構築物の障壁、遮蔽及び換気設備、管理区域における放射線管理設備、屋内外の放射線監視を行うための放射線監視設備、放射性固体廃棄物の処理設備及び貯蔵設備、ナトリウムの漏えい及び火災を防止するための設備等の施設を、廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。これら性能維持施設の施設管理については、廃止措置の進捗に応じて、維持する施設の範囲を明確にし、施設の重要度に応じた点検を保全計画に従い実施する。廃止措置の進捗に応じて性能維持施設の範囲等を変更する場合は、廃止措置の進捗に応じて必要となる施設の範囲、機能及び性能を明確にし、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。また、廃止措置の中で性能維持施設の改造、解体撤去工事、試料採取等を実施する場合は、安全確保上必要な性能維持施設に影響を与えないことを確認したうえで実施する。</p> <p>放射線業務従事者の放射線被ばく線量の低減については、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号。以下「線量告示」という。）に定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成可能な限り低減するよう、汚染の除去、時間的減衰及び遠隔装置の活用並びに汚染拡大防止措置</p>	<p><u>の期間が必要である。したがって、第2段階（解体準備期間）は、通常の移送操作により系統設備からの抽出しが可能なナトリウム（専用の治具により取り出す必要のあるタンク底部の残留ナトリウム等を含まないナトリウム（以下「バルクナトリウム」という。））の所外搬出を可能な限り早期に完了させるため、2028年度に非放射性バルクナトリウムの所外搬出を開始し、2031年度に全てのバルクナトリウムの所外搬出作業を完了させ、ナトリウム保有に伴うリスクを低減する。また、その後速やかに、第3段階（廃止措置期間I）におけるナトリウム設備の解体に着手できるよう、必要な作業を優先的に行う。</u></p> <p><u>もんじゅ廃止措置計画の全体像と第2段階に係るロードマップを別添資料4に示す。また、第2段階以降の解体撤去の工事等の主要な手順を第5-1図に示す。</u></p> <p>原子炉を起動することができないよう、運転停止に関する恒久的な措置として、原子炉モードスイッチを「運転」及び「起動」に切替えてできない措置を講じるとともに、現在（<u>廃止措置計画認可申請時点</u>）挿入されている制御棒を炉心から引き抜くことをできなくするために、制御棒と制御棒駆動軸とを切り離し、さらに制御棒駆動装置への電源供給ケーブルを切り離す措置を講じる。</p> <p>廃止措置期間中に性能を維持する発電用原子炉施設（以下「性能維持施設」という。）については、廃止措置を安全に進めるうえで、燃料体取出し作業及び第2段階の開始時点で炉心等に残存する中性子源集合体、サーベイランス集合体、中性子しゃへい体、制御棒集合体、模擬燃料体及び固定吸収体（以下「しゃへい体等」という。）を取り出す作業（以下「しゃへい体等取出し作業」という。）に係る設備、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理設備、放射性物質の外部への漏えいを防止するための建物・構築物の障壁、遮蔽及び換気設備、管理区域における放射線管理設備、屋内外の放射線監視を行うための放射線監視設備、放射性固体廃棄物の処理設備及び貯蔵設備、ナトリウムの漏えい及び火災を防止するための設備等の施設を、廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。これら性能維持施設の施設管理については、廃止措置の進捗に応じて、維持する施設の範囲を明確にし、施設の重要度に応じた点検を保全計画に従い実施する。廃止措置の進捗に応じて性能維持施設の範囲等を変更する場合は、廃止措置の進捗に応じて必要となる施設の範囲、機能及び性能を明確にし、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。また、廃止措置の中で性能維持施設の改造、解体撤去工事、試料採取等を実施する場合は、安全確保上必要な性能維持施設に影響を与えないことを確認したうえで実施する。</p> <p>放射線業務従事者の放射線被ばく線量の低減については、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号。以下「線量告示」という。）に定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成可能な限り低減するよう、汚染の除去、時間的減衰及び遠隔装置の活用並びに汚染拡大防止措置等を講じた解体撤去の手順及び工法を策定する。さらに、廃止措置で実施する各</p>	<p>廃止措置計画初回認可申請時点であることの記載の明確化</p> <p>第2段階で行うしゃへい体等取出し作業に係る設備を性能維持施設として維持管理することを追加</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>等を講じた解体撤去の手順及び工法を策定する。さらに、廃止措置で実施する各作業については、上記の被ばく線量低減対策のほか、高所作業対策、特定化学物質等有害物対策、感電防止対策、粉じん障害対策、酸欠防止対策、騒音防止対策等の労働災害防止対策を含めたリスクアセスメントを実施し、リスクレベルに応じたリスク低減対策を講じる。</p> <p>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物については、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成可能な限り低減するように、処理に必要となる設備の性能を維持しながら管理放出するとともに、周辺環境に対する放射線モニタリングを継続して行う。また、放射性物質により汚染された設備の解体撤去に当たっては、放射性物質による汚染を効果的に除去することにより、放射性固体廃棄物の発生量や放射能レベルを低減する。発生した放射性固体廃棄物については廃止措置の終了までに許可を有する廃棄事業者の廃棄施設に廃棄する。</p> <p>廃止措置の実施に当たっては、政府が定めた『もんじゅ』の廃止措置に関する基本方針（平成 29 年 6 月 13 日）及び機構が定めた『もんじゅ』の廃止措置に関する基本的な計画（平成 29 年 6 月 13 日）に基づき、政府と連携して、使用済燃料及びナトリウムの処理・処分の方法に係る計画の検討並びに放射性固体廃棄物に係る廃棄施設の整備に係る取組を含め、廃止措置を安全、着実かつ計画的に進めていく。</p> <p>3. 廃止措置の実施区分</p> <p>廃止措置は、廃止措置期間全体を 4 段階（燃料体取出し期間、解体準備期間、廃止措置期間I、廃止措置期間II）に区分し、安全性を確保しつつ次の段階へ進むための準備をしながら着実に進める。廃止措置の全体工程について「十一 廃止措置の工程」に、廃止措置の実施区分を第 5-1 表に示す。</p> <p>廃止措置における早期のリスク低減を図るため、燃料体取出し作業を最優先に実施することとし、今回の申請では、<u>第 1 段階の燃料体取出し期間に行う具体的な作業について記載する。第 2 段階以降に行う具体的な事項については、第 1 段階に検討する 1 次系ナトリウムの抜取り方法、第 1 段階に実施する核燃料物質による汚染の分布に関する評価等を踏まえ、ナトリウム機器の解体準備事項等について検討を進める必要があることから、第 2 段階に着手するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u></p>	<p>作業については、上記の被ばく線量低減対策のほか、高所作業対策、特定化学物質等有害物対策、感電防止対策、粉じん障害対策、酸欠防止対策、騒音防止対策等の労働災害防止対策を含めたリスクアセスメントを実施し、リスクレベルに応じたリスク低減対策を講じる。</p> <p>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物については、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成可能な限り低減するように、処理に必要となる設備の性能を維持しながら管理放出するとともに、周辺環境に対する放射線モニタリングを継続して行う。また、放射性物質により汚染された設備の解体撤去に当たっては、放射性物質による汚染を効果的に除去することにより、放射性固体廃棄物の発生量や放射能レベルを低減する。発生した放射性固体廃棄物については廃止措置の終了までに許可を有する廃棄事業者の廃棄施設に廃棄する。</p> <p>廃止措置の実施に当たっては、政府が定めた『もんじゅ』の廃止措置に関する基本方針（平成 29 年 6 月 13 日）及び機構が定めた『もんじゅ』の廃止措置に関する基本的な計画（平成 29 年 6 月 13 日）に基づき、政府と連携して、使用済燃料及びナトリウムの処理・処分の方法に係る計画の検討並びに放射性固体廃棄物に係る廃棄施設の整備に係る取組を含め、廃止措置を安全、着実かつ計画的に進めていく。</p> <p>3. 廃止措置の実施区分</p> <p>廃止措置は、廃止措置期間全体を 4 段階（燃料体取出し期間、解体準備期間、廃止措置期間I、廃止措置期間II）に区分し、安全性を確保しつつ次の段階へ進むための準備をしながら着実に進める。廃止措置の全体工程について「十一 廃止措置の工程」に、廃止措置の実施区分を第 5-1 表に示す。</p> <p>廃止措置における早期のリスク低減を図るため、<u>第 1 段階は、燃料体取出し作業を最優先に実施する。</u></p> <p><u>第 2 段階は、バルクナトリウムの所外搬出を完了し、ナトリウム保有に伴うリスクを低減するとともに、その後速やかに第 3 段階におけるナトリウム機器の解体に着手できるよう、必要な作業を優先的に行う。</u></p> <p><u>なお、第 2 段階を、しゃへい体等の取出し完了までを行う第 2 段階前半と、その後のバルクナトリウム搬出までを行う第 2 段階後半に大きく分け、今回の申請では、第 2 段階前半から行う具体的な作業について記載する。</u></p> <p><u>第 2 段階後半以降に行う具体的な作業については、別添資料 4 に従い検討を進める必要があることから、具体的な作業に着手するまでの適切な時期に廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。なお、廃止措置を進めるために新たに設置する設備の設計に時間を要する場合等については、さらに分割して廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u></p> <p><u>第 3 段階以降は、第 2 段階に実施する解体技術基盤の整備、核燃料物質による</u></p>	<p>理由</p> <p>第 1 段階は、燃料体取出し作業を最優先して実施したことを明確化</p> <p>第 2 段階後半以降に行う具体的な作業について、全体像及び第 2 段階に係るロードマップに基づき、検討を進め、第 2 段階完了年である 2031 年度が遅延しないための申請時期及び方針を記載</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>4. 第1段階に行う解体の方法</p> <p>(1) 2次系ナトリウムの抜取り</p> <p>ナトリウム漏えいリスクを低減するため、2次主冷却系設備、補助冷却設備、2次ナトリウム補助設備及び2次メンテナンス冷却系設備のナトリウムを既設のオーバフロータンク及びダンプタンクにドレンする。また、既設のオーバフロータンク及びダンプタンクの容量を超える2次系ナトリウムについては、原子炉補助建物内に設置する一時保管用タンクにドレンする。</p> <p>ドレンの手順については、2ループ分のナトリウムをオーバフロータンク及びダンプタンクにドレン後、タンク内の一部（約40m³）のナトリウムを、一時保管用タンクに移送する。一時保管用タンクへの移送が完了後、残りの1ループ分のナトリウムをオーバフロータンク及びダンプタンクにドレンする。2次系ナトリウムの抜取り作業については、2018年12月に完了する計画である。</p> <p>1次系ナトリウム等、2次系ナトリウム以外のナトリウムの抜取り方法及び時期並びにナトリウムの処理・処分の方法に係る計画については、第1段階において検討することとし、第2段階に着手するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>なお、1次系ナトリウムの抜取り方法等、ナトリウムの処理・処分に向けた準備については、敦賀廃止措置実証部門に設置する敦賀廃止措置実証本部を中心に、もんじゅ及びプラントメーカーと連携して既設設備の活用、海外プラントの技術等について調査及び検討を進めることとし、必要な技術開発費用の確保を含め、燃料体取出し作業が完了する第2段階以降、速やかに準備作業に取り掛かれるよう検討を進める。</p> <p>(2) 燃料体取出し作業</p> <p>燃料体取出し作業は、燃料体を炉心から取り出して炉外燃料貯蔵槽に移送する作業（以下「燃料体の取出し」という。）及び燃料体を炉外燃料貯蔵槽から取り出して燃料洗浄設備において付着したナトリウムを蒸気及び水によって洗浄し、燃料池の貯蔵ラックに貯蔵する作業（以下「燃料体の処理」という。）からなる。燃料体を取り出した後の炉心位置には、燃料体の取出しを安全かつ確実にを行うために、燃料体の取出しに影響のない範囲において、燃料体の形状、重量等を模擬した模擬燃料体又は固定吸収体（以下「模擬燃料体等」という。）を装荷する。ただし、放射性廃棄物発生量の低減、作業プロセスの削減による工程遅延リスク低減の観点から、246体目の燃料体の取出し終了後、247体目以降</p>	<p><u>汚染の分布に関する評価等を踏まえ検討を進める必要があることから、第3段階に着手するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u></p> <p>4. 解体の方法</p> <p>4.1 第1段階に行う解体の方法</p> <p>(1) 2次系ナトリウムの抜取り</p> <p>ナトリウム漏えいリスクを低減するため、2次主冷却系設備、補助冷却設備、2次ナトリウム補助設備及び2次メンテナンス冷却系設備のナトリウムを既設のオーバフロータンク及びダンプタンクにドレンする。また、既設のオーバフロータンク及びダンプタンクの容量を超える2次系ナトリウムについては、原子炉補助建物内に設置する一時保管用タンクにドレンする。</p> <p>ドレンの手順については、2ループ分のナトリウムをオーバフロータンク及びダンプタンクにドレン後、タンク内の一部（約40m³）のナトリウムを、一時保管用タンクに移送する。一時保管用タンクへの移送が完了後、残りの1ループ分のナトリウムをオーバフロータンク及びダンプタンクにドレンする。2次系ナトリウムの抜取り作業については、2018年12月に完了する計画である。</p> <p>1次系ナトリウム等、2次系ナトリウム以外のナトリウムの抜取り方法及び時期並びにナトリウムの処理・処分の方法に係る計画については、第1段階において検討することとし、第2段階に着手するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>なお、1次系ナトリウムの抜取り方法等、ナトリウムの処理・処分に向けた準備については、敦賀廃止措置実証部門に設置する敦賀廃止措置実証本部を中心に、もんじゅ及びプラントメーカーと連携して既設設備の活用、海外プラントの技術等について調査及び検討を進めることとし、必要な技術開発費用の確保を含め、燃料体取出し作業が完了する第2段階以降、速やかに準備作業に取り掛かれるよう検討を進める。</p> <p>(2) 燃料体取出し作業</p> <p>燃料体取出し作業は、燃料体を炉心から取り出して炉外燃料貯蔵槽に移送する作業（以下「燃料体の取出し」という。）及び燃料体を炉外燃料貯蔵槽から取り出して燃料洗浄設備において付着したナトリウムを蒸気及び水によって洗浄し、燃料池の貯蔵ラックに貯蔵する作業（以下「燃料体の処理」という。）からなる。燃料体を取り出した後の炉心位置には、燃料体の取出しを安全かつ確実にを行うために、燃料体の取出しに影響のない範囲において、燃料体の形状、重量等を模擬した模擬燃料体又は固定吸収体（以下「模擬燃料体等」という。）を装荷する。ただし、放射性廃棄物発生量の低減、作業プロセスの削減による工程遅延リスク低減の観点から、246体目の燃料体の取出し終</p>	<p>各段階の解体の方法を4.の下の階層に整理</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>においては、模擬燃料体等を装荷しない（以下「部分装荷」という。）。部分装荷では、炉心は模擬燃料体等を装荷する 370 箇所のうち、第 12-1 図のとおり格子状に 246 箇所に装荷した配置とする。</p> <p>なお、炉心から燃料体を取り出す前に、現在、炉外燃料貯蔵槽に貯蔵している燃料体を取り出し、洗浄して燃料池へ移送する。</p> <p>以上の作業を第 11-2 図の工程に従って行い、燃料体取出し作業を完了する。</p> <p>(3) 核燃料物質による汚染の分布に関する評価</p> <p>もんじゅでは、炉心周辺の一部構造材料及び 1 次冷却材が放射化している。また、その他施設内の機器・配管等の内面について、放射性物質の総量としては小さいものの、放射性物質が残留している。</p> <p>解体撤去作業における放射線業務従事者の被ばく低減及び放射性廃棄物の放射能レベル低減を目的として、施設内における核燃料物質による汚染の分布（以下単に「汚染の分布」という。）に関する評価を第 1 段階及び第 2 段階に行う。第 1 段階においては、主に 1 次主冷却系における汚染の分布について評価を実施する。</p> <p>(4) 各作業に係る安全管理上の措置及び作業工程</p> <p>(1)から(3)の各作業に係る安全管理上の措置を第 5-2 表に、作業工程を「十一 廃止措置の工程」に示す。</p> <p><u>5. 第 2 段階以降に行う解体の方法</u></p> <p><u>第 2 段階においては、汚染の分布に関する評価を継続するとともに、ナトリウム機器の解体準備及び水・蒸気系等発電設備の解体撤去に着手する。汚染の分布に関する評価については、主に燃料体取出し作業が完了した原子炉周辺における放射化汚染の分布について評価することとしており、遠隔装置の活用、防保護具の着用等の被ばく低減対策を確実に講じる。ナトリウム機器の解体準備については、1 次系ナトリウム等の抜取り、系統内に残留したナトリウムの安定化や洗浄の方法を含めた解体計画を検討する。水・蒸気系等発電設備の解体撤去に当たっては、高所作業対策、粉じん障害対策、騒音防止対策等の労働災害防止対策を確実に講じる。</u></p>	<p>了後、247 体目以降においては、模擬燃料体等を装荷しない（以下「部分装荷」という。）。部分装荷では、炉心は模擬燃料体等を装荷する 370 箇所のうち、第 13-1 図のとおり格子状に 246 箇所に装荷した配置とする。</p> <p>なお、炉心から燃料体を取り出す前に、現在（廃止措置計画認可申請時点）、炉外燃料貯蔵槽に貯蔵している燃料体を取り出し、洗浄して燃料池へ移送する。</p> <p>以上の作業を第 11-2 図の工程に従って行い、燃料体取出し作業を完了する。</p> <p>(3) 核燃料物質による汚染の分布に関する評価</p> <p>もんじゅでは、炉心周辺の一部構造材料及び 1 次冷却材が放射化している。また、その他施設内の機器・配管等の内面について、放射性物質の総量としては小さいものの、放射性物質が残留している。</p> <p>解体撤去作業における放射線業務従事者の被ばく低減及び放射性廃棄物の放射能レベル低減を目的として、施設内における核燃料物質による汚染の分布（以下単に「汚染の分布」という。）に関する評価を第 1 段階及び第 2 段階に行う。第 1 段階においては、主に 1 次主冷却系における汚染の分布について評価を実施する。</p> <p>(4) 各作業に係る安全管理上の措置及び作業工程</p> <p>(1)から(3)の各作業に係る安全管理上の措置を第 5-2 表に、作業工程を「十一 廃止措置の工程」に示す。</p> <p><u>4. 2 第 2 段階に行う解体の方法</u></p> <p><u>(1) 核燃料物質による汚染の分布に関する評価</u></p> <p><u>第 2 段階においては、第 1 段階に引き続き、1 次主冷却系における汚染の分布について評価を継続するとともに、炉内構造物を含む原子炉周辺における放射化汚染の分布について評価を実施する。</u></p> <p><u>(2) ナトリウム機器の解体準備</u></p> <p><u>ナトリウム機器の解体は、バルクナトリウムの抜取り、抜出し後の機器内に残留するナトリウムの回収及び安定化、機器解体撤去・切断、ナトリウム洗浄、除染等の多くの作業ステップが必要となる。これらの多岐にわたる系統機器の解体を安全、確実かつ速やかに行うため、次に挙げるしゃへい体等取出し作業及びバルクナトリウムの搬出を実施する。</u></p> <p><u>ナトリウム保有に伴うリスクの低減となるバルクナトリウム搬出のための最初のプロセスであり、かつ燃料体取出し作業並みの長期間を要するしゃへい体等取出し作業を最優先に実施する。</u></p> <p><u>また、ナトリウム機器の解体には、残留ナトリウムの安定化、機器・配管の切断等の解体に必要な技術等の選定、解体のガイドライン作成、それらの妥当性確認・実証が必要である。解体に必要な技術等の適用対象としては、非放射性ナトリウム設備、放射性ナトリウム設備及び特殊設備（原子炉容器、コー</u></p>	<p>記載の適正化 廃止措置計画認可申請時点であることの記載の明確化</p> <p>各段階の解体の方法を 4. の下の階層に整理 第 2 段階の方針及び第 2 段階前半に行う具体的な作業を追記</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
		<p><u>ルドトラップ等）に区分し、非放射性ナトリウム設備から順に実設備解体を通じた技術実証・確認をしながら、第2段階及び第3段階を通じて段階的に解体技術基盤整備を行う。第2段階においては、非放射性ナトリウム設備の解体着手に必要な解体技術基盤整備と放射性ナトリウム設備及び特殊設備の解体着手に必要な解体技術基盤整備計画の策定を実施する。実設備解体を通じた技術実証・確認については、2次メンテナンス冷却系等の小規模系統から、二次冷却設備、一次冷却設備の順に行い、放射性ナトリウム設備の一次冷却設備の解体に技術を適用していく方針とし、第2段階期間に非放射性ナトリウム設備の実設備解体を通じた技術実証・確認に着手する。具体的な方法及び安全管理上の措置については、作業着手までに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u></p> <p>① <u>しゃへい体等取出し作業</u></p> <p><u>しゃへい体等取出し作業は、炉心等にあるしゃへい体等を燃料池にすべて貯蔵することを完了条件とし、第1段階の燃料体取出し作業で経験、実績のある燃料取扱設備を用いて、安全、確実に実施する。取出し順序については、放射性物質を内包している又は放射化により近接作業で取り出すことができないものを優先して取り出すことを基本とする。なお、取扱い対象は放射性廃棄物であり、本作業は「放射性固体廃棄物」の移送作業として管理する。作業時のプラント状態については、1次主冷却系のナトリウムをドレンし、原子炉容器液位を通常レベル（以下「NsL」という。）からシステムレベル（以下「SsL」という。）に低下させた状態で運用することにより、設備点検のためにしゃへい体等取出しの実作業が行えない期間を短縮するとともに、プラントの維持管理、設備保全・整備の合理化を図る。しゃへい体等取出し作業の実施に当たっては、原子炉容器液位を SsL で運用することによる工程管理上のリスクへの対応策（以下「リカバリープラン」という。）を準備する。</u></p> <p>② <u>バルクナトリウムの搬出</u></p> <p><u>バルクナトリウム搬出完了までには、しゃへい体等取出し作業及び放射性バルクナトリウム抜取り作業、ナトリウム抽出・搬出設備整備といった多くのナトリウム取扱い作業及び設備整備を行いつつ、これらを効果的に組み合わせ、バルクナトリウム搬出を安全、確実に、かつ可能な限り速やかに完了することを目指し、しゃへい体等取出し完了後、可能な限り速やかに非放射性バルクナトリウムの抽出・搬出に移行できるように体制変更を行うとともに、遅滞なく必要な設備整備を行う。非放射性バルクナトリウムの搬出完了後は、可能な限り速やかに放射性バルクナトリウムの抽出・搬出に移行できるように体制の見直しを行うとともに、遅滞なく必要な設備整備を行う。設備整備においては、バルクナトリウムの抽出・搬出作業を安全、確実に、かつ可能な限り速やかに行えるように取り組む。これらの具体的な事項を</u></p>	

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>第3段階においては、水・蒸気系等発電設備の解体撤去を継続するとともに、ナトリウム機器の解体撤去を行う。ナトリウム機器の解体撤去については、遠隔装置の活用、遮蔽設置等の被ばく低減対策、ナトリウムの漏えい防止、飛散防止等の安全対策及び高所作業対策、粉じん障害対策、騒音防止対策等の労働災害防止対策を確実に講じる。解体撤去により発生する放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物については、処理に必要な設備の性能を維持しながら管理放出を行う。また、解体撤去により発生する放射性固体廃棄物については、計画的に処理を行い、搬出するまでの期間、固体廃棄物貯蔵庫等で放射能レベル区分別及び性状に応じて、適切な方法で保管する。</p> <p>第4段階においては、管理区域の解除及び建物等の解体撤去を行う。建物等の解体撤去については、高所作業対策、粉じん障害対策、騒音防止対策等の労働災害防止対策を確実に講じる。</p> <p>以上に示す作業の具体的な方法、安全対策、必要となる性能維持施設の範囲、機能及び性能等については、各段階に着手するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p>	<p><u>ナトリウム搬出計画として策定した上で、バルクナトリウム搬出工程に整合する範囲で、バルクナトリウム以外についても回収及び搬出を図り、第3段階での施設内のナトリウムに起因するリスクを可能な限り低減する。設備整備を含む具体的な事項については、バルクナトリウムの搬出作業着手までに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u></p> <p><u>(3) 水・蒸気系等発電設備の解体撤去</u> <u>大型の非放射性ナトリウム機器の撤去後の解体場所と移送ルートの確保を目的とし、水・蒸気系等発電設備のうち、タービン建物3階以下に設置されている機器の解体撤去を実施する。解体撤去では、性能維持施設に影響を及ぼさないよう着手前に隔離や養生等を行う。また、解体撤去工事の際は、高所作業等の労働災害防止対策を講じた上で、工具などを用いて分解・取外しを行うとともに、熱的切断装置又は機械的切断装置で切断、破砕等を行う。なお、本解体撤去を通じて、解体技術基盤整備として実施する2次メンテナンス冷却系等の技術実証・確認に向けた経験の蓄積、労働安全及び運用管理の方法の習熟に資する。</u></p> <p><u>(4) 各作業に係る安全管理上の措置及び作業工程</u> <u>第2段階前半に実施する各作業に係る安全管理上の措置を第5-3表に、作業工程を「十一 廃止措置の工程」に示す。</u></p> <p><u>4.3 第3段階以降に行う解体の方法</u> 第3段階においては、水・蒸気系等発電設備の解体撤去を継続するとともに、ナトリウム機器の解体撤去を行う。ナトリウム機器の解体撤去については、遠隔装置の活用、遮蔽設置等の被ばく低減対策、ナトリウムの漏えい防止、飛散防止等の安全対策及び高所作業対策、粉じん障害対策、騒音防止対策等の労働災害防止対策を確実に講じる。解体撤去により発生する放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物については、処理に必要な設備の性能を維持しながら管理放出を行う。また、解体撤去により発生する放射性固体廃棄物については、計画的に処理を行い、搬出するまでの期間、固体廃棄物貯蔵庫等で放射能レベル区分別及び性状に応じて、適切な方法で保管する。</p> <p>第4段階においては、管理区域の解除及び建物等の解体撤去を行う。建物等の解体撤去については、高所作業対策、粉じん障害対策、騒音防止対策等の労働災害防止対策を確実に講じる。</p> <p>以上に示す作業の具体的な方法、安全対策、必要となる性能維持施設の範囲、機能及び性能等については、各段階に着手するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p>	<p>各段階の解体の方法を4.の下の階層に整理</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由																				
	<p style="text-align: center;">第 5-1 表 廃止措置の実施区分</p> <table border="1" data-bbox="309 236 987 703"> <thead> <tr> <th data-bbox="309 236 562 288">区分</th> <th data-bbox="564 236 987 288">主な実施事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="309 290 562 400">第 1 段階 燃料体取出し期間</td> <td data-bbox="564 290 987 400"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 次系ナトリウムの抜取り ・ 燃料体取出し作業 ・ 汚染の分布に関する評価 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 402 562 512">第 2 段階 解体準備期間</td> <td data-bbox="564 402 987 512"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染の分布に関する評価（継続） ・ ナトリウム機器の解体準備 ・ 水・蒸気系等発電設備の解体撤去 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 513 562 624">第 3 段階 廃止措置期間 I</td> <td data-bbox="564 513 987 624"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水・蒸気系等発電設備の解体撤去（継続） ・ ナトリウム機器の解体撤去 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 625 562 703">第 4 段階 廃止措置期間 II</td> <td data-bbox="564 625 987 703"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理区域の解除 ・ 建物等解体撤去 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	主な実施事項	第 1 段階 燃料体取出し期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 次系ナトリウムの抜取り ・ 燃料体取出し作業 ・ 汚染の分布に関する評価 	第 2 段階 解体準備期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染の分布に関する評価（継続） ・ ナトリウム機器の解体準備 ・ 水・蒸気系等発電設備の解体撤去 	第 3 段階 廃止措置期間 I	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水・蒸気系等発電設備の解体撤去（継続） ・ ナトリウム機器の解体撤去 	第 4 段階 廃止措置期間 II	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理区域の解除 ・ 建物等解体撤去 	<p style="text-align: center;">第 5-1 表 廃止措置の実施区分</p> <table border="1" data-bbox="1160 236 1839 703"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 236 1413 288">区分</th> <th data-bbox="1415 236 1839 288">主な実施事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 290 1413 400">第 1 段階 燃料体取出し期間</td> <td data-bbox="1415 290 1839 400"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 次系ナトリウムの抜取り ・ 燃料体取出し作業 ・ 汚染の分布に関する評価 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 402 1413 512">第 2 段階 解体準備期間</td> <td data-bbox="1415 402 1839 512"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染の分布に関する評価（継続） ・ ナトリウム機器の解体準備 ・ 水・蒸気系等発電設備の解体撤去 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 513 1413 624">第 3 段階 廃止措置期間 I</td> <td data-bbox="1415 513 1839 624"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水・蒸気系等発電設備の解体撤去（継続） ・ ナトリウム機器の解体撤去 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 625 1413 703">第 4 段階 廃止措置期間 II</td> <td data-bbox="1415 625 1839 703"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理区域の解除 ・ 建物等解体撤去 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	主な実施事項	第 1 段階 燃料体取出し期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 次系ナトリウムの抜取り ・ 燃料体取出し作業 ・ 汚染の分布に関する評価 	第 2 段階 解体準備期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染の分布に関する評価（継続） ・ ナトリウム機器の解体準備 ・ 水・蒸気系等発電設備の解体撤去 	第 3 段階 廃止措置期間 I	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水・蒸気系等発電設備の解体撤去（継続） ・ ナトリウム機器の解体撤去 	第 4 段階 廃止措置期間 II	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理区域の解除 ・ 建物等解体撤去 	<p style="text-align: center;">変更なし</p>
区分	主な実施事項																						
第 1 段階 燃料体取出し期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 次系ナトリウムの抜取り ・ 燃料体取出し作業 ・ 汚染の分布に関する評価 																						
第 2 段階 解体準備期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染の分布に関する評価（継続） ・ ナトリウム機器の解体準備 ・ 水・蒸気系等発電設備の解体撤去 																						
第 3 段階 廃止措置期間 I	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水・蒸気系等発電設備の解体撤去（継続） ・ ナトリウム機器の解体撤去 																						
第 4 段階 廃止措置期間 II	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理区域の解除 ・ 建物等解体撤去 																						
区分	主な実施事項																						
第 1 段階 燃料体取出し期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 次系ナトリウムの抜取り ・ 燃料体取出し作業 ・ 汚染の分布に関する評価 																						
第 2 段階 解体準備期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染の分布に関する評価（継続） ・ ナトリウム機器の解体準備 ・ 水・蒸気系等発電設備の解体撤去 																						
第 3 段階 廃止措置期間 I	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水・蒸気系等発電設備の解体撤去（継続） ・ ナトリウム機器の解体撤去 																						
第 4 段階 廃止措置期間 II	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理区域の解除 ・ 建物等解体撤去 																						

変更箇所	変更前			変更後			理由
	第 5-2 表 第 1 段階において実施する作業に係る安全管理上の措置			第 5-2 表 第 1 段階において実施する作業に係る安全管理上の措置			
	作業 件名	作業場所	安全管理上の措置	作業 件名	作業場所	安全管理上の措置	
	2 次 系 ナ トリ ウム の 抜 取り	原子炉建物 及び原子炉 補助建物	<ul style="list-style-type: none"> ・ナトリウムバウンダリを開放する際、防災シート等を敷き、ナトリウムの飛散を防止する。また、脱落したナトリウムを収納する専用保管容器を準備する。 ・ナトリウムバウンダリを開放する際、作業者は保護具を着用し、ナトリウムの飛散による火傷等を防止する。 ・タンクにドレンする際にはタンク容量の上限を超えないように管理する。 	2 次 系 ナ トリ ウム の 抜 取り	原子炉建物 及び原子炉 補助建物	<ul style="list-style-type: none"> ・ナトリウムバウンダリを開放する際、防災シート等を敷き、ナトリウムの飛散を防止する。また、脱落したナトリウムを収納する専用保管容器を準備する。 ・ナトリウムバウンダリを開放する際、作業者は保護具を着用し、ナトリウムの飛散による火傷等を防止する。 ・タンクにドレンする際にはタンク容量の上限を超えないように管理する。 	
	燃 料 体 取 出 し 作 業	原 子 炉 建 物、原子炉 補助建物及 びメンテナ ンス廃棄物 処理建物	<ul style="list-style-type: none"> ・作業者の習熟や操作ミス防止のため、作業者の机上教育や模擬訓練を実施する。 ・故障リスク低減のため、燃料取扱設備の点検を確実に実施する。 ・臨界防止のため、燃料体の取出しが完了するまで、炉心から制御棒集合体を取り出さない。 	燃 料 体 取 出 し 作 業	原 子 炉 建 物、原子炉 補助建物及 びメンテナ ンス・廃棄 物処理建物	<ul style="list-style-type: none"> ・作業者の習熟や操作ミス防止のため、作業者の机上教育や模擬訓練を実施する。 ・故障リスク低減のため、燃料取扱設備の点検を確実に実施する。 ・臨界防止のため、燃料体の取出しが完了するまで、炉心から制御棒集合体を取り出さない。 	
	汚 染 の 分 布 に 関 す る 評 価	原 子 炉 建 物、原子炉 補助建物、 メンテナ ンス廃棄物 処理建物及 び固体廃棄 物貯蔵庫	<ul style="list-style-type: none"> ・代表試料採取時には汚染拡大防止措置を講じる。 ・高所の試料採取時には足場設置等の安全対策を講じる。 ・試料採取場所の状況に応じた防保護具の着用等、被ばく低減対策を講じる。 	汚 染 の 分 布 に 関 す る 評 価	原 子 炉 建 物、原子炉 補助建物、 メンテナ ンス・廃棄 物処理建物 及び固体廃 棄物貯蔵庫	<ul style="list-style-type: none"> ・代表試料採取時には汚染拡大防止措置を講じる。 ・高所の試料採取時には足場設置等の安全対策を講じる。 ・試料採取場所の状況に応じた防保護具の着用等、被ばく低減対策を講じる。 	

変更箇所	変更前	変更後	理由												
		<p style="text-align: center;"><u>第 5-3 表 第 2 段階において実施する作業に係る安全管理上の措置</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"><u>作業名</u></th> <th style="width: 15%;"><u>作業場所</u></th> <th style="width: 70%;"><u>安全管理上の措置</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>汚染の分布に関する評価</u></td> <td><u>原子炉建物、原子炉補助建物、メンテナンス・廃棄物処理建物及び固体廃棄物貯蔵庫</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・代表試料採取時には汚染拡大防止措置を講じる。 ・高所の試料採取時には足場設置等の安全対策を講じる。 ・試料採取場所の状況に応じた防保護具の着用等、被ばく低減対策を講じる。 </td> </tr> <tr> <td><u>しゃへい体等取出し作業</u></td> <td><u>原子炉建物、原子炉補助建物及びメンテナンス・廃棄物処理建物</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・作業者の習熟や操作ミス防止のため、作業者の机上教育や模擬訓練を実施する。 ・故障リスク低減のため、燃料取扱設備の点検を確実に実施する。 </td> </tr> <tr> <td><u>水・蒸気系等発電設備の解体撤去</u></td> <td><u>タービン建物</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・解体撤去に当たっては、労働災害防止対策を講じる。また、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 ・使用済燃料搬出が完了するまでの期間にあっては、使用済燃料の貯蔵に係る機能に影響を与えない範囲で行う。 ・必要に応じて局所排風機及び局所フィルタ等の設置、粉じん等の拡散防止対策を講じる。 ・タービン建物等を維持管理する。 ・解体撤去では性能維持施設に影響を及ぼさないよう解体撤去着手前に隔離や養生等を行う。 </td> </tr> </tbody> </table>	<u>作業名</u>	<u>作業場所</u>	<u>安全管理上の措置</u>	<u>汚染の分布に関する評価</u>	<u>原子炉建物、原子炉補助建物、メンテナンス・廃棄物処理建物及び固体廃棄物貯蔵庫</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・代表試料採取時には汚染拡大防止措置を講じる。 ・高所の試料採取時には足場設置等の安全対策を講じる。 ・試料採取場所の状況に応じた防保護具の着用等、被ばく低減対策を講じる。 	<u>しゃへい体等取出し作業</u>	<u>原子炉建物、原子炉補助建物及びメンテナンス・廃棄物処理建物</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・作業者の習熟や操作ミス防止のため、作業者の机上教育や模擬訓練を実施する。 ・故障リスク低減のため、燃料取扱設備の点検を確実に実施する。 	<u>水・蒸気系等発電設備の解体撤去</u>	<u>タービン建物</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・解体撤去に当たっては、労働災害防止対策を講じる。また、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 ・使用済燃料搬出が完了するまでの期間にあっては、使用済燃料の貯蔵に係る機能に影響を与えない範囲で行う。 ・必要に応じて局所排風機及び局所フィルタ等の設置、粉じん等の拡散防止対策を講じる。 ・タービン建物等を維持管理する。 ・解体撤去では性能維持施設に影響を及ぼさないよう解体撤去着手前に隔離や養生等を行う。 	<p>第 5-3 表（第 2 段階において実施する作業に係る安全管理上の措置）を追加</p>
<u>作業名</u>	<u>作業場所</u>	<u>安全管理上の措置</u>													
<u>汚染の分布に関する評価</u>	<u>原子炉建物、原子炉補助建物、メンテナンス・廃棄物処理建物及び固体廃棄物貯蔵庫</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・代表試料採取時には汚染拡大防止措置を講じる。 ・高所の試料採取時には足場設置等の安全対策を講じる。 ・試料採取場所の状況に応じた防保護具の着用等、被ばく低減対策を講じる。 													
<u>しゃへい体等取出し作業</u>	<u>原子炉建物、原子炉補助建物及びメンテナンス・廃棄物処理建物</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・作業者の習熟や操作ミス防止のため、作業者の机上教育や模擬訓練を実施する。 ・故障リスク低減のため、燃料取扱設備の点検を確実に実施する。 													
<u>水・蒸気系等発電設備の解体撤去</u>	<u>タービン建物</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・解体撤去に当たっては、労働災害防止対策を講じる。また、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 ・使用済燃料搬出が完了するまでの期間にあっては、使用済燃料の貯蔵に係る機能に影響を与えない範囲で行う。 ・必要に応じて局所排風機及び局所フィルタ等の設置、粉じん等の拡散防止対策を講じる。 ・タービン建物等を維持管理する。 ・解体撤去では性能維持施設に影響を及ぼさないよう解体撤去着手前に隔離や養生等を行う。 													

変更箇所	変更前	変更後	理由
<p>本文六 性能維持施設</p>	<p>六 性能維持施設</p> <p>廃止措置を安全に進めるうえで、燃料体取出し作業に係る設備、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理設備、放射性物質の外部への漏えいを防止するための建物・構築物の障壁、遮蔽及び換気設備、管理区域における放射線管理設備、屋内外の放射線監視を行うための放射線監視設備、放射性固体廃棄物の処理設備及び貯蔵設備、ナトリウムの漏えい及び火災を防止するための設備等の施設を、廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。性能維持施設に係る必要な機能及び維持期間についての基本的な考え方を以下に示す。</p> <p>燃料体取出し作業に係る設備については、炉心等から燃料体を取り出すための燃料交換設備、燃料出入設備、燃料洗浄設備等について、燃料体取出し作業が完了するまでの期間、維持管理する。ただし、燃料体取出し作業が完了した後もこれらの設備内にはナトリウムが残留しているため、これらの設備に係る不活性ガス供給機能については、ナトリウムを安定化処理するまでの期間、維持管理する。また、炉心等から取り出した燃料体を貯蔵する水中燃料貯蔵設備については、燃料体を安全に貯蔵するため、臨界を防止するための貯蔵ラック、使用済燃料の冷却にかかる機能等を、燃料体を搬出するまでの期間、維持管理する。</p> <p>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理設備については、施設内の放射性物質を除去し、放出する放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物がなくなるまでの期間、維持管理する。ただし、施設内の放射性よう素については、現状のもんじゅにおける核燃料物質の減衰期間等を考慮すると環境への影響は無視できることから、放出に係るよう素除去に係る設備の維持は不要とする。</p> <p>核燃料物質により汚染された系統及び設備を収納する原子炉建物、原子炉補助建物、メンテナンス・廃棄物処理建物等については、これらの系統及び設備を撤去し、管理区域としての管理が不要となるまでの期間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び遮蔽機能とともに、換気設備について維持管理する。</p> <p>管理区域における放射線管理を行う出入管理設備及び汚染管理設備については、管理区域内の系統及び設備を撤去し、管理区域としての管理が不要となるまでの期間、維持管理する。屋内外の放射線監視を行う設備については、廃止措置の進捗に応じた監視対象範囲を明確にし、管理区域としての管理が不要となるまでの期間、必要となる監視設備について維持管理する。</p> <p>核燃料物質により汚染された設備、建物等の解体撤去等で発生する放射性固体廃棄物の処理施設については、汚染されている設備等の解体撤去が完了し、放射性固体廃棄物として処理するまでの期間、処理機能を維持管理し、放射性固体廃棄物の貯蔵施設については、処理した放射性固体廃棄物を許可を有する廃棄事業者の廃棄施設に廃棄するまでの期間、貯蔵機能を維持管理する。</p> <p>ナトリウムを保有している系統、設備等については、ナトリウムの漏えい及び凍結を防止するためのナトリウムの保持機能、予熱・保温機能及び漏えい監視機能を、系統・設備内のナトリウムをタンク等に固化するまでの期間、維持管理する。また、</p>	<p>六 性能維持施設</p> <p>廃止措置を安全に進めるうえで、燃料体取出し作業及びしゃへい体等取出し作業に係る設備、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理設備、放射性物質の外部への漏えいを防止するための建物・構築物の障壁、遮蔽及び換気設備、管理区域における放射線管理設備、屋内外の放射線監視を行うための放射線監視設備、放射性固体廃棄物の処理設備及び貯蔵設備、ナトリウムの漏えい及び火災を防止するための設備等の施設を、廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。性能維持施設に係る必要な機能及び維持期間についての基本的な考え方を以下に示す。</p> <p>燃料体取出し作業及びしゃへい体等取出し作業に係る設備については、炉心等から燃料体及びしゃへい体等を取り出すための燃料交換設備、燃料出入設備、燃料洗浄設備等を、燃料体取出し作業及びしゃへい体等取出し作業が完了するまでの期間、維持管理する。また、炉心等から取り出した燃料体を貯蔵する水中燃料貯蔵設備については、燃料体を安全に貯蔵するため、臨界を防止するための貯蔵ラックにかかる機能等を、燃料体を搬出するまでの期間、維持管理する。ただし、燃料池の水冷却機能は、使用済燃料の強制冷却が不要となるまでの期間、維持管理する。</p> <p>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理設備については、施設内の放射性物質を除去し、放出する放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物がなくなるまでの期間、維持管理する。ただし、施設内の放射性よう素については、現状のもんじゅにおける核燃料物質の減衰期間等を考慮すると環境への影響は無視できることから、放出に係るよう素除去に係る設備の維持は不要とする。</p> <p>核燃料物質により汚染された系統及び設備を収納する原子炉建物、原子炉補助建物、メンテナンス・廃棄物処理建物等については、これらの系統及び設備を撤去し、管理区域としての管理が不要となるまでの期間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び遮蔽機能とともに、換気設備について維持管理する。</p> <p>管理区域における放射線管理を行う出入管理設備及び汚染管理設備については、管理区域内の系統及び設備を撤去し、管理区域としての管理が不要となるまでの期間、維持管理する。屋内外の放射線監視を行う設備については、廃止措置の進捗に応じた監視対象範囲を明確にし、管理区域としての管理が不要となるまでの期間、必要となる監視設備について維持管理する。</p> <p>核燃料物質により汚染された設備、建物等の解体撤去等で発生する放射性固体廃棄物の処理施設については、汚染されている設備等の解体撤去が完了し、放射性固体廃棄物として処理するまでの期間、処理機能を維持管理し、放射性固体廃棄物の貯蔵施設については、処理した放射性固体廃棄物を許可を有する廃棄事業者の廃棄施設に廃棄するまでの期間、貯蔵機能を維持管理する。</p> <p>ナトリウムを保有している系統、設備等については、ナトリウムの漏えい及び凍結を防止するためのナトリウムの保持機能、予熱・保温機能及び漏えい監視機能を、系統・設備内のナトリウムをタンク等に固化するまでの期間、維持管理する。また、タンク等にドレンした後においても、残留している系統・設備内のナ</p>	<p>第2段階前半で実施するしゃへい体等取出し作業に必要な性能維持施設を追加</p> <p>第2段階前半で実施するしゃへい体等取出し作業後、共通保修設備にて洗浄を行うことで、設備内にナトリウムがなくなることによる、不活性ガス供給機能維持期間の変更に伴う記載削除（詳細は第6-1表16/参照）</p> <p>使用済燃料の冷却機能維持期間の変更に伴う記載修正</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>タンク等にドレンした後においても、残留している系統・設備内のナトリウム酸化を防止するための不活性ガス供給機能については、系統・設備内のナトリウムを安定化処理するまでの期間、維持管理する。</p> <p>また、大規模損壊発生時のナトリウム火災に係る消火及び影響緩和に必要な資機材や、緊急時において電源供給や燃料池への給水を行う移動式電源車、消防自動車等のその他の施設についても、廃止措置の進捗に即したリスクに応じて、適切に維持管理する。</p> <p>その他、必要な設備への電源を供給するためのディーゼル発電機、変圧器等の電源設備、系統の制御・監視等を行う計測制御設備、プラントの監視・操作を行う中央制御室など、廃止措置期間中の保安に必要な施設について、必要な期間、適切に維持管理する。</p> <p>以上の基本的な考え方に基づく具体的な性能維持施設、維持機能及び維持期間を第 6-1 表に示す。廃止措置の進捗に応じて、第 6-1 表に示す性能維持施設の範囲、機能又は性能について変更する場合は、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>なお、第 6-1 表に示す性能維持施設に係る保全対象範囲として、詳細な機器レベルでの性能維持施設の範囲については、2018 年 12 月から予定している定期設備点検までに明確化して保安規定及び保全計画に反映する。</p> <p style="text-align: center;">第 6-1 表 性能維持施設</p> <p style="text-align: center;">(別紙 第 6-1 表 性能維持施設変更前後比較表 参照)</p>	<p>トリウム酸化を防止するための不活性ガス供給機能については、系統・設備内のナトリウムを安定化処理するまでの期間、維持管理する。</p> <p>また、大規模損壊発生時のナトリウム火災に係る消火及び影響緩和に必要な資機材や、緊急時において電源供給や燃料池への給水を行う移動式電源車、消防自動車等のその他の施設についても、廃止措置の進捗に即したリスクに応じて、適切に維持管理する。</p> <p>その他、必要な設備への電源を供給するためのディーゼル発電機、変圧器等の電源設備、系統の制御・監視等を行う計測制御設備、プラントの監視・操作を行う中央制御室など、廃止措置期間中の保安に必要な施設について、必要な期間、適切に維持管理する。</p> <p>以上の基本的な考え方に基づく性能維持施設の機能、性能、プラント状態に応じて性能を発揮するために必要な維持台数及び維持期間を第6-1表に示す。廃止措置の進捗に応じて、第6-1表に示す性能維持施設の範囲、機能又は性能について変更する場合は、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>なお、第 6-1 表に示す性能維持施設に係る保全対象範囲として、詳細な機器レベルでの性能維持施設の範囲については、2018 年 12 月から予定している定期設備点検までに明確化して保安規定及び保全計画に反映する。</p> <p style="text-align: center;">第 6-1 表 性能維持施設</p> <p style="text-align: center;">(別紙 第 6-1 表 性能維持施設変更前後比較表 参照)</p>	<p>理由</p> <p>第 6-1 表の記載変更に合わせて記載修正</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
<p>本文七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに研開炉技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容</p>	<p>七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに研開炉技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容</p> <p>2. 性能維持施設の施設管理 性能維持施設については、もんじゅの現況^{*1}を踏まえ、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則10号。以下「技術基準規則」という。）の要求事項に代わり、もんじゅの原子炉設置許可等、既往の許認可を基に設定している第6-1表に示す維持機能及び性能について、保安規定に定める施設管理に基づき、継続的な改善を図りながら維持管理する。また、第6-1表に示す性能維持施設の維持機能及び性能については、検査（以下「定期事業者検査」^{*2}という。）によって確認する。なお、第6-1表に示す維持期間を終了し、維持不要となった設備又は機能については、性能維持施設から除外される。従って、定期事業者検査が不要となる。</p> <p>定期事業者検査については、2018年12月から実施する定期設備点検に合わせて実施するものとし、2018年12月までに定める保全計画に定期事業者検査の内容を反映する。2018年12月までの期間における性能維持施設の保全については建設段階の保全内容を踏襲することにより、廃止措置段階への移行期において未点検機器を発生させないよう万全を期す。</p> <p>もんじゅにおいては過去に機器の点検時期を超過する保守管理上の不備を発生させたが、その不適合処置として点検を行い、再発防止対策として保守管理全般に対して改善を行ってきた。具体的な改善内容は保守管理業務支援システムの導入及び運用、保守管理に係る人材の強化等であり、廃止措置段階においてはこれらの対策を継続するとともに、さらに、燃料体取出し作業等を安全かつ確実に実施するために、以下の取組を実施する。</p> <p>(1) 燃料交換設備や燃料処理設備の事前点検 燃料体取出し作業を安全かつ確実に実施するため、作業に用いる設備について平成22年以降使用していないことを踏まえ、事前に点検して健全性を確認する。</p> <p>(2) 故障リスクへの対応 故障時に調達に時間を要する海外調達部品や生産中止部品等については、予備品として保有する。加えて、施設の安全性に影響がない機器であっても、故障等により燃料体の取出し作業工程に大きな影響を及ぼすような機器については、必要に応じて消耗品の取替え等を行う。</p> <p>(3) 燃料体取出し作業に係る体制強化 燃料体取出し作業を担う担当課の体制強化を行う。</p> <p>(4) メーカー等と連携した作業管理体制の充実 燃料体取出し作業中は、機器の故障等が発生した場合にも速やかに対処でき</p>	<p>七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに研開炉技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容</p> <p>2. 性能維持施設の施設管理 性能維持施設については、もんじゅの現況^{*1}を踏まえ、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則10号。以下「技術基準規則」という。）の要求事項に代わり、もんじゅの原子炉設置許可等、既往の許認可を基に設定している第6-1表に示す維持機能及び性能について、保安規定に定める施設管理に基づき、継続的な改善を図りながら維持管理する。また、第6-1表に示す性能維持施設の維持機能及び性能については、検査（以下「定期事業者検査」^{*2}という。）によって確認する。なお、第6-1表に示す維持期間を終了し、維持不要となった設備又は機能については、性能維持施設から除外される。従って、定期事業者検査が不要となる。</p> <p>定期事業者検査については、2018年12月から実施する定期設備点検に合わせて実施するものとし、2018年12月までに定める保全計画に定期事業者検査の内容を反映する。2018年12月までの期間における性能維持施設の保全については建設段階の保全内容を踏襲することにより、廃止措置段階への移行期において未点検機器を発生させないよう万全を期す。</p> <p>もんじゅにおいては過去に機器の点検時期を超過する保守管理上の不備を発生させたが、その不適合処置として点検を行い、再発防止対策として保守管理全般に対して改善を行ってきた。具体的な改善内容は保守管理業務支援システムの導入及び運用、保守管理に係る人材の強化等であり、廃止措置段階においてはこれらの対策を継続するとともに、さらに、燃料体取出し作業等を安全かつ確実に実施するために、以下の取組を実施する。</p> <p>(1) 燃料交換設備や燃料処理設備の事前点検 燃料体取出し作業を安全かつ確実に実施するため、作業に用いる設備について平成22年以降使用していないことを踏まえ、事前に点検して健全性を確認する。</p> <p>(2) 故障リスクへの対応 故障時に調達に時間を要する海外調達部品や生産中止部品等については、予備品として保有する。加えて、施設の安全性に影響がない機器であっても、故障等により燃料体の取出し作業工程に大きな影響を及ぼすような機器については、必要に応じて消耗品の取替え等を行う。</p> <p>(3) 燃料体取出し作業に係る体制強化 燃料体取出し作業を担う担当課の体制強化を行う。</p> <p>(4) メーカー等と連携した作業管理体制の充実 燃料体取出し作業中は、機器の故障等が発生した場合にも速やかに対処でき</p>	

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>るよう、メーカー等と連携した作業管理体制を充実する。</p> <p>※1：もんじゅの現況におけるリスクの程度については、「添付書類四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書」に示すとおり、周辺公衆に対する著しい放射線被ばくのリスクは小さい。一方、もんじゅについては、廃止を決定した時点で、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）等のいわゆる新規制基準への適合が確認されていない状況であり、もんじゅの廃止措置においては、化学的に活性なナトリウムを保有する炉心等に燃料体が存在した状態から開始するという残留リスクがある。このため、ナトリウムを安全に管理するための施設は、廃止措置段階においてもその性能を維持するとともに、残留リスクの早期低減の観点から、燃料体取出し作業を最優先に実施する。</p> <p>併せて、大規模損壊発生時の対応を追加的に実施する。これらの対応は、新たな設備を施設し、その性能を維持するよりも、廃止措置段階において、段階的に残留リスクを低減していく方策として合理的である。</p> <p>※2：2020年3月までは事業者自主検査。</p> <p>(略)</p>	<p>るよう、メーカー等と連携した作業管理体制を充実する。</p> <p><u>(5) リカバリープラン設備の保守管理</u> <u>しゃへい体等取出し作業の実施におけるリカバリープラン設備として、一次冷却設備に関連する以下の設備を中心に、一部の機能を特別な保全計画により維持管理する。なお、原子炉容器液位を SsL で運用した作業実績を評価し、リカバリープランの最適化を図る。</u></p> <p><u>1次主冷却系設備</u> <u>1次ナトリウム補助設備（オーバフロー系、純化系、充填ドレン系）</u> <u>メンテナンス冷却系設備（1次メンテナンス冷却系）</u> <u>プロセス計装（ナトリウム漏えい検出設備、予熱計装設備）</u> <u>機器冷却系設備</u></p> <p>※1：もんじゅの現況におけるリスクの程度については、「添付書類四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書」に示すとおり、周辺公衆に対する著しい放射線被ばくのリスクは小さい。一方、もんじゅについては、廃止を決定した時点で、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）等のいわゆる新規制基準への適合が確認されていない状況であり、もんじゅの廃止措置においては、化学的に活性なナトリウムを保有する炉心等に燃料体が存在した状態から開始するという残留リスクがある。このため、ナトリウムを安全に管理するための施設は、廃止措置段階においてもその性能を維持するとともに、残留リスクの早期低減の観点から、燃料体取出し作業を最優先に実施する。</p> <p><u>燃料体取出し作業後は、化学的に活性なナトリウムを保有するリスクの低減として、非放射性及び放射性バルクナトリウムの所外搬出を安全、確実かつ速やかに完了させることと、速やかに第3段階におけるナトリウム設備の解体に着手する観点から、放射性バルクナトリウム搬出のクリティカル工程となっているしゃへい体等取出し作業を最優先に実施する。</u></p> <p>併せて、大規模損壊発生時の対応を追加的に実施する。これらの対応は、新たな設備を施設し、その性能を維持するよりも、廃止措置段階において、段階的に残留リスクを低減していく方策として合理的である。</p> <p>※2：2020年3月までは事業者自主検査。</p> <p>(略)</p>	<p>理由</p> <p>しゃへい体等取出し作業時のリスク対応として用意するリカバリープランに用いる設備及びその保守管理方法を追記</p> <p>廃止措置第2段階においても化学的に活性なナトリウムを保有するリスクが存在することから、リスク低減に必要な作業を最優先に実施することを追記</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
<p>本文八 核燃料物質の 管理及び譲渡 し</p>	<p>八 核燃料物質の管理及び譲渡し</p> <p>3. 核燃料物質の譲渡し 新燃料については、国内外の許可を有する事業者に譲り渡すこととし、その具体的な計画及び方法については、第1段階において検討し、<u>第2段階に着手するまでに</u>廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。 核燃料物質の搬出は、関係法令を遵守して実施するとともに、事業所内の運搬については、保安のために必要な措置を保安規定に定めて実施する。</p> <p>4. 使用済燃料の処理・処分の方法 使用済燃料については、国内又は我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国において再処理を行うため、国内外の許可を有する事業者に譲り渡す。その具体的な計画及び方法については、第1段階において検討することとし、<u>第2段階に着手するまでに</u>廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>(略)</p>	<p>八 核燃料物質の管理及び譲渡し</p> <p>3. 核燃料物質の譲渡し 新燃料については、国内外の許可を有する事業者に譲り渡すこととし、その具体的な計画及び方法については、第1段階<u>及び第2段階</u>において検討し、<u>譲渡し先が確定した後</u>、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。 核燃料物質の搬出は、関係法令を遵守して実施するとともに、事業所内の運搬については、保安のために必要な措置を保安規定に定めて実施する。</p> <p>4. 使用済燃料の処理・処分の方法 使用済燃料については、国内又は我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国において再処理を行うため、国内外の許可を有する事業者に譲り渡す。その具体的な計画及び方法については、第1段階<u>及び第2段階</u>において検討することとし、<u>譲渡し先が確定した後</u>、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>(略)</p>	<p>変更認可を受ける時期の記載修正</p> <p>変更認可を受ける時期の記載修正</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
<p>本文九 核燃料物質による汚染の除去</p>	<p>九 核燃料物質による汚染の除去</p> <p>1. 汚染の除去の方針</p> <p>解体対象施設の一部は、核燃料物質によって汚染されている。</p> <p><u>このため、第1段階及び第2段階で行う汚染の分布に関する評価結果を踏まえ、機器・配管等の内面に残存している汚染については、合理的に達成可能な限り放射線業務従事者の被ばくを低減するために講じる安全確保対策又は放射性廃棄物の放射能レベル低減を目的として、汚染の除去（以下「除染」という。）を行う。</u></p> <p>また、原子炉容器室等の放射化汚染が高い区域については、現状、立入りを制限しており、原子炉容器等の解体撤去に着手するまで、継続して管理する。</p> <p>除染を実施する場合は、除染の対象を定めるとともに、適切な除染方法及び完了要件となる目標を策定する。</p> <p>(略)</p>	<p>九 核燃料物質による汚染の除去</p> <p>1. 汚染の除去の方針</p> <p>解体対象施設の一部は、核燃料物質によって汚染されている。</p> <p><u>第1段階に実施した汚染の分布に関する評価結果を踏まえ、原子炉容器室等の放射化汚染が高い区域以外における機器・配管等の内面に残存している汚染については、放射線量が十分に低いことから、合理的に達成可能な限り放射線業務従事者の被ばくを低減するために講じる安全確保対策を目的とした解体工事前の汚染の除去（以下「除染」という。）の必要性はない。</u></p> <p><u>このため、第2段階以降においては、第1段階に引き続き行う汚染の分布に関する評価を実施し、その結果を踏まえ、機器・配管等の内面に残存している汚染については、放射性廃棄物の放射能レベル低減を目的として、必要に応じて除染を行う。</u></p> <p>また、原子炉容器室等の放射化汚染が高い区域については、現状、立入りを制限しており、原子炉容器等の解体撤去に着手するまで、継続して管理する。</p> <p>除染を実施する場合は、除染の対象を定めるとともに、適切な除染方法及び完了要件となる目標を策定する。</p> <p>(略)</p>	<p>第1段階に実施した汚染の分布に関する評価結果を汚染の除去の方針に反映</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
<p>本文十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄</p>	<p>十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄</p> <p>1. 放射性気体廃棄物の管理</p> <p>(1) 第1段階</p> <p>第1段階において発生する放射性気体廃棄物としては、燃料体取出し作業等により発生する放射性希ガス（以下「希ガス」という。）及び放射性よう素（以下「よう素」という。）が考えられるが、よう素については、半減期が短く、性能試験（40%出力試験）中断後の減衰期間を考慮すると、放出量は無視できる。また、第1段階においては放射化した原子炉容器等の解体撤去を行わず、換気空調設備等の必要な設備についてはその機能を維持することから、放射性粉じんの放出量は無視できる。したがって、第1段階において放出される放射性気体廃棄物としては、気体廃棄物処理系からの排気、原子炉格納施設及び原子炉補助建物の換気空調設備からの排気により発生する希ガスが主となる。</p> <p>希ガスが主となる放射性気体廃棄物の廃棄については、排気中の放射性物質の濃度を排気筒モニタによって監視しながら排気筒から放出し、周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める濃度限度を超えないように管理する。また、周辺監視区域境界においても、空間放射線量及び空間放射線量率を監視する。放射性気体廃棄物の管理に係る保安上必要な措置については、保安規定に定めて実施する。</p> <p>なお、廃止措置期間中は、原子炉が停止していることから新たな希ガスが生成されず、また、性能試験（40%出力試験）中断後、21年以上経過していることから、一部の長半減期核種を除き、解体対象施設内に残存している希ガスの放射能については、無視できる程度まで減衰している。したがって、気体廃棄物処理系から希ガスを放出する場合、活性炭吸着塔装置での減衰期間（キセノンで約30日間、クリプトンで約40時間）は十分に経過しており、一部の長半減期核種についても活性炭吸着塔装置による減衰効果はほとんどないことから、活性炭吸着塔装置による放射能の減衰を期待しない。</p> <p>第1段階における放射性気体廃棄物の処理系統説明図を第10-1図に示す。</p> <p>第1段階において発生する放射性気体廃棄物の推定放出量から、発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針（昭和50年5月13日原子力委員会決定、平成13年3月29日原子力安全委員会一部改訂。以下「線量目標値指針」という。）に基づき、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を次のとおり設定し、これを超えないように努める。</p> <p>放出管理目標値 5.5×10^{12} Bq/y（希ガス）</p> <p>(2) 第2段階以降</p>	<p>十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄</p> <p>1. 放射性気体廃棄物の管理</p> <p>(1) 第1段階及び第2段階前半</p> <p>第1段階及び第2段階前半において発生する放射性気体廃棄物としては、燃料体取出し作業及びしゃへい体等取出し作業等により発生する放射性希ガス（以下「希ガス」という。）及び放射性よう素（以下「よう素」という。）が考えられるが、よう素については、半減期が短く、性能試験（40%出力試験）中断後の減衰期間を考慮すると、放出量は無視できる。また、第1段階及び第2段階前半においては放射化した原子炉容器等の解体撤去を行わず、換気空調設備等の必要な設備についてはその機能を維持することから、放射性粉じんの放出量は無視できる。したがって、第1段階及び第2段階前半において放出される放射性気体廃棄物としては、気体廃棄物処理系からの排気、原子炉格納施設及び原子炉補助建物の換気空調設備からの排気により発生する希ガスが主となる。</p> <p>希ガスが主となる放射性気体廃棄物の廃棄については、排気中の放射性物質の濃度を排気筒モニタによって監視しながら排気筒から放出し、周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める濃度限度を超えないように管理する。また、周辺監視区域境界においても、空間放射線量及び空間放射線量率を監視する。放射性気体廃棄物の管理に係る保安上必要な措置については、保安規定に定めて実施する。</p> <p>なお、廃止措置期間中は、原子炉が停止していることから新たな希ガスが生成されず、また、性能試験（40%出力試験）中断後、21年以上経過していることから、一部の長半減期核種を除き、解体対象施設内に残存している希ガスの放射能については、無視できる程度まで減衰している。したがって、気体廃棄物処理系から希ガスを放出する場合、活性炭吸着塔装置での減衰期間（キセノンで約30日間、クリプトンで約40時間）は十分に経過しており、一部の長半減期核種についても活性炭吸着塔装置による減衰効果はほとんどないことから、活性炭吸着塔装置による放射能の減衰を期待しない。</p> <p>第1段階及び第2段階前半における放射性気体廃棄物の処理系統説明図を第10-1図に示す。</p> <p>第1段階及び第2段階前半において発生する放射性気体廃棄物の推定放出量から、発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針（昭和50年5月13日原子力委員会決定、平成13年3月29日原子力安全委員会一部改訂。以下「線量目標値指針」という。）に基づき、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を次のとおり設定し、これを超えないように努める。</p> <p>放出管理目標値 5.5×10^{12} Bq/y（希ガス）</p> <p>(2) 第2段階後半以降</p> <p>第2段階後半以降においては、処理に必要な設備の機能を維持しながら</p>	<p>理由</p> <p>第2段階前半は燃料取扱設備を用いてしゃへい体等取出し作業を最優先とするため、放射化した原子炉容器等の解体撤去を行わない。よって発生する放射性気体廃棄物の処理は第1段階と変わらないことから、記載を「第1段階及び第2段階前半」に修正</p> <p>前述と同様の理由により、記載を「第1段階及び第2段階前半」に修正</p> <p>第2段階後半以降、放射</p>

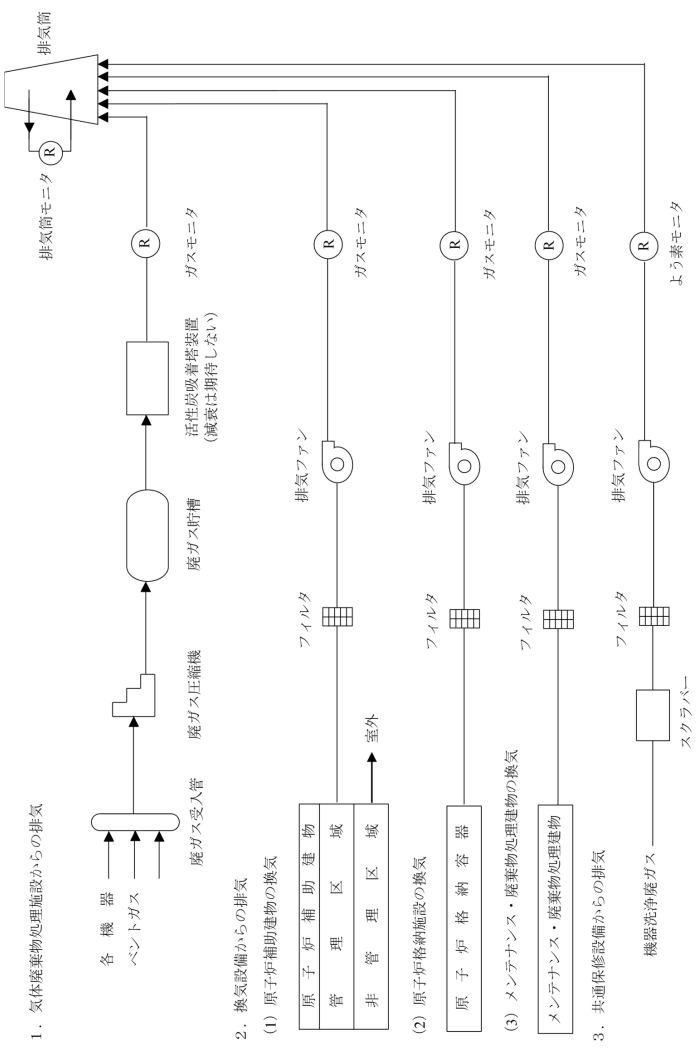
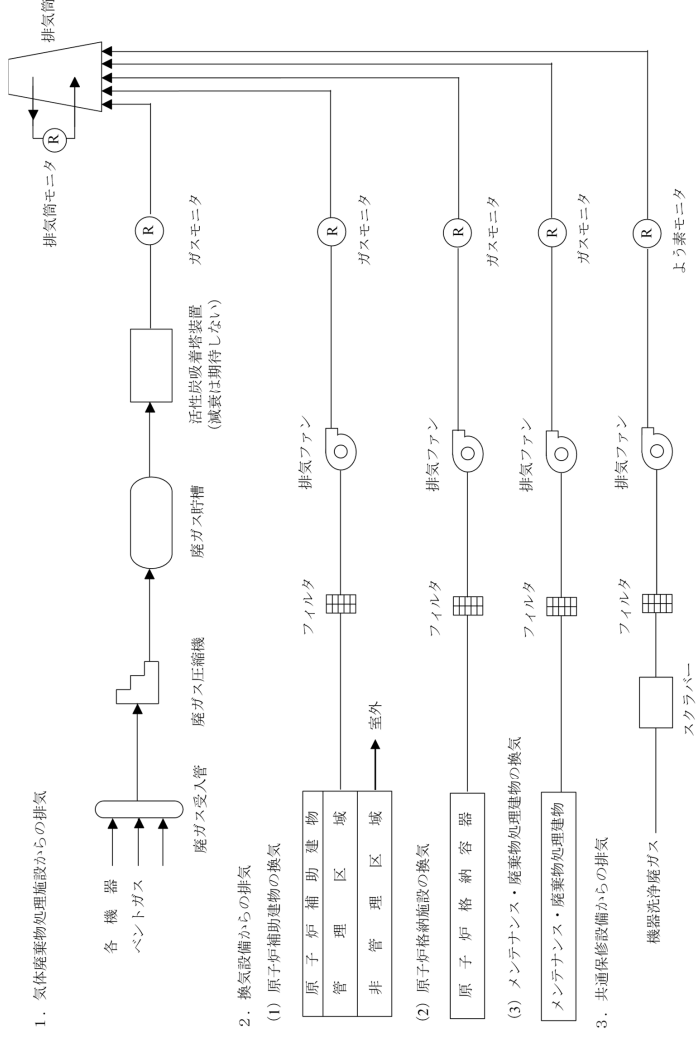
変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>第2段階以降においては、処理に必要となる設備の機能を維持しながら管理放出する。</p> <p>なお、第2段階における放射性気体廃棄物の管理については、第1段階における汚染の分布に関する評価結果を踏まえ、第2段階に着手するまでに、また、第3段階以降においては、第1段階及び第2段階における汚染の分布に関する評価結果を踏まえ、原子炉周辺設備の解体撤去に着手するまでに、それぞれ処理方法及び管理方法について定め、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>2. 放射性液体廃棄物の管理</p> <p>(1) 第1段階</p> <p>第1段階において発生する放射性液体廃棄物の主なものは、燃料取扱及び貯蔵設備廃液、共通保修設備廃液、廃棄物処理設備廃液、建物ドレン並びに洗濯廃液である。</p> <p>これらの放射性液体廃棄物の廃棄については、処理に必要となる設備の機能を維持しながら処理を行うとともに、放出前には、あらかじめ廃液モニタタンク又は洗濯廃液モニタタンクにおいてサンプリングして放射性物質の濃度を測定し、周辺監視区域外の水中の放射性物質の濃度が線量告示に定める濃度限度を超えないように管理する。また、排水中の放射性物質の濃度は、排水モニタによって監視する。放射性液体廃棄物の管理に係る保安上必要な措置については、保安規定に定めて実施する。</p> <p>第1段階における放射性液体廃棄物の処理系統説明図を第10-2図に示す。</p> <p>第1段階において発生する放射性液体廃棄物の推定放出量から、線量目標値指針に基づき、放射性液体廃棄物の放出管理目標値を次のとおり設定し、これを超えないように努める。</p> <p>放出管理目標値 $4.7 \times 10^8 \text{ Bq/y}$ (トリチウムを除く)</p> <p>(2) 第2段階以降</p> <p>第2段階以降においては、処理に必要となる設備の機能を維持しながら管理</p>	<p>管理放出する。</p> <p>なお、第2段階後半における放射性気体廃棄物の管理については、第1段階及び第2段階前半における汚染の分布に関する評価結果及び第2段階後半に実施する放射性バルクナトリウムの搬出等作業内容を踏まえ、第2段階後半に着手するまでに、また、第3段階以降においては、第1段階及び第2段階における汚染の分布に関する評価結果及び第3段階以降に実施する原子炉周辺設備の解体撤去方法を踏まえ、原子炉周辺設備の解体撤去に着手するまでに、それぞれ処理方法及び管理方法について定め、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>2. 放射性液体廃棄物の管理</p> <p>(1) 第1段階及び第2段階前半</p> <p>第1段階及び第2段階前半において発生する放射性液体廃棄物の主なものは、燃料取扱及び貯蔵設備廃液、共通保修設備廃液、廃棄物処理設備廃液、建物ドレン並びに洗濯廃液である。</p> <p>これらの放射性液体廃棄物の廃棄については、処理に必要となる設備の機能を維持しながら処理を行うとともに、放出前には、あらかじめ廃液モニタタンク又は洗濯廃液モニタタンクにおいてサンプリングして放射性物質の濃度を測定し、周辺監視区域外の水中の放射性物質の濃度が線量告示に定める濃度限度を超えないように管理する。また、排水中の放射性物質の濃度は、排水モニタによって監視する。放射性液体廃棄物の管理に係る保安上必要な措置については、保安規定に定めて実施する。</p> <p>第1段階及び第2段階前半における放射性液体廃棄物の処理系統説明図を第10-2図に示す。</p> <p>第1段階及び第2段階前半において発生する放射性液体廃棄物の推定放出量から、線量目標値指針に基づき、放射性液体廃棄物の放出管理目標値を次のとおり設定し、これを超えないように努める。</p> <p>放出管理目標値 $4.7 \times 10^8 \text{ Bq/y}$ (トリチウムを除く)</p> <p>(2) 第2段階後半以降</p> <p>第2段階後半以降においては、処理に必要となる設備の機能を維持しながら管理放出する。</p>	<p>性バルクナトリウムの搬出等作業を実施し、第1段階及び第2段階前半と発生する放射性気体廃棄物が変わるおそれがあることから、記載を「第2段階後半以降」に修正し、考慮する事項として放射性バルクナトリウムの搬出等作業を追記。また、第3段階以降に考慮する事項として原子炉周辺設備の解体撤去方法を追記</p> <p>第2段階前半は燃料取扱設備を用いてしゃへい体等取出し作業を最優先とするため、放射化した原子炉容器等の解体撤去を行わない。よって第2段階前半に発生する放射性液体廃棄物の処理は第1段階と変わらないことから、記載を「第1段階及び第2段階前半」に修正</p> <p>前述と同様の理由により、記載を「第1段階及び第2段階前半」に修正</p> <p>第2段階後半以降、放射性バルクナトリウムの</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>放出する。</p> <p>なお、第2段階における放射性液体廃棄物の管理については、第1段階における汚染の分布に関する評価結果を踏まえ、第2段階に着手するまでに、また、第3段階以降については、第1段階及び第2段階における汚染の分布に関する評価結果を踏まえ、原子炉周辺設備の解体撤去に着手するまでに、それぞれ処理方法及び管理方法について定め、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>3. 放射性固体廃棄物の管理</p> <p>3.1 放射性固体廃棄物の処理</p> <p>(1) 第1段階</p> <p>第1段階においては、廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液、使用済樹脂、使用済活性炭、雑固体廃棄物、使用済排気用フィルタ及び使用済制御棒集合体等が発生する。</p> <p>これらのうち、廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液及び使用済樹脂を固型化するためのプラスチック固化装置については、今後使用せず、セメント固化装置に更新する。</p> <p>したがって、第1段階において発生する廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液及び使用済樹脂については、廃液濃縮液タンク、粒状廃樹脂タンク又は粉末廃樹脂タンクに貯蔵し、新たに設置するセメント固化装置による処理を開始した後、固型化処理する。</p> <p>使用済活性炭、雑固体廃棄物及び使用済排気用フィルタは、ドラム缶等の容器に封入又は梱包する。また、圧縮可能な雑固体廃棄物はペイラにて圧縮処理し、ドラム詰にする。ドラム缶等の容器に封入又は梱包した固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に保管する。</p> <p>炉心で照射された使用済制御棒集合体等は燃料池又は固体廃棄物貯蔵プールに保管する。</p> <p>放射性固体廃棄物の保管量は、固体廃棄物貯蔵庫等の保管容量を超えないように管理する。放射性固体廃棄物の管理に係る保安上必要な措置については、保安規定に定めて実施する。</p> <p>第1段階における放射性固体廃棄物の処理系統説明図を第10-3図に示す。</p>	<p>なお、第2段階後半における放射性液体廃棄物の管理については、第1段階及び第2段階前半における汚染の分布に関する評価結果及び第2段階後半に実施する放射性バルクナトリウムの搬出等作業内容を踏まえ、第2段階後半に着手するまでに、また、第3段階以降については、第1段階及び第2段階における汚染の分布に関する評価結果及び第3段階以降に実施する原子炉周辺設備の解体撤去方法を踏まえ、原子炉周辺設備の解体撤去に着手するまでに、それぞれ処理方法及び管理方法について定め、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>3. 放射性固体廃棄物の管理</p> <p>3.1 放射性固体廃棄物の処理</p> <p>(1) 第1段階及び第2段階前半</p> <p>第1段階及び第2段階前半においては、廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液、使用済樹脂、使用済活性炭、雑固体廃棄物、使用済排気用フィルタ及び使用済制御棒集合体等が発生する。</p> <p>これらのうち、廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液及び使用済樹脂については、第2段階中の発生量を評価した結果、貯蔵容量を超過するおそれがないことや放射線遮蔽計算上の放射能濃度に対して放射能濃度が十分に低く、災害防止上の影響がないことから、廃液濃縮液タンク、粒状廃樹脂タンク又は粉末廃樹脂タンクに貯蔵する。</p> <p>使用済活性炭、雑固体廃棄物及び使用済排気用フィルタは、ドラム缶等の容器に封入又は梱包する。また、圧縮可能な雑固体廃棄物はペイラにて圧縮処理し、ドラム詰にする。ドラム缶等の容器に封入又は梱包した固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に保管する。</p> <p>炉心で照射された使用済制御棒集合体等は燃料池又は固体廃棄物貯蔵プールに保管する。</p> <p>放射性固体廃棄物の保管量は、固体廃棄物貯蔵庫等の保管容量を超えないように管理する。放射性固体廃棄物の管理に係る保安上必要な措置については、保安規定に定めて実施する。</p> <p>第1段階及び第2段階前半における放射性固体廃棄物の処理系統説明図を第10-3図に示す。</p> <p>(2) 第2段階後半以降</p>	<p>理由</p> <p>搬出等作業を実施し、第1段階及び第2段階前半と発生する放射性液体廃棄物が変わるおそれがあることから、記載を「第2段階後半以降」に修正し、考慮する事項として放射性バルクナトリウムの搬出等作業を追記。また、第3段階以降に考慮する事項として原子炉周辺設備の解体撤去方法を追記</p> <p>第2段階前半は放射化した原子炉容器等の解体撤去を行わず、発生する放射性固体廃棄物の処理は第1段階と変わらない。よって、記載を「第1段階及び第2段階前半」に修正</p> <p>第1段階及び第2段階前半に廃棄体化（セメント固化）しないことから記載を削除。また、当該期間、濃縮廃液及び使用済樹脂はタンクに貯蔵することから、記載を修正</p> <p>前述と同様の理由により、記載を「第1段階及び第2段階前半」に修正</p> <p>第2段階後半以降、放射</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>(2) 第2段階以降</p> <p>第2段階において発生する放射性固体廃棄物の処理及び管理については、第1段階における汚染の分布に関する評価結果を踏まえ、第2段階に着手するまでに処理方法及び管理方法について定め、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。また、プラスチック固化装置の更新範囲や新たに設置するセメント固化装置の性能等、固化装置の更新に係る詳細な計画については、必要な時期までに廃止措置計画に反映して変更認可を受けることとし、その導入計画について、第2段階に着手するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>第3段階以降については、第1段階及び第2段階における汚染の分布に関する評価結果を踏まえ、原子炉周辺設備の解体撤去に着手するまでに、それぞれ処理方法及び管理方法について定め、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>3.2 放射性固体廃棄物の廃棄</p> <p>廃止措置期間中に発生する放射性固体廃棄物は、放射能レベルの比較的高いもの(L1)、放射能レベルの比較的低いもの(L2)及び放射能レベルの極めて低いもの(L3)に区分し、廃止措置の終了までに、それぞれの放射能レベル区分に応じて許可を有する廃棄事業者の廃棄施設に廃棄する。廃棄施設に廃棄するまでの期間は、固体廃棄物貯蔵庫等で放射能レベル区分及び性状に応じて、適切な方法で保管を行う。</p> <p>なお、放射性物質として扱う必要のないもの(CL)は、原子炉等規制法に定める所定の手続を経て、可能な限り再生利用に供する。</p> <p>もんじゅにおける放射性固体廃棄物の貯蔵・保管状況(平成29年6月末現在)を第10-1表に、第1段階において発生する放射性固体廃棄物の推定発生量を第10-2表に、廃止措置期間全体にわたり発生する放射性固体廃棄物の推定発生量を第10-3表に示す。ただし、廃止措置期間全体にわたり発生する放射性固体廃棄物の放射能レベル区分ごとの推定発生量については、第1段階及び第2段階における汚染の分布に関する評価結果を踏まえて評価することとし、原子炉周辺設備の解体撤去に着手するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p>	<p>第2段階後半において発生する放射性固体廃棄物の処理及び管理については、第1段階及び第2段階前半における汚染の分布に関する評価結果及び第2段階後半に実施する放射性バルクナトリウムの搬出等作業内容を踏まえ、第2段階後半に着手するまでに処理方法及び管理方法について定め、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。また、プラスチック固化装置の更新範囲や新たに設置する廃棄体化装置の性能等、廃棄体化装置の更新に係る詳細な計画については、必要な時期までに廃止措置計画に反映して変更認可を受けることとし、その導入計画について、第2段階後半に着手するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>第3段階以降については、第1段階及び第2段階における汚染の分布に関する評価結果及び第3段階以降に実施する原子炉周辺設備の解体撤去方法を踏まえ、原子炉周辺設備の解体撤去に着手するまでに、それぞれ処理方法及び管理方法について定め、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>3.2 放射性固体廃棄物の廃棄</p> <p>廃止措置期間中に発生する放射性固体廃棄物は、放射能レベルの比較的高いもの(L1)、放射能レベルの比較的低いもの(L2)及び放射能レベルの極めて低いもの(L3)に区分し、廃止措置の終了までに、それぞれの放射能レベル区分に応じて許可を有する廃棄事業者の廃棄施設に廃棄する。廃棄施設に廃棄するまでの期間は、固体廃棄物貯蔵庫等で放射能レベル区分及び性状に応じて、適切な方法で保管を行う。</p> <p>なお、放射性物質として扱う必要のないもの(CL)は、原子炉等規制法に定める所定の手続を経て、可能な限り再生利用に供する。</p> <p>もんじゅにおける放射性固体廃棄物の貯蔵・保管状況(2022年5月末現在)を第10-1表に、第2段階において発生する放射性固体廃棄物の推定発生量を第10-2表に、廃止措置期間全体にわたり発生する放射性固体廃棄物の推定発生量を第10-3表に示す。ただし、廃止措置期間全体にわたり発生する放射性固体廃棄物の放射能レベル区分ごとの推定発生量については、第1段階及び第2段階における汚染の分布に関する評価結果を踏まえて評価することとし、原子炉周辺設備の解体撤去に着手するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p>	<p>性バルクナトリウムの搬出等作業を実施し、第1段階及び第2段階前半と発生する放射性固体廃棄物が変わるおそれがあることから、記載を「第2段階後半以降」に修正し、考慮する事項として放射性バルクナトリウムの搬出等作業を追記</p> <p>更新する装置が、セメント固化装置以外の選択肢もあることから、廃棄体化装置に修正</p> <p>また、第3段階以降に考慮する事項として原子炉周辺設備の解体撤去方法を追記</p> <p>放射性固体廃棄物の貯蔵・保管状況を第1段階に発生した廃棄物を追加し更新</p> <p>また、第1段階において発生する放射性固体廃棄物の推定発生量を第2段階における放射性固体廃棄物の推定発生量に更新</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由																																																																													
	<p>第 10-1 表 もんじゅにおける放射性固体廃棄物の貯蔵・保管状況 (平成 29 年 6 月末現在)</p> <table border="1" data-bbox="244 331 1052 754"> <thead> <tr> <th>貯蔵・保管場所</th> <th>放射性固体廃棄物の種類</th> <th>貯蔵・保管量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃液濃縮液タンク</td> <td>廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液</td> <td>約 5 m³</td> </tr> <tr> <td>粒状廃樹脂タンク</td> <td rowspan="2">使用済樹脂</td> <td>約 44 m³</td> </tr> <tr> <td>粉末廃樹脂タンク</td> <td>約 7 m³</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">固体廃棄物貯蔵庫</td> <td rowspan="2">ドラム缶</td> <td>プラスチック固化体</td> <td>21 体</td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物</td> <td>2,936 体</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>雑固体廃棄物</td> <td>3,704 体相当</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">固体廃棄物貯蔵プール</td> <td>制御棒駆動機構上部案内管</td> <td>3 体</td> </tr> <tr> <td>炉外中性子検出器</td> <td>4 体</td> </tr> </tbody> </table>	貯蔵・保管場所	放射性固体廃棄物の種類	貯蔵・保管量	廃液濃縮液タンク	廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液	約 5 m ³	粒状廃樹脂タンク	使用済樹脂	約 44 m ³	粉末廃樹脂タンク	約 7 m ³	固体廃棄物貯蔵庫	ドラム缶	プラスチック固化体	21 体	雑固体廃棄物	2,936 体	その他	雑固体廃棄物	3,704 体相当	固体廃棄物貯蔵プール	制御棒駆動機構上部案内管	3 体	炉外中性子検出器	4 体	<p>第 10-1 表 もんじゅにおける放射性固体廃棄物の貯蔵・保管状況 (2022 年 5 月末現在)</p> <table border="1" data-bbox="1097 296 1906 984"> <thead> <tr> <th>貯蔵・保管場所</th> <th colspan="2">放射性固体廃棄物の種類</th> <th>貯蔵・保管量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃液濃縮液タンク</td> <td colspan="2">廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液</td> <td>約 7 m³</td> </tr> <tr> <td>粒状廃樹脂タンク</td> <td colspan="2" rowspan="2">使用済樹脂</td> <td>約 12 m³</td> </tr> <tr> <td>粉末廃樹脂タンク</td> <td>約 1 m³</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">固体廃棄物貯蔵庫</td> <td rowspan="2">ドラム缶</td> <td>プラスチック固化体</td> <td>21 体</td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物</td> <td>2,968 体</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>雑固体廃棄物</td> <td>4,868 体相当</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">固体廃棄物貯蔵プール</td> <td colspan="2">制御棒駆動機構上部案内管</td> <td>3 体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">炉外中性子検出器</td> <td>4 体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">燃料洗浄設備使用済フィルタ</td> <td>1 体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">燃料池</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">制御棒集合体</td> <td>15 体</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">試験用しゃへい体</td> <td>2 体</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">模擬燃料体</td> <td>36 体</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">模擬制御棒集合体</td> <td>1 体</td> </tr> </tbody> </table>	貯蔵・保管場所	放射性固体廃棄物の種類		貯蔵・保管量	廃液濃縮液タンク	廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液		約 7 m ³	粒状廃樹脂タンク	使用済樹脂		約 12 m ³	粉末廃樹脂タンク	約 1 m ³	固体廃棄物貯蔵庫	ドラム缶	プラスチック固化体	21 体	雑固体廃棄物	2,968 体	その他	雑固体廃棄物	4,868 体相当	固体廃棄物貯蔵プール	制御棒駆動機構上部案内管		3 体	炉外中性子検出器		4 体	燃料洗浄設備使用済フィルタ		1 体	燃料池				制御棒集合体		15 体		試験用しゃへい体		2 体		模擬燃料体		36 体		模擬制御棒集合体		1 体	<p>放射性固体廃棄物の貯蔵・保管状況を第 1 段階に発生した廃棄物を追加し更新 使用済樹脂の貯蔵・保管量は、これまでデカント水を含む貯蔵量を記載していたことから、樹脂量のみ修正</p>
貯蔵・保管場所	放射性固体廃棄物の種類	貯蔵・保管量																																																																														
廃液濃縮液タンク	廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液	約 5 m ³																																																																														
粒状廃樹脂タンク	使用済樹脂	約 44 m ³																																																																														
粉末廃樹脂タンク		約 7 m ³																																																																														
固体廃棄物貯蔵庫	ドラム缶	プラスチック固化体	21 体																																																																													
		雑固体廃棄物	2,936 体																																																																													
	その他	雑固体廃棄物	3,704 体相当																																																																													
固体廃棄物貯蔵プール	制御棒駆動機構上部案内管	3 体																																																																														
	炉外中性子検出器	4 体																																																																														
貯蔵・保管場所	放射性固体廃棄物の種類		貯蔵・保管量																																																																													
廃液濃縮液タンク	廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液		約 7 m ³																																																																													
粒状廃樹脂タンク	使用済樹脂		約 12 m ³																																																																													
粉末廃樹脂タンク			約 1 m ³																																																																													
固体廃棄物貯蔵庫	ドラム缶	プラスチック固化体	21 体																																																																													
		雑固体廃棄物	2,968 体																																																																													
	その他	雑固体廃棄物	4,868 体相当																																																																													
固体廃棄物貯蔵プール	制御棒駆動機構上部案内管		3 体																																																																													
	炉外中性子検出器		4 体																																																																													
	燃料洗浄設備使用済フィルタ		1 体																																																																													
	燃料池																																																																															
	制御棒集合体		15 体																																																																													
	試験用しゃへい体		2 体																																																																													
	模擬燃料体		36 体																																																																													
	模擬制御棒集合体		1 体																																																																													

変更箇所	変更前	変更後	理由																																								
	<p>第 10-2 表 第 1 段階において発生する放射性固体廃棄物の推定発生量</p> <table border="1" data-bbox="273 256 1023 529"> <thead> <tr> <th>放射性固体廃棄物の種類</th> <th>推定発生量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液</td> <td>約 5 m³</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂</td> <td>約 15 m³</td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物^{※1}</td> <td>可燃物：約 2,100 体^{※2} 不燃物：約 2,200 体^{※2}</td> </tr> <tr> <td>使用済制御棒集合体</td> <td>19 体</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：使用済活性炭及び使用済排気用フィルタを含む。 なお、プラスチック固化装置をセメント固化装置に変更する際の廃棄物は含まない。</p> <p>※2：ドラム缶換算</p> <p>第 10-3 表 廃止措置期間全体にわたり発生する放射性固体廃棄物の推定発生量</p> <table border="1" data-bbox="309 1145 987 1305"> <thead> <tr> <th>放射性固体廃棄物 (放射性物質として扱う必要のないものを含む)</th> <th>推定発生量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>約 26,700 トン^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：<u>ナトリウムの処理・処分の方法に係る計画については、第 2 段階に着手するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受けることとしており、推定発生量には含めていない。</u></p>	放射性固体廃棄物の種類	推定発生量	廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液	約 5 m ³	使用済樹脂	約 15 m ³	雑固体廃棄物 ^{※1}	可燃物：約 2,100 体 ^{※2} 不燃物：約 2,200 体 ^{※2}	使用済制御棒集合体	19 体	放射性固体廃棄物 (放射性物質として扱う必要のないものを含む)	推定発生量	合計	約 26,700 トン ^{※1}	<p>第 10-2 表 第 2 段階において発生する放射性固体廃棄物の推定発生量</p> <table border="1" data-bbox="1128 225 1879 823"> <thead> <tr> <th>放射性固体廃棄物の種類</th> <th>推定発生量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液</td> <td>約 4 m³</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂</td> <td>約 6 m³</td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物^{※1}</td> <td>可燃物：約 1,470 体^{※2} 不燃物：約 1,590 体^{※2}</td> </tr> <tr> <td>使用済制御棒集合体</td> <td>21 体</td> </tr> <tr> <td>中性子しゃへい体</td> <td>316 体</td> </tr> <tr> <td>固定吸収体</td> <td>6 体</td> </tr> <tr> <td>模擬燃料体</td> <td>240 体</td> </tr> <tr> <td>サーベイランス集合体</td> <td>12 体</td> </tr> <tr> <td>中性子源集合体</td> <td>2 体</td> </tr> <tr> <td>試験用しゃへい体</td> <td>2 体</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：使用済活性炭及び使用済排気用フィルタを含む。 なお、プラスチック固化装置を廃棄体化装置に変更する際の廃棄物は含まない。</p> <p>※2：ドラム缶換算</p> <p>第 10-3 表 廃止措置期間全体にわたり発生する放射性固体廃棄物の推定発生量</p> <table border="1" data-bbox="1164 1137 1843 1297"> <thead> <tr> <th>放射性固体廃棄物 (放射性物質として扱う必要のないものを含む)</th> <th>推定発生量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>約 26,700 トン^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：<u>汚染の分布に関する評価の結果及びバルクナトリウムの搬出結果を踏まえ、第 3 段階に着手するまでに見直す。</u></p>	放射性固体廃棄物の種類	推定発生量	廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液	約 4 m ³	使用済樹脂	約 6 m ³	雑固体廃棄物 ^{※1}	可燃物：約 1,470 体 ^{※2} 不燃物：約 1,590 体 ^{※2}	使用済制御棒集合体	21 体	中性子しゃへい体	316 体	固定吸収体	6 体	模擬燃料体	240 体	サーベイランス集合体	12 体	中性子源集合体	2 体	試験用しゃへい体	2 体	放射性固体廃棄物 (放射性物質として扱う必要のないものを含む)	推定発生量	合計	約 26,700 トン ^{※1}	<p>第 1 段階において発生する放射性固体廃棄物の推定発生量は第 10-1 表に取り込み、第 2 段階における放射性固体廃棄物の推定発生量に更新（第 2 段階終了を 2031 年度末と想定し算出した値に更新） 使用済樹脂についてはデカント水を除いた実廃棄物量に見直し</p> <p>更新する装置が、セメント固化装置以外の選択肢もあることから、廃棄体化装置に修正</p> <p>評価時期を汚染の分布に関する評価と、バルクナトリウム搬出量の実績を踏まえた上で、発生量を見直す記載に変更</p>
放射性固体廃棄物の種類	推定発生量																																										
廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液	約 5 m ³																																										
使用済樹脂	約 15 m ³																																										
雑固体廃棄物 ^{※1}	可燃物：約 2,100 体 ^{※2} 不燃物：約 2,200 体 ^{※2}																																										
使用済制御棒集合体	19 体																																										
放射性固体廃棄物 (放射性物質として扱う必要のないものを含む)	推定発生量																																										
合計	約 26,700 トン ^{※1}																																										
放射性固体廃棄物の種類	推定発生量																																										
廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液	約 4 m ³																																										
使用済樹脂	約 6 m ³																																										
雑固体廃棄物 ^{※1}	可燃物：約 1,470 体 ^{※2} 不燃物：約 1,590 体 ^{※2}																																										
使用済制御棒集合体	21 体																																										
中性子しゃへい体	316 体																																										
固定吸収体	6 体																																										
模擬燃料体	240 体																																										
サーベイランス集合体	12 体																																										
中性子源集合体	2 体																																										
試験用しゃへい体	2 体																																										
放射性固体廃棄物 (放射性物質として扱う必要のないものを含む)	推定発生量																																										
合計	約 26,700 トン ^{※1}																																										

変更箇所	変更前	変更後	理由
	 <p>1. 気体廃棄物処理施設からの排気 各機器 ベントガス 廃ガス受入管 廃ガス圧縮機 廃ガス貯槽 活性炭吸着塔装置 (減衰は期待しない) ガスモニタ 排気筒 排気筒モニタ</p> <p>2. 換気設備からの排気 (1) 原子炉補助建物の換気 原子炉補助建物 管理区 非管理区 室外 フィルタ 排気ファン ガスモニタ</p> <p>(2) 原子炉格納施設の換気 原子炉格納容器 フィルタ 排気ファン ガスモニタ</p> <p>(3) メンテナンス・廃棄物処理建物の換気 メンテナンス・廃棄物処理建物 フィルタ 排気ファン ガスモニタ</p> <p>3. 共通廃修設備からの排気 機器洗浄廃ガス スクラババー 排気ファン ガスモニタ よう素モニタ</p>	 <p>1. 気体廃棄物処理施設からの排気 各機器 ベントガス 廃ガス受入管 廃ガス圧縮機 廃ガス貯槽 活性炭吸着塔装置 (減衰は期待しない) ガスモニタ 排気筒 排気筒モニタ</p> <p>2. 換気設備からの排気 (1) 原子炉補助建物の換気 原子炉補助建物 管理区 非管理区 室外 フィルタ 排気ファン ガスモニタ</p> <p>(2) 原子炉格納施設の換気 原子炉格納容器 フィルタ 排気ファン ガスモニタ</p> <p>(3) メンテナンス・廃棄物処理建物の換気 メンテナンス・廃棄物処理建物 フィルタ 排気ファン ガスモニタ</p> <p>3. 共通廃修設備からの排気 機器洗浄廃ガス スクラババー 排気ファン ガスモニタ よう素モニタ</p>	<p>理由</p> <p>第2段階前半は燃料取扱設備を用いてしゃへい体等取出すものであり、放射化した原子炉容器等の解体撤去を行わない。よって発生する放射性気体廃棄物の処理は第1段階と変わらないことから、記載を「第1段階及び第2段階前半」に修正</p>

第 10-1 図 第 1 段階における放射性気体廃棄物の処理系統説明図

第 10-1 図 第 1 段階及び第 2 段階前半における放射性気体廃棄物の処理系統説明図

変更箇所	変更前	変更後	理由
			<p>第2段階前半は燃料取扱設備を用いてしゃへい体等を出すものであり、放射化した原子炉容器等の解体撤去を行わない。よって発生する放射性液体廃棄物の処理は第1段階と変わらないことから、記載を「第1段階及び第2段階前半」に修正</p>

第 10-2 図 第 1 段階における放射性液体廃棄物の処理系統説明図

第 10-2 図 第 1 段階及び第 2 段階前半における放射性液体廃棄物の処理系統説明図

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>※プラスチック固化装置をセメント固化装置に変更するまでの期間は蒸発濃縮廃液、使用済樹脂を貯留</p> <p>第 10-3 図 第 1 段階における放射性固体廃棄物の処理系統説明図</p>	<p>※プラスチック固化装置を廃棄体化装置に変更するまでの期間は蒸発濃縮廃液、使用済樹脂を貯留</p> <p>第 10-3 図 第 1 段階及び第 2 段階前半における放射性固体廃棄物の処理系統説明図</p>	<p>第 1 段階及び第 2 段階前半において、プラスチック固化装置をセメント固化装置に更新しない。また、更新する装置が、セメント固化装置以外の選択肢もあることから、廃棄体化装置に修正</p> <p>第 2 段階前半は燃料取扱設備を用いてしゃへい体等を取り出すものであり、放射化した原子炉容器等の解体撤去を行わない。よって、放射性固体廃棄物の処理は第 1 段階と変わらないことから記載を「第 1 段階及び第 2 段階前半」に修正</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
<p>本文十一 廃止措置の工程</p>	<p>十一 廃止措置の工程</p> <p>1. 廃止措置の工程 もんじゅの廃止措置については、原子炉等規制法に基づく本廃止措置計画の認可以降、この廃止措置計画に基づき実施し、2047年度で完了する予定である。廃止措置の工程を第11-1図に示す。また、第1段階の工程を第11-2図に示す。<u>第2段階以降の詳細な工程については、第2段階に着手するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u> なお、第1段階の燃料体取出し作業に係る工程については、安全性の確保を前提に、可能な限り速やかに燃料体を取り出す工程とする。</p> <p>2. 廃止措置の工程管理の方法と工程管理体制 (1) 第1段階における工程管理の方法及び工程管理体制 第1段階における燃料体取出し作業を第11-2図に示す工程（以下「燃料体取出し工程」という。）に基づき安全かつ計画的に遂行するため、各作業、検査及び設備点検（以下「作業等」という。）に係る月単位の年度計画（以下、「現地マスター工程表」という。）及び日単位の年度計画（以下、「現地マスター詳細工程表」という。）を作成し、これに従い、毎週を目安に、作業等の実施状況及び予定を確認し、管理する。具体的には、次のとおり実施する。 a. 工程表の制定 工程管理の取りまとめを行う課長（以下「計画管理課長」という。）は、現地マスター工程表を作成し、工程管理を総括する責任者（以下「工程管理総括責任者」という。）の確認及び所長の承認を得る。 また、計画管理課長は、現地マスター工程表に基づき現地マスター詳細工程表を作成し、工程管理総括責任者の承認を得る。 b. 調整会議体 燃料体取出し工程に基づく、現地マスター工程表及び現地マスター詳細工程表については、次の会議体により調整及び管理を行う。 (a) 現地マスター工程表に関する検討会議 現地マスター工程表を制定する場合及び作業等のスケジュール変更等により現地マスター工程表に見直しの必要がある場合に開催し、制定内容又は変更内容の妥当性を確認するとともに、燃料体取出し工程への影響を確認する。会議の責任者は所長とする。 (b) 現地マスター詳細工程表に関する検討会議 現地マスター詳細工程表を制定する場合及び作業等に不具合が発生し、作業等の工程変更等が生じる可能性がある場合に開催し、制定内容の妥当性又は現地マスター詳細工程表に影響があるかの確認及び調整を行う。会議の責</p>	<p>十一 廃止措置の工程</p> <p>1. 廃止措置の工程 もんじゅの廃止措置については、原子炉等規制法に基づく本廃止措置計画の認可以降、この廃止措置計画に基づき実施し、2047年度で完了する予定である。廃止措置の工程を第11-1図に示す。また、第1段階の工程を第11-2図に、<u>第2段階の工程を第11-3図に示す。第2段階後半以降の詳細な工程については、第2段階後半に行うバルクナトリウムの搬出作業に着手するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u> なお、第1段階の燃料体取出し作業に係る工程については、安全性の確保を前提に、可能な限り速やかに燃料体を取り出す工程とする。</p> <p>2. 廃止措置の工程管理の方法と工程管理体制 (1) 第1段階及び第2段階前半における工程管理の方法及び工程管理体制 <u>①第1段階</u> 第1段階における燃料体取出し作業を第11-2図に示す工程（以下「燃料体取出し工程」という。）に基づき安全かつ計画的に遂行するため、各作業、検査及び設備点検（以下「作業等」という。）に係る月単位の年度計画（以下、「現地マスター工程表」という。）及び日単位の年度計画（以下、「現地マスター詳細工程表」という。）を作成し、これに従い、毎週を目安に、作業等の実施状況及び予定を確認し、管理する。具体的には、次のとおり実施する。 a. 工程表の制定 工程管理の取りまとめを行う課長（以下「計画管理課長」という。）は、現地マスター工程表を作成し、工程管理を総括する責任者（以下「工程管理総括責任者」という。）の確認及び所長の承認を得る。 また、計画管理課長は、現地マスター工程表に基づき現地マスター詳細工程表を作成し、工程管理総括責任者の承認を得る。 b. 調整会議体 燃料体取出し工程に基づく、現地マスター工程表及び現地マスター詳細工程表については、次の会議体により調整及び管理を行う。 (a) 現地マスター工程表に関する検討会議 現地マスター工程表を制定する場合及び作業等のスケジュール変更等により現地マスター工程表に見直しの必要がある場合に開催し、制定内容又は変更内容の妥当性を確認するとともに、燃料体取出し工程への影響を確認する。会議の責任者は所長とする。 (b) 現地マスター詳細工程表に関する検討会議 現地マスター詳細工程表を制定する場合及び作業等に不具合が発生し、作業等の工程変更等が生じる可能性がある場合に開催し、制定内容の妥当性又は現地マスター詳細工程表に影響があるかの確認及び調整を行う。会</p>	<p>廃止措置第2段階工程を第11-3図に示すことと、第2段階後半の変更認可時期を記載</p> <p>第1段階、第2段階前半は工程管理方法、体制を変更しないため、第2段階前半までの範囲として記載変更 そのうち第1段階と第2段階前半の管理する作業を分けて記載</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>任者は工程管理総括責任者とする。</p> <p>c. 進捗状況の確認及び評価</p> <p>計画管理課長は、毎週を目安に、各課から提出された週単位の作業等の実施状況を確認し、現地マスター詳細工程表に対する進捗を管理する。</p> <p>所長は、制定した現地マスター工程表について、敦賀廃止措置実証部門長へ報告する。変更した場合も、その都度、敦賀廃止措置実証部門長へ報告する。</p> <p>敦賀廃止措置実証部門長は、作業等の進捗状況について、原則として毎週1回以上確認し、所長に必要な指示を行う。また、毎年度1回以上、燃料体取出し工程への影響を評価し、その結果をマネジメントレビューにおいて理事長へ報告する。</p> <p>理事長は、燃料体取出し工程の進捗状況について評価を行い、必要な指示を敦賀廃止措置実証部門長に行う。</p> <p>敦賀廃止措置実証部門長は、理事長の指示を踏まえた作業等への対応について評価し、所長へ必要な指示を行う。</p> <p>(2) 第2段階以降における工程管理の方法及び工程管理体制</p> <p>第1段階における工程管理の方法及び工程管理体制を原則として踏襲することとするが、廃止措置の進捗状況に応じて、より効果的な工程管理の方法について継続して検討し、必要に応じて、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>以上に示す廃止措置の工程管理については、保安規定及び保安規定に基づく品質マネジメントシステム文書に定めて実施する。</p> <p>3. 工程変更時の対応</p> <p>敦賀廃止措置実証部門長は、2022年度中に燃料体取出し作業が完了しないと判断した場合、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p>	<p>議の責任者は工程管理総括責任者とする。</p> <p>c. 進捗状況の確認及び評価</p> <p>計画管理課長は、毎週を目安に、各課から提出された週単位の作業等の実施状況を確認し、現地マスター詳細工程表に対する進捗を管理する。</p> <p>所長は、制定した現地マスター工程表について、敦賀廃止措置実証部門長へ報告する。変更した場合も、その都度、敦賀廃止措置実証部門長へ報告する。</p> <p>敦賀廃止措置実証部門長は、作業等の進捗状況について、原則として毎週1回以上確認し、所長に必要な指示を行う。また、毎年度1回以上、燃料体取出し工程への影響を評価し、その結果をマネジメントレビューにおいて理事長へ報告する。</p> <p>理事長は、燃料体取出し工程の進捗状況について評価を行い、必要な指示を敦賀廃止措置実証部門長に行う。</p> <p>敦賀廃止措置実証部門長は、理事長の指示を踏まえた作業等への対応について評価し、所長へ必要な指示を行う。</p> <p><u>②第2段階前半</u></p> <p><u>第2段階前半におけるナトリウム機器の解体準備を第11-3図に示す工程に基づき、第1段階と同様に、現地マスター工程表及び現地マスター詳細工程表を作成し、管理する。</u></p> <p>(2) 第2段階後半以降における工程管理の方法及び工程管理体制</p> <p>第1段階及び第2段階前半における工程管理の方法及び工程管理体制を原則として踏襲することとするが、廃止措置の進捗状況に応じて、より効果的な工程管理の方法について継続して検討し、必要に応じて、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>以上に示す廃止措置の工程管理については、保安規定及び保安規定に基づく品質マネジメントシステム文書に定めて実施する。</p> <p>3. 工程変更時の対応</p> <p><u>(1) 第1段階</u></p> <p>敦賀廃止措置実証部門長は、2022年度中に燃料体取出し作業が完了しないと判断した場合、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p><u>(2) 第2段階</u></p> <p><u>敦賀廃止措置実証部門長は、2031年度中に放射性バルクナトリウムの搬出作業が完了しないと判断した場合、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u></p>	<p>理由</p> <p>第2段階前半までの範囲として記載追加</p> <p>工程管理方法、体制については、第2段階後半に見直せる記載に変更</p> <p>第1段階時の対応として記載</p> <p>第2段階時の工程変更時対応を追加</p>

変更箇所		変更前				変更後				理由
第 11-1 図 廃止措置の全体工程										
区分	第1段階 燃料体取出し期間	第2段階 解体準備期間	第3段階 廃止措置期間I	第4段階 廃止措置期間II						
年度	2018 ~ 2022	2023	~	2047						
主な実施事項	燃料体の取出し	ナトリウム機器の解体準備	ナトリウム機器の解体撤去							
	汚染の分布に関する評価									
		水・蒸気系等発電設備の解体撤去								
		放射性固体廃棄物の処理・処分				建物等解体撤去				
注) 使用済燃料及びナトリウムの処理・処分の方法に係る計画については、第2段階に着手するまでに反映して変更認可を受ける。										
第 11-1 図 廃止措置の全体工程										
区分	第1段階 燃料体取出し期間	第2段階 解体準備期間	第3段階 廃止措置期間I	第4段階 廃止措置期間II						
年度	2018 ~ 2022	2023 ~ 2031	~	2047						
主な実施事項	燃料体の取出し	ナトリウム機器の解体準備	ナトリウム機器の解体撤去							
	汚染の分布に関する評価									
		水・蒸気系等発電設備の解体撤去								
		放射性固体廃棄物の処理・処分				建物等解体撤去				
注) 使用済燃料の処理・処分の方法に係る計画については、第2段階において検討し、譲渡しが確定した後、反映して変更認可を受ける。										
第 11-1 図 廃止措置の全体工程										
本文八に合わせ、注記書きにある使用済燃料の処理・処分の方法に係る計画を変更										
第2段階の完了時期の明確化										

変更箇所	変更前	変更後	理由																																																												
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th style="width: 5%;">2023年度</th> <th style="width: 5%;">2024年度</th> <th style="width: 5%;">2025年度</th> <th style="width: 5%;">2026年度</th> <th style="width: 5%;">2027年度</th> <th style="width: 5%;">2028年度</th> <th style="width: 5%;">2029年度</th> <th style="width: 5%;">2030年度</th> <th style="width: 5%;">2031年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ナトリウム機器の解体準備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>しゃへい体等取出し作業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>バルクナトリウムの搬出 非放射性/放射性バルクナトリウム搬出作業 注1)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>汚染の分布に関する評価</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水・蒸気系等発電設備の解体撤去</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第2段階における主な作業等</p> <p>注1) 非放射性バルクナトリウム搬出作業は2028年度に開始し、放射性バルクナトリウム搬出作業は2031年度に完了する。 具体的な事項については、バルクナトリウムの搬出作業着手までに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。 注2) タービン建物3階以下に設置された機器とする。その他の設備に係る具体的な事項については、解体撤去作業着手までに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p>	年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	ナトリウム機器の解体準備										しゃへい体等取出し作業										バルクナトリウムの搬出 非放射性/放射性バルクナトリウム搬出作業 注1)										汚染の分布に関する評価										水・蒸気系等発電設備の解体撤去										<p>第2段階の工程を追加</p> <p style="text-align: center;">第 11-3 図 第 2 段階の工程</p>
年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度																																																						
ナトリウム機器の解体準備																																																															
しゃへい体等取出し作業																																																															
バルクナトリウムの搬出 非放射性/放射性バルクナトリウム搬出作業 注1)																																																															
汚染の分布に関する評価																																																															
水・蒸気系等発電設備の解体撤去																																																															

変更箇所	変更前	変更後	理由
<p>別添資料4 もんじゅ廃止措置計画の全体像と第2段階に係るロードマップ</p>		<p style="text-align: right;"><u>別添資料4</u></p> <p style="text-align: center;"><u>もんじゅ廃止措置計画の全体像と第2段階に係るロードマップ</u></p> <p><u>1. もんじゅ廃止措置計画の全体像の検討</u></p> <p><u>(1) もんじゅの廃止措置における特徴</u></p> <p><u>もんじゅ廃止措置計画全期間の全体像を検討するに当たっては、もんじゅの特徴を適切に反映することが必要である。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>ナトリウム冷却高速炉であり、ナトリウムリスクへの対応を図りつつ、ナトリウム設備の解体のための数多くのステップを確実に進めることが必要であり、また、解体技術の整備・確認が必要である。</u> ● <u>運転期間が短く、停止後の冷却期間が長いこと、プラント内に残存する放射性物質量は少なく、また、放射性物質は安定な状態であり、その所在範囲も限定的である。</u> <p><u>(2) 海外の先行炉の廃止措置の状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>英、仏のナトリウム冷却高速炉の先行例では、ナトリウムの取扱い・処理、ナトリウム設備の解体撤去を進めるため、必要な技術開発、設備・施設の改造・整備を行い、関係する諸作業に多くの時間と資源を充てている。</u> ● <u>もんじゅにおいても、廃止措置を安全、確実に期限内に完了するため、特にナトリウムに関係する諸作業を事前に洗い出し、これらを合理的に組み合わせたマスタープランの策定が全体像検討において重要と考えられる。</u> <p><u>(3) 全体像の検討方針</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>ナトリウムに関係する多岐にわたる諸作業を安全、確実に30年の廃止措置全体計画の中で完了するため、安全性確保、速やかなリスク低減、廃止措置作業推進の観点から、関係する諸作業の実施方法、実施手順、組合せを最適化する。</u> ● <u>リスク対象として、放射性物質とナトリウムに着目し、廃止措置段階ごとのプラント状態、想定すべきリスクに応じた管理を図る。</u> 	<p>第2段階以降の廃止措置計画策定の検討方針を追加</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
		<p><u>(4) 全体像及び第2段階の範囲・完了条件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>ナトリウムのドレンを含む抜取り、抜出・搬出までの方法、各系統設備の解体順序・解体方法、解体撤去物の取扱い方法、放射性廃棄物の処理、保管等に関して、ケーススタディを含む一連の検討を行い、安全性確保、速やかなリスク低減、廃止措置作業推進の観点から最適と考えられる全体像とこれを実現するために第2段階中に完了すべき事項を抽出した（別紙-1参照）。</u> ● <u>第2段階（解体準備期間）においては、バルクナトリウムの所外搬出を完了し、ナトリウム保有に伴うリスクを低減するとともに、その後速やかに、第3段階（廃止措置期間Ⅰ）におけるナトリウム設備の解体に着手できるよう、第2段階の完了条件として以下を設定し、これらに関する作業を優先的に行う計画とする。</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>第2段階の完了条件</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>バルクナトリウムの搬出</u> ➢ <u>ナトリウム設備の解体着手準備完了</u> ➢ <u>解体着手前に実施すべき放射性廃棄物等に関する準備完了</u> ➢ <u>解体に向けた施設運用の最適化</u> ● <u>ナトリウム設備の解体は、先行して非放射性ナトリウム設備の解体を通じた技術実証を実施し、その結果を踏まえて放射性ナトリウム設備に着手する。そのため、放射性ナトリウム設備の解体準備期間（第2段階中）に非放射性ナトリウム設備の解体実証に着手する。</u> ● <u>核燃料物質の輸送、譲渡しに関しては、作業時間を要するナトリウム設備の解体作業とほぼ独立して実施することが可能であることから、第1段階及び第2段階において検討することとし、譲渡し先が確定した後、廃止措置計画に反映し、変更認可を受ける。</u> <p><u>2. 第2段階に係るロードマップの検討（別紙-1参照）</u></p> <p><u>(1) 第2段階の完了条件とその達成に必要な主要作業</u></p> <p>① <u>バルクナトリウムの搬出</u></p> <p><u>バルクナトリウム搬出完了までの諸作業の安全性を確保しつつ、ナトリウムリスクの速やかな低減を図る。バルクナトリウムの搬出のため、以下の</u></p>	

変更箇所	変更前	変更後	理由
		<p><u>作業を実施する。なお、バルクナトリウムの搬出先については、もんじゅからのナトリウム搬出可能時期に受け入れることが可能であること、ナトリウムを有効利用できることを前提として選定する。</u></p> <p>A) <u>放射性バルクナトリウムの搬出完了</u></p> <p><u>放射性バルクナトリウムの搬出には、ナトリウム設備を用いる必要のある作業（燃料交換設備を用いるしゃへい体等取出し作業等）を完了した後、バルクナトリウムを既設タンク等に抜取り・保管し、新設する抜出設備等を用いて、輸送用タンクに移送（抜出）し、搬出する。これら諸作業の安全性を確保しつつ、ナトリウムリスクの速やかな低減を図る。</u></p> <p>B) <u>非放射性バルクナトリウムの搬出完了</u></p> <p><u>非放射性ナトリウムは、タンク内に固化保管中であるが、新設する抜出設備等を用いて、輸送用タンクに移送し、搬出する。</u></p> <p>② <u>ナトリウム設備の解体着手準備完了</u></p> <p><u>ナトリウム設備の解体には、抜取り、抜出し後の機器内に残留するナトリウムの回収及び安定化、機器解体撤去・切断、ナトリウム洗浄、除染等の多くの作業ステップが必要となる。これらの多岐にわたる系統機器の解体を安全、確実かつ速やかに行うため、第2段階において以下を実施する。</u></p> <p>C) <u>しゃへい体等の取出し完了</u></p> <p><u>原子炉容器本体の解体のためには、炉心内にある炉心構成要素等を取り出しておく必要がある。このうち、放射化したしゃへい体等、近接作業で取り出すことができないものについては、第2段階中に燃料交換設備を用いて取り出す。</u></p> <p>D) <u>解体技術基盤</u></p> <p><u>ナトリウム設備の解体には、残留ナトリウムの安定化、機器・配管の切断等の解体に必要な技術等の選定、解体工事のガイドライン作成、その妥当性確認・実証が必要である。</u></p> <p><u>解体技術の対象としては、非放射性ナトリウム設備、放射性ナトリウム設備及び特殊設備（原子炉容器、コールドトラップ等）に区分し、非放射性ナトリウム設備から順に技術実証・確認をしながら、第2段階及び第3段階を通じて段階的に解体技術基盤整備を進める。第2段階におい</u></p>	

変更箇所	変更前	変更後	理由
		<p><u>では、非放射性ナトリウム設備の解体着手に必要な解体技術基盤整備と放射性ナトリウム設備及び特殊設備の解体技術基盤整備計画の策定を行う。</u></p> <p><u>実設備解体を通じた技術実証・確認については、2次メンテナンス冷却系等の小規模系統から、二次冷却設備、一次冷却設備の順に行い、放射性ナトリウム設備の一次冷却設備の解体に技術を適用していく。</u></p> <p>E) <u>解体撤去物の搬送、切断、洗浄、保管等に必要な経路、設備の準備</u> <u>ナトリウム設備の解体撤去後の諸作業に対する準備として、ナトリウム設備の搬送経路の確保、撤去物の切断、ナトリウム洗浄、除染、養生、保管等に必要な設備、スペースの確保が必要である。</u> <u>第2段階においては、大型の非放射性ナトリウム設備の撤去後の解体場所と移送ルート</u><u>の確保（水・蒸気系等発電設備の解体撤去を含む。）、付着ナトリウム処理等の解体後処理に関する準備を行うとともに放射性ナトリウム設備の解体撤去物に係る保管・物流方策、処理設備の導入に関する準備を行う。</u></p> <p>F) <u>放射性ナトリウム設備の解体計画の前提とする汚染の分布に関する確認</u> <u>放射性ナトリウム設備の解体計画において前提とした放射性物質の量、性状の妥当性を汚染の分布に関する評価により確認する。</u></p> <p>③ <u>解体着手前に実施すべき放射性廃棄物等に関する準備完了</u> <u>放射性ナトリウム設備の解体に伴い発生する各種の解体撤去物、廃液等の処理、廃棄物の保管を適切に行うため、第2段階で実施すべき事前準備を完了する。</u></p> <p>G) <u>放射性廃棄物発生量評価に必要な汚染の分布に関する確認</u> <u>解体に伴い発生する放射性廃棄物の処理、放射性廃棄物の保管に関する計画で前提とした放射性物質の量、性状の妥当性を確認する。</u></p> <p>H) <u>放射性廃棄物等の処理設備の事前準備</u> <u>解体に伴い発生する放射性廃棄物の処理、放射性廃棄物の保管のため、第2段階の中で実施すべき廃棄物処理装置等の廃棄物処理設備の整備、保管スペースの確保等の事前準備を完了する。</u></p> <p>④ <u>解体に向けた施設運用の最適化</u> <u>廃止措置の進展に伴うプラント状態の変化に応じて、施設運用を最適化</u></p>	

変更箇所	変更前	変更後	理由
		<p><u>することにより、廃止措置作業の推進とプラントのリスク対応をより効果的に行う。具体的には、以下を進める。</u></p> <p>I) <u>第3段階のプラント状態に応じた諸設備運用・維持・改造計画</u> <u>第3段階に適用する諸設備運用・維持・改造計画を立案し、第3段階で速やかに適用するための事前準備を完了する。</u></p> <p>J) <u>プラント内の放射性物質の量、性状等の確認</u> <u>第3段階に適用する諸設備運用・維持・改造計画立案の前提とする放射性物質の量、性状の妥当性を確認する。</u></p> <p><u>(2) 第2段階を安全、確実かつ速やかに行うための方策</u></p> <p><u>第2段階の多岐にわたる解体準備諸作業は、設備点検・検査等の設備保全作業と工程上及び要員上の競合関係にあり、安全性、工程確実性及び早期リスク低減の観点から、両者の実施方法を最適化することが肝要である。</u></p> <p><u>バルクナトリウム搬出のクリティカル作業であるしゃへい体等の取出し作業では、原子炉容器のナトリウム液位をNsLからSsLまで低下させた状態で燃料交換設備を運用することにより、放射性ナトリウムを保有する系統のうち、原子炉容器を除く1次主冷却系設備、1次ナトリウム補助設備（オーバフロー系、純化系及び充填ドレン系）の運用を停止でき、設備点検・検査に要する期間、要員等を大幅に軽減できることから、しゃへい体等の取出しを確実に進める準備をした上で、SsL運用によるしゃへい体等取出し作業の迅速化を図る。</u></p> <p><u>また、その他の設備保全作業に関しても、性能維持施設の考え方を第2段階のプラント状態に応じて再整理し、解体準備と設備保全がより効果的に推進できるように努める。</u></p> <p><u>(3) 第2段階着手のための第1段階実施事項の完了確認</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>燃料体取出し作業完了後、全ての燃料体（新燃料貯蔵ラック内を除く。）が燃料池で貯蔵され、今後炉心に再装荷されることがないよう処置がされていること及びしゃへい体等取出し作業の着手条件を満たしていることを確認する。</u> ● <u>燃料体取出し作業完了後に移行期間を設けて、第2段階に着手する解体準備の諸作業を実施するための組織体制の整備を行う。</u> 	

変更箇所	変更前	変更後	理由
		<ul style="list-style-type: none"> ● <u>上記(2)に記した原子炉容器 SsL 運用を効果的に行うため、第1段階の炉心からの燃料体取出し作業(原子炉容器→炉外燃料貯蔵槽)が完了した後、設備保全の必要な処置を行った上で速やかに一次冷却設備のナトリウムドレン(抜取り)を実施する。</u> ● <u>第1段階で行った汚染の分布に関する評価が第2段階の廃止措置計画に適切に反映されていることを確認する。</u> <p>3. <u>第2段階に係る変更認可申請範囲</u></p> <p><u>(1) 第2段階に係る変更認可申請範囲</u></p> <p><u>第2段階は、しゃへい体等の取出し完了までの第2段階前半とその後に行うパルクナトリウム搬出完了までの第2段階後半に分け、今回は第2段階の前半を申請範囲とし、第2段階の後半については、前半に行う作業の実施期間中、適切な時期に廃止措置計画に反映して、変更認可を受ける。なお、廃止措置を進めるために新たに設置する設備の設計に時間を要する場合等については、さらに分割して廃止措置計画に反映し、変更認可を受ける。</u></p>	

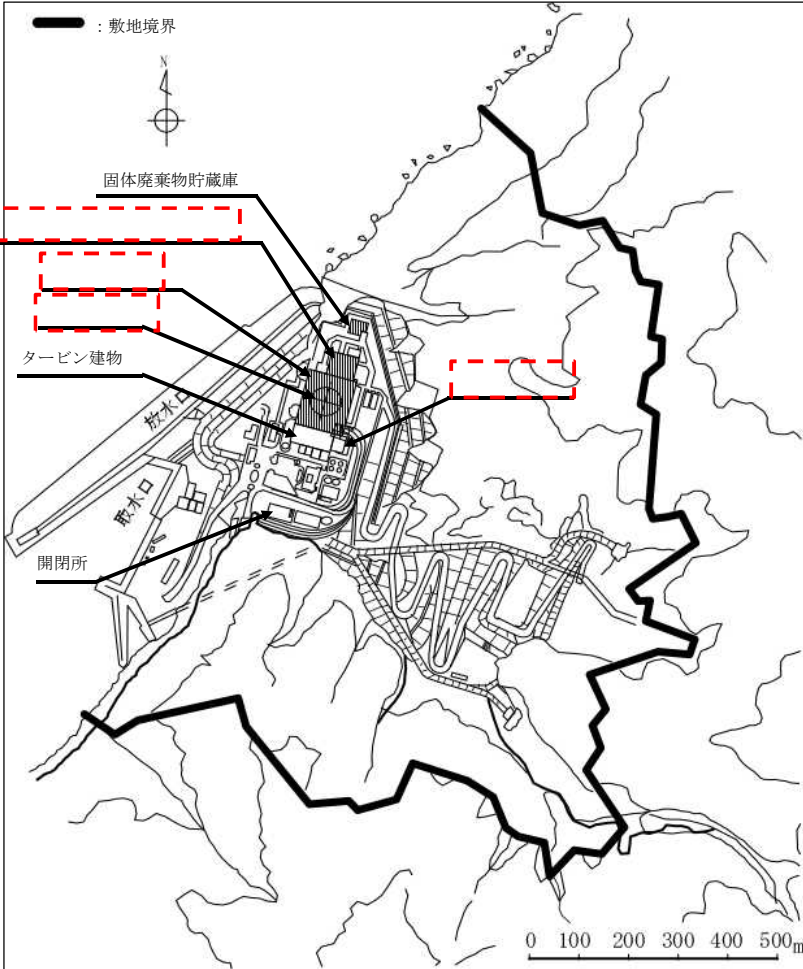
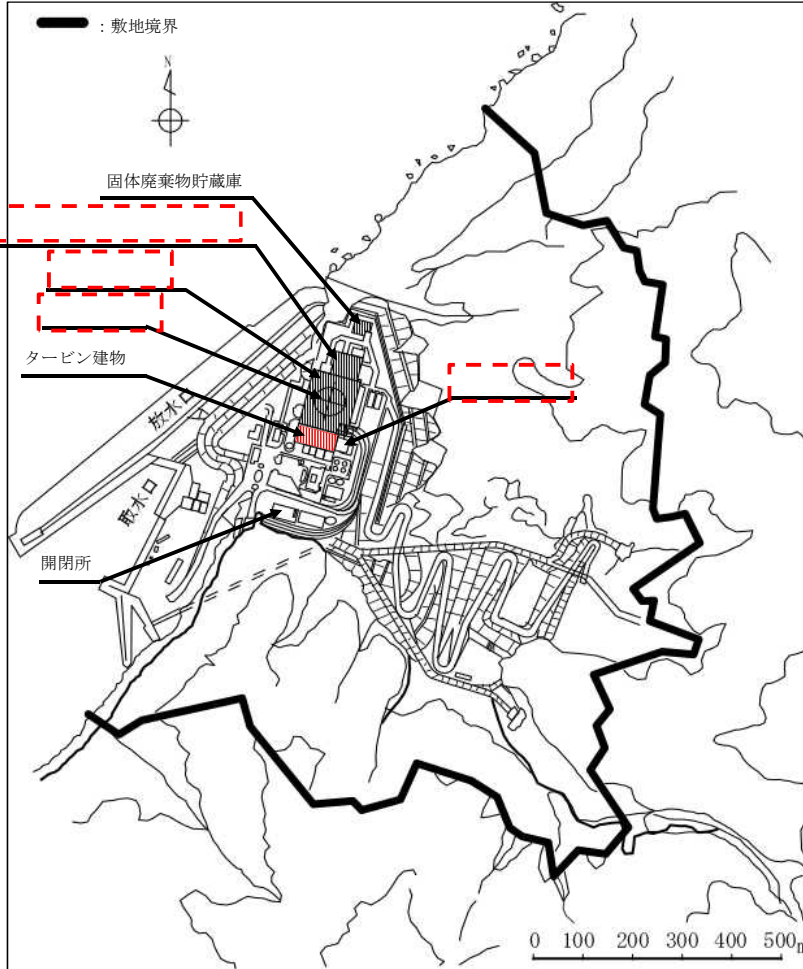
変更箇所	変更前	変更後	理由
		<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">別紙-1</div> <p>凡例 - : 第2段階範囲 ● : 第2段階完了条件 □ : 施設の解体及び廃棄物の廃棄に係る事項 → : 上記以外の事項</p>	<p>別添資料4で述べるもんじゅ廃止措置計画の全体像と第2段階に係るロードマップを図示するため別紙-1として追加</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
添付書類 二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図	<p style="text-align: center;">添付書類 二</p> <p style="text-align: center;">廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図</p>	<p style="text-align: center;">添付書類 二</p> <p style="text-align: center;">廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図</p>	

枠内は機微情報につき公開できません。

枠内は機微情報につき公開できません。

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>廃止措置対象施設の敷地及び廃止措置（第1段階）に係る工事作業区域を第1図に示す。第1段階においては、2次系ナトリウムの抜取り、燃料体取出し作業及び汚染の分布に関する評価を行う。第2段階以降における工事作業区域については、第2段階に着手するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p>	<p>廃止措置対象施設の敷地及び廃止措置（第1段階及び第2段階前半）に係る工事作業区域を第1図に示す。第1段階においては、2次系ナトリウムの抜取り、燃料体取出し作業及び汚染の分布に関する評価を行う。<u>第2段階前半においては、汚染の分布に関する評価、しゃへい体等取出し作業及び水・蒸気系等発電設備の解体撤去を行う。</u>第2段階後半以降における工事作業区域については、第2段階後半に着手するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p>	<p>第2段階前半の工事作業区域の追加</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
<p>第1図 廃止措置対象施設の敷地及び廃止措置（第1段階）に係る工事作業区域</p>	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">管理情報</div>  <p>凡例</p> <p> : 第1段階における工事作業区域</p> <p>第1図 廃止措置対象施設の敷地及び廃止措置（第1段階）に係る工事作業区域</p>	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">管理情報</div>  <p>凡例</p> <p> : 第1段階及び第2段階前半における工事作業区域</p> <p>第1図 廃止措置対象施設の敷地及び廃止措置（第1段階及び第2段階前半）に係る工事作業区域</p>	<p>第2段階前半の工事作業区域の追加</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更箇所	変更前	変更後	理由
添付書類 三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書	添付書類 三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書	添付書類 三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書	

変更箇所	変更前	変更後	理由
<p>添付書類 三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書</p>	<p>1.6 放射性廃棄物の管理 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出に当たっては、周辺監視区域外の空気中及び水中の放射性物質の濃度が、線量告示に定める値を超えないように厳重な管理を行う。 さらに、線量目標値指針に基づき、発電所から放出される放射性物質について放出管理目標値を定め、放射性物質の測定を行い、これを超えないように努める。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物 放射性気体廃棄物を放出する場合には、排気中の放射性物質の濃度を排気筒モニタによって常に監視する。</p> <p>(2) 放射性液体廃棄物 放射性液体廃棄物を放出する場合には、あらかじめ廃液モニタタンク又は洗濯廃液モニタタンクにおいてサンプリングし、放射性物質の濃度を測定する。 また、放出される液体中の放射性物質の濃度については、排水モニタによって常に監視する。</p> <p>(3) 放射性廃棄物の発生量 第 1 段階における放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の発生量について、2.1.1 (放射性気体廃棄物) 及び 2.1.2 (放射性液体廃棄物) に示す。また、第 1 段階における放射性固体廃棄物の発生量について、「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」の第 10-2 表に示す。</p> <p>第 2 段階以降における放射性廃棄物の発生量については、各段階における作業内容を明確にして評価し、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>1.7 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視 前項で述べたように、放射性廃棄物の放出に当たっては、厳重な管理を行い、異常がないことを確認するため、周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視を行う。</p> <p>(1) 空間放射線量等の監視 空間放射線量及び空間放射線量率について、測定頻度及び測定点を定めて監視を行う。</p> <p>(2) 環境試料の放射能監視 周辺環境の放射性物質の濃度の長期的傾向を把握するため、次のように環境試料の測定を行う。 環境試料の種類：陸 水 陸 土 空気中粒子</p>	<p>1.6 放射性廃棄物の管理 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出に当たっては、周辺監視区域外の空気中及び水中の放射性物質の濃度が、線量告示に定める値を超えないように厳重な管理を行う。 さらに、線量目標値指針に基づき、発電所から放出される放射性物質について放出管理目標値を定め、放射性物質の測定を行い、これを超えないように努める。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物 放射性気体廃棄物を放出する場合には、排気中の放射性物質の濃度を排気筒モニタによって常に監視する。</p> <p>(2) 放射性液体廃棄物 放射性液体廃棄物を放出する場合には、あらかじめ廃液モニタタンク又は洗濯廃液モニタタンクにおいてサンプリングし、放射性物質の濃度を測定する。 また、放出される液体中の放射性物質の濃度については、排水モニタによって常に監視する。</p> <p>(3) 放射性廃棄物の発生量 第 1 段階及び第 2 段階前半における放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の発生量について、2.1.1 (放射性気体廃棄物) 及び 2.1.2 (放射性液体廃棄物) に示す。 <u>第 2 段階後半以降における放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の発生量については、各段階における作業内容を明確にして評価し、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u> また、第 1 段階及び第 2 段階における放射性固体廃棄物の発生量について、「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」の第 10-1 表及び第 10-2 表に示す。 第 3 段階以降における放射性固体廃棄物の発生量については、各段階における作業内容を明確にして評価し、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>1.7 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視 前項で述べたように、放射性廃棄物の放出に当たっては、厳重な管理を行い、異常がないことを確認するため、周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視を行う。</p> <p>(1) 空間放射線量等の監視 空間放射線量及び空間放射線量率について、測定頻度及び測定点を定めて監視を行う。</p> <p>(2) 環境試料の放射能監視 周辺環境の放射性物質の濃度の長期的傾向を把握するため、次のように環境試料の測定を行う。 環境試料の種類：陸 水 陸 土 空気中粒子</p>	<p>第 2 段階前半の気体、液体廃棄物の発生量は第 1 段階と同様であるため、記載を「第 1 段階及び第 2 段階前半」に修正 第 2 段階後半以降における気体、液体廃棄物の発生量は第 2 段階後半に実施する放射性バルクナトリウムの搬出等の作業内容を明確にし、評価を行うことから記載を追記 第 1 段階及び第 2 段階における固体廃棄物の発生量は第 1 段階が第 10-1 表、第 2 段階が第 10-2 に示していることから修正 第 3 段階以降に生じる固体廃棄物の発生量は第 10-1 表及び第 10-2 表に含んでいないことから記載を「第 3 段階以降」</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>海 水 陸上生物 海 底 土 海洋生物</p> <p>頻 度：原則として年2回とし、必要に応じて増加する。 測 定 核 種：核分裂生成物及び腐食生成物のうち、主要な核種</p> <p>(3) 異常時における測定 放射性廃棄物の放出は、排気筒モニタ、排水モニタ等により、常に監視し、異常な放出がないように十分管理を行う。 万一異常な放出があつて敷地外に影響があると考えられた場合には、周辺監視区域境界付近にあるモニタリングポストにより、空間放射線量率を測定するほか、モニタリングカーにより、敷地周辺の空間放射線量率及び放射性物質の濃度を測定し、その範囲、程度等の推定を敏速かつ確実に行う。</p> <p>2. 平常時における周辺公衆の線量評価 廃止措置期間中に環境へ放出される放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物により周辺公衆の受ける線量を評価する。また、廃止措置期間中の直接線及びスカイシャイン線による敷地境界外の線量を評価する。 評価に当たっては、発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針（昭和51年9月28日原子力委員会決定、平成13年3月29日原子力安全委員会一部改訂。以下「線量評価指針」という。）及び発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（昭和57年1月28日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日原子力安全委員会一部改訂。以下「気象指針」という。）を参考にする。</p> <p>2.1 第1段階の平常時における周辺公衆の受ける線量評価 第1段階においては、燃料体取出し作業、設備の維持管理等を行うが、放射化した原子炉容器等の解体撤去は行わず、解体対象施設のうち放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理に必要な機能については継続して維持管理する。また、性能試験のうちの40%出力試験を中断した以降、放射性物質の生成は無視できる。 以上のことから、第1段階の平常時における周辺公衆の受ける線量について「原子炉設置許可申請書 添付書類九」に示す線量評価方法を参考に次のとおり評価する。</p> <p>2.1.1 放射性気体廃棄物による実効線量 (1) 放射性気体廃棄物の放出量 a. 評価方法 線量評価指針においては、原子炉の平常運転中におけるよう素について、核分裂による生成量、放射性核種の半減期から考えて、I-131 及び I-133 の2種</p>	<p>海 水 陸上生物 海 底 土 海洋生物</p> <p>頻 度：原則として年2回とし、必要に応じて増加する。 測 定 核 種：核分裂生成物及び腐食生成物のうち、主要な核種</p> <p>(3) 異常時における測定 放射性廃棄物の放出は、排気筒モニタ、排水モニタ等により、常に監視し、異常な放出がないように十分管理を行う。 万一異常な放出があつて敷地外に影響があると考えられた場合には、周辺監視区域境界付近にあるモニタリングポストにより、空間放射線量率を測定するほか、モニタリングカーにより、敷地周辺の空間放射線量率及び放射性物質の濃度を測定し、その範囲、程度等の推定を敏速かつ確実に行う。</p> <p>2. 平常時における周辺公衆の線量評価 廃止措置期間中に環境へ放出される放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物により周辺公衆の受ける線量を評価する。また、廃止措置期間中の直接線及びスカイシャイン線による敷地境界外の線量を評価する。 評価に当たっては、発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針（昭和51年9月28日原子力委員会決定、平成13年3月29日原子力安全委員会一部改訂。以下「線量評価指針」という。）及び発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（昭和57年1月28日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日原子力安全委員会一部改訂。以下「気象指針」という。）を参考にする。</p> <p>2.1 第1段階及び第2段階前半の平常時における周辺公衆の受ける線量評価 第1段階においては、燃料体取出し作業、設備の維持管理等を行い<u>い</u>、<u>第2段階前半においては、しゃへい体等取出し作業、設備の維持管理等を行</u>うが、放射化した原子炉容器等の解体撤去は行わず、解体対象施設のうち放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理に必要な機能については継続して維持管理する。また、性能試験のうちの40%出力試験を中断した以降、放射性物質の生成は無視できる。 以上のことから、第1段階及び第2段階前半の平常時における周辺公衆の受ける線量について「原子炉設置許可申請書 添付書類九」に示す線量評価方法を参考に次のとおり評価する。</p> <p>2.1.1 放射性気体廃棄物による実効線量 (1) 放射性気体廃棄物の放出量 a. 評価方法 線量評価指針においては、原子炉の平常運転中におけるよう素について、核分裂による生成量、放射性核種の半減期から考えて、I-131 及び I-133 の2種</p>	<p>に修正</p> <p>第2段階前半の放射性廃棄物の発生量は第1段階と変わらず、第2段階前半の平常時における周辺公衆の受ける線量評価も第1段階と変わらないことから、記載を「第1段階及び第2段階前半」に修正する。また、第2段階前半に実施する作業内容を追記</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>の放射性よう素を考えれば周辺への線量評価としては十分であるとされている。現在のもんじゅでは、性能試験（40%出力試験）を中断してから21年以上経過しており、I-131及びI-133の半減期が短いことを考慮すると両核種は十分減衰していることから、I-131及びI-133の放出量は無視できる。また、長半減期核種のI-129については、「添付書類四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書」の2. に示すとおり、燃料取扱事故が発生した際の周辺影響においても自然放射線レベルより十分低く無視できる程度であるため、平常時におけるよう素の放出量は無視する。したがって、第1段階において発生する放射性気体廃棄物の発生源としては、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」に示す原子炉運転中の主な放射性気体廃棄物のうち、気体廃棄物処理系からの排気、原子炉格納施設及び原子炉補助建物の換気空調設備からの排気によって放出される希ガスである。</p> <p>なお、希ガスについても、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」の評価対象核種のうち、Kr-85を除いた核種については、半減期が短く、性能試験のうちの40%出力試験を中断してからの減衰期間を考慮すると、放出量は無視できる。</p> <p>以上のことから、第1段階において発生する放射性気体廃棄物の放出量について次のとおり評価する。減衰期間については、性能試験のうちの40%出力試験を中断した後の期間を考慮して21年とする。</p> <p>(a) 気体廃棄物処理系からの排気により放出される希ガス</p> <p>原子炉運転中に生成され、使用済燃料集合体に含まれていた希ガス（Kr-85）が減衰し、燃料洗浄設備からの使用済燃料洗浄廃ガス及びその他の燃料取扱及び貯蔵設備の機器等のガス置換、圧力制御に伴う廃ガスとして気体廃棄物処理系からの排気により、年間を通じて排気筒から放出されるものとして（3-1）式により評価する。</p> <p>なお、1次アルゴンガス系設備から流入する廃ガスの気体廃棄物処理系からの排気については、性能試験のうちの40%出力試験を中断した以降、放射性物質の生成は無視できることから、「(b) 原子炉格納施設及び原子炉補助建物の換気空調設備からの排気により放出される希ガス」に含めて評価する。</p> $Q_1 = Q_G \cdot P \cdot G \cdot D \cdot N \quad \dots\dots\dots (3-1)$ <p>Q₁ : 燃料取扱及び貯蔵設備から流入する廃ガスの気体廃棄物処理系からの排気により排気筒から放出される希ガス（Kr-85）の量（Bq/y）</p> <p>P : 燃料被ふく管欠陥率</p> <p>G : 欠陥燃料から燃料移送ポット内へ放出される希ガス（Kr-85）</p>	<p>の放射性よう素を考えれば周辺への線量評価としては十分であるとされている。現在（<u>廃止措置計画認可申請時点</u>）のもんじゅでは、性能試験（40%出力試験）を中断してから21年以上経過しており、I-131及びI-133の半減期が短いことを考慮すると両核種は十分減衰していることから、I-131及びI-133の放出量は無視できる。また、長半減期核種のI-129については、「添付書類四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書」の2. に示すとおり、燃料取扱事故が発生した際の周辺影響においても自然放射線レベルより十分低く無視できる程度であるため、平常時におけるよう素の放出量は無視する。したがって、第1段階及び第2段階前半において発生する放射性気体廃棄物の発生源としては、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」に示す原子炉運転中の主な放射性気体廃棄物のうち、気体廃棄物処理系からの排気、原子炉格納施設及び原子炉補助建物の換気空調設備からの排気によって放出される希ガスである。</p> <p>なお、希ガスについても、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」の評価対象核種のうち、Kr-85を除いた核種については、半減期が短く、性能試験のうちの40%出力試験を中断してからの減衰期間を考慮すると、放出量は無視できる。</p> <p>以上のことから、第1段階及び第2段階前半において発生する放射性気体廃棄物の放出量について次のとおり評価する。減衰期間については、性能試験のうちの40%出力試験を中断した後の期間を考慮して21年とする。</p> <p>(a) 気体廃棄物処理系からの排気により放出される希ガス</p> <p>原子炉運転中に生成され、使用済燃料集合体に含まれていた希ガス（Kr-85）が減衰し、燃料洗浄設備からの使用済燃料洗浄廃ガス及びその他の燃料取扱及び貯蔵設備の機器等のガス置換、圧力制御に伴う廃ガスとして気体廃棄物処理系からの排気により、年間を通じて排気筒から放出されるものとして（3-1）式により評価する。</p> <p>なお、1次アルゴンガス系設備から流入する廃ガスの気体廃棄物処理系からの排気については、性能試験のうちの40%出力試験を中断した以降、放射性物質の生成は無視できることから、「(b) 原子炉格納施設及び原子炉補助建物の換気空調設備からの排気により放出される希ガス」に含めて評価する。</p> $Q_1 = Q_G \cdot P \cdot G \cdot D \cdot N \quad \dots\dots\dots (3-1)$ <p>Q₁ : 燃料取扱及び貯蔵設備から流入する廃ガスの気体廃棄物処理系からの排気により排気筒から放出される希ガス（Kr-85）の量（Bq/y）</p> <p>P : 燃料被ふく管欠陥率</p>	<p>廃止措置計画認可初回申請時点であることの記載の明確化</p> <p>前述と同様の理由により、記載を「第1段階及び第2段階前半」に修正</p> <p>前述と同様の理由により、記載を「第1段階及び第2段階前半」に修正</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>の割合</p> <p>D : 燃料移送ポット内ナトリウムから気相部への希ガス (Kr-85) の移行割合</p> <p>N : 年間当たりの燃料集合体の取扱本数 (本/y)</p> <p>Q_G : 炉停止 21 年後の燃料集合体中の希ガス (Kr-85) の量 (Bq)</p> <p>(b) 原子炉格納施設及び原子炉補助建物の換気空調設備からの排気により放出される希ガス</p> <p>原子炉運転中に生成され、1 次アルゴンガス系設備に含まれていた希ガス (Kr-85) が減衰し、第 1 段階に年間を通じて排気筒から放出されるものとして (3-2) 式により評価する。</p> $Q_2 = A_G \cdot W_G \dots\dots\dots (3-2)$ <p>Q₂ : 原子炉格納施設及び原子炉補助建物の換気空調設備からの排気により放出される希ガス (Kr-85) の量 (Bq/y)</p> <p>A_G : 1 次アルゴンガス系設備の希ガス (Kr-85) の濃度 (Bq/Nm³)</p> <p>W_G : 1 次アルゴンガス系設備のアルゴンガス保有量 (Nm³)</p> <p>(3-1) 式及び (3-2) 式の計算に用いるパラメータは次のとおりである。</p> <p>P : 0.01</p> <p>G : 0.02</p> <p>D : 1</p> <p>N : 200 (本/y)</p> <p>Q_G : 約 6.0×10¹² (Bq)</p> <p>A_G : 約 1.5×10¹⁰ (Bq/Nm³)</p> <p>W_G : 360 (Nm³)</p> <p>b. 放出量計算結果</p> <p>第 1 段階における放射性気体廃棄物の年間放出量を第 1 表に示す。</p> <p>第 1 表に示す年間放出量から、第 1 段階における放射性気体廃棄物の放出管理目標値を第 2 表のとおり設定し、これを超えないように努める。</p> <p>(2) 放射性気体廃棄物による実効線量</p> <p>a. 実効線量評価の概要</p> <p>周辺公衆の受ける実効線量について、線量評価指針及び気象指針に基づい</p>	<p>G : 欠陥燃料から燃料移送ポット内へ放出される希ガス (Kr-85) の割合</p> <p>D : 燃料移送ポット内ナトリウムから気相部への希ガス (Kr-85) の移行割合</p> <p>N : 年間当たりの燃料集合体の取扱本数 (本/y)</p> <p>Q_G : 炉停止 21 年後の燃料集合体中の希ガス (Kr-85) の量 (Bq)</p> <p>(b) 原子炉格納施設及び原子炉補助建物の換気空調設備からの排気により放出される希ガス</p> <p>原子炉運転中に生成され、1 次アルゴンガス系設備に含まれていた希ガス (Kr-85) が減衰し、第 1 段階及び第 2 段階前半に年間を通じて排気筒から放出されるものとして (3-2) 式により評価する。</p> $Q_2 = A_G \cdot W_G \dots\dots\dots (3-2)$ <p>Q₂ : 原子炉格納施設及び原子炉補助建物の換気空調設備からの排気により放出される希ガス (Kr-85) の量 (Bq/y)</p> <p>A_G : 1 次アルゴンガス系設備の希ガス (Kr-85) の濃度 (Bq/Nm³)</p> <p>W_G : 1 次アルゴンガス系設備のアルゴンガス保有量 (Nm³)</p> <p>(3-1) 式及び (3-2) 式の計算に用いるパラメータは次のとおりである。</p> <p>P : 0.01</p> <p>G : 0.02</p> <p>D : 1</p> <p>N : 200 (本/y)</p> <p>Q_G : 約 6.0×10¹² (Bq)</p> <p>A_G : 約 1.5×10¹⁰ (Bq/Nm³)</p> <p>W_G : 360 (Nm³)</p> <p>b. 放出量計算結果</p> <p>第 1 段階及び第 2 段階前半における放射性気体廃棄物の年間放出量を第 1 表に示す。</p> <p>第 1 表に示す年間放出量から、第 1 段階及び第 2 段階前半における放射性気体廃棄物の放出管理目標値を第 2 表のとおり設定し、これを超えないように努める。</p> <p>(2) 放射性気体廃棄物による実効線量</p> <p>a. 実効線量評価の概要</p> <p>周辺公衆の受ける実効線量について、線量評価指針及び気象指針に基づい</p>	<p>理由</p> <p>前述と同様の理由により、記載を「第 1 段階及び第 2 段階前半」に修正</p> <p>前述と同様の理由により、記載を「第 1 段階及び第 2 段階前半」に修正</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>て評価する。</p> <p>希ガスによる実効線量の計算においては、排気筒を中心として16方位に分割したうちの陸側10方位の周辺監視区域外について行い、希ガスのガンマ線による実効線量が最大となる地点での線量を求める。</p> <p>評価に使用する気象データについては、近年の気象データによる異常年検定を行い、異常がないことを確認した平成16年4月から平成17年3月までの観測による実測値を用いる。</p> <p>b. 実効線量評価方法</p> <p>第1段階に発生する放射性気体廃棄物による実効線量は、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」における原子炉運転中の原子炉格納施設の換気、原子炉補助建物の換気及び気体廃棄物処理系からの排気により放出される希ガスと同様に、第1表に示す希ガス (Kr-85) が年間を通じて連続的に排気筒から放出されるものとして評価する。</p> <p>(a) 計算に用いる基本式</p> <p>ガンマ線による空気カーマ率を求める基本式は(3-3)式のとおりである。</p> $D(x',y',0) = K_1 \cdot \mu_{en} \cdot E_\gamma \int_0^\infty \int_{-\infty}^\infty \int_0^\infty \frac{e^{-\mu \cdot r}}{4\pi r^2} \cdot B(\mu \cdot r) \cdot \chi(x,y,z) dx \cdot dy \cdot dz \quad \dots\dots\dots (3-3)$ <p>$D(x',y',0)$: 計算地点(x',y',0)におけるガンマ線による空気カーマ率 (μGy/h)</p> <p>K_1 : 空気カーマ率への換算係数 $\left(\frac{\text{dis} \cdot \text{m}^3 \cdot \mu\text{Gy}}{\text{MeV} \cdot \text{Bq} \cdot \text{h}} \right)$</p> <p>$\mu_{en}$: 空気に対するガンマ線の線エネルギー吸収係数 (m⁻¹)</p> <p>E_γ : ガンマ線の実効エネルギー (MeV/dis)</p> <p>r : 放射性雲中の点(x,y,z)から計算地点(x',y',0)までの距離</p> $r = \sqrt{(x'-x)^2 + (y'-y)^2 + (0-z)^2} \quad (\text{m})$ <p>μ : 空気に対するガンマ線の線減衰係数 (m⁻¹)</p> <p>$B(\mu \cdot r)$: 空気に対するガンマ線の再生係数</p> $B(\mu \cdot r) = 1 + \alpha \cdot (\mu \cdot r) + \beta \cdot (\mu \cdot r)^2 + \gamma \cdot (\mu \cdot r)^3$ <p>α, β, γ はガンマ線のエネルギー別に与えられる。</p> <p>$\chi(x,y,z)$: 放射性雲中の点(x,y,z)における放射性物質の濃度 (Bq/m³)</p> <p>$\chi(x,y,z)$ は(3-4)式により計算される。</p>	<p>て評価する。</p> <p>希ガスによる実効線量の計算においては、排気筒を中心として16方位に分割したうちの陸側10方位の周辺監視区域外について行い、希ガスのガンマ線による実効線量が最大となる地点での線量を求める。</p> <p>評価に使用する気象データについては、近年の気象データによる異常年検定を行い、異常がないことを確認した平成16年4月から平成17年3月までの観測による実測値を用いる。</p> <p>b. 実効線量評価方法</p> <p>第1段階及び第2段階前半に発生する放射性気体廃棄物による実効線量は、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」における原子炉運転中の原子炉格納施設の換気、原子炉補助建物の換気及び気体廃棄物処理系からの排気により放出される希ガスと同様に、第1表に示す希ガス (Kr-85) が年間を通じて連続的に排気筒から放出されるものとして評価する。</p> <p>(a) 計算に用いる基本式</p> <p>ガンマ線による空気カーマ率を求める基本式は(3-3)式のとおりである。</p> $D(x',y',0) = K_1 \cdot \mu_{en} \cdot E_\gamma \int_0^\infty \int_{-\infty}^\infty \int_0^\infty \frac{e^{-\mu \cdot r}}{4\pi r^2} \cdot B(\mu \cdot r) \cdot \chi(x,y,z) dx \cdot dy \cdot dz \quad \dots\dots\dots (3-3)$ <p>$D(x',y',0)$: 計算地点(x',y',0)におけるガンマ線による空気カーマ率 (μGy/h)</p> <p>K_1 : 空気カーマ率への換算係数 $\left(\frac{\text{dis} \cdot \text{m}^3 \cdot \mu\text{Gy}}{\text{MeV} \cdot \text{Bq} \cdot \text{h}} \right)$</p> <p>$\mu_{en}$: 空気に対するガンマ線の線エネルギー吸収係数 (m⁻¹)</p> <p>E_γ : ガンマ線の実効エネルギー (MeV/dis)</p> <p>r : 放射性雲中の点(x,y,z)から計算地点(x',y',0)までの距離</p> $r = \sqrt{(x'-x)^2 + (y'-y)^2 + (0-z)^2} \quad (\text{m})$ <p>μ : 空気に対するガンマ線の線減衰係数 (m⁻¹)</p> <p>$B(\mu \cdot r)$: 空気に対するガンマ線の再生係数</p> $B(\mu \cdot r) = 1 + \alpha \cdot (\mu \cdot r) + \beta \cdot (\mu \cdot r)^2 + \gamma \cdot (\mu \cdot r)^3$ <p>α, β, γ はガンマ線のエネルギー別に与えられる。</p> <p>$\chi(x,y,z)$: 放射性雲中の点(x,y,z)における放射性物質の濃度 (Bq/m³)</p> <p>$\chi(x,y,z)$ は(3-4)式により計算される。</p>	<p>前述と同様の理由により、記載を「第1段階及び第2段階前半」に修正</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
	$\chi(x,y,z) = \frac{Q}{2\pi \cdot \sigma_y \cdot \sigma_z \cdot U} \cdot \exp\left(-\frac{y^2}{2\sigma_y^2}\right) \cdot \left[\exp\left\{-\frac{(z-H)^2}{2\sigma_z^2}\right\} + \exp\left\{-\frac{(z+H)^2}{2\sigma_z^2}\right\} \right] \dots\dots\dots (3-4)$	$\chi(x,y,z) = \frac{Q}{2\pi \cdot \sigma_y \cdot \sigma_z \cdot U} \cdot \exp\left(-\frac{y^2}{2\sigma_y^2}\right) \cdot \left[\exp\left\{-\frac{(z-H)^2}{2\sigma_z^2}\right\} + \exp\left\{-\frac{(z+H)^2}{2\sigma_z^2}\right\} \right] \dots\dots\dots (3-4)$	
	<p>Q : 放出率 (Bq/s) U : 風速 (m/s) H : 放出源の有効高さ (m) σ_y : 濃度分布の y 方向の拡がりのパラメータ (m) σ_z : 濃度分布の z 方向の拡がりのパラメータ (m)</p>	<p>Q : 放出率 (Bq/s) U : 風速 (m/s) H : 放出源の有効高さ (m) σ_y : 濃度分布の y 方向の拡がりのパラメータ (m) σ_z : 濃度分布の z 方向の拡がりのパラメータ (m)</p>	
	<p>(b) 実効線量の計算式 第 1 段階においては希ガスを連続的に放出することから、ガンマ線による実効線量は方位別に (3-5) 式を用いて計算する。</p>	<p>(b) 実効線量の計算式 第 1 段階及び第 2 段階前半においては希ガスを連続的に放出することから、ガンマ線による実効線量は方位別に (3-5) 式を用いて計算する。</p>	<p>前述と同様の理由により、記載を「第 1 段階及び第 2 段階前半」に修正</p>
	$H_\gamma = H_{\gamma\text{cont}} \dots\dots\dots (3-5)$ <p>H_γ : 希ガスのガンマ線による方位別年間実効線量 (μSv/y) $H_{\gamma\text{cont}}$: 連続放出分の希ガスのガンマ線による方位年間別実効線量 (μSv/y)</p> <p>連続的に放出される希ガスのガンマ線による実効線量について (3-6) 式を用いて計算する。</p> $H_{\gamma\text{cont}} = \sum_{S=A}^F (H_{\gamma\text{cont}S} + H'_{\gamma\text{cont}S} + H''_{\gamma\text{cont}S}) \dots\dots\dots (3-6)$ <p>$H_{\gamma\text{cont}S}$: 風が着目方位へ向っており、大気安定度が S であるときの着目地点における希ガスのガンマ線による年間実効線量 (μSv/y) $H'_{\gamma\text{cont}S}$, $H''_{\gamma\text{cont}S}$: それぞれ、風が着目方位に隣接する方位へ向っており大気安定度が S であるときの着目地点における希ガスのガンマ線による年間実効線量 (μSv/y)</p> <p>$H_{\gamma\text{cont}S}$、$H'_{\gamma\text{cont}S}$ 及び $H''_{\gamma\text{cont}S}$ は、それぞれ (3-7)、(3-8) 及び (3-9) 式を用いて計算する。</p>	$H_\gamma = H_{\gamma\text{cont}} \dots\dots\dots (3-5)$ <p>H_γ : 希ガスのガンマ線による方位別年間実効線量 (μSv/y) $H_{\gamma\text{cont}}$: 連続放出分の希ガスのガンマ線による方位年間別実効線量 (μSv/y)</p> <p>連続的に放出される希ガスのガンマ線による実効線量について (3-6) 式を用いて計算する。</p> $H_{\gamma\text{cont}} = \sum_{S=A}^F (H_{\gamma\text{cont}S} + H'_{\gamma\text{cont}S} + H''_{\gamma\text{cont}S}) \dots\dots\dots (3-6)$ <p>$H_{\gamma\text{cont}S}$: 風が着目方位へ向っており、大気安定度が S であるときの着目地点における希ガスのガンマ線による年間実効線量 (μSv/y) $H'_{\gamma\text{cont}S}$, $H''_{\gamma\text{cont}S}$: それぞれ、風が着目方位に隣接する方位へ向っており大気安定度が S であるときの着目地点における希ガスのガンマ線による年間実効線量 (μSv/y)</p> <p>$H_{\gamma\text{cont}S}$、$H'_{\gamma\text{cont}S}$ 及び $H''_{\gamma\text{cont}S}$ は、それぞれ (3-7)、(3-8) 及び (3-9) 式を用いて計算する。</p>	

変更箇所	変更前	変更後	理由
	$H_{\gamma\text{contS}} = K_2 \cdot f_h \cdot f_0 \cdot \frac{Q_{\gamma\text{cont}}}{3,600 \times 0.5} \cdot \bar{D}_s \cdot \frac{1}{N_t} \cdot S_{LS} \quad \dots\dots\dots (3-7)$	$H_{\gamma\text{contS}} = K_2 \cdot f_h \cdot f_0 \cdot \frac{Q_{\gamma\text{cont}}}{3,600 \times 0.5} \cdot \bar{D}_s \cdot \frac{1}{N_t} \cdot S_{LS} \quad \dots\dots\dots (3-7)$	
	$H'_{\gamma\text{contS}} = K_2 \cdot f_h \cdot f_0 \cdot \frac{Q_{\gamma\text{cont}}}{3,600 \times 0.5} \cdot \bar{D}'_s \cdot \frac{1}{N_t} \cdot S'_{LS} \quad \dots\dots\dots (3-8)$	$H'_{\gamma\text{contS}} = K_2 \cdot f_h \cdot f_0 \cdot \frac{Q_{\gamma\text{cont}}}{3,600 \times 0.5} \cdot \bar{D}'_s \cdot \frac{1}{N_t} \cdot S'_{LS} \quad \dots\dots\dots (3-8)$	
	$H''_{\gamma\text{contS}} = K_2 \cdot f_h \cdot f_0 \cdot \frac{Q_{\gamma\text{cont}}}{3,600 \times 0.5} \cdot \bar{D}''_s \cdot \frac{1}{N_t} \cdot S''_{LS} \quad \dots\dots\dots (3-9)$	$H''_{\gamma\text{contS}} = K_2 \cdot f_h \cdot f_0 \cdot \frac{Q_{\gamma\text{cont}}}{3,600 \times 0.5} \cdot \bar{D}''_s \cdot \frac{1}{N_t} \cdot S''_{LS} \quad \dots\dots\dots (3-9)$	
	<p>K_2 : 空気カーマから実効線量への換算係数 (μSv/μGy)</p>	<p>K_2 : 空気カーマから実効線量への換算係数 (μSv/μGy)</p>	
	<p>f_h : 家屋による遮蔽係数</p>	<p>f_h : 家屋による遮蔽係数</p>	
	<p>f_0 : 居住係数</p>	<p>f_0 : 居住係数</p>	
	<p>\bar{D}_s : 放出率 1 Bq/s、ガンマ線エネルギー0.5 MeV/dis、風速 1 m/s で着目方位へ放出した場合、大気安定度が S であるときの当該距離におけるガンマ線による空気カーマ率の方位内平均値 (μGy/h)</p>	<p>\bar{D}_s : 放出率 1 Bq/s、ガンマ線エネルギー0.5 MeV/dis、風速 1 m/s で着目方位へ放出した場合、大気安定度が S であるときの当該距離におけるガンマ線による空気カーマ率の方位内平均値 (μGy/h)</p>	
	<p>\bar{D}'_s, \bar{D}''_s : それぞれ放出率 1 Bq/s、ガンマ線エネルギー0.5 MeV/dis、風速 1 m/s で着目方位に隣接する方位へ放出した場合、大気安定度が S であるときの着目方位の当該距離におけるガンマ線による空気カーマ率の方位内平均値 (μGy/h)</p>	<p>\bar{D}'_s, \bar{D}''_s : それぞれ放出率 1 Bq/s、ガンマ線エネルギー0.5 MeV/dis、風速 1 m/s で着目方位に隣接する方位へ放出した場合、大気安定度が S であるときの着目方位の当該距離におけるガンマ線による空気カーマ率の方位内平均値 (μGy/h)</p>	
	<p>\bar{D}_s, \bar{D}'_s 及び \bar{D}''_s は (3-3) 式を基本式として求める。</p>	<p>\bar{D}_s, \bar{D}'_s 及び \bar{D}''_s は (3-3) 式を基本式として求める。</p>	
	<p>N_t : 総観測回数 (回/y)</p>	<p>N_t : 総観測回数 (回/y)</p>	
	<p>L : 16 方位 (計算方位) を示す。</p>	<p>L : 16 方位 (計算方位) を示す。</p>	
	<p>$Q_{\gamma\text{cont}}$: 連続放出の希ガスの年間放出量 (Bq・MeV/y・dis)</p>	<p>$Q_{\gamma\text{cont}}$: 連続放出の希ガスの年間放出量 (Bq・MeV/y・dis)</p>	
	<p>S_{LS} : 風が着目方位へ向っており、大気安定度が S であるときの風速逆数の総和 (s/m)</p>	<p>S_{LS} : 風が着目方位へ向っており、大気安定度が S であるときの風速逆数の総和 (s/m)</p>	
	<p>S'_{LS}, S''_{LS} : それぞれ、風が着目方位に隣接する方位へ向っており、大気安定度が S であるときの風速逆数の総和 (s/m)</p>	<p>S'_{LS}, S''_{LS} : それぞれ、風が着目方位に隣接する方位へ向っており、大気安定度が S であるときの風速逆数の総和 (s/m)</p>	
	<p>(c) 計算条件 (3-3) 式から (3-9) 式の計算に用いたパラメータは次のとおりである。</p>	<p>(c) 計算条件 (3-3) 式から (3-9) 式の計算に用いたパラメータは次のとおりである。</p>	
	<p>K_1 : 4.46×10^{-4} ($\frac{\text{dis} \cdot \text{m}^3 \cdot \mu\text{Gy}}{\text{MeV} \cdot \text{Bq} \cdot \text{h}}$)</p>	<p>K_1 : 4.46×10^{-4} ($\frac{\text{dis} \cdot \text{m}^3 \cdot \mu\text{Gy}}{\text{MeV} \cdot \text{Bq} \cdot \text{h}}$)</p>	
	<p>μ_{en} : 3.84×10^{-3} (m^{-1})</p>	<p>μ_{en} : 3.84×10^{-3} (m^{-1})</p>	

変更箇所	変更前	変更後	理由
	μ : 1.05×10^{-2} (m ⁻¹) α : 1.000 β : 0.4492 γ : 0.0038 H : 第3表に示すとおりである。 K_2 : 0.8 (μSv/μGy) f_h : 1 f_0 : 1 N_t : 8,760 (回/y) $Q_{\gamma\text{cont}}$: 1.23×10^{10} (Bq·MeV/y·dis) $S_{LS}, S'_{LS}, S''_{LS}$: 第4表に示すとおりである。	μ : 1.05×10^{-2} (m ⁻¹) α : 1.000 β : 0.4492 γ : 0.0038 H : 第3表に示すとおりである。 K_2 : 0.8 (μSv/μGy) f_h : 1 f_0 : 1 N_t : 8,760 (回/y) $Q_{\gamma\text{cont}}$: 1.23×10^{10} (Bq·MeV/y·dis) $S_{LS}, S'_{LS}, S''_{LS}$: 第4表に示すとおりである。	
	(d) 計算結果 陸側10方位の周辺監視区域外について希ガスのガンマ線による実効線量の計算を行った結果は第5表に、また、評価地点は第1図に示すとおりである。これによれば陸側10方位の周辺監視区域外で希ガスのガンマ線による実効線量が最大となるのは排気筒から東南東方向約690m地点であり、その実効線量は、年間約 5.2×10^{-4} μSv である。	(d) 計算結果 陸側10方位の周辺監視区域外について希ガスのガンマ線による実効線量の計算を行った結果は第5表に、また、評価地点は第1図に示すとおりである。これによれば陸側10方位の周辺監視区域外で希ガスのガンマ線による実効線量が最大となるのは排気筒から東南東方向約690m地点であり、その実効線量は、年間約 5.2×10^{-4} μSv である。	
	2.1.2 放射性液体廃棄物による実効線量 (1) 放射性液体廃棄物の放出量 a. 放射性液体廃棄物の放出量及び海水中の濃度 「原子炉設置許可申請書 添付書類九」では、原子炉運転中に発生する放射性液体廃棄物として、燃料取扱及び貯蔵設備廃液、共通保修設備廃液、廃棄物処理設備廃液、建物ドレン並びに洗濯廃液があり、トリチウムを除き年間 5.55×10^9 Bq、トリチウムは年間 9.25×10^{12} Bq 放出されるとしている。また、実効線量を計算する海水中の放射性物質の濃度は、上記の年間放出量を、年間の復水器冷却水等の量(年間約 4.0×10^8 m ³)で除した濃度としている。 一方、第1段階に発生する放射性液体廃棄物は、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」に記載される廃液が同様に発生するが、既に原子炉が停止していることから、解体対象施設内で新たな放射性物質が生成されない。したがって、第1段階に発生する放射性液体廃棄物の放出量については、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」で評価している放出量に減衰を考慮した量が、年間を通じて放水口から放出されるものとして評価する。減衰期間については、性能試験のうち40%出力試験を中断した後の期間を考慮して21年とする。また、実効線量を計算する海水中の放射性物質の濃度については、年間放出量を復水器冷却水放水路の希釈量(年間約 4.2×10^7 m ³)で除した濃度とする。	2.1.2 放射性液体廃棄物による実効線量 (1) 放射性液体廃棄物の放出量 a. 放射性液体廃棄物の放出量及び海水中の濃度 「原子炉設置許可申請書 添付書類九」では、原子炉運転中に発生する放射性液体廃棄物として、燃料取扱及び貯蔵設備廃液、共通保修設備廃液、廃棄物処理設備廃液、建物ドレン並びに洗濯廃液があり、トリチウムを除き年間 5.55×10^9 Bq、トリチウムは年間 9.25×10^{12} Bq 放出されるとしている。また、実効線量を計算する海水中の放射性物質の濃度は、上記の年間放出量を、年間の復水器冷却水等の量(年間約 4.0×10^8 m ³)で除した濃度としている。 一方、第1段階及び第2段階前半に発生する放射性液体廃棄物は、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」に記載される廃液が同様に発生するが、既に原子炉が停止していることから、解体対象施設内で新たな放射性物質が生成されない。したがって、第1段階及び第2段階前半に発生する放射性液体廃棄物の放出量については、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」で評価している放出量に減衰を考慮した量が、年間を通じて放水口から放出されるものとして評価する。減衰期間については、性能試験のうち40%出力試験を中断した後の期間を考慮して21年とする。また、実効線量を計算する海水中の放射性物質の濃度については、年間放出量を復水器冷却水放水路の希釈量(年間約 4.2×10^7 m ³)で除した濃度とする。	前述と同様の理由により、記載を「第1段階及び第2段階前半」に修正

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>b. 評価対象核種 評価対象核種は「原子炉設置許可申請書 添付書類九」に示す核種と同様とするが、放射性液体廃棄物中の核種構成については、21年間の減衰を考慮したものとす。 なお、よう素については、性能試験（40%出力試験）中断からの減衰期間を考慮すると放出量は無視できる。</p> <p>c. 放出量計算結果 評価した第1段階における放射性液体廃棄物の核種ごとの年間放出量を第6表に示す。また、放水口における海水中の放射性物質の濃度を第7表に示す。 評価した年間放出量から、第1段階における放射性液体廃棄物の放出管理目標値を第8表のとおり設定し、これを超えないように努める。</p> <p>(2) 放射性液体廃棄物による実効線量</p> <p>a. 実効線量評価方法 周辺公衆の受ける実効線量については、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」と同様に放水口における海水中の放射性物質の濃度を用いて線量評価指針に基づいて評価する。 液体廃棄物中の放射性物質による実効線量の計算については、原子炉施設の前面海域に生息する海産物を摂取することによって放射性物質を体内摂取した場合について行う。また、前面海域での拡散による希釈効果を考慮しない。</p> <p>(a) 実効線量の計算式 放射性液体廃棄物による実効線量は（3-10）式を用いて計算する。 $H_w = 365 \cdot \sum_i K_{wi} \cdot A_{wi} \quad \dots\dots\dots (3-10)$ $A_{wi} = C_{wi} \cdot \sum_k (CF)_{ik} \cdot W_k \cdot f_{mk} \cdot f_{ki}$ H_w : 海産物を摂取した場合の年間の実効線量 (μSv/y) K_{wi} : 核種 i の実効線量係数 (μSv/Bq) 365 : 年間日数への換算係数 (d/y) A_{wi} : 核種 i の摂取率 (Bq/d) C_{wi} : 海水中の核種 i の濃度 (Bq/cm³) (CF)_{ik} : 核種 i の海産物 k に対する濃縮係数 ($\frac{Bq/g}{Bq/cm^3}$) W_k : 海産物 k の摂取量 (g/d) f_{mk} : 海産物 k の市場希釈係数</p>	<p>b. 評価対象核種 評価対象核種は「原子炉設置許可申請書 添付書類九」に示す核種と同様とするが、放射性液体廃棄物中の核種構成については、21年間の減衰を考慮したものとす。 なお、よう素については、性能試験（40%出力試験）中断からの減衰期間を考慮すると放出量は無視できる。</p> <p>c. 放出量計算結果 評価した第1段階及び第2段階前半における放射性液体廃棄物の核種ごとの年間放出量を第6表に示す。また、放水口における海水中の放射性物質の濃度を第7表に示す。 評価した年間放出量から、第1段階及び第2段階前半における放射性液体廃棄物の放出管理目標値を第8表のとおり設定し、これを超えないように努める。</p> <p>(2) 放射性液体廃棄物による実効線量</p> <p>a. 実効線量評価方法 周辺公衆の受ける実効線量については、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」と同様に放水口における海水中の放射性物質の濃度を用いて線量評価指針に基づいて評価する。 液体廃棄物中の放射性物質による実効線量の計算については、原子炉施設の前面海域に生息する海産物を摂取することによって放射性物質を体内摂取した場合について行う。また、前面海域での拡散による希釈効果を考慮しない。</p> <p>(a) 実効線量の計算式 放射性液体廃棄物による実効線量は（3-10）式を用いて計算する。 $H_w = 365 \cdot \sum_i K_{wi} \cdot A_{wi} \quad \dots\dots\dots (3-10)$ $A_{wi} = C_{wi} \cdot \sum_k (CF)_{ik} \cdot W_k \cdot f_{mk} \cdot f_{ki}$ H_w : 海産物を摂取した場合の年間の実効線量 (μSv/y) K_{wi} : 核種 i の実効線量係数 (μSv/Bq) 365 : 年間日数への換算係数 (d/y) A_{wi} : 核種 i の摂取率 (Bq/d) C_{wi} : 海水中の核種 i の濃度 (Bq/cm³) (CF)_{ik} : 核種 i の海産物 k に対する濃縮係数 ($\frac{Bq/g}{Bq/cm^3}$) W_k : 海産物 k の摂取量 (g/d) f_{mk} : 海産物 k の市場希釈係数</p>	<p>前述と同様の理由により、記載を「第1段階及び第2段階前半」に修正</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>f_{ki} : 海産物 k の採取から摂取までの核種 i の減衰比</p> $f_{ki} = \exp\left(-\frac{0.693}{T_{ri}} \cdot t_k\right) \quad (\text{海藻類以外の海産物に対して})$ $f_{ki} = \frac{3}{12} + \frac{T_{ri}}{0.693 \times 365} \{1 - \exp\left(-\frac{0.693}{T_{ri}} \times 365 \times \frac{9}{12}\right)\} \quad (\text{海藻類に対して})$ <p>T_{ri} : 核種 i の物理的半減期 (d)</p> <p>t_k : 海産物 k (海藻類を除く) の採取から摂取までの期間 (d)</p> <p>(b) 計算条件 (3-10) 式の計算に用いたパラメータは次のとおりである。</p> <p>K_{wi} : 第 9 表に示すとおりである。 C_{wi} : 第 7 表に示すとおりである。 $(CF)_{ik}$: 第 10 表に示すとおりである。</p> <p>W_k : 魚類 200 (g/d) 無脊椎動物 20 (g/d) 海藻類 (生 3 カ月、生相当量の乾物 9 カ月) 40 (g/d)</p> <p>f_{mk} : 1 t_k : 0 (d) T_{ri} : ICRP Publication 72 による。</p> <p>b. 計算結果 第 1 段階に放出される放射性液体廃棄物による実効線量を評価した結果は年間約 0.70 μSv となる。</p> <p>2.1.3 第 1 段階の平常時における周辺公衆の受ける線量評価結果 第 1 段階における放射性気体廃棄物 (希ガス) による実効線量及び放射性液体廃棄物による実効線量の合計は、第 11 表に示すとおり年間約 0.70 μSv となり、線量目標値指針に示される線量目標値年間 50 μSv を十分下回る。</p> <p>2.1.4 直接線及びスカイシャイン線による線量 燃料体取出し作業、設備の維持管理等により第 1 段階において発生する使用済活性炭、使用済排気用フィルタ及び雑固体廃棄物については、これまでと同様にドラム詰あるいは梱包し、保管容量を超えないように、固体廃棄物貯蔵庫に保管する。また、使用済制御棒集合体等については、燃料池又は固体廃棄物貯蔵プールに保管する。第 1 段階において発生する廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液及び使用済樹脂については、セメント固化が可能となるまでの期間、廃液濃縮液タンク、粒状廃樹脂タンク又は粉末廃樹脂タンク等に貯留し、第 1 段階においては、放射性物質を内包する系統及び設備を収納する建物及び構築物の解体撤去を行わず、放</p>	<p>f_{ki} : 海産物 k の採取から摂取までの核種 i の減衰比</p> $f_{ki} = \exp\left(-\frac{0.693}{T_{ri}} \cdot t_k\right) \quad (\text{海藻類以外の海産物に対して})$ $f_{ki} = \frac{3}{12} + \frac{T_{ri}}{0.693 \times 365} \{1 - \exp\left(-\frac{0.693}{T_{ri}} \times 365 \times \frac{9}{12}\right)\} \quad (\text{海藻類に対して})$ <p>T_{ri} : 核種 i の物理的半減期 (d)</p> <p>t_k : 海産物 k (海藻類を除く) の採取から摂取までの期間 (d)</p> <p>(b) 計算条件 (3-10) 式の計算に用いたパラメータは次のとおりである。</p> <p>K_{wi} : 第 9 表に示すとおりである。 C_{wi} : 第 7 表に示すとおりである。 $(CF)_{ik}$: 第 10 表に示すとおりである。</p> <p>W_k : 魚類 200 (g/d) 無脊椎動物 20 (g/d) 海藻類 (生 3 カ月、生相当量の乾物 9 カ月) 40 (g/d)</p> <p>f_{mk} : 1 t_k : 0 (d) T_{ri} : ICRP Publication 72 による。</p> <p>b. 計算結果 第 1 段階及び第 2 段階前半に放出される放射性液体廃棄物による実効線量を評価した結果は年間約 0.70 μSv となる。</p> <p>2.1.3 第 1 段階及び第 2 段階前半の平常時における周辺公衆の受ける線量評価結果 第 1 段階及び第 2 段階前半における放射性気体廃棄物 (希ガス) による実効線量及び放射性液体廃棄物による実効線量の合計は、第 11 表に示すとおり年間約 0.70 μSv となり、線量目標値指針に示される線量目標値年間 50 μSv を十分下回る。</p> <p>2.1.4 直接線及びスカイシャイン線による線量 燃料体取出し作業、設備の維持管理等により第 1 段階及び第 2 段階前半において発生する使用済活性炭、使用済排気用フィルタ及び雑固体廃棄物については、これまでと同様にドラム詰あるいは梱包し、保管容量を超えないように、固体廃棄物貯蔵庫に保管する。また、使用済制御棒集合体等については、燃料池又は固体廃棄物貯蔵プールに保管する。第 1 段階及び第 2 段階前半において発生する廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液及び使用済樹脂については、セメント固化が可能となるまでの期間、廃液濃縮液タンク、粒状廃樹脂タンク又は粉末廃樹脂タンク等に貯留し、第 1 段階及び第 2 段階前半においては、放射性物質を内包する系統及び設</p>	<p>理由</p> <p>前述と同様の理由により、記載を「第 1 段階及び第 2 段階前半」に修正</p> <p>前述と同様の理由により、記載を「第 1 段階及び第 2 段階前半」に修正</p> <p>前述と同様の理由により、記載を「第 1 段階及び第 2 段階前半」に修正</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>射線遮蔽機能の維持管理を継続する。</p> <p>したがって、原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による空気カーマは、年間 50 μGy を下回る原子炉運転中の状態から、原子炉運転を前提とした原子炉格納容器からの空気カーマを差し引いた値となる。</p> <p>以上のことから、原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による空気カーマは、人の居住の可能性のある敷地境界外において年間 50 μGy を下回る。</p> <p>2.2 第2段階以降の平常時における周辺公衆の受ける線量評価</p> <p>第2段階については、<u>第1段階における汚染の分布に関する評価結果</u>を踏まえ、第2段階に着手するまでに、また、第3段階以降については、第1段階及び第2段階における汚染の分布に関する評価結果を踏まえ、原子炉周辺設備の解体撤去に着手するまでに、平常時における周辺公衆の受ける線量をそれぞれ評価し、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p>	<p>備を収納する建物及び構築物の解体撤去を行わず、放射線遮蔽機能の維持管理を継続する。</p> <p>したがって、原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による空気カーマは、年間 50 μGy を下回る原子炉運転中の状態から、原子炉運転を前提とした原子炉格納容器からの空気カーマを差し引いた値となる。</p> <p>以上のことから、原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による空気カーマは、人の居住の可能性のある敷地境界外において年間 50 μGy を下回る。</p> <p>2.2 第2段階後半以降の平常時における周辺公衆の受ける線量評価</p> <p>第2段階後半については、<u>第2段階後半に実施する放射性バルクナトリウムの搬出等の作業内容</u>を踏まえ、第2段階後半に着手するまでに、また、第3段階以降については、第1段階及び第2段階における汚染の分布に関する評価結果及び<u>原子炉周辺設備の解体撤去方法</u>を踏まえ、原子炉周辺設備の解体撤去に着手するまでに、平常時における周辺公衆の受ける線量をそれぞれ評価し、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p>	<p>第2段階後半に放射性バルクナトリウムの搬出等作業を行うことから、第1段階及び第2段階前半と区別して記載</p> <p>また、平常時の線量評価を実施するために、解体撤去方法が必要となり、解体撤去方法の選定は重要な位置づけであることから、追記</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由																																																																																																																																																								
	<p>第1表 第1段階における放射性気体廃棄物の年間放出量 (単位: Bq/y)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>気体廃棄物処理系からの排気</th> <th>原子炉格納施設及び原子炉補助建物の換気</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>Kr-83m</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>Kr-85m</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>Kr-85</td><td>約 2.4×10¹¹</td><td>約 5.4×10¹²</td><td>約 5.6×10¹²</td></tr> <tr><td>Kr-87</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>Kr-88</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>Xe-131m</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>Xe-133m</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>Xe-133</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>Xe-135m</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>Xe-135</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>Xe-138</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>Ar-37</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>Ar-41</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>放出量合計</td><td>約 2.4×10¹¹</td><td>約 5.4×10¹²</td><td>約 5.6×10¹²</td></tr> <tr><td>ガンマ線実効エネルギー (MeV/dis)</td><td>約 2.2×10⁻³</td><td>約 2.2×10⁻³</td><td>約 2.2×10⁻³</td></tr> <tr><td>希ガス</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>I-131</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>I-133</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>	核種	気体廃棄物処理系からの排気	原子炉格納施設及び原子炉補助建物の換気	合計	Kr-83m	0	0	0	Kr-85m	0	0	0	Kr-85	約 2.4×10 ¹¹	約 5.4×10 ¹²	約 5.6×10 ¹²	Kr-87	0	0	0	Kr-88	0	0	0	Xe-131m	0	0	0	Xe-133m	0	0	0	Xe-133	0	0	0	Xe-135m	0	0	0	Xe-135	0	0	0	Xe-138	0	0	0	Ar-37	0	0	0	Ar-41	0	0	0	放出量合計	約 2.4×10 ¹¹	約 5.4×10 ¹²	約 5.6×10 ¹²	ガンマ線実効エネルギー (MeV/dis)	約 2.2×10 ⁻³	約 2.2×10 ⁻³	約 2.2×10 ⁻³	希ガス				I-131	0	0	0	I-133	0	0	0	<p>第1表 第1段階及び第2段階前半における放射性気体廃棄物の年間放出量 (単位: Bq/y)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>気体廃棄物処理系からの排気</th> <th>原子炉格納施設及び原子炉補助建物の換気</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>Kr-83m</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>Kr-85m</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>Kr-85</td><td>約 2.4×10¹¹</td><td>約 5.4×10¹²</td><td>約 5.6×10¹²</td></tr> <tr><td>Kr-87</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>Kr-88</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>Xe-131m</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>Xe-133m</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>Xe-133</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>Xe-135m</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>Xe-135</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>Xe-138</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>Ar-37</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>Ar-41</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>放出量合計</td><td>約 2.4×10¹¹</td><td>約 5.4×10¹²</td><td>約 5.6×10¹²</td></tr> <tr><td>ガンマ線実効エネルギー (MeV/dis)</td><td>約 2.2×10⁻³</td><td>約 2.2×10⁻³</td><td>約 2.2×10⁻³</td></tr> <tr><td>希ガス</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>I-131</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>I-133</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>	核種	気体廃棄物処理系からの排気	原子炉格納施設及び原子炉補助建物の換気	合計	Kr-83m	0	0	0	Kr-85m	0	0	0	Kr-85	約 2.4×10 ¹¹	約 5.4×10 ¹²	約 5.6×10 ¹²	Kr-87	0	0	0	Kr-88	0	0	0	Xe-131m	0	0	0	Xe-133m	0	0	0	Xe-133	0	0	0	Xe-135m	0	0	0	Xe-135	0	0	0	Xe-138	0	0	0	Ar-37	0	0	0	Ar-41	0	0	0	放出量合計	約 2.4×10 ¹¹	約 5.4×10 ¹²	約 5.6×10 ¹²	ガンマ線実効エネルギー (MeV/dis)	約 2.2×10 ⁻³	約 2.2×10 ⁻³	約 2.2×10 ⁻³	希ガス				I-131	0	0	0	I-133	0	0	0	<p>前述と同様の理由により、記載を「第1段階及び第2段階前半」に修正する</p>
核種	気体廃棄物処理系からの排気	原子炉格納施設及び原子炉補助建物の換気	合計																																																																																																																																																								
Kr-83m	0	0	0																																																																																																																																																								
Kr-85m	0	0	0																																																																																																																																																								
Kr-85	約 2.4×10 ¹¹	約 5.4×10 ¹²	約 5.6×10 ¹²																																																																																																																																																								
Kr-87	0	0	0																																																																																																																																																								
Kr-88	0	0	0																																																																																																																																																								
Xe-131m	0	0	0																																																																																																																																																								
Xe-133m	0	0	0																																																																																																																																																								
Xe-133	0	0	0																																																																																																																																																								
Xe-135m	0	0	0																																																																																																																																																								
Xe-135	0	0	0																																																																																																																																																								
Xe-138	0	0	0																																																																																																																																																								
Ar-37	0	0	0																																																																																																																																																								
Ar-41	0	0	0																																																																																																																																																								
放出量合計	約 2.4×10 ¹¹	約 5.4×10 ¹²	約 5.6×10 ¹²																																																																																																																																																								
ガンマ線実効エネルギー (MeV/dis)	約 2.2×10 ⁻³	約 2.2×10 ⁻³	約 2.2×10 ⁻³																																																																																																																																																								
希ガス																																																																																																																																																											
I-131	0	0	0																																																																																																																																																								
I-133	0	0	0																																																																																																																																																								
核種	気体廃棄物処理系からの排気	原子炉格納施設及び原子炉補助建物の換気	合計																																																																																																																																																								
Kr-83m	0	0	0																																																																																																																																																								
Kr-85m	0	0	0																																																																																																																																																								
Kr-85	約 2.4×10 ¹¹	約 5.4×10 ¹²	約 5.6×10 ¹²																																																																																																																																																								
Kr-87	0	0	0																																																																																																																																																								
Kr-88	0	0	0																																																																																																																																																								
Xe-131m	0	0	0																																																																																																																																																								
Xe-133m	0	0	0																																																																																																																																																								
Xe-133	0	0	0																																																																																																																																																								
Xe-135m	0	0	0																																																																																																																																																								
Xe-135	0	0	0																																																																																																																																																								
Xe-138	0	0	0																																																																																																																																																								
Ar-37	0	0	0																																																																																																																																																								
Ar-41	0	0	0																																																																																																																																																								
放出量合計	約 2.4×10 ¹¹	約 5.4×10 ¹²	約 5.6×10 ¹²																																																																																																																																																								
ガンマ線実効エネルギー (MeV/dis)	約 2.2×10 ⁻³	約 2.2×10 ⁻³	約 2.2×10 ⁻³																																																																																																																																																								
希ガス																																																																																																																																																											
I-131	0	0	0																																																																																																																																																								
I-133	0	0	0																																																																																																																																																								
	<p>第2表 第1段階における放射性気体廃棄物の放出管理目標値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>希ガス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放出管理目標値</td> <td>5.5×10¹² Bq/y</td> </tr> </tbody> </table>		希ガス	放出管理目標値	5.5×10 ¹² Bq/y	<p>第2表 第1段階及び第2段階前半における放射性気体廃棄物の放出管理目標値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>希ガス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放出管理目標値</td> <td>5.5×10¹² Bq/y</td> </tr> </tbody> </table>		希ガス	放出管理目標値	5.5×10 ¹² Bq/y	<p>前述と同様の理由により、記載を「第1段階及び第2段階前半」に修正する</p>																																																																																																																																																
	希ガス																																																																																																																																																										
放出管理目標値	5.5×10 ¹² Bq/y																																																																																																																																																										
	希ガス																																																																																																																																																										
放出管理目標値	5.5×10 ¹² Bq/y																																																																																																																																																										

変更箇所	変更前	変更後	理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	<p data-bbox="421 172 875 196">第3表 線量計算に用いた放出源の有効高さ</p> <table border="1" data-bbox="396 201 902 580"> <thead> <tr> <th>着目方位</th> <th>放出源の有効高さ (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>NE</td><td>70</td></tr> <tr><td>E NE</td><td>70</td></tr> <tr><td>E</td><td>90</td></tr> <tr><td>E S E</td><td>70</td></tr> <tr><td>S E</td><td>90</td></tr> <tr><td>S S E</td><td>70</td></tr> <tr><td>S</td><td>70</td></tr> <tr><td>S S W</td><td>100</td></tr> <tr><td>S W</td><td>90</td></tr> <tr><td>W S W</td><td>70</td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="465 655 831 679">第4表 線量計算に用いた気象条件</p> <p data-bbox="882 691 1068 715">観測点：CT点</p> <p data-bbox="636 722 1068 746">統計期間：平成16年4月～平成17年3月</p> <table border="1" data-bbox="232 751 1037 1422"> <thead> <tr> <th rowspan="2">風向</th> <th colspan="6">風向別大気安定度別風速逆数の総和 S_{LS} (s/m)</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th>F^(注)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>N</td><td>13.64</td><td>80.76</td><td>5.79</td><td>108.38</td><td>25.17</td><td>22.79</td></tr> <tr><td>NNE</td><td>9.72</td><td>51.53</td><td>11.95</td><td>77.49</td><td>33.36</td><td>16.11</td></tr> <tr><td>NE</td><td>1.81</td><td>35.54</td><td>17.81</td><td>169.46</td><td>40.33</td><td>27.60</td></tr> <tr><td>E NE</td><td>1.35</td><td>42.09</td><td>10.31</td><td>150.10</td><td>73.91</td><td>39.28</td></tr> <tr><td>E</td><td>1.08</td><td>40.25</td><td>12.86</td><td>159.90</td><td>86.91</td><td>31.46</td></tr> <tr><td>E S E</td><td>1.70</td><td>38.80</td><td>8.85</td><td>173.03</td><td>58.46</td><td>15.03</td></tr> <tr><td>S E</td><td>4.08</td><td>41.73</td><td>20.94</td><td>237.38</td><td>31.92</td><td>23.19</td></tr> <tr><td>S S E</td><td>1.18</td><td>31.82</td><td>12.34</td><td>161.41</td><td>35.41</td><td>28.76</td></tr> <tr><td>S</td><td>3.19</td><td>30.80</td><td>9.14</td><td>162.30</td><td>35.46</td><td>28.95</td></tr> <tr><td>S S W</td><td>1.56</td><td>31.17</td><td>13.90</td><td>166.94</td><td>33.46</td><td>17.52</td></tr> <tr><td>S W</td><td>5.68</td><td>56.07</td><td>12.27</td><td>204.67</td><td>34.97</td><td>27.89</td></tr> <tr><td>W S W</td><td>13.60</td><td>59.55</td><td>9.07</td><td>178.11</td><td>33.40</td><td>29.79</td></tr> <tr><td>W</td><td>34.84</td><td>131.84</td><td>12.28</td><td>178.57</td><td>40.34</td><td>20.78</td></tr> <tr><td>W N W</td><td>70.44</td><td>126.54</td><td>7.07</td><td>161.27</td><td>38.17</td><td>20.87</td></tr> <tr><td>N W</td><td>87.43</td><td>134.69</td><td>8.90</td><td>143.50</td><td>36.18</td><td>29.61</td></tr> <tr><td>N N W</td><td>50.68</td><td>121.82</td><td>8.49</td><td>141.90</td><td>39.48</td><td>30.55</td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="241 1433 551 1457">(注) 大気安定度FはGを含む</p>	着目方位	放出源の有効高さ (m)	NE	70	E NE	70	E	90	E S E	70	S E	90	S S E	70	S	70	S S W	100	S W	90	W S W	70	風向	風向別大気安定度別風速逆数の総和 S_{LS} (s/m)						A	B	C	D	E	F ^(注)	N	13.64	80.76	5.79	108.38	25.17	22.79	NNE	9.72	51.53	11.95	77.49	33.36	16.11	NE	1.81	35.54	17.81	169.46	40.33	27.60	E NE	1.35	42.09	10.31	150.10	73.91	39.28	E	1.08	40.25	12.86	159.90	86.91	31.46	E S E	1.70	38.80	8.85	173.03	58.46	15.03	S E	4.08	41.73	20.94	237.38	31.92	23.19	S S E	1.18	31.82	12.34	161.41	35.41	28.76	S	3.19	30.80	9.14	162.30	35.46	28.95	S S W	1.56	31.17	13.90	166.94	33.46	17.52	S W	5.68	56.07	12.27	204.67	34.97	27.89	W S W	13.60	59.55	9.07	178.11	33.40	29.79	W	34.84	131.84	12.28	178.57	40.34	20.78	W N W	70.44	126.54	7.07	161.27	38.17	20.87	N W	87.43	134.69	8.90	143.50	36.18	29.61	N N W	50.68	121.82	8.49	141.90	39.48	30.55	<p data-bbox="1272 172 1727 196">第3表 線量計算に用いた放出源の有効高さ</p> <table border="1" data-bbox="1247 201 1753 580"> <thead> <tr> <th>着目方位</th> <th>放出源の有効高さ (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>NE</td><td>70</td></tr> <tr><td>E NE</td><td>70</td></tr> <tr><td>E</td><td>90</td></tr> <tr><td>E S E</td><td>70</td></tr> <tr><td>S E</td><td>90</td></tr> <tr><td>S S E</td><td>70</td></tr> <tr><td>S</td><td>70</td></tr> <tr><td>S S W</td><td>100</td></tr> <tr><td>S W</td><td>90</td></tr> <tr><td>W S W</td><td>70</td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1317 655 1682 679">第4表 線量計算に用いた気象条件</p> <p data-bbox="1733 691 1919 715">観測点：CT点</p> <p data-bbox="1487 722 1919 746">統計期間：平成16年4月～平成17年3月</p> <table border="1" data-bbox="1088 751 1892 1422"> <thead> <tr> <th rowspan="2">風向</th> <th colspan="6">風向別大気安定度別風速逆数の総和 S_{LS} (s/m)</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th>F^(注)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>N</td><td>13.64</td><td>80.76</td><td>5.79</td><td>108.38</td><td>25.17</td><td>22.79</td></tr> <tr><td>NNE</td><td>9.72</td><td>51.53</td><td>11.95</td><td>77.49</td><td>33.36</td><td>16.11</td></tr> <tr><td>NE</td><td>1.81</td><td>35.54</td><td>17.81</td><td>169.46</td><td>40.33</td><td>27.60</td></tr> <tr><td>E NE</td><td>1.35</td><td>42.09</td><td>10.31</td><td>150.10</td><td>73.91</td><td>39.28</td></tr> <tr><td>E</td><td>1.08</td><td>40.25</td><td>12.86</td><td>159.90</td><td>86.91</td><td>31.46</td></tr> <tr><td>E S E</td><td>1.70</td><td>38.80</td><td>8.85</td><td>173.03</td><td>58.46</td><td>15.03</td></tr> <tr><td>S E</td><td>4.08</td><td>41.73</td><td>20.94</td><td>237.38</td><td>31.92</td><td>23.19</td></tr> <tr><td>S S E</td><td>1.18</td><td>31.82</td><td>12.34</td><td>161.41</td><td>35.41</td><td>28.76</td></tr> <tr><td>S</td><td>3.19</td><td>30.80</td><td>9.14</td><td>162.30</td><td>35.46</td><td>28.95</td></tr> <tr><td>S S W</td><td>1.56</td><td>31.17</td><td>13.90</td><td>166.94</td><td>33.46</td><td>17.52</td></tr> <tr><td>S W</td><td>5.68</td><td>56.07</td><td>12.27</td><td>204.67</td><td>34.97</td><td>27.89</td></tr> <tr><td>W S W</td><td>13.60</td><td>59.55</td><td>9.07</td><td>178.11</td><td>33.40</td><td>29.79</td></tr> <tr><td>W</td><td>34.84</td><td>131.84</td><td>12.28</td><td>178.57</td><td>40.34</td><td>20.78</td></tr> <tr><td>W N W</td><td>70.44</td><td>126.54</td><td>7.07</td><td>161.27</td><td>38.17</td><td>20.87</td></tr> <tr><td>N W</td><td>87.43</td><td>134.69</td><td>8.90</td><td>143.50</td><td>36.18</td><td>29.61</td></tr> <tr><td>N N W</td><td>50.68</td><td>121.82</td><td>8.49</td><td>141.90</td><td>39.48</td><td>30.55</td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1097 1433 1406 1457">(注) 大気安定度FはGを含む</p>	着目方位	放出源の有効高さ (m)	NE	70	E NE	70	E	90	E S E	70	S E	90	S S E	70	S	70	S S W	100	S W	90	W S W	70	風向	風向別大気安定度別風速逆数の総和 S_{LS} (s/m)						A	B	C	D	E	F ^(注)	N	13.64	80.76	5.79	108.38	25.17	22.79	NNE	9.72	51.53	11.95	77.49	33.36	16.11	NE	1.81	35.54	17.81	169.46	40.33	27.60	E NE	1.35	42.09	10.31	150.10	73.91	39.28	E	1.08	40.25	12.86	159.90	86.91	31.46	E S E	1.70	38.80	8.85	173.03	58.46	15.03	S E	4.08	41.73	20.94	237.38	31.92	23.19	S S E	1.18	31.82	12.34	161.41	35.41	28.76	S	3.19	30.80	9.14	162.30	35.46	28.95	S S W	1.56	31.17	13.90	166.94	33.46	17.52	S W	5.68	56.07	12.27	204.67	34.97	27.89	W S W	13.60	59.55	9.07	178.11	33.40	29.79	W	34.84	131.84	12.28	178.57	40.34	20.78	W N W	70.44	126.54	7.07	161.27	38.17	20.87	N W	87.43	134.69	8.90	143.50	36.18	29.61	N N W	50.68	121.82	8.49	141.90	39.48	30.55	
着目方位	放出源の有効高さ (m)																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
NE	70																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
E NE	70																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
E	90																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
E S E	70																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
S E	90																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
S S E	70																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
S	70																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
S S W	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
S W	90																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
W S W	70																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
風向	風向別大気安定度別風速逆数の総和 S_{LS} (s/m)																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	A	B	C	D	E	F ^(注)																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
N	13.64	80.76	5.79	108.38	25.17	22.79																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
NNE	9.72	51.53	11.95	77.49	33.36	16.11																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
NE	1.81	35.54	17.81	169.46	40.33	27.60																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
E NE	1.35	42.09	10.31	150.10	73.91	39.28																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
E	1.08	40.25	12.86	159.90	86.91	31.46																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
E S E	1.70	38.80	8.85	173.03	58.46	15.03																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
S E	4.08	41.73	20.94	237.38	31.92	23.19																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
S S E	1.18	31.82	12.34	161.41	35.41	28.76																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
S	3.19	30.80	9.14	162.30	35.46	28.95																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
S S W	1.56	31.17	13.90	166.94	33.46	17.52																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
S W	5.68	56.07	12.27	204.67	34.97	27.89																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
W S W	13.60	59.55	9.07	178.11	33.40	29.79																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
W	34.84	131.84	12.28	178.57	40.34	20.78																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
W N W	70.44	126.54	7.07	161.27	38.17	20.87																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
N W	87.43	134.69	8.90	143.50	36.18	29.61																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
N N W	50.68	121.82	8.49	141.90	39.48	30.55																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
着目方位	放出源の有効高さ (m)																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
NE	70																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
E NE	70																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
E	90																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
E S E	70																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
S E	90																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
S S E	70																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
S	70																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
S S W	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
S W	90																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
W S W	70																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
風向	風向別大気安定度別風速逆数の総和 S_{LS} (s/m)																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	A	B	C	D	E	F ^(注)																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
N	13.64	80.76	5.79	108.38	25.17	22.79																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
NNE	9.72	51.53	11.95	77.49	33.36	16.11																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
NE	1.81	35.54	17.81	169.46	40.33	27.60																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
E NE	1.35	42.09	10.31	150.10	73.91	39.28																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
E	1.08	40.25	12.86	159.90	86.91	31.46																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
E S E	1.70	38.80	8.85	173.03	58.46	15.03																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
S E	4.08	41.73	20.94	237.38	31.92	23.19																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
S S E	1.18	31.82	12.34	161.41	35.41	28.76																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
S	3.19	30.80	9.14	162.30	35.46	28.95																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
S S W	1.56	31.17	13.90	166.94	33.46	17.52																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
S W	5.68	56.07	12.27	204.67	34.97	27.89																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
W S W	13.60	59.55	9.07	178.11	33.40	29.79																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
W	34.84	131.84	12.28	178.57	40.34	20.78																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
W N W	70.44	126.54	7.07	161.27	38.17	20.87																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
N W	87.43	134.69	8.90	143.50	36.18	29.61																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
N N W	50.68	121.82	8.49	141.90	39.48	30.55																																																																																																																																																																																																																																																																																																			




変更箇所	変更前	変更後	理由																																																																																																																										
	<p>第5表 周辺監視区域外における希ガスのガンマ線による年間実効線量</p> <table border="1" data-bbox="250 272 1046 695"> <thead> <tr> <th>計算地点の方位</th> <th>排気筒から周辺監視区域境界までの距離 (m)</th> <th>ガンマ線による実効線量 (μSv/y)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>NE</td><td>570</td><td>4.9×10⁻⁴</td></tr> <tr><td>ENE</td><td>610</td><td>4.9×10⁻⁴</td></tr> <tr><td>E</td><td>660</td><td>4.5×10⁻⁴</td></tr> <tr><td>ESE</td><td>690</td><td>5.2×10⁻⁴</td></tr> <tr><td>SE</td><td>770</td><td>3.9×10⁻⁴</td></tr> <tr><td>SSE</td><td>790</td><td>4.0×10⁻⁴</td></tr> <tr><td>S</td><td>710</td><td>3.3×10⁻⁴</td></tr> <tr><td>SSW</td><td>650</td><td>2.3×10⁻⁴</td></tr> <tr><td>SW</td><td>820</td><td>2.5×10⁻⁴</td></tr> <tr><td>WSW</td><td>1,310</td><td>2.1×10⁻⁴</td></tr> </tbody> </table> <p>第6表 第1段階における放射性液体廃棄物の年間放出量 (単位: Bq/y)</p> <table border="1" data-bbox="353 831 947 1417"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>年間放出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>Cr-51</td><td>0</td></tr> <tr><td>Mn-54</td><td>約 2.1×10¹</td></tr> <tr><td>Fe-59</td><td>0</td></tr> <tr><td>Co-58</td><td>0</td></tr> <tr><td>Co-60</td><td>約 1.3×10⁸</td></tr> <tr><td>Sr-89</td><td>0</td></tr> <tr><td>Sr-90</td><td>約 3.4×10⁶</td></tr> <tr><td>Cs-134</td><td>約 9.5×10⁴</td></tr> <tr><td>Cs-137</td><td>約 3.4×10⁸</td></tr> <tr><td>I-131</td><td>0</td></tr> <tr><td>Na-22</td><td>約 1.4×10⁵</td></tr> <tr><td>放出量合計 (トリチウムを除く)</td><td>約 4.8×10⁸</td></tr> <tr><td>H-3</td><td>約 2.8×10¹²</td></tr> </tbody> </table>	計算地点の方位	排気筒から周辺監視区域境界までの距離 (m)	ガンマ線による実効線量 (μSv/y)	NE	570	4.9×10 ⁻⁴	ENE	610	4.9×10 ⁻⁴	E	660	4.5×10 ⁻⁴	ESE	690	5.2×10 ⁻⁴	SE	770	3.9×10 ⁻⁴	SSE	790	4.0×10 ⁻⁴	S	710	3.3×10 ⁻⁴	SSW	650	2.3×10 ⁻⁴	SW	820	2.5×10 ⁻⁴	WSW	1,310	2.1×10 ⁻⁴	核種	年間放出量	Cr-51	0	Mn-54	約 2.1×10 ¹	Fe-59	0	Co-58	0	Co-60	約 1.3×10 ⁸	Sr-89	0	Sr-90	約 3.4×10 ⁶	Cs-134	約 9.5×10 ⁴	Cs-137	約 3.4×10 ⁸	I-131	0	Na-22	約 1.4×10 ⁵	放出量合計 (トリチウムを除く)	約 4.8×10 ⁸	H-3	約 2.8×10 ¹²	<p>第5表 周辺監視区域外における希ガスのガンマ線による年間実効線量</p> <table border="1" data-bbox="1102 272 1897 695"> <thead> <tr> <th>計算地点の方位</th> <th>排気筒から周辺監視区域境界までの距離 (m)</th> <th>ガンマ線による実効線量 (μSv/y)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>NE</td><td>570</td><td>4.9×10⁻⁴</td></tr> <tr><td>ENE</td><td>610</td><td>4.9×10⁻⁴</td></tr> <tr><td>E</td><td>660</td><td>4.5×10⁻⁴</td></tr> <tr><td>ESE</td><td>690</td><td>5.2×10⁻⁴</td></tr> <tr><td>SE</td><td>770</td><td>3.9×10⁻⁴</td></tr> <tr><td>SSE</td><td>790</td><td>4.0×10⁻⁴</td></tr> <tr><td>S</td><td>710</td><td>3.3×10⁻⁴</td></tr> <tr><td>SSW</td><td>650</td><td>2.3×10⁻⁴</td></tr> <tr><td>SW</td><td>820</td><td>2.5×10⁻⁴</td></tr> <tr><td>WSW</td><td>1,310</td><td>2.1×10⁻⁴</td></tr> </tbody> </table> <p>第6表 第1段階及び第2段階前半における放射性液体廃棄物の年間放出量 (単位: Bq/y)</p> <table border="1" data-bbox="1205 831 1798 1417"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>年間放出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>Cr-51</td><td>0</td></tr> <tr><td>Mn-54</td><td>約 2.1×10¹</td></tr> <tr><td>Fe-59</td><td>0</td></tr> <tr><td>Co-58</td><td>0</td></tr> <tr><td>Co-60</td><td>約 1.3×10⁸</td></tr> <tr><td>Sr-89</td><td>0</td></tr> <tr><td>Sr-90</td><td>約 3.4×10⁶</td></tr> <tr><td>Cs-134</td><td>約 9.5×10⁴</td></tr> <tr><td>Cs-137</td><td>約 3.4×10⁸</td></tr> <tr><td>I-131</td><td>0</td></tr> <tr><td>Na-22</td><td>約 1.4×10⁵</td></tr> <tr><td>放出量合計 (トリチウムを除く)</td><td>約 4.8×10⁸</td></tr> <tr><td>H-3</td><td>約 2.8×10¹²</td></tr> </tbody> </table>	計算地点の方位	排気筒から周辺監視区域境界までの距離 (m)	ガンマ線による実効線量 (μSv/y)	NE	570	4.9×10 ⁻⁴	ENE	610	4.9×10 ⁻⁴	E	660	4.5×10 ⁻⁴	ESE	690	5.2×10 ⁻⁴	SE	770	3.9×10 ⁻⁴	SSE	790	4.0×10 ⁻⁴	S	710	3.3×10 ⁻⁴	SSW	650	2.3×10 ⁻⁴	SW	820	2.5×10 ⁻⁴	WSW	1,310	2.1×10 ⁻⁴	核種	年間放出量	Cr-51	0	Mn-54	約 2.1×10 ¹	Fe-59	0	Co-58	0	Co-60	約 1.3×10 ⁸	Sr-89	0	Sr-90	約 3.4×10 ⁶	Cs-134	約 9.5×10 ⁴	Cs-137	約 3.4×10 ⁸	I-131	0	Na-22	約 1.4×10 ⁵	放出量合計 (トリチウムを除く)	約 4.8×10 ⁸	H-3	約 2.8×10 ¹²	<p>前述と同様の理由により、記載を「第1段階及び第2段階前半」に修正</p>
計算地点の方位	排気筒から周辺監視区域境界までの距離 (m)	ガンマ線による実効線量 (μSv/y)																																																																																																																											
NE	570	4.9×10 ⁻⁴																																																																																																																											
ENE	610	4.9×10 ⁻⁴																																																																																																																											
E	660	4.5×10 ⁻⁴																																																																																																																											
ESE	690	5.2×10 ⁻⁴																																																																																																																											
SE	770	3.9×10 ⁻⁴																																																																																																																											
SSE	790	4.0×10 ⁻⁴																																																																																																																											
S	710	3.3×10 ⁻⁴																																																																																																																											
SSW	650	2.3×10 ⁻⁴																																																																																																																											
SW	820	2.5×10 ⁻⁴																																																																																																																											
WSW	1,310	2.1×10 ⁻⁴																																																																																																																											
核種	年間放出量																																																																																																																												
Cr-51	0																																																																																																																												
Mn-54	約 2.1×10 ¹																																																																																																																												
Fe-59	0																																																																																																																												
Co-58	0																																																																																																																												
Co-60	約 1.3×10 ⁸																																																																																																																												
Sr-89	0																																																																																																																												
Sr-90	約 3.4×10 ⁶																																																																																																																												
Cs-134	約 9.5×10 ⁴																																																																																																																												
Cs-137	約 3.4×10 ⁸																																																																																																																												
I-131	0																																																																																																																												
Na-22	約 1.4×10 ⁵																																																																																																																												
放出量合計 (トリチウムを除く)	約 4.8×10 ⁸																																																																																																																												
H-3	約 2.8×10 ¹²																																																																																																																												
計算地点の方位	排気筒から周辺監視区域境界までの距離 (m)	ガンマ線による実効線量 (μSv/y)																																																																																																																											
NE	570	4.9×10 ⁻⁴																																																																																																																											
ENE	610	4.9×10 ⁻⁴																																																																																																																											
E	660	4.5×10 ⁻⁴																																																																																																																											
ESE	690	5.2×10 ⁻⁴																																																																																																																											
SE	770	3.9×10 ⁻⁴																																																																																																																											
SSE	790	4.0×10 ⁻⁴																																																																																																																											
S	710	3.3×10 ⁻⁴																																																																																																																											
SSW	650	2.3×10 ⁻⁴																																																																																																																											
SW	820	2.5×10 ⁻⁴																																																																																																																											
WSW	1,310	2.1×10 ⁻⁴																																																																																																																											
核種	年間放出量																																																																																																																												
Cr-51	0																																																																																																																												
Mn-54	約 2.1×10 ¹																																																																																																																												
Fe-59	0																																																																																																																												
Co-58	0																																																																																																																												
Co-60	約 1.3×10 ⁸																																																																																																																												
Sr-89	0																																																																																																																												
Sr-90	約 3.4×10 ⁶																																																																																																																												
Cs-134	約 9.5×10 ⁴																																																																																																																												
Cs-137	約 3.4×10 ⁸																																																																																																																												
I-131	0																																																																																																																												
Na-22	約 1.4×10 ⁵																																																																																																																												
放出量合計 (トリチウムを除く)	約 4.8×10 ⁸																																																																																																																												
H-3	約 2.8×10 ¹²																																																																																																																												

変更箇所	変更前	変更後	理由																																																												
	<p data-bbox="389 215 911 240">第7表 放水口における海水中の放射性物質の濃度</p> <table border="1" data-bbox="412 252 887 772"> <thead> <tr> <th data-bbox="412 252 613 357">核種</th> <th data-bbox="616 252 887 357">放水口濃度 C_{wi} (Bq/cm³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td data-bbox="412 359 613 395">Cr-51</td><td data-bbox="616 359 887 395">0</td></tr> <tr><td data-bbox="412 397 613 434">Mn-54</td><td data-bbox="616 397 887 434">約 5.0×10^{-13}</td></tr> <tr><td data-bbox="412 435 613 472">Fe-59</td><td data-bbox="616 435 887 472">0</td></tr> <tr><td data-bbox="412 474 613 510">Co-58</td><td data-bbox="616 474 887 510">0</td></tr> <tr><td data-bbox="412 512 613 549">Co-60</td><td data-bbox="616 512 887 549">約 3.2×10^{-6}</td></tr> <tr><td data-bbox="412 550 613 587">Sr-89</td><td data-bbox="616 550 887 587">0</td></tr> <tr><td data-bbox="412 588 613 625">Sr-90</td><td data-bbox="616 588 887 625">約 8.0×10^{-8}</td></tr> <tr><td data-bbox="412 627 613 663">Cs-134</td><td data-bbox="616 627 887 663">約 2.3×10^{-9}</td></tr> <tr><td data-bbox="412 665 613 702">Cs-137</td><td data-bbox="616 665 887 702">約 8.1×10^{-6}</td></tr> <tr><td data-bbox="412 703 613 740">I-131</td><td data-bbox="616 703 887 740">0</td></tr> <tr><td data-bbox="412 742 613 778">Na-22</td><td data-bbox="616 742 887 778">約 3.4×10^{-9}</td></tr> <tr><td data-bbox="412 780 613 817">H-3</td><td data-bbox="616 780 887 817">約 6.7×10^{-2}</td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="331 911 967 936">第8表 第1段階における放射性液体廃棄物の放出管理目標値</p> <table border="1" data-bbox="358 943 940 1037"> <thead> <tr> <th data-bbox="358 943 667 1002"></th> <th data-bbox="669 943 940 1002">放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="358 1003 667 1037">放出管理目標値</td> <td data-bbox="669 1003 940 1037">4.7×10^8 Bq/y</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="624 1246 672 1272">(略)</p>	核種	放水口濃度 C_{wi} (Bq/cm ³)	Cr-51	0	Mn-54	約 5.0×10^{-13}	Fe-59	0	Co-58	0	Co-60	約 3.2×10^{-6}	Sr-89	0	Sr-90	約 8.0×10^{-8}	Cs-134	約 2.3×10^{-9}	Cs-137	約 8.1×10^{-6}	I-131	0	Na-22	約 3.4×10^{-9}	H-3	約 6.7×10^{-2}		放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く)	放出管理目標値	4.7×10^8 Bq/y	<p data-bbox="1240 215 1762 240">第7表 放水口における海水中の放射性物質の濃度</p> <table border="1" data-bbox="1263 252 1738 772"> <thead> <tr> <th data-bbox="1263 252 1464 357">核種</th> <th data-bbox="1467 252 1738 357">放水口濃度 C_{wi} (Bq/cm³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td data-bbox="1263 359 1464 395">Cr-51</td><td data-bbox="1467 359 1738 395">0</td></tr> <tr><td data-bbox="1263 397 1464 434">Mn-54</td><td data-bbox="1467 397 1738 434">約 5.0×10^{-13}</td></tr> <tr><td data-bbox="1263 435 1464 472">Fe-59</td><td data-bbox="1467 435 1738 472">0</td></tr> <tr><td data-bbox="1263 474 1464 510">Co-58</td><td data-bbox="1467 474 1738 510">0</td></tr> <tr><td data-bbox="1263 512 1464 549">Co-60</td><td data-bbox="1467 512 1738 549">約 3.2×10^{-6}</td></tr> <tr><td data-bbox="1263 550 1464 587">Sr-89</td><td data-bbox="1467 550 1738 587">0</td></tr> <tr><td data-bbox="1263 588 1464 625">Sr-90</td><td data-bbox="1467 588 1738 625">約 8.0×10^{-8}</td></tr> <tr><td data-bbox="1263 627 1464 663">Cs-134</td><td data-bbox="1467 627 1738 663">約 2.3×10^{-9}</td></tr> <tr><td data-bbox="1263 665 1464 702">Cs-137</td><td data-bbox="1467 665 1738 702">約 8.1×10^{-6}</td></tr> <tr><td data-bbox="1263 703 1464 740">I-131</td><td data-bbox="1467 703 1738 740">0</td></tr> <tr><td data-bbox="1263 742 1464 778">Na-22</td><td data-bbox="1467 742 1738 778">約 3.4×10^{-9}</td></tr> <tr><td data-bbox="1263 780 1464 817">H-3</td><td data-bbox="1467 780 1738 817">約 6.7×10^{-2}</td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1093 911 1912 936">第8表 第1段階及び第2段階前半における放射性液体廃棄物の放出管理目標値</p> <table border="1" data-bbox="1209 943 1792 1037"> <thead> <tr> <th data-bbox="1209 943 1518 1002"></th> <th data-bbox="1520 943 1792 1002">放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1209 1003 1518 1037">放出管理目標値</td> <td data-bbox="1520 1003 1792 1037">4.7×10^8 Bq/y</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1478 1246 1525 1272">(略)</p>	核種	放水口濃度 C_{wi} (Bq/cm ³)	Cr-51	0	Mn-54	約 5.0×10^{-13}	Fe-59	0	Co-58	0	Co-60	約 3.2×10^{-6}	Sr-89	0	Sr-90	約 8.0×10^{-8}	Cs-134	約 2.3×10^{-9}	Cs-137	約 8.1×10^{-6}	I-131	0	Na-22	約 3.4×10^{-9}	H-3	約 6.7×10^{-2}		放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く)	放出管理目標値	4.7×10^8 Bq/y	<p data-bbox="1930 887 2190 1018">前述と同様の理由により、記載を「第1段階及び第2段階前半」に修正する</p>
核種	放水口濃度 C_{wi} (Bq/cm ³)																																																														
Cr-51	0																																																														
Mn-54	約 5.0×10^{-13}																																																														
Fe-59	0																																																														
Co-58	0																																																														
Co-60	約 3.2×10^{-6}																																																														
Sr-89	0																																																														
Sr-90	約 8.0×10^{-8}																																																														
Cs-134	約 2.3×10^{-9}																																																														
Cs-137	約 8.1×10^{-6}																																																														
I-131	0																																																														
Na-22	約 3.4×10^{-9}																																																														
H-3	約 6.7×10^{-2}																																																														
	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く)																																																														
放出管理目標値	4.7×10^8 Bq/y																																																														
核種	放水口濃度 C_{wi} (Bq/cm ³)																																																														
Cr-51	0																																																														
Mn-54	約 5.0×10^{-13}																																																														
Fe-59	0																																																														
Co-58	0																																																														
Co-60	約 3.2×10^{-6}																																																														
Sr-89	0																																																														
Sr-90	約 8.0×10^{-8}																																																														
Cs-134	約 2.3×10^{-9}																																																														
Cs-137	約 8.1×10^{-6}																																																														
I-131	0																																																														
Na-22	約 3.4×10^{-9}																																																														
H-3	約 6.7×10^{-2}																																																														
	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く)																																																														
放出管理目標値	4.7×10^8 Bq/y																																																														

変更箇所	変更前	変更後	理由
<p>添付書類 四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書</p>	<p style="text-align: center;">添付書類 四</p> <p style="text-align: center;">廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書</p>	<p style="text-align: center;">添付書類 四</p> <p style="text-align: center;">廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書</p>	

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>1. 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等の起因事象について</p> <p>(1) 事象の想定</p> <p>事象の想定としては、「原子炉設置許可申請書 添付書類十」において考慮された起因事象のうち、プラント外部要因、系統外要因については、それぞれ適切な防護対策により、安全上重要な構築物・系統及び機器の機能喪失を防止していることから、系統内要因に着目した事象について事故評価していることに鑑み、廃止措置中においてもこの考え方を基本とする。</p> <p>具体的には、廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震及び津波等の起因事象のうち、廃止措置中の過失、機械又は装置の故障については、これらによって発生する事故を想定し、既往の評価結果等を基に、廃止措置の実施区分の各段階における施設の状況に即して、事故の種類、程度、影響を評価することとし、炉心から燃料体を取り出し、付着するナトリウムを洗浄後、燃料池へ移送し、燃料体を貯蔵するまでを第1段階として、2項以降に説明する。</p> <p>地震及び津波等については、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方(平成29年4月原子力規制委員会)に記載された事象に関して、既往の評価結果等を基に、廃止措置の実施区分の各段階における施設の状況に即して評価した結果を説明する。</p> <p>(2) 評価結果</p> <p>既往の評価結果等を基に、現状のプラント状態に鑑みて評価した結果を以下に示す。</p> <p>a. 地震については、『発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針』等の改訂に伴う既設発電用原子炉施設の耐震安全性の評価等の実施について(原子力安全・保安院、平成18年9月20日。)の指示に基づき評価を実施(以下「耐震バックチェック」という。)している。耐震バックチェックを実施するに当たり、同指示に示された「新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認に当たっての基本的な考え方並びに評価手法及び確認基準について」に基づき基準地震動 S_s を策定し、その基準地震動 S_s に対する耐震安全性評価を行った。基準地震動 S_s に対する評価を行う施設は、新耐震指針による S クラスの施設、S クラスの施設に波及的破損を生じさせるおそれのある B クラス及び C クラスの施設とした。この結果、耐震安全上重要な原子炉建物・原子炉補助建物、ディーゼル建物、機器・配管系及び屋外重要土木構造物の安全性は、基準地震動 S_s に対して確保されることを確認した。これらの内容は「高速増殖原型炉もんじゅ『発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針』の改訂に伴う耐震安全性評価結果報告書 改訂(補正)」(日本原子力研究開発機構、平成22年3月。)として報告し、原子力安全・保安院及び原子力安全委員会において審議され、妥当であることが確認され</p>	<p>1. 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等の起因事象について</p> <p>(1) 事象の想定</p> <p>事象の想定としては、「原子炉設置許可申請書 添付書類十」において考慮された起因事象のうち、プラント外部要因、系統外要因については、それぞれ適切な防護対策により、安全上重要な構築物・系統及び機器の機能喪失を防止していることから、系統内要因に着目した事象について事故評価していることに鑑み、廃止措置中においてもこの考え方を基本とする。</p> <p>具体的には、廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震及び津波等の起因事象のうち、廃止措置中の過失、機械又は装置の故障については、これらによって発生する事故を想定し、既往の評価結果等を基に、廃止措置の実施区分の各段階における施設の状況に即して、事故の種類、程度、影響を評価することとし、炉心から燃料体を取り出し、付着するナトリウムを洗浄後、燃料池へ移送し、燃料体を貯蔵するまでを第1段階とし、<u>しゃへい体等の取出し完了までを第2段階前半として</u>、2項以降に説明する。</p> <p>地震及び津波等については、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方(平成29年4月原子力規制委員会)に記載された事象に関して、既往の評価結果等を基に、廃止措置の実施区分の各段階における施設の状況に即して評価した結果を説明する。</p> <p>(2) 評価結果</p> <p>既往の評価結果等を基に、現状のプラント状態に鑑みて評価した結果を以下に示す。</p> <p>a. 地震については、『発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針』等の改訂に伴う既設発電用原子炉施設の耐震安全性の評価等の実施について(原子力安全・保安院、平成18年9月20日。)の指示に基づき評価を実施(以下「耐震バックチェック」という。)している。耐震バックチェックを実施するに当たり、同指示に示された「新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認に当たっての基本的な考え方並びに評価手法及び確認基準について」に基づき基準地震動 S_s を策定し、その基準地震動 S_s に対する耐震安全性評価を行った。基準地震動 S_s に対する評価を行う施設は、新耐震指針による S クラスの施設、S クラスの施設に波及的破損を生じさせるおそれのある B クラス及び C クラスの施設とした。この結果、耐震安全上重要な原子炉建物・原子炉補助建物、ディーゼル建物、機器・配管系及び屋外重要土木構造物の安全性は、基準地震動 S_s に対して確保されることを確認した。これらの内容は「高速増殖原型炉もんじゅ『発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針』の改訂に伴う耐震安全性評価結果報告書 改訂(補正)」(日本原子力研究開発機構、平成22年3月。)として報告し、原子力安全・保安院及び原子力安全委員会において審議され、妥当であることが確認されてい</p>	<p>第2段階前半の作業内容を追記</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>ている。</p> <p>また、新規制基準への適合性が確認された近隣の軽水炉（関西電力株式会社美浜発電所3号炉。以下同じ。）の基準地震動 S_s と、もんじゅの耐震バックチェックにおいて策定した基準地震動 S_s とを比較すると、「応答スペクトルに基づく地震動評価」により策定した基準地震動 S_s はほぼ同等レベルである。一方、「断層モデルを用いた手法による地震動評価」に基づき策定した基準地震動 S_s は、もんじゅの基準地震動 S_s-D に対して一部の周期帯で応答が超過する。このため、軽水炉の基準地震動を参考に加速度応答が同等レベルとなるように断層モデルを用いた手法による地震動を簡易的に策定し、応答倍率法等によって耐震安全性を評価した。その結果、地震時に原子炉冷却材バウンダリ、燃料取扱及び貯蔵設備に発生する応力等の評価値は現状のプラント状態を考慮した許容値を満足した。廃止措置段階においても耐震安全上重要な原子炉冷却材バウンダリ、燃料取扱及び貯蔵設備の安全性は、軽水炉の基準地震動を参考に加速度応答が同等レベルとなるように策定した地震動に対しても確保されることを確認した。</p> <p>評価の詳細については別添1にて補足する。</p> <p>b. 津波については、新規制基準への適合性が確認された近隣の軽水炉の基準津波を参考とし、もんじゅ敷地の港湾形状及び標高を考慮した津波評価を実施した。その結果、津波水位は最大でも8.8mである。このとき、取水口や原子炉補機冷却海水ポンプが水没し、ディーゼル発電機の海水冷却は不能となるが、もんじゅの現状のプラント状態に鑑み、原子炉停止系や崩壊熱除去系に係る動的機能の維持は不要であることから、原子炉施設の安全性は確保される。また、敷地高さ21mまで津波水位は到達しないことから、大量の海水が建物内に浸水することもない。</p> <p>評価の詳細については別添2にて補足する。</p> <p>c. 竜巻については、原子力発電所の竜巻影響評価ガイド（平成25年6月19日原子力規制委員会決定、平成26年9月17日一部改正。以下「竜巻影響評価ガイド」という。）に基づき検討を行う。もんじゅの現状のプラント状態に鑑み、原子炉停止系や崩壊熱除去系に係る動的機能の維持は不要である。燃料体を保有する原子炉建物及び原子炉補助建物はコンクリート造であり、風荷重に対して十分な耐性がある。一方、竜巻飛来物に対しては、固縛等の必要な対応を実施することにより両建物の健全性を維持する。評価結果の概要を以下に説明する。評価の詳細については別添3にて補足する。</p> <p>(a) 評価条件</p> <p>燃料体を保有する原子炉建物及び原子炉補助建物について、竜巻による飛来物の衝突に対する両建物の健全性を確認する。原子炉建物は、原子炉補助建物に囲まれているため、原子炉補助建物と接している壁は外殻から複数の壁を有し、飛来物の影響が及ばないと判断できる。このため、外部に露</p>	<p>る。</p> <p>また、新規制基準への適合性が確認された近隣の軽水炉（関西電力株式会社美浜発電所3号炉。以下同じ。）の基準地震動 S_s と、もんじゅの耐震バックチェックにおいて策定した基準地震動 S_s とを比較すると、「応答スペクトルに基づく地震動評価」により策定した基準地震動 S_s はほぼ同等レベルである。一方、「断層モデルを用いた手法による地震動評価」に基づき策定した基準地震動 S_s は、もんじゅの基準地震動 S_s-D に対して一部の周期帯で応答が超過する。このため、軽水炉の基準地震動を参考に加速度応答が同等レベルとなるように断層モデルを用いた手法による地震動を簡易的に策定し、応答倍率法等によって耐震安全性を評価した。その結果、地震時に原子炉冷却材バウンダリ、燃料取扱及び貯蔵設備に発生する応力等の評価値は現状のプラント状態を考慮した許容値を満足した。廃止措置段階においても耐震安全上重要な原子炉冷却材バウンダリ、燃料取扱及び貯蔵設備の安全性は、軽水炉の基準地震動を参考に加速度応答が同等レベルとなるように策定した地震動に対しても確保されることを確認した。</p> <p>評価の詳細については別添1にて補足する。</p> <p>b. 津波については、新規制基準への適合性が確認された近隣の軽水炉の基準津波を参考とし、もんじゅ敷地の港湾形状及び標高を考慮した津波評価を実施した。その結果、津波水位は最大でも8.8mである。このとき、取水口や原子炉補機冷却海水ポンプが水没し、ディーゼル発電機の海水冷却は不能となるが、もんじゅの現状のプラント状態に鑑み、原子炉停止系や崩壊熱除去系に係る動的機能の維持は不要であることから、原子炉施設の安全性は確保される。また、敷地高さ21mまで津波水位は到達しないことから、大量の海水が建物内に浸水することもない。</p> <p>評価の詳細については別添2にて補足する。</p> <p>c. 竜巻については、原子力発電所の竜巻影響評価ガイド（平成25年6月19日原子力規制委員会決定、平成26年9月17日一部改正。以下「竜巻影響評価ガイド」という。）に基づき検討を行う。もんじゅの現状のプラント状態に鑑み、原子炉停止系や崩壊熱除去系に係る動的機能の維持は不要である。燃料体を保有する原子炉建物及び原子炉補助建物はコンクリート造であり、風荷重に対して十分な耐性がある。一方、竜巻飛来物に対しては、固縛等の必要な対応を実施することにより両建物の健全性を維持する。評価結果の概要を以下に説明する。評価の詳細については別添3にて補足する。</p> <p>(a) 評価条件</p> <p>燃料体を保有する原子炉建物及び原子炉補助建物について、竜巻による飛来物の衝突に対する両建物の健全性を確認する。原子炉建物は、原子炉補助建物に囲まれているため、原子炉補助建物と接している壁は外殻から複数の壁を有し、飛来物の影響が及ばないと判断できる。このため、外部に露</p>	

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>出し、壁厚が円筒部と比較して薄いトップドーム部を飛来物による影響評価対象とする。原子炉補助建物は、燃料池に着目する。燃料池の周囲は水平方向には複数の壁を有しており飛来物の影響が及ばないと判断出来る。このため、燃料池上部の天井（屋根）を飛来物による評価対象とする。</p> <p>もんじゅが立地する地域と竜巻発生の観点から気象条件等が類似する地域における最大の竜巻はフジタスケールで F2（最大風速 69 m/s）であるが、本評価では F3 の最大風速 92 m/s に余裕を加え、竜巻の最大風速を 100 m/s として評価を行う。竜巻モデルはフジタモデルを用いる。</p> <p>(b) 評価方法</p> <p>電力中央研究所が開発した TONBOS コードを用いて、飛来物の飛散解析を行う。</p> <p>飛来物については、もんじゅ敷地内調査結果及び竜巻影響評価ガイド等を参考として、衝突時の影響等を考慮し、飛来物の配置箇所毎に選定する。</p> <p>評価対象に竜巻飛来物が到達するかを判定する。到達する場合、Chang 式を用いて飛来物の衝突時に評価対象のコンクリートの裏面剥離の有無を確認する。</p> <p>(c) 評価結果</p> <p>飛来物の飛散解析を行い、展望台付近も含め地上から評価対象とした飛来物は原子炉建物トップドーム部、燃料池上部の天井に到達せず、飛来物が影響を与えないことを確認した。</p> <p>建物屋上に配置された鋼製材及びコンテナは燃料池上部の天井に到達するが、裏面剥離限界厚さは各々 20 cm 及び 27 cm と評価された。燃料池上部の天井厚さは  であることから、建物屋上からの飛来を想定しても、天井コンクリートの裏面剥離は発生せず、燃料体を貯蔵する燃料池に影響を与えないことを確認した。</p> <p>建物屋上の EL60.5 m 以上にコンテナの配置を想定した場合には、原子炉建物トップドーム部に衝突し、裏面剥離限界厚さは 55 cm と評価された。原子炉建物トップドーム部の厚さは  であることから、裏面剥離が生じる。このため、トップドーム部から剥離したコンクリートが、原子炉建物の内側に設置された原子炉格納容器に影響を与える。直接的に燃料体を保有する原子炉容器等の施設に影響を与えることは考えにくい、燃料体を保有する施設を確実に防護するため、EL60.5 m 以上の建物屋上にコンテナは置かない又は固縛する運用を実施する。</p> <p>d. 火山活動については、原子力発電所の火山影響評価ガイド（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定、平成 29 年 11 月 29 日一部改正。）に記載された火砕物密度流、溶岩流等の設計対応不可能な火山事象が、もんじゅに影響を及ぼす可能性を検討する。もんじゅ周辺の地理的領域の第四紀火山の 26 火山のうち、将来の活動可能性が否定できない火山として、「白山」、「焼岳」、「乗</p>	<p>出し、壁厚が円筒部と比較して薄いトップドーム部を飛来物による影響評価対象とする。原子炉補助建物は、燃料池に着目する。燃料池の周囲は水平方向には複数の壁を有しており飛来物の影響が及ばないと判断出来る。このため、燃料池上部の天井（屋根）を飛来物による評価対象とする。</p> <p>もんじゅが立地する地域と竜巻発生の観点から気象条件等が類似する地域における最大の竜巻はフジタスケールで F2（最大風速 69 m/s）であるが、本評価では F3 の最大風速 92 m/s に余裕を加え、竜巻の最大風速を 100 m/s として評価を行う。竜巻モデルはフジタモデルを用いる。</p> <p>(b) 評価方法</p> <p>電力中央研究所が開発した TONBOS コードを用いて、飛来物の飛散解析を行う。</p> <p>飛来物については、もんじゅ敷地内調査結果及び竜巻影響評価ガイド等を参考として、衝突時の影響等を考慮し、飛来物の配置箇所毎に選定する。</p> <p>評価対象に竜巻飛来物が到達するかを判定する。到達する場合、Chang 式を用いて飛来物の衝突時に評価対象のコンクリートの裏面剥離の有無を確認する。</p> <p>(c) 評価結果</p> <p>飛来物の飛散解析を行い、展望台付近も含め地上から評価対象とした飛来物は原子炉建物トップドーム部、燃料池上部の天井に到達せず、飛来物が影響を与えないことを確認した。</p> <p>建物屋上に配置された鋼製材及びコンテナは燃料池上部の天井に到達するが、裏面剥離限界厚さは各々 20 cm 及び 27 cm と評価された。燃料池上部の天井厚さは  であることから、建物屋上からの飛来を想定しても、天井コンクリートの裏面剥離は発生せず、燃料体を貯蔵する燃料池に影響を与えないことを確認した。</p> <p>建物屋上の EL60.5 m 以上にコンテナの配置を想定した場合には、原子炉建物トップドーム部に衝突し、裏面剥離限界厚さは 55 cm と評価された。原子炉建物トップドーム部の厚さは  であることから、裏面剥離が生じる。このため、トップドーム部から剥離したコンクリートが、原子炉建物の内側に設置された原子炉格納容器に影響を与える。直接的に燃料体を保有する原子炉容器等の施設に影響を与えることは考えにくい、燃料体を保有する施設を確実に防護するため、EL60.5 m 以上の建物屋上にコンテナは置かない又は固縛する運用を実施する。</p> <p>d. 火山活動については、原子力発電所の火山影響評価ガイド（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定、平成 29 年 11 月 29 日一部改正。）に記載された火砕物密度流、溶岩流等の設計対応不可能な火山事象が、もんじゅに影響を及ぼす可能性を検討する。もんじゅ周辺の地理的領域の第四紀火山の 26 火山のうち、将来の活動可能性が否定できない火山として、「白山」、「焼岳」、「乗</p>	

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>鞍岳、「御嶽山」、「扇ノ山」、「美方火山群」、「神鍋火山群」、「経ヶ岳」、「地蔵峠火山群」及び「上野火山群」の合計 10 火山を抽出した。設計対応不可能な火山事象について抽出した火山毎に検討を行い、設計対応不可能な火山事象が、もんじゅ敷地に影響を及ぼす可能性が十分に小さいことを確認した。</p> <p>設計対応不可能な火山事象以外の火山事象である降下火山灰の堆積荷重に対する評価結果の概要を以下に説明する。評価の詳細については別添 4 にて補足する。</p> <p>(a) 評価条件</p> <p>燃料体を保有している原子炉建物及び原子炉補助建物を対象として、火山噴火による降下火山灰の堆積荷重に対する構造健全性を確認する。想定する堆積荷重として降雪の影響も考慮し、火山灰と積雪の重ね合わせとする。火山灰の堆積厚さについては、地質調査結果、最大で火山灰層厚 10 cm が確認されていることや新規規制基準への適合性が確認された近隣の軽水炉を参考に設定した。近隣の軽水炉では、噴出源が同定できる降下火山灰については大山を対象としたシミュレーションを実施し、最大層厚 6 cm 程度であることを確認しており、噴出源が同定できない降下火山灰については文献調査結果より 10 cm 以下であることを確認している。これらの結果より、火山灰の堆積厚さは 10 cm とした。積雪条件は堆積厚さ 200 cm とした。</p> <p>(b) 評価方法</p> <p>火山灰の荷重を短期に生じる荷重とし、「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」(RC 規準、社団法人日本建築学会、平成 22 年 2 月 (第 8 版。)) に基づき、許容される短期荷重を設計時の長期荷重(自重、積載荷重及び積雪荷重)と使用している材料の許容応力度の比 1.5 (短期/長期) から算出し、火山灰を考慮した荷重(自重、積載荷重、積雪荷重及び火山灰荷重)が許容される短期荷重以内であることを確認する。</p> <p>(c) 評価結果</p> <p>原子炉建物及び原子炉補助建物ともに、火山灰と積雪の重ね合わせを考慮した荷重は許容される短期荷重以内であり、構造健全性は確保される。</p> <p>e. 火災については、もんじゅの現状のプラント状態に鑑み、原子炉停止系や崩壊熱除去系に係る動的機能の維持は不要であり、火災に起因する動的機器及び電源の機能喪失を想定しても燃料体の健全性が損なわれることはない。また、燃料体が位置する原子炉容器、炉外燃料貯蔵槽、燃料取扱及び貯蔵設備、放射性廃棄物の処理・貯蔵に係る放射性廃棄物処理設備は、不燃性材料を使用していることから、火災の影響により放射性物質を貯蔵する機能が損なわれることはないが、「原子炉設置許可申請書 添付書類八」の火災に対する設計上の考慮を維持する。具体的には、発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針(昭和 55 年 11 月 6 日原子力安全委員会決定、平成 14 年 9 月 30 日一部改訂。)に基づく「火災発生防止」、「火災検知及び消火」及び「火災</p>	<p>岳、「御嶽山」、「扇ノ山」、「美方火山群」、「神鍋火山群」、「経ヶ岳」、「地蔵峠火山群」及び「上野火山群」の合計 10 火山を抽出した。設計対応不可能な火山事象について抽出した火山毎に検討を行い、設計対応不可能な火山事象が、もんじゅ敷地に影響を及ぼす可能性が十分に小さいことを確認した。</p> <p>設計対応不可能な火山事象以外の火山事象である降下火山灰の堆積荷重に対する評価結果の概要を以下に説明する。評価の詳細については別添 4 にて補足する。</p> <p>(a) 評価条件</p> <p>燃料体を保有している原子炉建物及び原子炉補助建物を対象として、火山噴火による降下火山灰の堆積荷重に対する構造健全性を確認する。想定する堆積荷重として降雪の影響も考慮し、火山灰と積雪の重ね合わせとする。火山灰の堆積厚さについては、地質調査結果、最大で火山灰層厚 10 cm が確認されていることや新規規制基準への適合性が確認された近隣の軽水炉を参考に設定した。近隣の軽水炉では、噴出源が同定できる降下火山灰については大山を対象としたシミュレーションを実施し、最大層厚 6 cm 程度であることを確認しており、噴出源が同定できない降下火山灰については文献調査結果より 10 cm 以下であることを確認している。これらの結果より、火山灰の堆積厚さは 10 cm とした。積雪条件は堆積厚さ 200 cm とした。</p> <p>(b) 評価方法</p> <p>火山灰の荷重を短期に生じる荷重とし、「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」(RC 規準、社団法人日本建築学会、平成 22 年 2 月 (第 8 版。)) に基づき、許容される短期荷重を設計時の長期荷重(自重、積載荷重及び積雪荷重)と使用している材料の許容応力度の比 1.5 (短期/長期) から算出し、火山灰を考慮した荷重(自重、積載荷重、積雪荷重及び火山灰荷重)が許容される短期荷重以内であることを確認する。</p> <p>(c) 評価結果</p> <p>原子炉建物及び原子炉補助建物ともに、火山灰と積雪の重ね合わせを考慮した荷重は許容される短期荷重以内であり、構造健全性は確保される。</p> <p>e. 火災については、もんじゅの現状のプラント状態に鑑み、原子炉停止系や崩壊熱除去系に係る動的機能の維持は不要であり、火災に起因する動的機器及び電源の機能喪失を想定しても燃料体の健全性が損なわれることはない。また、燃料体が位置する原子炉容器、炉外燃料貯蔵槽、燃料取扱及び貯蔵設備、放射性廃棄物の処理・貯蔵に係る放射性廃棄物処理設備は、不燃性材料を使用していることから、火災の影響により放射性物質を貯蔵する機能が損なわれることはないが、「原子炉設置許可申請書 添付書類八」の火災に対する設計上の考慮を維持する。具体的には、発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針(昭和 55 年 11 月 6 日原子力安全委員会決定、平成 14 年 9 月 30 日一部改訂。)に基づく「火災発生防止」、「火災検知及び消火」及び「火災</p>	

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>の影響の軽減」の3方策を、もんじゅの現状のプラント状態に鑑み適切に組合せた設計を維持する。さらに、森林火災も含めた設計想定を超えた火災に対して、4項に示す大規模な火災が発生した場合における消火活動の体制を維持する。これらにより、火災の発生防止及び発生時の影響緩和を図る。</p> <p>f. 内部溢水については、崩壊熱除去に係るポンプや弁、換気空調設備のプロウやフィルタ、非常用電源盤等の安全上重要な設備は、堰や気密扉等により外部からの水の侵入がなく、溢水源がない部屋に設置されていること、溢水源や水の侵入があったとしても水が滞留しない構造の部屋に設置されていること等、溢水により安全上重要な設備が影響を受けない設計である。なお、もんじゅの現状のプラント状態に鑑み、原子炉停止系や崩壊熱除去系に係る動的機能の維持は不要であり、溢水に起因する動的機器及び電源の機能喪失を想定しても燃料体の健全性が損なわれることはない。</p> <p>以上のもんじゅの設計上の考慮に関し、もんじゅはナトリウムを保有するエリア（以下「禁水エリア」という。）を有するため、発生した溢水が禁水エリアに対して影響を与えないことを確認する。原子炉補助建物内の禁水エリア外において、溢水源となり得る系統からの溢水が発生した場合、床ドレン配管等を通じて最終的に原子炉補助建物の最下層フロアに滞留するが、溢水水位が管理区域、非管理区域のいずれにおいても禁水エリア境界高さ未満に留まることから、禁水エリアに影響を与えない。評価の方法と結果については別添5に示す。</p> <p>2. 事故</p> <p>廃止措置段階の原子炉施設の状況に応じて想定される事故から代表事故を選定し、既往の評価結果等を基に、各工程段階における施設の状況に即し、環境へ放出された放射性物質により周辺公衆の受ける線量を評価する。評価に当たっては、高速増殖炉の安全性の評価の考え方(昭和55年11月6日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂。)、発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂。)及び気象指針を参考にする。</p> <p>2.1 第1段階の事故時における周辺公衆の受ける線量評価</p> <p>(1) 想定する事故</p> <p>ここでは、第1段階を対象として想定する事故を選定する。</p> <p>第1段階においては、運転停止に関する恒久的な措置を講じた上で、炉心から燃料体を取り出し、付着するナトリウムを洗浄後、燃料池へ移送し、燃料体を貯蔵する。また、廃止措置対象施設となる設備の解体工事を行わず、廃止措置対象施設のうち必要な機能については継続して維持管理することから、原子炉運転中の燃料取替取扱時と同等の状態が継続する。</p>	<p>の影響の軽減」の3方策を、もんじゅの現状のプラント状態に鑑み適切に組合せた設計を維持する。さらに、森林火災も含めた設計想定を超えた火災に対して、4項に示す大規模な火災が発生した場合における消火活動の体制を維持する。これらにより、火災の発生防止及び発生時の影響緩和を図る。</p> <p>f. 内部溢水については、崩壊熱除去に係るポンプや弁、換気空調設備のプロウやフィルタ、非常用電源盤等の安全上重要な設備は、堰や気密扉等により外部からの水の侵入がなく、溢水源がない部屋に設置されていること、溢水源や水の侵入があったとしても水が滞留しない構造の部屋に設置されていること等、溢水により安全上重要な設備が影響を受けない設計である。なお、もんじゅの現状のプラント状態に鑑み、原子炉停止系や崩壊熱除去系に係る動的機能の維持は不要であり、溢水に起因する動的機器及び電源の機能喪失を想定しても燃料体の健全性が損なわれることはない。</p> <p>以上のもんじゅの設計上の考慮に関し、もんじゅはナトリウムを保有するエリア（以下「禁水エリア」という。）を有するため、発生した溢水が禁水エリアに対して影響を与えないことを確認する。原子炉補助建物内の禁水エリア外において、溢水源となり得る系統からの溢水が発生した場合、床ドレン配管等を通じて最終的に原子炉補助建物の最下層フロアに滞留するが、溢水水位が管理区域、非管理区域のいずれにおいても禁水エリア境界高さ未満に留まることから、禁水エリアに影響を与えない。評価の方法と結果については別添5に示す。</p> <p>2. 事故</p> <p>廃止措置段階の原子炉施設の状況に応じて想定される事故から代表事故を選定し、既往の評価結果等を基に、各工程段階における施設の状況に即し、環境へ放出された放射性物質により周辺公衆の受ける線量を評価する。評価に当たっては、高速増殖炉の安全性の評価の考え方(昭和55年11月6日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂。)、発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂。)及び気象指針を参考にする。</p> <p>2.1 第1段階及び第2段階前半の事故時における周辺公衆の受ける線量評価</p> <p>(1) 想定する事故</p> <p>ここでは、第1段階及び第2段階前半を対象として想定する事故を選定する。</p> <p>第1段階及び第2段階前半においては、運転停止に関する恒久的な措置を講じた上で、炉心から燃料体を取り出し、付着するナトリウムを洗浄後、燃料池へ移送し、燃料体を貯蔵する。また、廃止措置対象施設となる設備の解体工事を行わず、廃止措置対象施設のうち必要な機能については継続して維持管理することから、原子炉運転中の燃料取替取扱時と同等の状態が継続する。</p>	<p>理由</p> <p>第2段階前半に行う作業は第1段階と変わらず、事故時における周辺公衆の受ける線量評価は、第1段階と変わらないことから、記載を「第1段階及び第2段階前半」に修正</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>このことから、第1段階の事故としては、「原子炉設置許可申請書 添付書類十」の考え方を基本とし、環境への放射性物質の異常な放出事象について、炉心からの燃料体取出しに係る事故として「燃料取扱事故」を、またナトリウムの漏えいに係る事故のうち1次冷却材の漏えい量が多くなる「1次冷却材漏えい事故」をそれぞれ想定し、評価の対象とする。</p> <p>(2) 燃料取扱事故</p> <p>a. 事故の想定</p> <p>この事故については、燃料池での燃料取扱作業中に、何らかの原因によって燃料体が破損し、放射性物質が環境に放出される事象を想定する。</p> <p>b. 評価対象核種</p> <p>「原子炉設置許可申請書 添付書類十」と同様に希ガス及びよう素とし、長半減期核種として、希ガスについては Kr-85、よう素については I-129 を対象とする。</p> <p>c. 放出量評価方法</p> <p>燃料体の破損によって大気へ放出される希ガス及びよう素の量については、以下の条件により算出する。</p> <p>(a) 破損する燃料体の体数は1体とし、1体中の燃料被ふく管の全てが破損し、燃料ギャップ内の希ガス及びよう素の全量が燃料池水中に放出されるとする。</p> <p>(b) 原子炉停止時の燃料ギャップ内の希ガス及びよう素の量は、もんじゅにおける実際の運転履歴（定格出力換算で約40日間）を考慮する。</p> <p>(c) 原子炉停止を平成7年12月とし、原子炉停止から約21年後の時点で事故が生じるものとする。</p> <p>(d) 燃料池水中に放出された希ガスについては水中へ溶解しないものとし、よう素については水中における除染を考慮する。水中でのよう素の除染係数については500とする。</p> <p>(e) 燃料池エリア内に放出された希ガス及びよう素は、直接大気中に地上放散されるものとする。</p> <p>d. 線量評価方法</p> <p>周辺公衆の受ける線量は、「原子炉設置許可申請書 添付書類十」の線量評価と同様に、よう素の吸入摂取による実効線量と外部ガンマ線による実効線量（希ガスのガンマ線による実効線量）を評価する。</p> <p>よう素の吸入摂取による小児の実効線量を次式で計算する。</p> $H_I = K_{He} \cdot M \cdot Q_e \cdot (X/Q) \cdot \dots \cdot (1)$ <p>ここで、</p> <p>H_I : よう素の吸入摂取による小児の実効線量 (Sv)</p> <p>K_{He} : I-131の吸入摂取による小児の実効線量換算係数 ($=1.6 \times 10^{-7}$ Sv/Bq)</p>	<p>このことから、第1段階及び第2段階前半の事故としては、「原子炉設置許可申請書 添付書類十」の考え方を基本とし、環境への放射性物質の異常な放出事象について、炉心からの燃料体取出しに係る事故として「燃料取扱事故」を、またナトリウムの漏えいに係る事故のうち1次冷却材の漏えい量が多くなる「1次冷却材漏えい事故」をそれぞれ想定し、評価の対象とする。</p> <p>(2) 燃料取扱事故</p> <p>a. 事故の想定</p> <p>この事故については、燃料池での燃料取扱作業中に、何らかの原因によって燃料体が破損し、放射性物質が環境に放出される事象を想定する。</p> <p>b. 評価対象核種</p> <p>「原子炉設置許可申請書 添付書類十」と同様に希ガス及びよう素とし、長半減期核種として、希ガスについては Kr-85、よう素については I-129 を対象とする。</p> <p>c. 放出量評価方法</p> <p>燃料体の破損によって大気へ放出される希ガス及びよう素の量については、以下の条件により算出する。</p> <p>(a) 破損する燃料体の体数は1体とし、1体中の燃料被ふく管の全てが破損し、燃料ギャップ内の希ガス及びよう素の全量が燃料池水中に放出されるとする。</p> <p>(b) 原子炉停止時の燃料ギャップ内の希ガス及びよう素の量は、もんじゅにおける実際の運転履歴（定格出力換算で約40日間）を考慮する。</p> <p>(c) 原子炉停止を平成7年12月とし、原子炉停止から約21年後の時点で事故が生じるものとする。</p> <p>(d) 燃料池水中に放出された希ガスについては水中へ溶解しないものとし、よう素については水中における除染を考慮する。水中でのよう素の除染係数については500とする。</p> <p>(e) 燃料池エリア内に放出された希ガス及びよう素は、直接大気中に地上放散されるものとする。</p> <p>d. 線量評価方法</p> <p>周辺公衆の受ける線量は、「原子炉設置許可申請書 添付書類十」の線量評価と同様に、よう素の吸入摂取による実効線量と外部ガンマ線による実効線量（希ガスのガンマ線による実効線量）を評価する。</p> <p>よう素の吸入摂取による小児の実効線量を次式で計算する。</p> $H_I = K_{He} \cdot M \cdot Q_e \cdot (X/Q) \cdot \dots \cdot (1)$ <p>ここで、</p> <p>H_I : よう素の吸入摂取による小児の実効線量 (Sv)</p> <p>K_{He} : I-131の吸入摂取による小児の実効線量換算係数 ($=1.6 \times 10^{-7}$ Sv/Bq)</p>	

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>M：小児の呼吸率 (m³/s) Q_e：よう素の大气放出量 (I-131 等価換算) (Bq) γ/Q：相対濃度 (s/m³)</p> <p>呼吸率は事故期間が短いことを考慮し、小児活動時の呼吸率 0.31 m³/h を秒当たり換算して用いる。 希ガスのガンマ線による実効線量は次式で計算する。 $H_Y = K_1 \cdot Q_Y \cdot (D/Q) \cdot \dots \cdot (2)$ ここで、 H_Y：希ガスのガンマ線による実効線量 (Sv) K₁：空気カーマから実効線量への換算係数 (=1 Sv/Gy) Q_Y：希ガスの大气放出量 (0.5 MeV 換算) (Bq) D/Q：ガンマ線エネルギー0.5 MeV における相対線量 (Gy/Bq)</p> <p>e. 気象条件 線量評価に使用する気象条件については、近年の気象データによる異常年検定を行い、異常がないことを確認した平成 16 年 4 月から平成 17 年 3 月までの観測による実測値を用いる。また、線量評価に用いる相対線量 (D/Q) については、本事故が地上放散を想定することを考慮し、気象指針に基づき評価されている「原子炉設置許可申請書 添付書類十」における「気体廃棄物処理設備破損事故」の評価の値を用いる。線量評価に用いる相対濃度 (γ/Q) 及び相対線量 (D/Q) を第 1 表に示す。</p> <p>f. 評価結果 燃料取扱事故によって、大気中に放出される希ガス及びよう素の量及び敷地境界外における最大の実効線量を第 2 表に示す。また、希ガス及びよう素の大气放出過程を第 1 図に示す。</p> <p>(3) 1 次冷却材漏えい事故 a. 事故の想定 この事故については、原子炉停止中に、何らかの原因で原子炉冷却材バウンダリの配管が破損し、1 次冷却材が漏えいする事象を想定する。 b. 評価対象核種 過去の出力運転において燃料破損が発生していないことから、現時点においても冷却材中に内蔵されている放射化ナトリウムを対象とし、長半減期核種として Na-22 を対象とする。 c. 放出量評価方法 1 次冷却材の漏えいによって大気へ放出される放射化ナトリウムの量については、以下の条件により算出する。 (a) 漏えいしたナトリウムに含まれる放射化ナトリウムの放射能濃度については、サンプリング結果に基づく平成 29 年 4 月 1 日時点の濃度とする。 (b) 漏えいナトリウムを貯留する部屋に放出される放射化ナトリウムの量に</p>	<p>M：小児の呼吸率 (m³/s) Q_e：よう素の大气放出量 (I-131 等価換算) (Bq) γ/Q：相対濃度 (s/m³)</p> <p>呼吸率は事故期間が短いことを考慮し、小児活動時の呼吸率 0.31 m³/h を秒当たり換算して用いる。 希ガスのガンマ線による実効線量は次式で計算する。 $H_Y = K_1 \cdot Q_Y \cdot (D/Q) \cdot \dots \cdot (2)$ ここで、 H_Y：希ガスのガンマ線による実効線量 (Sv) K₁：空気カーマから実効線量への換算係数 (=1 Sv/Gy) Q_Y：希ガスの大气放出量 (0.5 MeV 換算) (Bq) D/Q：ガンマ線エネルギー0.5 MeV における相対線量 (Gy/Bq)</p> <p>e. 気象条件 線量評価に使用する気象条件については、近年の気象データによる異常年検定を行い、異常がないことを確認した平成 16 年 4 月から平成 17 年 3 月までの観測による実測値を用いる。また、線量評価に用いる相対線量 (D/Q) については、本事故が地上放散を想定することを考慮し、気象指針に基づき評価されている「原子炉設置許可申請書 添付書類十」における「気体廃棄物処理設備破損事故」の評価の値を用いる。線量評価に用いる相対濃度 (γ/Q) 及び相対線量 (D/Q) を第 1 表に示す。</p> <p>f. 評価結果 燃料取扱事故によって、大気中に放出される希ガス及びよう素の量及び敷地境界外における最大の実効線量を第 2 表に示す。また、希ガス及びよう素の大气放出過程を第 1 図に示す。</p> <p>(3) 1 次冷却材漏えい事故 a. 事故の想定 この事故については、原子炉停止中に、何らかの原因で原子炉冷却材バウンダリの配管が破損し、1 次冷却材が漏えいする事象を想定する。 b. 評価対象核種 過去の出力運転において燃料破損が発生していないことから、現時点においても冷却材中に内蔵されている放射化ナトリウムを対象とし、長半減期核種として Na-22 を対象とする。 c. 放出量評価方法 1 次冷却材の漏えいによって大気へ放出される放射化ナトリウムの量については、以下の条件により算出する。 (a) 漏えいしたナトリウムに含まれる放射化ナトリウムの放射能濃度については、サンプリング結果に基づく平成 29 年 4 月 1 日時点の濃度とする。 (b) 漏えいナトリウムを貯留する部屋に放出される放射化ナトリウムの量に</p>	

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>ついては、燃焼ナトリウム中の全量とする。</p> <p>(c) 燃焼ナトリウムの量については、「原子炉設置許可申請書 添付書類十」における「1次冷却材漏えい事故」のコールドレグ配管破損の場合の値として2.5 tonを用いる。</p> <p>(d) 漏えいナトリウムを貯留する部屋に放出された放射化ナトリウムについては、保守的にプレートアウト等による減衰を考慮しない。</p> <p>(e) 漏えいナトリウムを貯留する部屋から原子炉格納容器内床上への移行については、保守的に漏えいナトリウムを貯留する部屋に放出された放射化ナトリウムの全量が原子炉格納容器内床上へ移行するものとする。</p> <p>(f) 原子炉格納容器内床上へ移行した放射化ナトリウムについては、アニユラス循環排気装置を介さず、全量が大気中へ地上放散されるものとする。</p> <p>d. 線量評価方法</p> <p>周辺公衆の受ける線量は、(2)の燃料取扱事故を参考に、放射化ナトリウムの吸入摂取による実効線量と外部ガンマ線による実効線量を評価する。</p> <p>放射化ナトリウムの吸入摂取による小児の実効線量を次式で計算する。</p> $H_I = K_{Na} \cdot M \cdot Q_{Na} \cdot (\chi/Q) \cdot \dots \cdot (3)$ <p>H_I : 放射化ナトリウムの吸入摂取による小児の実効線量 (Sv) K_{Na} : Na-22の吸入摂取による小児の実効線量換算係数 (=7.3×10⁻⁹ Sv/Bq) M : 小児の呼吸率 (m³/s) Q_{Na} : 放射化ナトリウムの大気放出量 (Bq) χ/Q : 相対濃度 (s/m³)</p> <p>呼吸率は事故期間が短いことを考慮し、小児活動時の呼吸率0.31 m³/hを秒当たりに換算して用いる。</p> <p>放射化ナトリウムのガンマ線による実効線量は次式で計算する。</p> $H_Y = K_1 \cdot Q_{Na,\gamma} \cdot (D/Q) \cdot \dots \cdot (4)$ <p>H_Y : 放射化ナトリウムのガンマ線による実効線量 (Sv) K_1 : 空気カーマから実効線量への換算係数 (=1 Sv/Gy) $Q_{Na,\gamma}$: 放射化ナトリウムの大気放出量 (0.5 MeV 換算) (Bq) D/Q : ガンマ線エネルギー0.5 MeVにおける相対線量 (Gy/Bq)</p> <p>e. 気象条件</p> <p>c. (f)のとおり、本評価では地上放散を仮定することから、(2)e. に示す条件と同じである。</p> <p>f. 評価結果</p> <p>1次冷却材漏えい事故によって、大気中に放出される放射化ナトリウムの量及び敷地境界外における最大の実効線量を第3表に示す。また、放射化ナトリウムの大気放出過程を第2図に示す。</p> <p>(4) 事故時における周辺公衆の受ける線量評価結果のまとめ</p>	<p>ついては、燃焼ナトリウム中の全量とする。</p> <p>(c) 燃焼ナトリウムの量については、「原子炉設置許可申請書 添付書類十」における「1次冷却材漏えい事故」のコールドレグ配管破損の場合の値として2.5 tonを用いる。</p> <p>(d) 漏えいナトリウムを貯留する部屋に放出された放射化ナトリウムについては、保守的にプレートアウト等による減衰を考慮しない。</p> <p>(e) 漏えいナトリウムを貯留する部屋から原子炉格納容器内床上への移行については、保守的に漏えいナトリウムを貯留する部屋に放出された放射化ナトリウムの全量が原子炉格納容器内床上へ移行するものとする。</p> <p>(f) 原子炉格納容器内床上へ移行した放射化ナトリウムについては、アニユラス循環排気装置を介さず、全量が大気中へ地上放散されるものとする。</p> <p>d. 線量評価方法</p> <p>周辺公衆の受ける線量は、(2)の燃料取扱事故を参考に、放射化ナトリウムの吸入摂取による実効線量と外部ガンマ線による実効線量を評価する。</p> <p>放射化ナトリウムの吸入摂取による小児の実効線量を次式で計算する。</p> $H_I = K_{Na} \cdot M \cdot Q_{Na} \cdot (\chi/Q) \cdot \dots \cdot (3)$ <p>H_I : 放射化ナトリウムの吸入摂取による小児の実効線量 (Sv) K_{Na} : Na-22の吸入摂取による小児の実効線量換算係数 (=7.3×10⁻⁹ Sv/Bq) M : 小児の呼吸率 (m³/s) Q_{Na} : 放射化ナトリウムの大気放出量 (Bq) χ/Q : 相対濃度 (s/m³)</p> <p>呼吸率は事故期間が短いことを考慮し、小児活動時の呼吸率0.31 m³/hを秒当たりに換算して用いる。</p> <p>放射化ナトリウムのガンマ線による実効線量は次式で計算する。</p> $H_Y = K_1 \cdot Q_{Na,\gamma} \cdot (D/Q) \cdot \dots \cdot (4)$ <p>H_Y : 放射化ナトリウムのガンマ線による実効線量 (Sv) K_1 : 空気カーマから実効線量への換算係数 (=1 Sv/Gy) $Q_{Na,\gamma}$: 放射化ナトリウムの大気放出量 (0.5 MeV 換算) (Bq) D/Q : ガンマ線エネルギー0.5 MeVにおける相対線量 (Gy/Bq)</p> <p>e. 気象条件</p> <p>c. (f)のとおり、本評価では地上放散を仮定することから、(2)e. に示す条件と同じである。</p> <p>f. 評価結果</p> <p>1次冷却材漏えい事故によって、大気中に放出される放射化ナトリウムの量及び敷地境界外における最大の実効線量を第3表に示す。また、放射化ナトリウムの大気放出過程を第2図に示す。</p> <p>(4) 事故時における周辺公衆の受ける線量評価結果のまとめ</p>	

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>廃止措置期間中（第1段階）の事故として「燃料取扱事故」及び「1次冷却材漏えい事故」を想定した場合、環境へ放出される放射性物質の放出量は少なく、周辺公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。</p> <p>2.2 第2段階以降の事故時における周辺公衆の受ける線量評価</p> <p>第2段階以降の事故時における周辺公衆の受ける線量評価は、第2段階以降に開始する廃止措置に係る工事内容を踏まえ、その都度、原子炉施設の内外で予想される種々の要因を改めて分析するとともに、放射能の調査及び評価、解体方法等についての検討結果に基づき、事故として選定すべき事象を必要に応じて想定し、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>廃止措置期間中（第1段階及び第2段階前半）の事故として「燃料取扱事故」及び「1次冷却材漏えい事故」を想定した場合、環境へ放出される放射性物質の放出量は少なく、周辺公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。</p> <p>2.2 第2段階後半以降の事故時における周辺公衆の受ける線量評価</p> <p>第2段階後半以降の事故時における周辺公衆の受ける線量評価は、第2段階後半以降に開始する廃止措置に係る工事内容を踏まえ、その都度、原子炉施設の内外で予想される種々の要因を改めて分析するとともに、放射能の調査及び評価、解体方法等についての検討結果に基づき、事故として選定すべき事象を必要に応じて想定し、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>前述と同様の理由により、記載を「第1段階及び第2段階前半」に修正</p> <p>第2段階後半以降は、第1段階及び第2段階前半から作業内容が変わることから、記載を「第2段階後半以降」に修正</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更箇所	変更前	変更後	理由
添付書類 五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書	添付書類 五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書	添付書類 五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書	

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>1. 汚染の分布に関する評価</p> <p>放射線業務従事者及び周辺公衆の被ばくを低減することを目的に適切な解体撤去工法及び手順を策定するため、また、解体撤去工事に伴って発生する放射性廃棄物の発生量を評価するため、廃止措置対象施設に残存する放射性物質の種類、放射能及び分布を評価する。</p> <p>廃止措置対象施設に残存する放射性物質は、原子炉運転中の中性子照射により炉心部等の構造材が放射化して生成される放射化汚染と、主として放射化された炉心部等の構造材が冷却材中に溶出して生成される腐食生成物が機器及び配管内部などに付着して残存する二次的な汚染とに区分される。</p> <p>これらの評価については第1段階及び第2段階に実施することとし、第1段階においては主に1次主冷却系における二次的な汚染の分布について評価を実施し、第2段階においては主に炉内構造物を含む原子炉周辺における放射化汚染の分布について評価を実施する。</p> <p>また、汚染の分布に関する評価結果については、原子炉周辺設備の解体撤去を実施する第3段階に着手するまでに、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>2. 評価方法</p> <p>放射化汚染については、放射化生成核種の種類、放射能及び分布を計算による方法又は測定による方法によって評価する。計算による方法では、原子炉の運転履歴や設計情報により、計算コードを用いて評価する。測定による方法では、廃止措置対象施設から採取した代表試料を分析して、放射化生成核種の種類、放射能及び分布を求める。</p> <p>なお、試料の採取に当たっては、金属の部位から遠隔操作等により、コンクリートの部位からはコアボーリング等により試料を採取する。</p> <p>二次的な汚染については、配管及び機器の外部からγ線の測定を行うか、あるいは、施設を構成する配管及び機器の材料組成を考慮して腐食生成物の核種組成比を計算又は測定によって評価する。</p>	<p>1. 汚染の分布に関する評価</p> <p>放射線業務従事者及び周辺公衆の被ばくを低減することを目的に適切な解体撤去工法及び手順を策定するため、また、解体撤去工事に伴って発生する放射性廃棄物の発生量を評価するため、廃止措置対象施設に残存する放射性物質の種類、放射能及び分布を評価する。</p> <p>廃止措置対象施設に残存する放射性物質は、原子炉運転中の中性子照射により炉心部等の構造材が放射化して生成される放射化汚染と、主として放射化された炉心部等の構造材が冷却材中に溶出して生成される腐食生成物が機器及び配管内部などに付着して残存する二次的な汚染とに区分される。</p> <p>これらの評価については第1段階及び第2段階に実施することとし、第1段階においては主に1次主冷却系における二次的な汚染の分布について評価を実施し、第2段階においては主に炉内構造物を含む原子炉周辺における放射化汚染の分布について評価を実施する。</p> <p>また、汚染の分布に関する評価結果については、原子炉周辺設備の解体撤去を実施する第3段階に着手するまでに、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>2. 評価方法</p> <p>放射化汚染については、放射化生成核種の種類、放射能及び分布を計算による方法又は測定による方法によって評価する。計算による方法では、原子炉の運転履歴や設計情報により、計算コードを用いて評価する。測定による方法では、廃止措置対象施設から採取した代表試料を分析して、放射化生成核種の種類、放射能及び分布を求める。</p> <p>なお、試料の採取に当たっては、金属の部位から遠隔操作等により、コンクリートの部位からはコアボーリング等により試料を採取する。</p> <p>二次的な汚染については、配管及び機器の外部からγ線の測定を行うか、あるいは、施設を構成する配管及び機器の材料組成を考慮して腐食生成物の核種組成比を計算又は測定によって評価する。</p> <p>3. <u>評価結果</u></p> <p><u>(1) 第1段階における汚染の分布に関する評価結果</u></p> <p><u>放射化汚染については、第2段階に実施する評価の準備として、放射化生成核種の種類、放射能及び分布を計算による方法によって評価するために必要となる原子炉の運転履歴や設計情報を整理するとともに、構造材の元素組成分析を実施し、設計情報を補足する情報の調査を行っている。</u></p> <p><u>二次的な汚染については、第1段階中に立入りを制限している原子炉容器室等の放射化汚染が高い区域以外の機器・配管等について、外部から 399</u></p>	<p>汚染の分布に関する評価は、第1段階及び第2段階に実施することとしている。第1段階が終了することから、第1段階に実施した汚染分布に関する評価結果（進捗状況）について追記</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
		<p><u>箇所のγ線の測定を実施した結果、表面線量率は最大値で0.44 μSv/hであり、放射線管理区域の設定基準である1.3 mSv/3か月と比較して十分に低い値である。この結果から機器・配管等の内面に残存している汚染による放射線量が十分に低いことを確認した。</u></p> <p><u>なお、第2段階以降においても引き続き、より精度の高い評価となるよう妥当性の検証を含め、汚染の分布に関する評価を継続する。</u></p>	

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更箇所	変更前	変更後	理由
添付書類 六 性能維持施設 及びその性能 並びにその性 能を維持すべ き期間に關す る説明書	<p style="text-align: center;">添付書類 六</p> <p style="text-align: center;">性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に關する説明書</p>	<p style="text-align: center;">添付書類 六</p> <p style="text-align: center;">性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に關する説明書</p>	

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>1. 性能維持施設の維持する性能について</p> <p>第 6-1 表に示した性能維持施設の維持機能について、廃止措置段階で維持する性能については、原子炉設置許可、工事計画認可等の既往の許認可に基づく性能を基本とする。しかしながら、以下の施設における維持機能については、廃止措置段階で維持する性能を既往の許認可から変更するため、その内容を示す。</p> <p>(1) ナトリウム漏えい検出設備におけるプラント状態の測定・監視機能</p> <p>もんじゅのナトリウム漏えいに対する設計の考え方は、プラントの定格運転状態において、ガスサンプリング型漏えい検出器や接触型漏えい検出器等を設置し、機器や配管からの冷却材の漏えいを速やかに検知できることに加え、原子炉容器液面計や格納容器床下雰囲気温度計等を設置し、ナトリウム漏えいが生じた場合には確実に検知できることとしている。</p> <p>廃止措置段階の 1 次系ナトリウムの温度は約 200℃であり、運転中の温度約 400℃より低くナトリウムイオン化式検出器（以下「SID」という。）による漏えい検出に期待できない状態となる。</p> <p>なお、廃止措置段階においても化学的に活性なナトリウム漏えいによる火災を防止するための早期発見の要求は変わらない。現状において同温度条件（約 200℃）の炉外燃料貯蔵槽と同等の検出時間で漏えい検知が可能な差圧式ナトリウム漏えい検出器（以下「DPD」とする。）による漏えい検出を維持する。また、これまでと同様にフィルタのアルカリ反応により漏えいを判断する。</p> <p>以上のとおり、当該漏えい検出器に関しては、検出時間の変更を伴うが、廃止措置段階で考慮すべき事故について影響を評価した結果を考慮した上で、基本的にナトリウム漏えいを早期に発見するという監視の考え方に変わりはない。</p> <p>(2) ディーゼル発電機</p> <p>第 8 回工事計画認可申請（Ⅲ-2-5）に記載したディーゼル発電機の負荷のうち、現状のプラント状態を考慮して不要となる炉心を冷却するために必要な負荷等を除き、母線連絡して給電可能な 2 台を維持する。</p> <p>(3) その他の施設（火災対応設備除く。）</p> <p>移動式電源車の性能は、供給電源容量が、全交流電源喪失時にもんじゅのプラント状態を長期に監視することが可能な容量が必要である。</p> <p>具体的な給電先は、直流電源・計器用電源、放射線モニター用電源及び緊急時対策所であり、これら給電先の合計負荷は約 260kVA であるため、300kVA の電源容量を持つ移動式電源車を維持する。</p> <p>タンクローリーは、移動式電源車を 1 週間以上運用できる燃料を輸送できる性能を有していることである。移動式電源車が 1 日で消費する燃料に余裕をみ</p>	<p>1. 性能維持施設の維持する性能及び維持台数について</p> <p>第 6-1 表に示した性能維持施設の維持機能について、廃止措置段階で維持する性能については、原子炉設置許可、工事計画認可等の既往の許認可に基づく性能を基本とする。しかしながら、<u>出力運転を前提として設計された機器は廃止措置段階において過剰な性能となることから、廃止措置段階の必要なプラント運用状態に基づき、性能を発揮するために必要な維持台数を定めた。</u></p> <p><u>なお</u>、以下の施設における維持機能については、廃止措置段階で維持する性能を既往の許認可から変更するため、その内容を示す。</p> <p>(1) ナトリウム漏えい検出設備におけるプラント状態の測定・監視機能</p> <p>もんじゅのナトリウム漏えいに対する設計の考え方は、プラントの定格運転状態において、ガスサンプリング型漏えい検出器や接触型漏えい検出器等を設置し、機器や配管からの冷却材の漏えいを速やかに検知できることに加え、原子炉容器液面計や格納容器床下雰囲気温度計等を設置し、ナトリウム漏えいが生じた場合には確実に検知できることとしている。</p> <p>廃止措置段階の 1 次系ナトリウムの温度は約 200℃であり、運転中の温度約 400℃より低くナトリウムイオン化式検出器（以下「SID」という。）による漏えい検出に期待できない状態となる。</p> <p>なお、廃止措置段階においても化学的に活性なナトリウム漏えいによる火災を防止するための早期発見の要求は変わらない。現状において同温度条件（約 200℃）の炉外燃料貯蔵槽と同等の検出時間で漏えい検知が可能な差圧式ナトリウム漏えい検出器（以下「DPD」とする。）による漏えい検出を維持する。また、これまでと同様にフィルタのアルカリ反応により漏えいを判断する。</p> <p>以上のとおり、当該漏えい検出器に関しては、検出時間の変更を伴うが、廃止措置段階で考慮すべき事故について影響を評価した結果を考慮した上で、基本的にナトリウム漏えいを早期に発見するという監視の考え方に変わりはない。</p> <p>(2) ディーゼル発電機</p> <p>第 8 回工事計画認可申請（Ⅲ-2-5）に記載したディーゼル発電機の負荷のうち、現状のプラント状態を考慮して不要となる炉心を冷却するために必要な負荷等を除き、母線連絡して給電可能な 2 台を維持する。</p> <p>(3) その他の施設（火災対応設備除く。）</p> <p>移動式電源車の性能は、供給電源容量が、全交流電源喪失時にもんじゅのプラント状態を長期に監視することが可能な容量が必要である。</p> <p>具体的な給電先は、直流電源・計器用電源、放射線モニター用電源及び緊急時対策所であり、これら給電先の合計負荷は約 260kVA であるため、300kVA の電源容量を持つ移動式電源車を維持する。</p> <p>タンクローリーは、移動式電源車を 1 週間以上運用できる燃料を輸送できる性能を有していることである。移動式電源車が 1 日で消費する燃料に余裕をみ</p>	<p>理由</p> <p>第 6-1 表に性能維持施設として管理する必要数を維持台数に記載することを追記</p> <p>廃止措置段階の性能維持施設の性能を定める方針を記載</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>て最大容量 4,000ℓ／台とし、移動式電源車への燃料補給及びタンクローリーへの燃料補給を1台ずつ行えるよう2台配備する。</p> <p>消防自動車は、外部火災対応として配備し、油火災対応として化学消防車を配備している。消防自動車、化学消防車の性能は規格に基づくものである。</p> <p>なお、消防自動車は火災対応以外に燃料池の冷却が出来なくなった場合、蒸発による水位低下時の燃料池への水の補給も可能な性能とする。</p> <p>ホイールローダーは、津波発生時に移動式電源車、消防自動車等のアクセス道路に散乱したがれきを除去する性能を有していることである。</p> <p>(4) その他の施設（火災対応設備）</p> <p>火災対応設備に要求される性能の根拠は、「添付書類四 4. 大規模損壊」に記載しているとおりである。</p> <p>(5) その他の施設（2次冷却材一時保管タンク）</p> <p>2次冷却系のナトリウム保有量 836 m³（200℃）に対して、既存のダンプタンク及びオーバーフロータンクの容量は、それぞれ 322 m³（161 m³／基×2基）及び 483 m³（161 m³／基×3基）であり、31 m³のナトリウムを貯蔵することができないため、充填容量 22.5 m³の2次冷却材ナトリウム一時保管用タンクを2基設置する。</p> <p>2. 性能維持施設の維持する機能及び維持期間について</p> <p>(1) 建物及び構築物</p> <p>a. 原子炉建物</p> <p>原子炉建物で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」、「放射線遮蔽機能」及び「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。</p> <p>「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋に設置しているライナ及び窒素雰囲気維持であり、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>b. 原子炉補助建物</p> <p>原子炉補助建物で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」、「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」及び「放射線遮蔽機能」である。</p> <p>「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋に設置しているライナ等であり、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p>	<p>て最大容量 4,000ℓ／台とし、移動式電源車への燃料補給及びタンクローリーへの燃料補給を1台ずつ行えるよう2台配備する。</p> <p>消防自動車は、外部火災対応として配備し、油火災対応として化学消防車を配備している。消防自動車、化学消防車の性能は規格に基づくものである。</p> <p>なお、消防自動車は火災対応以外に燃料池の冷却が出来なくなった場合、蒸発による水位低下時の燃料池への水の補給も可能な性能とする。</p> <p>ホイールローダーは、津波発生時に移動式電源車、消防自動車等のアクセス道路に散乱したがれきを除去する性能を有していることである。</p> <p>(4) その他の施設（火災対応設備）</p> <p>火災対応設備に要求される性能の根拠は、「添付書類四 4. 大規模損壊」に記載しているとおりである。</p> <p>(5) その他の施設（2次冷却材一時保管タンク）</p> <p>2次冷却系のナトリウム保有量 836 m³（200℃）に対して、既存のダンプタンク及びオーバーフロータンクの容量は、それぞれ 322 m³（161 m³／基×2基）及び 483 m³（161 m³／基×3基）であり、31 m³のナトリウムを貯蔵することができないため、充填容量 22.5 m³の2次冷却材ナトリウム一時保管用タンクを2基設置する。</p> <p>2. 性能維持施設の維持する機能及び維持期間について</p> <p>(1) 建物及び構築物</p> <p>a. 原子炉建物</p> <p>原子炉建物で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」、「放射線遮蔽機能」及び「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。</p> <p>「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋に設置しているライナ及び窒素雰囲気維持であり、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>b. 原子炉補助建物</p> <p>原子炉補助建物で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」、「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」及び「放射線遮蔽機能」である。</p> <p>「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋に設置しているライナ等であり、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p>	

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>c. ディーゼル建物 ディーゼル建物で維持する機能は「機器の支持機能」である。 「機器の支持機能」については、当該建物内の性能維持施設の解体が完了するまで維持する。</p> <p>d. タービン建物 タービン建物で維持する機能は「機器の支持機能」である。 「機器の支持機能」については、当該建物内の性能維持施設の解体が完了するまで維持する。</p> <p>e. メンテナンス・廃棄物処理建物 メンテナンス・廃棄物処理建物で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」及び「放射線遮蔽機能」である。 「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。</p> <p>f. 固体廃棄物貯蔵庫 固体廃棄物貯蔵庫で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」及び「放射線遮蔽機能」である。 「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。</p> <p>g. 事務管理建物（緊急時対策所） 事務管理建物（緊急時対策所）で維持する機能は「通信・連絡機能」である。 「通信・連絡機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>(2) 原子炉及び炉心</p> <p>a. 燃料集合体 燃料集合体で維持する機能は「炉心形状の維持機能」である。 「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>b. 原子炉容器内構造物 原子炉容器内構造物で維持する機能は「炉心形状の維持機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。 「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>c. 反応度制御設備 反応度制御設備で維持する機能は「炉心形状の維持機能」、「未臨界維持機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。 「炉心形状の維持機能」及び「未臨界維持機能」については、炉心から燃料</p>	<p>c. ディーゼル建物 ディーゼル建物で維持する機能は「機器の支持機能」である。 「機器の支持機能」については、当該建物内の性能維持施設の解体が完了するまで維持する。</p> <p>d. タービン建物 タービン建物で維持する機能は「機器の支持機能」である。 「機器の支持機能」については、当該建物内の性能維持施設の解体が完了するまで維持する。</p> <p>e. メンテナンス・廃棄物処理建物 メンテナンス・廃棄物処理建物で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」及び「放射線遮蔽機能」である。 「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。</p> <p>f. 固体廃棄物貯蔵庫 固体廃棄物貯蔵庫で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」及び「放射線遮蔽機能」である。 「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。</p> <p>g. 事務管理建物（緊急時対策所） 事務管理建物（緊急時対策所）で維持する機能は「通信・連絡機能」である。 「通信・連絡機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>(2) 原子炉及び炉心</p> <p>a. 燃料集合体 燃料集合体で維持する機能は「炉心形状の維持機能」である。 「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>b. 原子炉容器内構造物 原子炉容器内構造物で維持する機能は「炉心形状の維持機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。 「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>c. 反応度制御設備 反応度制御設備で維持する機能は「炉心形状の維持機能」、「未臨界維持機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。 「炉心形状の維持機能」及び「未臨界維持機能」については、炉心から燃料</p>	

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>体を取り出すまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>d. 中性子源集合体 中性子源集合体で維持する機能は「炉心形状の維持機能」である。 「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>e. 中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体 中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体で維持する機能は「炉心形状の維持機能」である。 「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>f. 固定吸収体 固定吸収体で維持する機能は「炉心形状の維持機能」である。 「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>(3) 原子炉冷却系統施設</p> <p>a. 原子炉容器 原子炉容器で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」、「炉心形状の維持機能」、「予熱・保温機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。 「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。「予熱・保温機能」及び「ナトリウムの保持機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、冷却材であるナトリウムをタンク等に固化しても容器や配管内に残留ナトリウムが存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>b. しゃへいプラグ しゃへいプラグで維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」及び「燃料を安全に取り扱う機能」である。 「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、冷却材であるナトリウムをタンク等に固化しても容器や配管内に残留ナトリウムが存在するため、当該系統のナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>c. 1次主冷却系設備 1次主冷却系設備で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」、「放射性物質漏えい防止機能」、「ナトリウム酸化防止機能」、「原子炉冷却材液位確保機能」及び「予熱・保温機能」である。 「原子炉冷却材液位確保機能」、「ナトリウムの保持機能」、及び「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナト</p>	<p>体を取り出すまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>d. 中性子源集合体 中性子源集合体で維持する機能は「炉心形状の維持機能」である。 「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>e. 中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体 中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体で維持する機能は「炉心形状の維持機能」である。 「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>f. 固定吸収体 固定吸収体で維持する機能は「炉心形状の維持機能」である。 「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>(3) 原子炉冷却系統施設</p> <p>a. 原子炉容器 原子炉容器で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」、「炉心形状の維持機能」、「予熱・保温機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。 「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。「予熱・保温機能」及び「ナトリウムの保持機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、冷却材であるナトリウムをタンク等に固化しても容器や配管内に残留ナトリウムが存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>b. しゃへいプラグ しゃへいプラグで維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」、「燃料を安全に取り扱う機能」及び「しゃへい体等を取り扱う機能」である。 「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、冷却材であるナトリウムをタンク等に固化しても容器や配管内に残留ナトリウムが存在するため、当該系統のナトリウムを安定化処理するまで維持する。<u>「しゃへい体等を取り扱う機能」については、炉心からしゃへい体等を取り出すまで維持する。</u></p> <p>c. 1次主冷却系設備 1次主冷却系設備で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」、「放射性物質漏えい防止機能」、「ナトリウム酸化防止機能」、「原子炉容器内ナトリウム液位確保機能」及び「予熱・保温機能」である。 「原子炉容器内ナトリウム液位確保機能」、「ナトリウムの保持機能」、及び「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持す</p>	<p>しゃへい体等を取り扱う機能の追加及び維持期間を記載（詳細は第6-1表5/●参照）</p> <p>機能名称変更（詳細は第6-1表5/●参照）</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>リウム酸化防止機能」については、冷却材であるナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>d. 2次主冷却系設備 2次主冷却系設備で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。 「ナトリウムの保持機能」及び「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>e. 補助冷却設備 補助冷却設備で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。 「ナトリウムの保持機能」及び「予熱・保温機能」についてはナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」についてはナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>(4) 工学的安全施設 a. 原子炉格納施設 原子炉格納施設で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能(事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。)」及び「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「放射性物質漏えい防止機能(事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。)」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>b. アンユラス循環排気装置 アンユラス循環排気装置で維持する機能は「換気機能(自動起動及び事故時の負圧維持機能並びによろ素除去機能を除く。)」及び「放射性物質漏えい防止機能」である。「換気機能(自動起動及び事故時の負圧維持機能並びによろ素除去機能を除く。)」及び「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>(5) 原子炉補助施設 a. 1次ナトリウム補助設備 1次ナトリウム補助設備で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」、「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化防止機能」、「予熱・保温機能」、「ナトリウムの浄化機</p>	<p>る。「ナトリウム酸化防止機能」については、冷却材であるナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>d. 2次主冷却系設備 2次主冷却系設備で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。 「ナトリウムの保持機能」及び「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>e. 補助冷却設備 補助冷却設備で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。 「ナトリウムの保持機能」及び「予熱・保温機能」についてはナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」についてはナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>(4) 工学的安全施設 a. 原子炉格納施設 原子炉格納施設で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能(事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。)」及び「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「放射性物質漏えい防止機能(事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。)」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>b. アンユラス循環排気装置 アンユラス循環排気装置で維持する機能は「換気機能(自動起動及び事故時の負圧維持機能並びによろ素除去機能を除く。)」及び「放射性物質漏えい防止機能」である。「換気機能(自動起動及び事故時の負圧維持機能並びによろ素除去機能を除く。)」及び「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>(5) 原子炉補助施設 a. 1次ナトリウム補助設備 1次ナトリウム補助設備で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」、「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化防止機能」、「予熱・保温機能」、「ナトリウムの浄化機</p>	

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>能」及び「原子炉冷却材液位確保機能」である。</p> <p>「原子炉冷却材液位確保機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウムの浄化機能」及び「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>b. メンテナンス冷却系設備</p> <p>1次メンテナンス冷却系で維持する機能は、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。</p> <p>「ナトリウムの保持機能」及び「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>2次メンテナンス冷却系については、今後ナトリウムを充填せずに系統を隔離するが、残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>c. 2次ナトリウム補助設備</p> <p>2次ナトリウム補助設備で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」、「ナトリウムの浄化機能」、「予熱・保温機能」、「ナトリウムの保持機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。</p> <p>「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」、「ナトリウムの浄化機能」、「予熱・保温機能」及び「ナトリウムの保持機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。また、「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>d. 1次アルゴンガス系設備</p> <p>1次アルゴンガス系設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。</p> <p>「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>e. 2次アルゴンガス系設備</p> <p>2次アルゴンガス系設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。</p> <p>「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化して</p>	<p>能」及び「原子炉容器内ナトリウム液位確保機能」である。</p> <p>「原子炉容器内ナトリウム液位確保機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウムの浄化機能」及び「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>b. メンテナンス冷却系設備</p> <p>1次メンテナンス冷却系で維持する機能は、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。</p> <p>「ナトリウムの保持機能」及び「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>2次メンテナンス冷却系については、今後ナトリウムを充填せずに系統を隔離するが、残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>c. 2次ナトリウム補助設備</p> <p>2次ナトリウム補助設備で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」、「ナトリウムの浄化機能」、「予熱・保温機能」、「ナトリウムの保持機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。</p> <p>「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」、「ナトリウムの浄化機能」、「予熱・保温機能」及び「ナトリウムの保持機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。また、「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>d. 1次アルゴンガス系設備</p> <p>1次アルゴンガス系設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。</p> <p>「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>e. 2次アルゴンガス系設備</p> <p>2次アルゴンガス系設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。</p> <p>「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化して</p>	<p>機能名称の変更（詳細は第6-1表9/●参照）</p> <p>維持期間の変更（詳細は第6-1表9/●参照）</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>も残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>f. 原子炉補機冷却水設備 原子炉補機冷却水設備で維持する機能は「冷却機能」である。 「冷却機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。ただし、ポンプについては、自動起動機能を除く。</p> <p>g. 原子炉補機冷却海水設備 原子炉補機冷却海水設備で維持する機能は「冷却機能」である。 「冷却機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。ただし、ポンプについては自動起動機能を除く。</p> <p>h. 燃料交換設備 燃料交換設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。 「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、<u>燃料体の取出し完了後もナトリウムが機器に付着しているため、ナトリウムを安定化処理する</u>まで維持する。</p> <p>i. 燃料出入設備 燃料出入設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。 「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、<u>燃料体の取出し完了後もナトリウムが機器に付着しているため、ナトリウムを安定化処理する</u>まで維持する。</p> <p>j. 炉外燃料貯蔵設備 炉外燃料貯蔵設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」、「放射性物質漏えい防止機能」、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウムの浄化機能」、「冷却機能」及び「予熱・保温機能」である。 「放射性物質の漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウムの浄化機能」及び「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウムの酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。「冷却機能」については、炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取出しが完了するまで維持する。</p>	<p>も残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>f. 原子炉補機冷却水設備 原子炉補機冷却水設備で維持する機能は「冷却機能」である。 「冷却機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。ただし、ポンプについては、自動起動機能を除く。</p> <p>g. 原子炉補機冷却海水設備 原子炉補機冷却海水設備で維持する機能は「冷却機能」である。 「冷却機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。ただし、ポンプについては自動起動機能を除く。</p> <p>h. 燃料交換設備 燃料交換設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」、「ナトリウム酸化防止機能」<u>及び「しゃへい体等を取り扱う機能」</u>である。 「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」<u>及び「しゃへい体等を取り扱う機能」</u>については、<u>炉心からしゃへい体等を取り出す</u>まで維持する。</p> <p>i. 燃料出入設備 燃料出入設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」、「ナトリウム酸化防止機能」<u>及び「しゃへい体等を取り扱う機能」</u>である。 「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」<u>及び「しゃへい体等を取り扱う機能」</u>については、<u>炉心等からしゃへい体等を取り出す</u>まで維持する。</p> <p>j. 炉外燃料貯蔵設備 炉外燃料貯蔵設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」、「放射性物質漏えい防止機能」、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウムの浄化機能」、「冷却機能」及び「予熱・保温機能」である。 「放射性物質の漏えい防止機能」のうち、<u>未臨界維持機能については、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能については</u>当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。 「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウムの浄化機能」及び「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウムの酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。「冷却機能」については、炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取出しが完了す</p>	<p>しゃへい体等を取り扱う機能の追加、維持期間及びナトリウム酸化防止機能の維持期間変更を記載（詳細は第 6-1 表 15,16/● 参照）</p> <p>しゃへい体等を取り扱う機能の追加、維持期間及びナトリウム酸化防止機能の維持期間変更を記載（詳細は第 6-1 表 16/● 参照）</p> <p>放射性物質漏えい防止機能のうち、第 1 段階にて維持期間が終了した機能と、第 2 段階で継続して維持する機能を記載（詳細は第 6-1 表 17/● 参照）</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>k. 燃料検査設備 燃料検査設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」である。「燃料を安全に取り扱う機能」については、燃料破損のおそれがある場合に使用する機能であることから、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>l. 燃料処理設備 燃料処理設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」である。「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>m. 水中燃料貯蔵設備 水中燃料貯蔵設備で維持する機能は「冷却水保有機能」、「放射性物質の貯蔵機能」、「冷却機能」、「浄化機能」及び「燃料を安全に取り扱う機能」である。「冷却水保有機能」、「放射性物質の貯蔵機能」、「<u>冷却機能</u>」及び「浄化機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。「燃料を安全に取り扱う機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>なお、水中燃料貯蔵設備のうち、水中台車<u>については、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。</u></p> <p>n. 燃料搬出設備 燃料搬出設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」である。「燃料を安全に取り扱う機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>o. 新燃料受入貯蔵設備（新燃料検査装置除く） 新燃料受入貯蔵設備（新燃料検査装置除く）で維持する機能は「放射性物質の貯蔵機能」、「予熱機能」及び「燃料を安全に取り扱う機能」である。「燃料を安全に取り扱う機能」については、新燃料貯蔵ラックの燃料体の搬出が完了するまで維持する。「予熱機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。また、「放射性物質の貯蔵機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>p. 燃料取扱設備操作室 燃料取扱設備操作室で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」である。「燃料を安全に取り扱う機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>q. 共通保修設備 共通保修設備で維持する機能は「機器洗浄機能」及び「機器移送機能」であ</p>	<p>るまで維持する。</p> <p>k. 燃料検査設備 燃料検査設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」である。「燃料を安全に取り扱う機能」については、燃料破損のおそれがある場合に使用する機能であることから、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>l. 燃料処理設備 燃料処理設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」<u>及び「しゃへい体等を取り扱う機能」</u>である。「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。<u>「しゃへい体等を取り扱う機能」については、炉心等からしゃへい体等を取り出すまで維持する。</u></p> <p>m. 水中燃料貯蔵設備 水中燃料貯蔵設備で維持する機能は「冷却水保有機能」、「放射性物質の貯蔵機能」、「冷却機能」、「浄化機能」、「燃料を安全に取り扱う機能」<u>及び「しゃへい体等を取り扱う機能」</u>である。「冷却水保有機能」、「放射性物質の貯蔵機能」及び「浄化機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。「燃料を安全に取り扱う機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。<u>「冷却機能」については、使用済燃料の強制冷却が不要となるまで維持する。</u> なお、水中燃料貯蔵設備のうち、水中台車の、<u>「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心等から燃料体を取り出すまで維持し、「しゃへい体等を取り扱う機能」については、炉心等からしゃへい体等を取り出すまで維持する。</u></p> <p>n. 燃料搬出設備 燃料搬出設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」である。「燃料を安全に取り扱う機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>o. 新燃料受入貯蔵設備（新燃料検査装置除く） 新燃料受入貯蔵設備（新燃料検査装置除く）で維持する機能は「放射性物質の貯蔵機能」、「予熱機能」及び「燃料を安全に取り扱う機能」である。「燃料を安全に取り扱う機能」については、新燃料貯蔵ラックの燃料体の搬出が完了するまで維持する。「予熱機能」については、炉心等から<u>しゃへい体等</u>を取り出すまで維持する。また、「放射性物質の貯蔵機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>p. 燃料取扱設備操作室 燃料取扱設備操作室で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」である。「燃料を安全に取り扱う機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>q. 共通保修設備</p>	<p>しゃへい体等を取り扱う機能の追加及び維持期間を記載（詳細は第6-1表18/●参照）</p> <p>しゃへい体等を取り扱う機能を追加（詳細は第6-1表18/●参照）</p> <p>冷却機能維持期間の変更（詳細は第6-1表18/●参照）</p> <p>第1段階にて維持期間が終了した機能（燃料を安全に取り扱う機能）及びしゃへい体等を取り扱う機能）に区別して記載（詳細は第6-1表18,19/●参照）</p> <p>しゃへい体等を取り扱う維持期間を記載（詳細は第6-1表19/●参照）</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>る。</p> <p>「機器洗浄機能」については、ナトリウム機器の洗浄時に使用することを主目的とした設備であることから、機器洗浄が完了するまで維持する。「機器移送機能」については、機器洗浄が完了したナトリウム機器を移送することを目的とした設備であることから、機器移送が完了するまで維持する。</p> <p>r. 試料採取設備 試料採取設備で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」である。「放射性物質漏えい防止機能」については、<u>当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</u></p> <p>s. 機器冷却系設備 機器冷却系設備で維持する機能は「冷却機能（自動起動機能を除く。）」である。 「冷却機能（自動起動機能を除く。）」については、<u>炉心から燃料体を取り出すまで維持する。</u></p> <p>(6) 計測制御系統施設 a. 中性子計装 中性子計装で維持する機能は、線源領域系の「未臨界維持の監視機能」である。 「未臨界維持の監視機能」については、線源領域系中性子計装の計数率が検出限界値未満となるまで維持する。</p> <p>b. 原子炉容器内計装 原子炉容器ナトリウム液面計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>c. 制御棒位置指示計装 制御棒位置指示計装で維持する機能は「制御棒駆動機構の保持監視機能」である。 「制御棒駆動機構の保持監視機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>d. プロセス計装 (a) 原子炉容器計装 原子炉容器計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。 (b) 主冷却系計装 主冷却系計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。</p>	<p>共通保修設備で維持する機能は「機器洗浄機能」及び「機器移送機能」である。</p> <p>「機器洗浄機能」については、ナトリウム機器の洗浄時に使用することを主目的とした設備であることから、機器洗浄が完了するまで維持する。「機器移送機能」については、機器洗浄が完了したナトリウム機器を移送することを目的とした設備であることから、機器移送が完了するまで維持する。</p> <p>r. 試料採取設備 試料採取設備で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」である。「放射性物質漏えい防止機能」については、<u>炉心からしゃへい体等を取り出すまで維持する。</u></p> <p>s. 機器冷却系設備 機器冷却系設備で維持する機能は「冷却機能（自動起動機能を除く。）」である。 「冷却機能（自動起動機能を除く。）」については、<u>ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</u></p> <p>(6) 計測制御系統施設 a. 中性子計装 中性子計装で維持する機能は、線源領域系の「未臨界維持の監視機能」である。 「未臨界維持の監視機能」については、線源領域系中性子計装の計数率が検出限界値未満となるまで維持する。</p> <p>b. 原子炉容器内計装 原子炉容器ナトリウム液面計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>c. 制御棒位置指示計装 制御棒位置指示計装で維持する機能は「制御棒駆動機構の保持監視機能」である。 「制御棒駆動機構の保持監視機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>d. プロセス計装 (a) 原子炉容器計装 原子炉容器計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。 (b) 主冷却系計装</p>	<p>設備の機能要求に合わせ、維持期間を変更（詳細は第 6-1 表 20/●参照）</p> <p>設備の機能要求に合わせ、維持期間を変更（詳細は第 6-1 表 20/●参照）</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(c) 補助冷却設備計装 補助冷却設備計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(d) 原子炉容器出口ナトリウム温度 原子炉容器出口ナトリウム温度計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(e) 中間熱交換器1次側出口ナトリウム温度 中間熱交換器1次側出口ナトリウム温度計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(f) 1次主冷却系流量 1次主冷却系流量計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(g) 1次アルゴンガス系計装 1次アルゴンガス系計装で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。炉心から燃料体を取り出した後も冷却材であるナトリウムが容器や配管内に存在するため、「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>(h) 蒸気発生器計装 蒸気発生器計装で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。 「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>(i) ナトリウム補助設備計装 ナトリウム補助設備計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、「ナトリウムをタンク等に固化するまで」維持する。</p> <p>(j) 原子炉格納容器雰囲気計装 原子炉格納容器雰囲気計装で維持する機能は、「雰囲気温度の監視機能」</p>	<p>主冷却系計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(c) 補助冷却設備計装 補助冷却設備計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(d) 原子炉容器出口ナトリウム温度 原子炉容器出口ナトリウム温度計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(e) 中間熱交換器1次側出口ナトリウム温度 中間熱交換器1次側出口ナトリウム温度計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(f) 1次主冷却系流量 1次主冷却系流量計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(g) 1次アルゴンガス系計装 1次アルゴンガス系計装で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。炉心から燃料体及びしゃへい体等を取り出した後も冷却材であるナトリウムが容器や配管内に存在するため、「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>(h) 蒸気発生器計装 蒸気発生器計装で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。 「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>(i) ナトリウム補助設備計装 ナトリウム補助設備計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、「ナトリウムをタンク等に固化するまで」維持する。</p> <p>(j) 原子炉格納容器雰囲気計装</p>	<p>燃料体取り出し及びしゃへい体等取り出し後も機能要求がある記載に変更（詳細は第6-1表21/●参照）</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>及び「雰囲気圧力の監視機能」である。</p> <p>「雰囲気温度の監視機能」及び「雰囲気圧力の監視機能」については、<u>当該区域・系統の管理区域を解除</u>するまで維持する。</p> <p>(k) ナトリウム漏えい検出設備 ナトリウム漏えい検出設備のうち空気雰囲気セルモニタで維持する機能は、「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。 それ以外の設備で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(l) 予熱計装設備 予熱計装設備で維持する機能については、「予熱・保温機能」である。「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(m) その他計装 その他計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、各系統の期間に応じて維持する。 その他計装のうち、1次オーバーフロー系電磁ポンプ室雰囲気温度、配管室雰囲気温度、原子炉容器 G/V 内漏えいナトリウム液位、1次主冷却系中間熱交換器 G/V 内漏えいナトリウム液位 (A,B,C) 及び1次主冷却系循環ポンプ G/V 内漏えいナトリウム液位 (A,B,C) においては、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>e. 中央制御室 中央制御室で維持する機能は「プラント監視・操作機能」である。 「プラント状態の監視・操作機能」については、中央制御室で監視する各系統の期間に応じる。</p> <p>(7) 電気設備 a. 送電線 送電線で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。 b. 特高開閉所 特高開閉所で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。 c. 主要変圧器</p>	<p>原子炉格納容器雰囲気計装で維持する機能は、「雰囲気温度の監視機能」及び「雰囲気圧力の監視機能」である。</p> <p>「雰囲気温度の監視機能」及び「雰囲気圧力の監視機能」については、<u>ナトリウムをタンク等に固化</u>するまで維持する。</p> <p>(k) ナトリウム漏えい検出設備 ナトリウム漏えい検出設備のうち空気雰囲気セルモニタで維持する機能は、「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。 それ以外の設備で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(l) 予熱計装設備 予熱計装設備で維持する機能については、「予熱・保温機能」である。「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(m) その他計装 その他計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、各系統の期間に応じて維持する。 その他計装のうち、1次オーバーフロー系電磁ポンプ室雰囲気温度、配管室雰囲気温度、原子炉容器 G/V 内漏えいナトリウム液位、1次主冷却系中間熱交換器 G/V 内漏えいナトリウム液位 (A,B,C) 及び1次主冷却系循環ポンプ G/V 内漏えいナトリウム液位 (A,B,C) においては、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>e. 中央制御室 中央制御室で維持する機能は「プラント監視・操作機能」である。 「プラント監視・操作機能」については、中央制御室で監視する各系統の期間に応じる。</p> <p>(7) 電気設備 a. 送電線 送電線で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。 b. 特高開閉所 特高開閉所で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p>	<p>設備の機能要求に合わせ、維持期間を変更（詳細は第 6-1 表 22/●参照）</p> <p>記載の適正化</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>主要変圧器で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>d. 所内高圧系統 所内高圧系統で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>e. 所内低圧系統 所内低圧系統で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>f. ディーゼル発電機 ディーゼル発電機で維持する機能は「電源供給機能（自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。）」である。 「電源供給機能（自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。）」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>g. 直流電源及び交流無停電電源設備 直流電源及び交流無停電電源設備で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>h. 通信設備 通信設備で維持する機能は「通信機能」である。 「通信機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>i. 非常用照明設備 非常用照明設備で維持する機能は「照明機能」である。 「照明機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>j. 電線路 電線路で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>(8) タービン及び付属設備</p> <p>a. 補給水タンク 補給水タンクで維持する機能は「プラント運転補助機能」である。「プラント運転補助機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>b. 補助蒸気ヘッダ 補助蒸気ヘッダで維持する機能は「プラント運転補助機能」である。「プラント運転補助機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>c. 主蒸気系設備（蒸気発生器の伝熱管部を窒素雰囲気に維持するための範囲） 主蒸気系設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持す</p>	<p>c. 主要変圧器 主要変圧器で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>d. 所内高圧系統 所内高圧系統で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>e. 所内低圧系統 所内低圧系統で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>f. ディーゼル発電機 ディーゼル発電機で維持する機能は「電源供給機能（自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。）」である。 「電源供給機能（自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。）」については、使用済燃料の強制冷却が不要となるまで維持する。</p> <p>g. 直流電源及び交流無停電電源設備 直流電源及び交流無停電電源設備で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>h. 通信設備 通信設備で維持する機能は「通信機能」である。 「通信機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>i. 非常用照明設備 非常用照明設備で維持する機能は「照明機能」である。 「照明機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>j. 電線路 電線路で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>(8) タービン及び付属設備</p> <p>a. 補給水タンク 補給水タンクで維持する機能は「プラント運転補助機能」である。「プラント運転補助機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>b. 補助蒸気ヘッダ 補助蒸気ヘッダで維持する機能は「プラント運転補助機能」である。「プラント運転補助機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>c. 主蒸気系設備（蒸気発生器の伝熱管部を窒素雰囲気に維持するための範囲） 主蒸気系設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。「ナト</p>	<p>設備の機能要求に合わせ、維持期間を変更（詳細は第6-1表 24/●参照）</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>る。</p> <p>(9) 放射性廃棄物廃棄施設</p> <p>a. 気体廃棄物処理設備 気体廃棄物処理設備で維持する機能は「放射性廃棄物処理機能」である。「放射性廃棄物処理機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>b. 液体廃棄物処理設備 液体廃棄物処理設備で維持する機能は「放射性廃棄物処理機能」である。「放射性廃棄物処理機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>c. 固体廃棄物処理設備 固体廃棄物処理設備で維持する機能は「放射性廃棄物処理機能」及び「放射性物質の貯蔵機能」である。「放射性廃棄物処理機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。「放射性物質の貯蔵機能」については、当該放射性廃棄物の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>(10) 放射線管理施設</p> <p>a. シャーヘイ設備 シャーヘイ設備で維持する機能は「放射性物質の漏えい防止機能」及び「放射線遮蔽機能」である。「放射性物質の漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。</p> <p>b. 屋内管理用の主要な設備（放射線管理関係設備） 屋内管理用の主要な設備（放射線管理関係設備）で維持する機能は「放射線管理機能」である。「放射線管理機能」については、管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>c. 屋内管理用の主要な設備（放射線監視設備） 屋内管理用の主要な設備（放射線監視設備）で維持する機能は「放射線監視機能」である。エリアモニタリング設備（ただし、事故時用に十分な測定範囲を有するエリアモニタ及び工学的安全施設作動設備に接続されているエリアモニタを除く。）については第1段階の期間中維持することとし、第2段階以降については、第1段階の汚染の分布に関する評価結果等を踏まえ、個別のエリアモニタリング設備ごとに維持期間を設定し、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。また、「放射線監視機能」を持つプロセスモニタのうち、1次冷却材の2次冷却材への漏えいを監視する2次ナトリウムモニタについては、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。原子炉補機冷却水系</p>	<p>リウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>(9) 放射性廃棄物廃棄施設</p> <p>a. 気体廃棄物処理設備 気体廃棄物処理設備で維持する機能は「放射性廃棄物処理機能」である。「放射性廃棄物処理機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>b. 液体廃棄物処理設備 液体廃棄物処理設備で維持する機能は「放射性廃棄物処理機能」である。「放射性廃棄物処理機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>c. 固体廃棄物処理設備 固体廃棄物処理設備で維持する機能は「放射性廃棄物処理機能」及び「放射性物質の貯蔵機能」である。「放射性廃棄物処理機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。「放射性物質の貯蔵機能」については、当該放射性廃棄物の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>(10) 放射線管理施設</p> <p>a. シャーヘイ設備 シャーヘイ設備で維持する機能は「放射性物質の漏えい防止機能」及び「放射線遮蔽機能」である。「放射性物質の漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。</p> <p>b. 屋内管理用の主要な設備（放射線管理関係設備） 屋内管理用の主要な設備（放射線管理関係設備）で維持する機能は「放射線管理機能」である。「放射線管理機能」については、管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>c. 屋内管理用の主要な設備（放射線監視設備） 屋内管理用の主要な設備（放射線監視設備）で維持する機能は「放射線監視機能」である。エリアモニタリング設備については第2段階の期間中維持することとし、第3段階以降については、第2段階における第3段階以降の解体計画等を踏まえ、個別のエリアモニタリング設備ごとに維持期間を設定し、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。また、「放射線監視機能」を持つプロセスモニタのうち、1次冷却材の2次冷却材への漏えいを監視する2次ナトリウムモニタについては、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。原子炉補機冷却水系への放射性物質の漏えいを監視する原子炉補機冷却水モニタについては、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。運転</p>	<p>エリアモニタリング設備の性能の詳細化により、本文ただし書き記載を削除及び維持期間の記載変更（詳細は第 6-1 表 31/●参照）</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>統への放射性物質の漏えいを監視する原子炉補機冷却水モニタについては、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。運転時のプラント管理のために使用するプロセスモニタに該当する原子炉格納容器モニタ、気体廃棄物処理設備排気モニタ、原子炉格納容器排気モニタ、原子炉補助建物排気モニタ、メンテナンス・廃棄物処理建物排気モニタ、共通保修設備排気モニタ、1次アルゴンガスモニタ、<u>1次ナトリウム純化系コールドトラップ冷却ガスモニタ</u>及び燃料出入機冷却ガスモニタについては、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。放射線サーベイ設備は、管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>d. 屋外管理用の主要な設備 屋外管理用の主要な設備で維持する機能は「放射線監視機能」及び「放出管理機能」である。 屋外管理用の主要な設備のうち、固定モニタリング設備、モニタリングカー及び環境放射能測定設備で維持する機能は、「放射線監視機能」である。 「放射線監視機能」については、管理区域を解除するまで維持する。 排気筒モニタ及び排水モニタで維持する機能は、「放射線監視機能」及び「放出管理機能」である。 「放射線監視機能」及び「放出管理機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。気象観測設備で維持する機能は、「放出管理機能」である。 「放出管理機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>(11) 発電所補助施設 a. 淡水供給設備 淡水供給設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。 「プラント運転補助機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。 b. 格納容器換気装置 格納容器換気装置で維持する機能は「換気機能」である。 「換気機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。 c. 格納容器空気雰囲気調節装置 格納容器空気雰囲気調節装置で維持する機能は「換気機能」である。 「換気機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p><u>d. 補助建物一般換気装置</u></p>	<p>時のプラント管理のために使用するプロセスモニタに該当する原子炉格納容器モニタ、気体廃棄物処理設備排気モニタ、原子炉格納容器排気モニタ、原子炉補助建物排気モニタ、メンテナンス・廃棄物処理建物排気モニタ、共通保修設備排気モニタ、1次アルゴンガスモニタ及び燃料出入機冷却ガスモニタについては、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。放射線サーベイ設備は、管理区域を解除するまで維持する。<u>エリアモニタリング設備のうち原子炉建物及び炉外燃料貯蔵槽上部室に設置している中性子エリアモニタについては、中性子源集合体が燃料池に保管されるまで維持する。1次ナトリウム純化系コールドトラップ冷却ガスモニタについては、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</u></p> <p>d. 屋外管理用の主要な設備 屋外管理用の主要な設備で維持する機能は「放射線監視機能」及び「放出管理機能」である。 屋外管理用の主要な設備のうち、固定モニタリング設備、モニタリングカー及び環境放射能測定設備で維持する機能は、「放射線監視機能」である。 「放射線監視機能」については、管理区域を解除するまで維持する。 排気筒モニタ及び排水モニタで維持する機能は、「放射線監視機能」及び「放出管理機能」である。 「放射線監視機能」及び「放出管理機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。気象観測設備で維持する機能は、「放出管理機能」である。 「放出管理機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>(11) 発電所補助施設 a. 淡水供給設備 淡水供給設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。 「プラント運転補助機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。 b. 格納容器換気装置 格納容器換気装置で維持する機能は「換気機能」である。 「換気機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。 c. 格納容器空気雰囲気調節装置 格納容器空気雰囲気調節装置で維持する機能は「換気機能」である。 「換気機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>(削る)</p>	<p>エリアモニタリング設備のうち、中性子エリアモニタ、1次ナトリウム純化系コールドトラップ冷却ガスモニタの維持期間を変更（詳細は第6-1表 30,31/●参照）</p> <p>プラント安全に寄与し</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p><u>補助建物一般換気装置で維持する機能は「換気機能」である。</u> <u>「換気機能」については、換気対象区域内の設備の撤去が完了するまで維持する。</u></p> <p>e. 主冷却系室素雰囲気調節装置 主冷却系室素雰囲気調節装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>f. 原子炉容器室素雰囲気調節装置 原子炉容器室素雰囲気調節装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>g. 中央制御室空調装置 中央制御室空調装置で維持する機能は「換気機能（よう素除去機能を除く。）」である。 「換気機能（よう素除去機能を除く。）」については、換気対象区画内の設備の撤去が完了するまで維持する。</p> <p>h. 蒸気発生器室換気装置 蒸気発生器室換気装置で維持する機能は「<u>換気機能</u>」及び「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 <u>「換気機能」については換気対象区画内の設備の撤去が完了するまで維持する。</u>「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>i. 電気設備室換気装置 電気設備室換気装置で維持する機能は「換気機能」である。 「換気機能」については、換気対象区画内の設備の撤去が完了するまで維持する。</p> <p>j. 燃料取扱設備室素雰囲気調節装置 燃料取扱設備室素雰囲気調節装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>k. 燃料取扱設備室換気装置 燃料取扱設備室換気装置で維持する機能は「換気機能（よう素除去機能を除く。）」である。 換気機能（よう素除去機能を除く。）については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p>	<p>d. 主冷却系室素雰囲気調節装置 主冷却系室素雰囲気調節装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>e. 原子炉容器室素雰囲気調節装置 原子炉容器室素雰囲気調節装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>f. 中央制御室空調装置 中央制御室空調装置で維持する機能は「換気機能（よう素除去機能を除く。）」である。 「換気機能（よう素除去機能を除く。）」については、換気対象区画内の設備の撤去が完了するまで維持する。</p> <p>g. 蒸気発生器室換気装置 蒸気発生器室換気装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>h. 電気設備室換気装置 電気設備室換気装置で維持する機能は「換気機能」である。 「換気機能」については、換気対象区画内の設備の撤去が完了するまで維持する。</p> <p>i. 燃料取扱設備室素雰囲気調節装置 燃料取扱設備室素雰囲気調節装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>j. 燃料取扱設備室換気装置 燃料取扱設備室換気装置で維持する機能は「換気機能（よう素除去機能を除く。）」である。 換気機能（よう素除去機能を除く。）については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p>	<p>ない性能維持施設の除外</p> <p>番号繰上げ</p> <p>番号繰上げ</p> <p>番号繰上げ</p> <p>番号繰上げ</p> <p>プラント安全に寄与しない性能維持施設の除外（換気機能）</p> <p>番号繰上げ</p> <p>番号繰上げ</p> <p>番号繰上げ</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>l. 放射線管理室空調装置 放射線管理室空調装置で維持する機能は「換気機能（よう素除去機能を除く。）」である。 換気機能（よう素除去機能を除く。）については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>m. メンテナンス冷却系室換気装置 メンテナンス冷却系室換気装置で維持する機能は「<u>換気機能</u>」及び「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 <u>「換気機能」及び「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」</u>については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>n. 炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置 炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置で維持する機能は「<u>換気機能</u>」及び「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。「<u>換気機能</u>」及び「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>o. メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置 メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置で維持する機能は「換気機能」である。 「換気機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>p. 制御用圧縮空気設備 制御用圧縮空気設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。 「プラント運転補助機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>q. 所内用圧縮空気設備 所内用圧縮空気設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。 「プラント運転補助機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>r. アルゴンガス供給系設備 アルゴンガス供給系設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。 「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>s. 窒素ガス供給系設備 窒素ガス供給系設備で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリ</p>	<p>k. 放射線管理室空調装置 放射線管理室空調装置で維持する機能は「換気機能（よう素除去機能を除く。）」である。 換気機能（よう素除去機能を除く。）については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>l. メンテナンス冷却系室換気装置 メンテナンス冷却系室換気装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>m. 炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置 炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>n. メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置 メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置で維持する機能は「換気機能」である。 「換気機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>o. 制御用圧縮空気設備 制御用圧縮空気設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。 「プラント運転補助機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>p. 所内用圧縮空気設備 所内用圧縮空気設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。 「プラント運転補助機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>q. アルゴンガス供給系設備 アルゴンガス供給系設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。 「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>r. 窒素ガス供給系設備 窒素ガス供給系設備で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリ</p>	<p>番号繰上げ</p> <p>番号繰上げ プラント安全に寄与しない性能維持施設の除外（換気機能）</p> <p>番号繰上げ プラント安全に寄与しない性能維持施設の除外（換気機能）</p> <p>番号繰上げ</p> <p>番号繰上げ</p> <p>番号繰上げ</p> <p>番号繰上げ</p> <p>番号繰上げ</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>ウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>t. 補助蒸気設備 補助蒸気設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。 「プラント運転補助機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>u. 消火設備 消火設備で維持する機能は「消火機能」である。 「消火機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>v. <u>排水処理設備</u> <u>排水処理設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。「プラント運転補助機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</u></p> <p>(12) その他の施設</p> <p>a. 電源供給設備 電源供給設備で維持する機能は「電源応急復旧機能」である。 「電源応急復旧機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>b. がれき撤去設備 がれき撤去設備で維持する機能は「がれき撤去機能」である。 「がれき撤去機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>c. 火災対応設備 火災対応設備で維持する機能は、「大規模火災に対する消火機能」、「燃料池の水位確保機能」、「放射性物質拡散抑制機能」、「可搬型ポンプ運転補助機能」、「海水供給機能」及び「火災対応設備運搬機能」である。 「大規模火災に対する消火機能」、「燃料池の水位確保機能」、「放射性物質拡散抑制機能」、「可搬型ポンプ運転補助機能」、「海水供給機能」及び「火災対応設備運搬機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>d. 2次冷却材ナトリウム一時貯蔵設備 2次冷却材ナトリウム一時貯蔵設備で維持する機能は、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。 「ナトリウムの保持機能」及び「ナトリウムの酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p>	<p>ウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>s. 補助蒸気設備 補助蒸気設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。 「プラント運転補助機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>t. 消火設備 消火設備で維持する機能は「消火機能」である。 「消火機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持する。</p> <p>(削る)</p> <p>(12) その他の施設</p> <p>a. 電源供給設備 電源供給設備で維持する機能は「電源応急復旧機能」である。 「電源応急復旧機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>b. がれき撤去設備 がれき撤去設備で維持する機能は「がれき撤去機能」である。 「がれき撤去機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>c. 火災対応設備 火災対応設備で維持する機能は、「大規模火災に対する消火機能」、「燃料池の水位確保機能」、「放射性物質拡散抑制機能」、「可搬型ポンプ運転補助機能」、「海水供給機能」及び「火災対応設備運搬機能」である。 「大規模火災に対する消火機能」、「燃料池の水位確保機能」、「放射性物質拡散抑制機能」、「可搬型ポンプ運転補助機能」、「海水供給機能」及び「火災対応設備運搬機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>d. 2次冷却材ナトリウム一時貯蔵設備 2次冷却材ナトリウム一時貯蔵設備で維持する機能は、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。 「ナトリウムの保持機能」及び「ナトリウムの酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p>	<p>番号繰上げ</p> <p>番号繰上げ</p> <p>プラント安全に寄与しない性能維持施設の除外機能の除外（排水処理設備）</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更箇所	変更前	変更後	理由
添付書類八 廃止措置の実 施体制に関す る説明書	<p style="text-align: center;">添付書類 八</p> <p style="text-align: center;">廃止措置の実施体制に関する説明書</p>	<p style="text-align: center;">添付書類 八</p> <p style="text-align: center;">廃止措置の実施体制に関する説明書</p>	

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>1. 廃止措置の実施体制</p> <p>もんじゅの廃止措置の実施に当たっては、原子炉等規制法第43条の3の24第1項及び研開炉規則第87条第3項に基づき、保安規定において保安管理体制を定め、廃止措置の業務に係る各職位の職務内容を明確にするとともに、保安に必要な事項を審議するための委員会を設置する。定期事業者検査は、保安活動の重要度に応じて、中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。また、燃料体取出し作業完了までの期間（第1段階）は、原子炉等規制法に基づき、原子炉主任技術者を置き、保安の監督にあたらせる。燃料体取出し作業完了後の廃止措置の実施に当たり、その監督を行う者（以下「廃止措置主任者」という。）の任命に関する事項及びその職務を保安規定において明確にし、廃止措置主任者に廃止措置の保安の監督にあたらせる。原子炉主任技術者や廃止措置主任者の選任に関しては保安規定に定める。</p> <p>さらに、廃止措置を統括する組織として、敦賀廃止措置実証部門を設置する。敦賀廃止措置実証部門には、廃止措置推進、安全・品質保証及び事業管理に係る組織を設け、それぞれ廃止措置の計画の策定等を行う機能、廃止措置作業の品質保証等を行う機能及び人事・予算管理等を行う機能を持たせる。</p> <p>もんじゅにおいては、まずは廃止措置の第1段階における燃料体取出し作業の安全かつ着実な遂行に資するため、燃料体取扱いに係る運転操作体制及び保守体制の強化を図るものとし、必要となる人員を計画的に確保するとともに、適切に配置していく。</p> <p>廃止措置の工程における進捗状況については、マネジメントレビューにより、定期的に評価することとし、具体的な方法、基準及びその体制については保安規定及び保安規定に基づく品質マネジメントシステム文書に定める。また、その評価において、工程の管理の問題又は進捗の遅延が生じていると認められた際の対応についても保安規定及び保安規定に基づく品質マネジメントシステム文書に定める。</p> <p>これらの体制を確立することにより、廃止措置に関する保安管理業務を円滑かつ適切に実施する。</p> <p>2. 廃止措置に係る経験</p> <p>機構は、JPDR、JRR-2、新型転換炉ふげん等の原子炉施設等の解体実績を有し、廃止措置に係る技術開発等の成果が、原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方（昭和60年12月19日原子力安全委員会決定、平成13年8月6日一部改</p>	<p>1. 廃止措置の実施体制</p> <p>もんじゅの廃止措置の実施に当たっては、原子炉等規制法第43条の3の24第1項及び研開炉規則第87条第3項に基づき、保安規定において保安管理体制を定め、廃止措置の業務に係る各職位の職務内容を明確にするとともに、保安に必要な事項を審議するための委員会を設置する。定期事業者検査は、保安活動の重要度に応じて、中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。また、燃料体取出し作業完了までの期間（第1段階）は、原子炉等規制法に基づき、原子炉主任技術者を置き、保安の監督にあたらせる。燃料体取出し作業完了後の廃止措置の実施に当たり、その監督を行う者（以下「廃止措置主任者」という。）の任命に関する事項及びその職務を保安規定において明確にし、廃止措置主任者に廃止措置の保安の監督にあたらせる。原子炉主任技術者や廃止措置主任者の選任に関しては保安規定に定める。</p> <p>さらに、廃止措置を統括する組織として、敦賀廃止措置実証部門を設置する。敦賀廃止措置実証部門には、廃止措置推進、安全・品質保証及び事業管理に係る組織を設け、それぞれ廃止措置の計画の策定等を行う機能、廃止措置作業の品質保証等を行う機能及び人事・予算管理等を行う機能を持たせる。</p> <p>もんじゅにおいては、まずは廃止措置の第1段階における燃料体取出し作業の安全かつ着実な遂行に資するため、燃料体取扱いに係る運転操作体制及び保守体制の強化を図るものとし、必要となる人員を計画的に確保するとともに、適切に配置していく。</p> <p><u>第2段階以降に実施する、しゃへい体等取出し作業、解体撤去作業等の廃止措置管理、施設運用管理業務及び施設管理は、安全性、工程確実性及び早期リスク低減の観点から、実施体制の最適化を図りつつ、必要となる人員を計画的に確保するとともに、適切に配置し、廃止措置主任者に各職位の業務を総括的に監督させる。</u></p> <p>廃止措置の工程における進捗状況については、マネジメントレビューにより、定期的に評価することとし、具体的な方法、基準及びその体制については保安規定及び保安規定に基づく品質マネジメントシステム文書に定める。また、その評価において、工程の管理の問題又は進捗の遅延が生じていると認められた際の対応についても保安規定及び保安規定に基づく品質マネジメントシステム文書に定める。</p> <p>これらの体制を確立することにより、廃止措置に関する保安管理業務を円滑かつ適切に実施する。</p> <p>2. 廃止措置に係る経験</p> <p>機構は、JPDR、JRR-2、新型転換炉ふげん等の原子炉施設等の解体実績を有し、廃止措置に係る技術開発等の成果が、原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方（昭和60年12月19日原子力安全委員会決定、平成13年8月6日一部改</p>	<p>第2段階以降の実施体制について記載</p>

変更箇所	変更前	変更後	理由
	<p>訂) に反映される等、廃止措置に係る経験を有している。</p> <p>また、高速実験炉「常陽」やもんじゅでの運転・保守において、多くの施設管理、保安管理、放射線管理等の経験・実績を有している。</p> <p>廃止措置は、これまでの原子炉施設の解体・運転・保守における経験や、国内外における廃止措置の調査も踏まえ、廃止措置期間において適切な解体撤去、設備の維持管理、放射線管理等を安全に実施する。</p> <p>3. 技術者の確保</p> <p>平成 30 年 2 月末現在、もんじゅ及びもんじゅ運営計画・研究開発センターにおける原子力関係技術者が 312 人であり、このうち、原子炉主任技術者の有資格者が 4 人、核燃料取扱主任者の有資格者が 10 人、第 1 種放射線取扱主任者の有資格者が 45 人である。</p> <p>今後も、廃止措置を適切に実施し、安全の確保を図るために必要な技術者及び有資格者を確保していく。</p> <p>4. 技術者に対する教育・訓練</p> <p>もんじゅの技術者に対しては、機構内のナトリウム工学研修施設、原子力研修センター、外部研修等において教育訓練を行っており、今後も廃止措置を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を維持・向上させるための教育・訓練を行う。</p> <p>また、第 1 段階における燃料体取出し作業に従事する技術者に対しては、安全かつ着実な遂行に資するため、燃料取扱作業者の教育訓練計画に基づいて教育・訓練を行う。</p>	<p>訂) に反映される等、廃止措置に係る経験を有している。</p> <p>また、高速実験炉「常陽」やもんじゅでの運転・保守において、多くの施設管理、保安管理、放射線管理等の経験・実績を有している。</p> <p>廃止措置は、これまでの原子炉施設の解体・運転・保守における経験や、国内外における廃止措置の調査も踏まえ、廃止措置期間において適切な解体撤去、設備の維持管理、放射線管理等を安全に実施する。</p> <p>3. 技術者の確保</p> <p>平成 30 年 2 月末現在、もんじゅ及びもんじゅ運営計画・研究開発センターにおける原子力関係技術者が 312 人であり、このうち、原子炉主任技術者の有資格者が 4 人、核燃料取扱主任者の有資格者が 10 人、第 1 種放射線取扱主任者の有資格者が 45 人である。</p> <p>今後も、廃止措置を適切に実施し、安全の確保を図るために必要な技術者及び有資格者を確保していく。</p> <p>4. 技術者に対する教育・訓練</p> <p>もんじゅの技術者に対しては、機構内のナトリウム工学研修施設、原子力研修センター、外部研修等において教育訓練を行っており、今後も廃止措置を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を維持・向上させるための教育・訓練を行う。</p> <p>また、第 1 段階における燃料体取出し作業に従事する技術者に対しては、安全かつ着実な遂行に資するため、燃料取扱作業者の教育訓練計画に基づいて教育・訓練を行う。</p> <p><u>第 2 段階前半で実施するしゃへい体等取出し作業に従事する技術者に対しても、安全かつ着実な遂行に資するため、第 1 段階における燃料体取出し作業に従事する技術者への教育・訓練と同様の教育・訓練を行う。</u></p>	<p>しゃへい体等取出し作業従事者への教育・訓練内容を記載</p>

高速増殖原型炉もんじゅ 原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書
第 6-1 表 性能維持施設変更前後比較表

第6-1表 性能維持施設 (1/37)

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能(詳細)	性能	維持期間
建物及び構築物	原子炉建物	原子炉建物	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
				放射線遮蔽機能	・管理区域形成による放射線遮蔽機能	既許認可どおり	線源となる設備の解体が完了するまで
		原子炉建物(ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋)	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・ライナによるナトリウム-コンクリート反応抑制機能 ・窒素雰囲気維持機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	原子炉補助建物	原子炉補助建物	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
				放射線遮蔽機能	・管理区域形成による放射線遮蔽機能	既許認可どおり	線源となる設備の解体が完了するまで
	原子炉補助建物(ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋)	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・ライナ等によるナトリウム-コンクリート反応抑制機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
	ディーゼル建物	ディーゼル建物	既許認可どおり	機器の支持機能	・ディーゼル発電機等の支持機能	既許認可どおり	当該建物内の性能維持施設の解体が完了するまで
タービン建物	タービン建物	既許認可どおり	機器の支持機能	・補助蒸気ヘッダ等の支持機能	既許認可どおり	当該建物内の性能維持施設の解体が完了するまで	

変更前

第6-1表 性能維持施設 (1/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
建物及び構築物	原子炉建物	原子炉建物	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 <u>(管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)</u>	<u>外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること</u>	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					放射線遮蔽機能 <u>(管理区域形成による放射線遮蔽機能)</u>	<u>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること</u>	線源となる設備の解体が完了するまで
		原子炉建物(ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋)	1式	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 <u>(ライナによるナトリウム-コンクリート反応抑制機能、窒素雰囲気維持機能)</u>	<u>ライナに有意なひび割れや損傷がない状態であること</u> <u>1次系ナトリウムを保有する部屋が窒素雰囲気の状態であること</u>	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	原子炉補助建物	原子炉補助建物	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 <u>(管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)</u>	<u>外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること</u>	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					放射線遮蔽機能 <u>(管理区域形成による放射線遮蔽機能)</u>	<u>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること</u>	線源となる設備の解体が完了するまで
	原子炉補助建物(ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋)	1式	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 <u>(ライナ等によるナトリウム-コンクリート反応抑制機能)</u>	<u>ライナ等に有意なひび割れや損傷がない状態であること</u>	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
ディーゼル建物	ディーゼル建物	1式	既許認可どおり	機器の支持機能 <u>(ディーゼル発電機等の支持機能)</u>	<u>性能維持施設(ディーゼル発電機等)の機能に影響するような有意な損傷がない状態であること</u>	当該建物内の性能維持施設の解体が完了するまで	
タービン建物	タービン建物	1式	既許認可どおり	機器の支持機能 <u>(補助蒸気ヘッダ等の支持機能)</u>	<u>性能維持施設(補助蒸気ヘッダ等)の機能に影響するような有意な損傷がない状態であること</u>	当該建物内の性能維持施設の解体が完了するまで	

変更後

理由

- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更(維持台数、機能、性能)
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能(詳細)を統合
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化(定期事業者検査の判定基準と同様)
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数

第 6-1 表 性能維持施設 (2/37)

施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
建物及び構築物	メンテナンス・廃棄物処理建物	メンテナンス・廃棄物処理建物	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
				放射線遮蔽機能	・管理区域形成による放射線遮蔽機能	既許認可どおり	線源となる設備の解体が完了するまで
	固体廃棄物貯蔵庫	固体廃棄物貯蔵庫	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
				放射線遮蔽機能	・管理区域形成による放射線遮蔽機能	既許認可どおり	線源となる設備の解体が完了するまで
事務管理建物 (緊急時対策所)	事務管理建物 (緊急時対策所)	事務管理建物 B1F	通信・連絡機能	・通信・連絡機能	既許認可どおり	燃料体の搬出が完了するまで	
原子炉及び炉心	燃料集合体	炉心燃料集合体	既許認可どおり	炉心形状の維持機能	・炉心形状の維持機能	既許認可どおり	炉心から燃料体を取り出すまで
		ブランケット燃料集合体	既許認可どおり	炉心形状の維持機能	・炉心形状の維持機能	既許認可どおり	炉心から燃料体を取り出すまで
	原子炉容器内構造物	炉内構造物	既許認可どおり	炉心形状の維持機能	・炉心形状の維持機能	既許認可どおり	炉心から燃料体を取り出すまで
		炉心上部機構	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで

変更前

第 6-1 表 性能維持施設 (2/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
建物及び構築物	メンテナンス・廃棄物処理建物	メンテナンス・廃棄物処理建物	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで
	固体廃棄物貯蔵庫	固体廃棄物貯蔵庫	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで
事務管理建物 (緊急時対策所)	事務管理建物 (緊急時対策所)	1式	事務管理建物 B1F	通信・連絡機能 (通信・連絡機能)	発電所内外との通信・連絡設備が使用できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	
原子炉及び炉心	燃料集合体	炉心燃料集合体	1式	既許認可どおり	炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機能)	炉心燃料集合体の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
		ブランケット燃料集合体	1式	既許認可どおり	炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機能)	ブランケット燃料集合体の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
	原子炉容器内構造物	炉内構造物	1式	既許認可どおり	炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機能)	炉心構成要素の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
		炉心上部機構	1式	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能 (1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで

変更後

理由

- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数

第 6-1 表 性能維持施設 (3/37)

施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
原子炉及び炉心	反応度制御設備	主炉停止系調整棒	既許認可どおり	炉心形状の維持機能	・炉心形状の維持機能	既許認可どおり	炉心から燃料体を取り出すまで
				未臨界維持機能	・未臨界維持機能	既許認可どおり	炉心から燃料体を取り出すまで
		主炉停止系調整棒案内管	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで
				後備炉停止棒	既許認可どおり	炉心形状の維持機能	・炉心形状の維持機能
		後備炉停止棒案内管	既許認可どおり	未臨界維持機能	・未臨界維持機能	既許認可どおり	炉心から燃料体を取り出すまで
				ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで

変更前

第 6-1 表 性能維持施設 (3/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
原子炉及び炉心	反応度制御設備	主炉停止系調整棒	1式	既許認可どおり	炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機能)	主炉停止系調整棒の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
					未臨界維持機能 (未臨界維持機能)	主炉停止系調整棒と駆動軸が切り離されている状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
		主炉停止系調整棒案内管	1式	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能 (1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
					後備炉停止棒	既許認可どおり	炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機能)
		後備炉停止棒案内管	1式	既許認可どおり	未臨界維持機能 (未臨界維持機能)	後備炉停止棒と駆動軸が切り離されている状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能 (1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで

変更後

理由

- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数

第 6-1 表 性能維持施設 (4/37)

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能（詳細）	性能	維持期間
原子炉及び炉心	中性子源集合体	中性子源集合体	既許認可どおり	炉心形状の維持機能	・炉心形状の維持機能	既許認可どおり	炉心から燃料体を取り出すまで
	中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体	中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体	既許認可どおり	炉心形状の維持機能	・炉心形状の維持機能	既許認可どおり	炉心から燃料体を取り出すまで
	固定吸収体	固定吸収体	既許認可どおり	炉心形状の維持機能	・炉心形状の維持機能	既許認可どおり	炉心から燃料体を取り出すまで
原子炉冷却系統施設	原子炉容器	原子炉容器	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
				炉心形状の維持機能	・炉心形状の維持機能	既許認可どおり	炉心から燃料体を取り出すまで
				ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで
				予熱・保温機能	・予熱・保温機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで

変更前

第 6-1 表 性能維持施設 (4/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備（建物）名称	維持台数	位置、構造			
原子炉及び炉心	中性子源集合体	中性子源集合体	1式	既許認可どおり	炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機能)	中性子源集合体の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
	中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体	中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体	1式	既許認可どおり	炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機能)	中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
	固定吸収体	固定吸収体	1式	既許認可どおり	炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機能)	固定吸収体の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
原子炉冷却系統施設	原子炉容器	原子炉容器	1式	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機能)	炉心構成要素の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
					予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで

変更後

理由

- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更（維持台数、機能、性能）
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能（詳細）を統合
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化（定期事業者検査の判定基準と同様）
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数

第 6-1 表 性能維持施設 (5/37)

施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
原子炉冷却系統施設	しゃへいプラグ	しゃへいプラグ	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで
				燃料を安全に取り扱う機能	・回転プラグの回転機能 ・炉内からの伝熱・放射線を遮蔽する機能	既許認可どおり	炉心から燃料体を取り出すまで
	1次主冷却系設備	1次主冷却系循環ポンプ	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能	・原子炉容器内ナトリウム温度確認のための循環機能 ・ナトリウムの密閉機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
				ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで
	1次主冷却系中間熱交換器	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
			放射性物質漏えい防止機能	・ナトリウムの密閉機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで	

変更前

第 6-1 表 性能維持施設 (5/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
原子炉冷却系統施設	しゃへいプラグ	しゃへいプラグ	1式	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
					燃料を安全に取り扱う機能 (回転プラグの回転機能、炉内からの伝熱・放射線を遮蔽する機能)	回転プラグが指定された位置に停止できる状態であること 放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
					しゃへい体等を取り扱う機能 (回転プラグの回転機能、放射線を遮蔽する機能)	回転プラグが指定された位置に停止できる状態であること 放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	炉心からしゃへい体等を取り出すまで
	1次主冷却系設備	1次主冷却系循環ポンプ	3台	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 (原子炉容器内ナトリウム温度確認のための循環機能、ナトリウムの密閉機能)	原子炉容器内ナトリウム温度確認のために循環できる状態であること 内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
					1次主冷却系中間熱交換器	3基	既許認可どおり
				放射性物質漏えい防止機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで	

変更後

理由

- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更(維持台数、機能、性能)
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能(詳細)を統合
なお、「燃料を安全に取り扱う機能」は維持期間が終了したが、第2段階は同設備を用いてしゃへい体等を取り出すことから新たに「しゃへい体等を取り扱う機能」、性能及び維持期間を設定(しゃへいプラグ)
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化(定期事業者検査の判定基準と同様)
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数

第 6-1 表 性能維持施設 (6/37)

施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
原子炉冷却系統施設	1 次主冷却系設備	1 次主冷却系配管	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
				ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで
		ガードベッセル	既許認可どおり	原子炉冷却材液位確保機能	・原子炉容器からのナトリウム漏えい時に原子炉内のナトリウム液位をEsLに確保する機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	2 次主冷却系設備	1 次主冷却系設備	既許認可どおり	予熱・保温機能	予熱・保温機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		ナトリウム酸化防止機能	既許認可どおり	予熱・保温機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで

変更前

第 6-1 表 性能維持施設 (6/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
原子炉冷却系統施設	1 次主冷却系設備	1 次主冷却系配管	3 系統	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能 (1 次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
		ガードベッセル	7 基	既許認可どおり	原子炉容器内ナトリウム液位確保機能 (漏えいナトリウムの貯留機能)	ガードベッセル及びその支持構造物に傷、変形等の有意な損傷がない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	2 次主冷却系設備	1 次主冷却系設備	3 系統	既許認可どおり	予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能 (2 次アルゴンガス系による正圧保持機能))	既許認可どおり	予熱・保温機能	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	

変更後

理由

- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数
- ・炉心の冷却が不要であることから、機能名称を変更 (ガードベッセル)

第 6-1 表 性能維持施設 (7/37)

施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
原子炉冷却系統施設	2次主冷却系設備	蒸発器	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
				ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで
		過熱器	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
				ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで
		ナトリウム・水反応生成物収納設備	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで
		2次主冷却系配管	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能)			既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで		

変更前

第 6-1 表 性能維持施設 (7/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
原子炉冷却系統施設	2次主冷却系設備	蒸発器	3基	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
		過熱器	3基	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
		ナトリウム・水反応生成物収納設備	3系統	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
		2次主冷却系配管	3系統	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること				ナトリウムを安定化処理するまで		

変更後

理由

- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数
- ・記載の適正化 (2次主冷却系設備 蒸発器 ナトリウム酸化防止機能)

第 6-1 表 性能維持施設 (8/37)

施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
原子炉冷却系統施設	2次主冷却系設備	2次主冷却系設備	既許認可どおり	予熱・保温機能	・予熱・保温機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	補助冷却設備	補助冷却設備空気冷却器	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		補助冷却設備配管	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	補助冷却設備	既許認可どおり	予熱・保温機能	・予熱・保温機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
工学的安全施設	原子炉格納施設	原子炉格納容器	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。)	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
		外部しゃへい建物及びアニュラス部	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。)	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで

変更前

第 6-1 表 性能維持施設 (8/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
原子炉冷却系統施設	2次主冷却系設備	2次主冷却系設備	3系統	既許認可どおり	予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	補助冷却設備	補助冷却設備空気冷却器	3基	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		補助冷却設備配管	3系統	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	補助冷却設備	既許認可どおり	予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能 (2次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	
工学的安全施設	原子炉格納施設	原子炉格納容器	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。)	外部へ放射性物質が漏えいするようないかなる有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
		外部しゃへい建物及びアニュラス部	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。)	外部へ放射性物質が漏えいするようないかなる有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで

変更後

理由

- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数

第 6-1 表 性能維持施設 (9/37)

施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
工学的安全施設	原子炉格納施設	原子炉格納容器附属設備 (非管理区域設置貫通部)	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。)	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	既許認可どおり	当該区域・システムの管理区域を解除するまで
		貯留槽	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・原子炉容器室からの漏えいナトリウムの貯留機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	アニユラス循環排気装置	アニユラス循環排気ファン	既許認可どおりただし、よう素用フィルタユニットは維持しない。	放射性物質漏えい防止機能	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	既許認可どおりただし、よう素用フィルタユニットは維持しない。	当該区域・システムの管理区域を解除するまで
				換気機能 (自動起動及び事故時の負圧維持機能並びによる素除去機能を除く。)	・換気機能	既許認可どおりただし、よう素用フィルタユニットは維持しない。	当該区域・システムの管理区域を解除するまで
原子炉補助施設	1次ナトリウム補助設備	1次ナトリウムオーバフロー系	既許認可どおり	原子炉冷却材液位確保機能	・原子炉容器へのナトリウム液位をNsLに確保する (汲み上げ) 機能 ・ナトリウムの密閉機能	既許認可どおり	炉心から燃料体を取り出すまで

変更前

第 6-1 表 性能維持施設 (9/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
工学的安全施設	原子炉格納施設	原子炉格納容器附属設備 (非管理区域設置貫通部)	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。) (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・システムの管理区域を解除するまで
		貯留槽	3基	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (原子炉容器室からの漏えいナトリウムの貯留機能)	原子炉容器室からの漏えいナトリウムを貯留できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	アニユラス循環排気装置	アニユラス循環排気ファン	1系統	既許認可どおりただし、よう素用フィルタユニットは維持しない。	放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・システムの管理区域を解除するまで
					換気機能 (自動起動及び事故時の負圧維持機能並びによる素除去機能を除く。) (換気機能)	ファンの運転に異常がない状態であること	当該区域・システムの管理区域を解除するまで
原子炉補助施設	1次ナトリウム補助設備	1次ナトリウムオーバフロー系	1系統	既許認可どおり	原子炉容器内ナトリウム液位確保機能 (原子炉容器へのナトリウム液位をNsLに確保する (汲み上げ) 機能、ナトリウムの密閉機能)	原子炉容器へのナトリウム液位をNsLに確保 (汲み上げ) できる状態であること 内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで

変更後

理由

- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数
- ・炉心の冷却が不要であることから、機能名称を変更 (1次ナトリウムオーバフロー系)
- ・しゃへい体等取出し作業終了後、系統内にナトリウムを保有するため、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持期間を変更 (1次ナトリウムオーバフロー系)

第 6-1 表 性能維持施設 (10/37)

施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間	
原子炉補助施設	1次ナトリウム補助設備	1次ナトリウムオーバーフロー系	既許認可どおり	ナトリウムの浄化機能	・ナトリウムの純化系への移送機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
				ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
				ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで	
				予熱・保温機能	・予熱・保温機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
		1次ナトリウム純化系		既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
		ナトリウムの保持機能		・ナトリウムの密閉機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで		
		ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能		・ナトリウムドレン機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで		

変更前

第 6-1 表 性能維持施設 (10/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間		
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造					
原子炉補助施設	1次ナトリウム補助設備	1次ナトリウムオーバーフロー系	1系統	既許認可どおり	ナトリウムの浄化機能 (ナトリウムの純化系への移送機能)	ナトリウムの純化系に移送可能な状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで		
					ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで		
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで		
					予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで		
		1次ナトリウム純化系			1系統	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
		ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)			内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで			
		ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (ナトリウムドレン機能)			ナトリウムがドレンできる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで			

変更後

理由

- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更(維持台数、機能、性能)
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能(詳細)を統合
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化(定期事業者検査の判定基準と同様)
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数

第 6-1 表 性能維持施設 (11/37)

施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
原子炉補助施設	1次ナトリウム補助設備	1次ナトリウム純化系	既許認可どおり	ナトリウムの浄化機能	・コールドトラップ温度制御機能 ・1次ナトリウムオーバーフロー系のナトリウムの純化系への移送機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
				予熱・保温機能	・予熱・保温機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	1次ナトリウム補助設備	1次ナトリウム充填ドレン系	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
				ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
				ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・ナトリウムドレン機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
				ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで
	メンテナンス冷却系設備	1次メンテナンス冷却系	既許認可どおり	予熱・保温機能	・予熱・保温機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
ナトリウムの保持機能				・ナトリウムの密閉機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで	

変更前

第 6-1 表 性能維持施設 (11/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	1次ナトリウム補助設備	1次ナトリウム純化系	1系統	既許認可どおり	ナトリウムの浄化機能 (コールドトラップ温度制御機能、1次ナトリウムオーバーフロー系のナトリウムの純化系への移送機能)	コールドトラップ温度制御ができる状態であること 1次ナトリウムオーバーフロー系のナトリウムの純化系への移送ができる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	1次ナトリウム充填ドレン系	1系統	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで	
				ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
				ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (ナトリウムドレン機能)	ナトリウムがドレンできる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
				ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能 (1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	
	メンテナンス冷却系設備	1次メンテナンス冷却系	1系統	既許認可どおり	予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)					内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	

変更後

理由

- ・記載の適正化 (変更前における 1 次ナトリウム補助設備の設備等の区分の削除)
- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数

第 6-1 表 性能維持施設 (12/37)

施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
原子炉補助施設	メンテナンス冷却系設備	1 次メンテナンス冷却系	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで
				予熱・保温機能	・予熱・保温機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	2 次ナトリウム補助設備	2 次ナトリウムオーバーフロー系	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで
				ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	2 次ナトリウム補助設備	2 次ナトリウムオーバーフロー系	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで
				予熱・保温機能	・予熱・保温機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで

変更前

第 6-1 表 性能維持施設 (12/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	メンテナンス冷却系設備	1 次メンテナンス冷却系	1 系統	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能 (1 次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
					予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	2 次ナトリウム補助設備	2 次ナトリウムオーバーフロー系	3 系統	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能 (2 次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
					ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	2 次ナトリウム補助設備	2 次ナトリウムオーバーフロー系	3 系統	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能 (2 次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
					予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで

変更後

理由

- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数

第 6-1 表 性能維持施設 (13/37)

施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間		
原子炉補助施設	2次ナトリウム補助設備	2次ナトリウム純化系	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで		
				ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで		
				ナトリウムの浄化機能	・コールドトラップ温度制御機能 ・ナトリウムを移送する機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで		
				予熱・保温機能	・予熱・保温機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで		
		2次ナトリウム充填ドレン系		既許認可どおり	2次ナトリウム充填ドレン系	ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
						ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで
						ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・ナトリウムドレン機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
						ナトリウムの浄化機能	・ナトリウムを移送する機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで

変更前

第 6-1 表 性能維持施設 (13/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間		
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造					
原子炉補助施設	2次ナトリウム補助設備	2次ナトリウム純化系	3系統	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで		
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで		
					ナトリウムの浄化機能 (コールドトラップ温度制御機能、ナトリウムを移送する機能)	ナトリウムの純度に異常がない状態であること 2次ナトリウム純化系電磁ポンプの運転に異常がない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで		
					予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで		
		2次ナトリウム充填ドレン系			既許認可どおり	2次ナトリウム充填ドレン系	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
							ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
							ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (ナトリウムドレン機能)	ナトリウム漏えい時に内包するナトリウムの早期ドレンが可能な状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
							ナトリウムの浄化機能 (ナトリウムを移送する機能)	2次ナトリウム純化系電磁ポンプの運転に異常がない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで

変更後

理由

- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更(維持台数、機能、性能)
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能(詳細)を統合
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化(定期事業者検査の判定基準と同様)
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数

第 6-1 表 性能維持施設 (14/37)

施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
原子炉補助施設	2次ナトリウム補助設備	2次ナトリウム充填ドレン系	既許認可どおり	予熱・保温機能	・予熱・保温機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	1次アルゴンガス系設備	1次アルゴンガス系設備	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス循環機能 ・不活性ガス圧力の正圧保持機能	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで
	2次アルゴンガス系設備	2次アルゴンガス系設備	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで
	原子炉補機冷却水設備	原子炉補機冷却水熱交換器	既許認可どおり	冷却機能	・冷却機能	既許認可どおり	放射性廃棄物の処理が完了するまで

変更前

第 6-1 表 性能維持施設 (14/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	2次ナトリウム補助設備	2次ナトリウム充填ドレン系	3系統	既許認可どおり	予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	1次アルゴンガス系設備	1次アルゴンガス系設備	1系統	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス循環機能、不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること 不活性ガス (アルゴンガス) が循環できる状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
	2次アルゴンガス系設備	2次アルゴンガス系設備	3系統	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
	原子炉補機冷却水設備	原子炉補機冷却水熱交換器	3基	既許認可どおり	冷却機能 (冷却機能)	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで

変更後

理由

- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数

第 6-1 表 性能維持施設 (15/37)

施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
原子炉補助施設	原子炉補機冷却水設備	原子炉補機冷却水ポンプ	既許認可どおり	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	・冷却機能	既許認可どおり	放射性廃棄物の処理が完了するまで
		配管	既許認可どおり	冷却機能	・冷却機能	既許認可どおり	放射性廃棄物の処理が完了するまで
		原子炉補機冷却水サージタンク	既許認可どおり	冷却機能	・冷却機能	既許認可どおり	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	原子炉補機冷却海水設備	原子炉補機冷却海水ポンプ	既許認可どおり	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	・冷却機能	既許認可どおり	放射性廃棄物の処理が完了するまで
		配管	既許認可どおり	冷却機能	・冷却機能	既許認可どおり	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	燃料交換設備	燃料交換装置	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の吊上げ機能 ・燃料体の保持機能 ・燃料体の吊下し機能 ・燃料体の落下防止機能	既許認可どおり	炉心から燃料体を取り出すまで

変更前

第 6-1 表 性能維持施設 (15/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	原子炉補機冷却水設備	原子炉補機冷却水ポンプ	3台	既許認可どおり	冷却機能 (自動起動機能を除く。) (冷却機能)	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
		配管	3系統	既許認可どおり	冷却機能 (冷却機能)	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
		原子炉補機冷却水サージタンク	3基	既許認可どおり	冷却機能 (冷却機能)	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	原子炉補機冷却海水設備	原子炉補機冷却海水ポンプ	4台	既許認可どおり	冷却機能 (自動起動機能を除く。) (冷却機能)	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
		配管	3系統	既許認可どおり	冷却機能 (冷却機能)	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	燃料交換設備	燃料交換装置	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する状態であること 取扱中に動力源が喪失した場合においても燃料が保持される状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
				しゃへい体等を取り扱う機能 (しゃへい体等の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)	取扱中にしゃへい体等が破損しないよう正常に動作する状態であること 取扱中に動力源が喪失した場合においてもしゃへい体等が保持される状態であること	炉心からしゃへい体等を取り出すまで	

変更後

理由

- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
なお、「燃料を安全に取り扱う機能」は維持期間が終了したが、第 2 段階は同設備を用いてしゃへい体等を取り出すことから新たに「しゃへい体等を取り扱う機能」、性能及び維持期間を設定 (燃料交換装置)
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数
原子炉補機冷却水ポンプは、A・B 系に各 1 台と C 系に 3 台の合計 5 台あるが、予備機を除く 3 台とした。
原子炉補機冷却海水ポンプは、A・B 系に各 1 台と C 系に 3 台の合計 5 台あるが、予備機を除く 4 台とした。

第 6-1 表 性能維持施設 (16/37)

施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
原子炉補助施設	燃料交換設備	燃料交換装置	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで
		炉内中継装置	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の保持機能 ・燃料体の回転移送機能	既許認可どおり	炉心から燃料体を取り出すまで
				ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで
	燃料出入設備	燃料出入設備	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の吊上げ機能 ・燃料体の保持機能 ・燃料体の吊下し機能 ・燃料体の落下防止機能	既許認可どおり	炉心等から燃料体を取り出すまで
				ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで

変更前

第 6-1 表 性能維持施設 (16/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	燃料交換設備	燃料交換装置	1式	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	炉心からしゃへい体等を取り出すまで
		炉内中継装置	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の保持機能及び回転移送機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
					しゃへい体等を取り扱う機能 (しゃへい体等の保持機能及び回転移送機能)	取扱中にしゃへい体等が破損しないよう正常に動作する状態であること	炉心からしゃへい体等を取り出すまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	炉心からしゃへい体等を取り出すまで
	燃料出入設備	燃料出入設備	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する状態であること 取扱中に動力源が喪失した場合においても燃料体が保持される状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
					しゃへい体等を取り扱う機能 (しゃへい体等の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)	取扱中にしゃへい体等が破損しないよう正常に動作する状態であること 取扱中に動力源が喪失した場合においてもしゃへい体等が保持される状態であること	炉心等からしゃへい体等を取り出すまで
				ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	炉心等からしゃへい体等を取り出すまで	

変更後

理由

- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
なお、「燃料を安全に取り扱う機能」は維持期間が終了したが、第 2 段階は同設備を用いてしゃへい体等を取り出すことから新たに「しゃへい体等を取り扱う機能」、性能及び維持期間を設定 (炉内中継装置及び燃料出入設備)
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数
- ・燃料交換装置、炉内中継装置は炉心から全てのしゃへい体等を取り出した後、燃料出入設備は炉心等から全てのしゃへい体等を取り出した後、共通保修設備にて洗浄を行うことから、装置内にナトリウムがなくなることにより維持期間を変更 (ナトリウム酸化防止機能)

第 6-1 表 性能維持施設 (17/37)

施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
原子炉補助施設	炉外燃料貯蔵設備	炉外燃料貯蔵槽	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能 ・未臨界維持機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
				ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能 ・ナトリウムの液位監視機能 ・ナトリウムの温度監視機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
				ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで
				予熱・保温機能	・予熱・保温機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	炉外燃料貯蔵槽冷却設備	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能	放射性物質漏えい防止機能	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
				ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで

変更前

第 6-1 表 性能維持施設 (17/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	炉外燃料貯蔵設備	炉外燃料貯蔵槽	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (未臨界維持機能)	炉外燃料貯蔵槽から炉心構成要素を異常なく引抜き、また、装荷できること	炉心等から燃料体を取り出すまで
					放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉、液位監視及び温度監視機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること 炉外燃料貯蔵槽ナトリウムの液位、温度を測定できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
		炉外燃料貯蔵槽冷却設備	1式	既許認可どおり	予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで

変更後

理由

- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数
- ・炉心等から燃料体を取り出すことで維持期間が終了する機能、性能、維持期間を記載 (炉外燃料貯蔵槽: 未臨界維持機能)

第 6-1 表 性能維持施設 (18/37)

施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
原子炉補助施設	炉外燃料貯蔵設備	炉外燃料貯蔵槽冷却設備	既許認可どおり	ナトリウムの浄化機能	・コールドトラップ温度制御機能 ・ナトリウムの移送機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
				冷却機能	・冷却機能	既許認可どおり	炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取り出しが完了するまで
				予熱・保温機能	・予熱・保温機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	燃料検査設備	燃料検査設備	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料検査機能	既許認可どおり	炉心等から燃料体を取り出すまで
	燃料処理設備	燃料洗浄設備	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の洗浄機能	既許認可どおり	炉心等から燃料体を取り出すまで
				燃料缶詰装置	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の缶詰機能
		缶詰雰囲気調整装置	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の缶詰機能	既許認可どおり	2018年度の燃料体の処理完了(2019年1月)まで
	水中燃料貯蔵設備	燃料池	既許認可どおり	冷却水保有機能	・冷却水保有機能	既許認可どおり	燃料体の搬出が完了するまで
				放射性物質の貯蔵機能	・燃料体の貯蔵機能 ・未臨界維持機能	既許認可どおり	燃料体の搬出が完了するまで
		燃料池水冷却浄化装置	既許認可どおり	冷却機能	・燃料池の水冷却機能	既許認可どおり	燃料体の搬出が完了するまで
				浄化機能	・燃料池の水浄化機能	既許認可どおり	燃料体の搬出が完了するまで

変更前

第 6-1 表 性能維持施設 (18/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	炉外燃料貯蔵設備	炉外燃料貯蔵槽冷却設備	1式	既許認可どおり	ナトリウムの浄化機能 (コールドトラップ温度制御機能、ナトリウムの移送機能)	コールドトラップ温度制御ができる状態であること 炉外燃料貯蔵槽上液補助ナトリウム系汲上げポンプの運転に異常がない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					冷却機能 (冷却機能)	炉外燃料貯蔵槽冷却系循環ポンプ及び空気冷却器の運転に異常がない状態であること	炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取り出しが完了するまで
					予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	燃料検査設備	燃料検査設備	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料検査機能)	燃料体を検査できる状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
	燃料処理設備	燃料洗浄設備	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の洗浄機能)	燃料体を洗浄できる状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
					しゃへい体等を取り扱う機能 (しゃへい体等の洗浄機能)	しゃへい体等を洗浄できる状態であること	炉心等からしゃへい体等を取り出すまで
		燃料缶詰装置	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の缶詰機能)	燃料体を缶詰処理できる状態であること	2018年度の燃料体の処理完了(2019年1月)まで
		缶詰雰囲気調整装置	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の缶詰機能)	燃料体を缶詰処理できる状態であること	2018年度の燃料体の処理完了(2019年1月)まで
	水中燃料貯蔵設備	燃料池	1式	既許認可どおり	冷却水保有機能 (冷却水保有機能)	燃料池の冷却水が漏えいするよう有意な損傷がない状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
					放射性物質の貯蔵機能 (燃料体の貯蔵機能、未臨界維持機能)	貯蔵ラックの貯蔵容量が十分な状態であること 燃料体が臨界に達するような変形等の有意な損傷がない状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
燃料池水冷却浄化装置		2系統(脱塩器を除く)	既許認可どおり	冷却機能 (燃料池の水冷却機能)	燃料池水冷却浄化装置循環ポンプの運転に異常がない状態であること	使用済燃料の強制冷却が不要となるまで	
				浄化機能 (燃料池の水浄化機能)	燃料池水を浄化できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	

変更後

理由

- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
 なお、「燃料を安全に取り扱う機能」は維持期間が終了したが、第2段階は同設備を用いてしゃへい体等を取り出すことから新たに「しゃへい体等を取り扱う機能」、性能及び維持期間を設定 (燃料洗浄設備)
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数
 なお、燃料池水冷却浄化装置の脱塩器は、プレコートフィルタのバックアップであり、水質悪化に時間的裕度があるため、不要とした。
- ・使用済燃料の強制冷却が不要となった時点で機能が不要となることから維持期間を変更 (燃料池水冷却浄化装置の維持期間として「使用済燃料の強制冷却が不要となるまで」を設定)

第 6-1 表 性能維持施設 (19/37)

施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
原子炉補助施設	水中燃料貯蔵設備	燃料移送機	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の吊上げ機能 ・燃料体の保持機能 ・燃料体の吊下し機能 ・燃料体の落下防止機能	既許認可どおり	燃料体の搬出が完了するまで
		水中台車	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の水中移送機能	既許認可どおり	炉心等から燃料体を取り出すまで
	燃料搬出設備	燃料搬出設備	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料キャスク装荷機能	既許認可どおり	燃料体の搬出が完了するまで
	新燃料受入貯蔵設備	新燃料受入貯蔵設備 (新燃料検査装置を除く)	既許認可どおり	放射性物質の貯蔵機能	・燃料体の貯蔵機能 ・未臨界維持機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
				予熱機能	・地下台車予熱機能	既許認可どおり	炉心から燃料体を取り出すまで
				燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の吊上げ機能 ・燃料体の保持機能 ・燃料体の吊下し機能 ・燃料体の落下防止機能	既許認可どおり	新燃料貯蔵ラックの燃料体の搬出が完了するまで
燃料取扱設備操作室	燃料取扱設備操作室	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能	・プラント監視・操作機能	既許認可どおり	燃料体の搬出が完了するまで	

変更前

第 6-1 表 性能維持施設 (19/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	水中燃料貯蔵設備	燃料移送機	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作すること 取扱中に動力源が喪失した場合においても燃料体が保持される状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
		水中台車	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の水中移送機能) しゃへい体等を取り扱う機能 (しゃへい体等の水中移送機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作すること 取扱中にしゃへい体等が破損しないよう正常に動作すること	炉心等から燃料体を取り出すまで 炉心等からしゃへい体等を取り出すまで
	燃料搬出設備	燃料搬出設備	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料キャスク装荷機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作すること	燃料体の搬出が完了するまで
	新燃料受入貯蔵設備	新燃料受入貯蔵設備 (新燃料検査装置を除く)	1式	既許認可どおり	放射性物質の貯蔵機能 (燃料体の貯蔵機能、未臨界維持機能)	貯蔵ラックの貯蔵容量が十分な状態であること 新燃料が臨界に達するような変形等の有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					予熱機能 (地下台車予熱機能)	ドリッパンの予熱が可能なる状態であること	炉心等からしゃへい体等を取り出すまで
					燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作すること 取扱中に動力源が喪失した場合においても燃料体が保持される状態であること	新燃料貯蔵ラックの燃料体の搬出が完了するまで
燃料取扱設備操作室	燃料取扱設備操作室	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (プラント監視・操作機能)	各種プロセス値を測定できる状態であること 警報が発報する状態であること 運転操作ができる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	

変更後

理由

- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
なお、「燃料を安全に取り扱う機能」は維持期間が終了したが、第 2 段階は同設備を用いてしゃへい体等を取り出すことから新たに「しゃへい体等を取り扱う機能」、性能及び維持期間を設定 (水中台車)
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数
- ・予熱機能は、しゃへい体等取出し作業により炉心等からしゃへい体等を取り出すまで維持するため、維持期間を変更 (新燃料受入貯蔵設備)

第 6-1 表 性能維持施設 (20/37)

施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
原子炉補助施設	共通保修設備	機器洗浄設備	既許認可どおり	機器洗浄機能	・機器等に付着するナトリウムの洗浄機能	既許認可どおり	機器洗浄が完了するまで
		機器移送設備	既許認可どおり	機器移送機能	・機器移送機能	既許認可どおり	機器移送が完了するまで
	試料採取設備	1次アルゴンガス・サンプリング装置	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能	・放射性物質を含む1次アルゴンガスを内蔵する機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
	機器冷却系設備	電磁ポンプ冷却設備	既許認可どおり	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	・冷却機能	既許認可どおり	炉心から燃料体を取り出すまで
		1次主冷却系循環ポンプボニーモータ冷却設備	既許認可どおり	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	・冷却機能	既許認可どおり	炉心から燃料体を取り出すまで
計測制御系統施設	中性子計装	線源領域系	既許認可どおり	未臨界維持の監視機能	・中性子束レベル測定・監視機能	既許認可どおり	計数率が検出限界値未満となるまで
	原子炉容器内計装	原子炉容器ナトリウム液面計装	既許認可どおり	プラント状態の測定・監視機能	・炉内冷却材の液位測定・監視機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	制御棒位置指示計装	制御棒位置指示計装	既許認可どおり	制御棒駆動機構の保持監視機能	・制御棒駆動機構の上限位置監視機能	既許認可どおり	炉心から燃料体を取り出すまで

変更前

第 6-1 表 性能維持施設 (20/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	共通保修設備	機器洗浄設備	1式	既許認可どおり	機器洗浄機能 (機器等に付着するナトリウムの洗浄機能)	機器等の洗浄ができる状態であること	機器洗浄が完了するまで
		機器移送設備	1式	既許認可どおり	機器移送機能 (機器移送機能)	メンテナンス台車及びメンテナンスクレーンの運転に異常がない状態であること	機器移送が完了するまで
	試料採取設備	1次アルゴンガス・サンプリング装置	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (放射性物質を含む1次アルゴンガスを内蔵する機能)	1次アルゴンガスを採取できる状態であること	炉心からしゃへい体等を取り出すまで
	機器冷却系設備	電磁ポンプ冷却設備	2系統	既許認可どおり	冷却機能 (自動起動機能を除く。)(冷却機能)	性能維持施設を冷却できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		1次主冷却系循環ポンプボニーモータ冷却設備	3系統	既許認可どおり	冷却機能 (自動起動機能を除く。)(冷却機能)	性能維持施設を冷却できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
計測制御系統施設	中性子計装	線源領域系	1ループ	既許認可どおり	未臨界維持の監視機能 (中性子束レベル測定・監視機能)	中性子束のレベルを測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	計数率が検出限界値未満となるまで
	原子炉容器内計装	原子炉容器ナトリウム液面計装	2ループ	既許認可どおり	プラント状態の測定・監視機能 (原子炉容器内ナトリウムの液位測定・監視機能)	原子炉容器ナトリウムの液位を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	制御棒位置指示計装	制御棒位置指示計装	19ループ	既許認可どおり	制御棒駆動機構の保持監視機能 (制御棒駆動機構の上限位置監視機能)	制御棒の位置を測定できる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで

変更後

理由

- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数
- ・試料採取設備は、炉心から全てのしゃへい体等を取り出すことで機能要求は終了するため維持期間を変更
- ・冷却対象設備がナトリウムを保有するため、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持期間を変更 (機器冷却系設備)
- ・炉心の冷却が不要であることから、機能名称を変更 (原子炉容器ナトリウム液面計装)

第 6-1 表 性能維持施設 (21/37)

施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
計測制御系統施設	プロセス計装	原子炉容器計装	既許認可どおり	プラント状態の測定・監視機能	・ナトリウムの温度等の測定・監視機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		主冷却系計装	既許認可どおり	プラント状態の測定・監視機能	・ナトリウムの流量、温度、液位等の測定・監視機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		補助冷却設備計装	既許認可どおり	プラント状態の測定・監視機能	・ナトリウムの流量、温度等の測定・監視機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		原子炉容器出口ナトリウム温度	既許認可どおり	プラント状態の測定・監視機能	・ナトリウムの温度測定・監視機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		中間熱交換器 1 次側出口ナトリウム温度	既許認可どおり	プラント状態の測定・監視機能	・ナトリウムの温度測定・監視機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		1 次主冷却系流量	既許認可どおり	プラント状態の測定・監視機能	・ナトリウムの流量測定・監視機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		1 次アルゴンガス系計装	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能 ・不活性ガス状態監視機能	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで
		蒸気発生器計装	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能 ・不活性ガス状態監視機能	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで

変更前

第 6-1 表 性能維持施設 (21/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
計測制御系統施設	プロセス計装	原子炉容器計装	10 ループ	既許認可どおり	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの温度等の測定・監視機能)	しゃへいプラグ、回転プラグフリースシール等の温度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		主冷却系計装	14 ループ	既許認可どおり	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの流量、温度、液位等の測定・監視機能)	1 次主冷却系ナトリウムの流量、温度、液位を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		補助冷却設備計装	6 ループ	既許認可どおり	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの流量、温度等の測定・監視機能)	補助冷却設備ナトリウムの流量、温度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		原子炉容器出口ナトリウム温度	3 ループ	既許認可どおり	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの温度測定・監視機能)	原子炉容器出口のナトリウム温度を測定できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		中間熱交換器 1 次側出口ナトリウム温度	3 ループ	既許認可どおり	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの温度測定・監視機能)	中間熱交換器 1 次側出口のナトリウム温度を測定できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		1 次主冷却系流量	3 ループ	既許認可どおり	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの流量測定・監視機能)	1 次主冷却系の流量を測定できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		1 次アルゴンガス系計装	2 ループ	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能、不活性ガス状態監視機能)	不活性ガス (アルゴンガス) の圧力、流量を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
		蒸気発生器計装	6 ループ	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能、不活性ガス状態監視機能)	不活性ガス (アルゴンガス) の圧力を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで

変更後

理由

- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数

第 6-1 表 性能維持施設 (22/37)

施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
計測制御系統施設	プロセス計装	ナトリウム補助設備計装	既許認可どおり	プラント状態の測定・監視機能	・ナトリウムの純度監視、温度、流量、液位測定・監視機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		原子炉格納容器雰囲気計装	既許認可どおり	雰囲気温度の監視機能	・1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
		原子炉格納容器雰囲気計装	既許認可どおり	雰囲気圧力の監視機能	・1次冷却系関連室の圧力測定・監視機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
		ナトリウム漏えい検出設備	既許認可どおり ただし、SIDを除く	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・2次ナトリウムの漏えいに伴う燃焼を検出し、換気空調設備の自動停止信号を発信する機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
				プラント状態の測定・監視機能	・ナトリウムを内蔵する機器・配管からのナトリウム漏えいを監視する機能	許認可どおり ただし、SIDを除く	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		予熱計装設備	既許認可どおり	予熱・保温機能	・予熱・保温機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで

変更前

第 6-1 表 性能維持施設 (22/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
計測制御系統施設	プロセス計装	ナトリウム補助設備計装	15 ループ	既許認可どおり	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの純度監視、温度、流量、液位測定・監視機能)	1次系ナトリウムの純度監視、温度、流量、液位を測定できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		原子炉格納容器雰囲気計装	4 ループ	既許認可どおり	雰囲気温度の監視機能 (1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能)	1次冷却系関連室の雰囲気温度を監視できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		原子炉格納容器雰囲気計装	4 ループ	既許認可どおり	雰囲気圧力の監視機能 (1次冷却系関連室の圧力測定・監視機能)	1次冷却系関連室の雰囲気圧力を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		ナトリウム漏えい検出設備	1 式	既許認可どおり ただし、SIDを除く	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (2次ナトリウムの漏えいに伴う燃焼を検出し、換気空調設備の自動停止信号を発信する機能)	インタロック設定値においてインタロック信号が発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムを内蔵する機器・配管からのナトリウム漏えいを監視する機能)	ナトリウムの漏えいを監視できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		予熱計装設備	1 式 (液体ナトリウムの充填範囲)	既許認可どおり	予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	予熱温度を測定できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで

変更後

理由

- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数
- ・設備の機能要求 (ナトリウム漏えい検出) に合わせ、維持期間を変更 (原子炉格納容器雰囲気計装)

第 6-1 表 性能維持施設 (23/37)

施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
計測制御系統施設	プロセス計装	1次オーバーフロー系電磁ポンプ室雰囲気温度	既許認可どおり	プラント状態の測定・監視機能	・1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		配管室雰囲気温度	既許認可どおり	プラント状態の測定・監視機能	・1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		原子炉容器G/V内漏えいナトリウム液位	既許認可どおり	プラント状態の測定・監視機能	・1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		1次主冷却系中間熱交換器G/V内漏えいナトリウム液位 (A, B, C)	既許認可どおり	プラント状態の測定・監視機能	・1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		1次主冷却系循環ポンプG/V内漏えいナトリウム液位 (A, B, C)	既許認可どおり	プラント状態の測定・監視機能	・1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	中央制御室	中央制御室	既許認可どおり	プラント監視・操作機能	・プラント監視・操作機能	既許認可どおり	各システムの期間に応じる

変更前

第 6-1 表 性能維持施設 (23/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
計測制御系統施設	プロセス計装	1次オーバーフロー系電磁ポンプ室雰囲気温度	1ループ	既許認可どおり	プラント状態の測定・監視機能 (1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能)	1次オーバーフロー系電磁ポンプ室の雰囲気温度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		配管室雰囲気温度	1ループ	既許認可どおり	プラント状態の測定・監視機能 (1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能)	配管室の雰囲気温度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		原子炉容器 G/V 内漏えいナトリウム液位	1ループ	既許認可どおり	プラント状態の測定・監視機能 (1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能)	ナトリウムの漏えいを監視できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		1次主冷却系中間熱交換器 G/V 内漏えいナトリウム液位 (A, B, C)	3ループ	既許認可どおり	プラント状態の測定・監視機能 (1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能)	ナトリウムの漏えいを監視できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		1次主冷却系循環ポンプ G/V 内漏えいナトリウム液位 (A, B, C)	3ループ	既許認可どおり	プラント状態の測定・監視機能 (1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能)	ナトリウムの漏えいを監視できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	中央制御室	中央制御室	1式	既許認可どおり	プラント監視・操作機能 (プラント監視・操作機能)	各種プロセス値を測定できる状態であること 警報が発報する状態であること 運転操作ができる状態であること	各システムの期間に応じる

変更後

理由

- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数

第 6-1 表 性能維持施設 (24/37)

施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
電気設備	送電線	送電線	既許認可どおり	電源供給機能	・電源供給機能	既許認可どおり	当該設備の解体に着手するまで
	特高開閉所	特高開閉所	既許認可どおり	電源供給機能	・電源供給機能	既許認可どおり	当該設備の解体に着手するまで
	主要変圧器	1 A 起動変圧器	既許認可どおり	電源供給機能	・電源供給機能	既許認可どおり	当該設備の解体に着手するまで
		1 B 起動変圧器	既許認可どおり	電源供給機能	・電源供給機能	既許認可どおり	当該設備の解体に着手するまで
		予備変圧器	既許認可どおり	電源供給機能	・電源供給機能	既許認可どおり	当該設備の解体に着手するまで
	所内高压系統	所内高压系統	既許認可どおり	電源供給機能	・電源供給機能	既許認可どおり	当該設備の解体に着手するまで
	所内低压系統	所内低压系統	既許認可どおり	電源供給機能	・電源供給機能	既許認可どおり	当該設備の解体に着手するまで
	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	既許認可どおり ただし、維持台数は2台とする。	電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)	・電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)	既許認可どおり ただし、維持台数は2台とする。	燃料体の搬出が完了するまで
	直流電源及び交流無停電電源設備	直流電源及び交流無停電電源設備	既許認可どおり	電源供給機能	・電源供給機能	既許認可どおり	当該設備の解体に着手するまで

変更前

第 6-1 表 性能維持施設 (24/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
電気設備	送電線	送電線	3回線	既許認可どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで
	特高開閉所	特高開閉所	3系統	既許認可どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで
	主要変圧器	1 A 起動変圧器	1台	既許認可どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで
		1 B 起動変圧器	1台	既許認可どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで
		予備変圧器	1台	既許認可どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで
	所内高压系統	所内高压系統	6系統	既許認可どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで
	所内低压系統	所内低压系統	5系統	既許認可どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで
	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	2台	既許認可どおり	電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。) (電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。))	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	使用済燃料の強制冷却が不要となるまで
	直流電源及び交流無停電電源設備	直流電源及び交流無停電電源設備	直流電源設備 5系統 交流無停電電源設備 4系統	既許認可どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで

変更後

理由

- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数
- ・燃料池の冷却が不要となった時点で、ディーゼル発電機から給電が必要な動力負荷が無くなることから維持期間を変更 (ディーゼル発電機の維持期間として「使用済燃料の強制冷却が不要となるまで」を設定)。

第 6-1 表 性能維持施設 (25/37)

施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
電気設備	通信設備	通信設備	既許認可どおり	通信機能	・通信機能	既許認可どおり	当該設備の解体に着手するまで
	非常用照明設備	非常用照明設備	既許認可どおり	照明機能	・照明機能	既許認可どおり	当該設備の解体に着手するまで
	電線路	電線路	既許認可どおり	電源供給機能	・電源供給機能	既許認可どおり	当該設備の解体に着手するまで
タービン及び付属設備	補給水タンク	補給水タンク	既許認可どおり	プラント運転補助機能	・純水保有機能	既許認可どおり	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
	補助蒸気ヘッダ	補助蒸気ヘッダ	既許認可どおり	プラント運転補助機能	・蒸気供給機能	既許認可どおり	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
	主蒸気系設備	主蒸気系設備 (ただし、維持範囲は蒸気発生器の伝熱管部を窒素雰囲気に維持するための範囲)	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能 (窒素ガス供給設備からの窒素ガス供給機能)	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで

変更前

第 6-1 表 性能維持施設 (25/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
電気設備	通信設備	通信設備	1 式	既許認可どおり	通信機能 (通信機能)	通信ができる状態にあること	当該設備の解体に着手するまで
	非常用照明設備	非常用照明設備	1 式	既許認可どおり	照明機能 (照明機能)	非常用照明 (交流非常灯及び直流非常灯) が点灯できる状態にあること	当該設備の解体に着手するまで
	電線路	電線路	1 式	既許認可どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで
タービン及び付属設備	補給水タンク	補給水タンク	1 基	既許認可どおり	プラント運転補助機能 (純水保有機能)	補給水タンクの水位を所定の水位に維持できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
	補助蒸気ヘッダ	補助蒸気ヘッダ	1 基	既許認可どおり	プラント運転補助機能 (蒸気供給機能)	補助蒸気ヘッダ蒸気圧力が所定の範囲内に維持できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
	主蒸気系設備	主蒸気系設備 (ただし、維持範囲は蒸気発生器の伝熱管部を窒素雰囲気に維持するための範囲)	3 系統	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能 (窒素ガス供給設備からの窒素ガス供給機能))	不活性ガスにて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで

変更後

理由

- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数

第 6-1 表 性能維持施設 (26/37)

施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
放射性廃棄物廃棄施設	気体廃棄物処理設備	廃ガス圧縮機	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	・廃ガス処理機能	既許認可どおり	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		廃ガス貯槽	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	・廃ガス処理機能	既許認可どおり	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		活性炭吸着塔装置	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能 (活性炭吸着機能は除く)	・廃ガス処理機能	既許認可どおり	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		排気筒	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	・廃ガス処理機能	既許認可どおり	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
	液体廃棄物処理設備	廃液受入タンク	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	・廃液処理機能	既許認可どおり	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		廃液蒸発濃縮装置	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	・廃液処理機能	既許認可どおり	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		凝縮液タンク	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	・廃液処理機能	既許認可どおり	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		脱塩塔	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	・廃液処理機能	既許認可どおり	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで

変更前

第 6-1 表 性能維持施設 (26/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
放射性廃棄物廃棄施設	気体廃棄物処理設備	廃ガス圧縮機	1台	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃ガス処理機能)	放射性気体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		廃ガス貯槽	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃ガス処理機能)	放射性気体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		活性炭吸着塔装置	1式	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能 (活性炭吸着機能は除く) (廃ガス処理機能)	放射性気体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		排気筒	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃ガス処理機能)	放射性気体廃棄物の放出に影響するよう有意な損傷がない状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
	液体廃棄物処理設備	廃液受入タンク	3基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		廃液蒸発濃縮装置	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		凝縮液タンク	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		脱塩塔	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで

変更後

理由

- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数

第 6-1 表 性能維持施設 (27/37)

施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
放射性廃棄物廃棄施設	液体廃棄物処理設備	廃液モニタタンク	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	・廃液処理機能	既許認可どおり	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		洗濯廃液受入タンク	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	・廃液処理機能	既許認可どおり	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		洗濯廃液モニタタンク	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	・廃液処理機能	既許認可どおり	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
	固体廃棄物処理設備	粒状廃樹脂タンク	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	・固体廃棄物処理機能	既許認可どおり	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		粉末廃樹脂タンク	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	・固体廃棄物処理機能	既許認可どおり	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		廃液濃縮液タンク	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	・固体廃棄物処理機能	既許認可どおり	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		ペイラ	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	・固体廃棄物処理機能	既許認可どおり	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		固体廃棄物貯蔵庫	既許認可どおり	放射性物質の貯蔵機能	・固体廃棄物貯蔵機能	既許認可どおり	当該放射性廃棄物の搬出が完了するまで

変更前

第 6-1 表 性能維持施設 (27/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
放射性廃棄物廃棄施設	液体廃棄物処理設備	廃液モニタタンク	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		洗濯廃液受入タンク	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		洗濯廃液モニタタンク	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
	固体廃棄物処理設備	粒状廃樹脂タンク	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能 (固体廃棄物処理機能)	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な損傷がない状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		粉末廃樹脂タンク	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能 (固体廃棄物処理機能)	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な損傷がない状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		廃液濃縮液タンク	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能 (固体廃棄物処理機能)	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な損傷がない状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		ペイラ	1式	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能 (固体廃棄物処理機能)	放射性固体廃棄物を圧縮減容できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		固体廃棄物貯蔵庫	1式	既許認可どおり	放射性物質の貯蔵機能 (固体廃棄物貯蔵機能)	放射性固体廃棄物の保管に異常がない状態であること	当該放射性廃棄物の搬出が完了するまで

変更後

理由

- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数

第 6-1 表 性能維持施設 (28/37)

施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
放射性廃棄物廃棄施設	固体廃棄物処理設備	固体廃棄物貯蔵プール	既許認可どおり	放射性物質の貯蔵機能	・固体廃棄物貯蔵機能	既許認可どおり	当該放射性廃棄物の搬出が完了するまで
放射線管理施設	しゃへい設備	原子炉本体しゃへい	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
				放射線遮蔽機能	・管理区域形成による放射線遮蔽機能	既許認可どおり	線源となる設備の解体が完了するまで
		1次主冷却系しゃへい	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
				放射線遮蔽機能	・管理区域形成による放射線遮蔽機能	既許認可どおり	線源となる設備の解体が完了するまで
		原子炉格納容器外部しゃへい	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
				放射線遮蔽機能	・管理区域形成による放射線遮蔽機能	既許認可どおり	線源となる設備の解体が完了するまで
		補助しゃへい	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	・管理区域形成による放射線遮蔽機能	既許認可どおり	線源となる設備の解体が完了するまで
		燃料取扱及び貯蔵設備しゃへい	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
放射線遮蔽機能	・管理区域形成による放射線遮蔽機能			既許認可どおり	線源となる設備の解体が完了するまで		

変更前

第 6-1 表 性能維持施設 (28/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
放射性廃棄物廃棄施設	固体廃棄物処理設備	固体廃棄物貯蔵プール	1式	既許認可どおり	放射性物質の貯蔵機能 (固体廃棄物貯蔵機能)	放射性固体廃棄物の保管に異常がない状態であること	当該放射性廃棄物の搬出が完了するまで
放射線管理施設	しゃへい設備	原子炉本体しゃへい	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで
		1次主冷却系しゃへい	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで
		原子炉格納容器外部しゃへい	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで
		補助しゃへい	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで
		燃料取扱及び貯蔵設備しゃへい	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること				線源となる設備の解体が完了するまで		

変更後

理由

- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数

第 6-1 表 性能維持施設 (29/37)

施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備 (放射線管理関係設備)	出入管理設備及び汚染管理設備	既許認可どおり	放射線管理機能	・放射線管理機能	既許認可どおり	管理区域を解除するまで
		ホット分析室	既許認可どおり	放射線管理機能	・放射線管理機能	既許認可どおり	管理区域を解除するまで
		個人管理関係設備	既許認可どおり	放射線管理機能	・放射線管理機能	既許認可どおり	管理区域を解除するまで
	屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタ	既許認可どおり	放射線監視機能	・放射線監視機能	既許認可どおり	放射性廃棄物の処理が完了するまで
				放出管理機能	・放出管理機能	既許認可どおり	放射性廃棄物の処理が完了するまで
		排水モニタ	既許認可どおり	放射線監視機能	・放射線監視機能	既許認可どおり	放射性廃棄物の処理が完了するまで
				放出管理機能	・放出管理機能	既許認可どおり	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	屋内管理用の主要な設備 (放射線監視設備)	原子炉格納容器モニタ	既許認可どおり	放射線監視機能	・放射線監視機能	既許認可どおり	炉心等から燃料体を取り出すまで
		気体廃棄物処理設備排気モニタ	既許認可どおり	放射線監視機能	・放射線監視機能	既許認可どおり	炉心等から燃料体を取り出すまで

変更前

第 6-1 表 性能維持施設 (29/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備 (放射線管理関係設備)	出入管理設備及び汚染管理設備	1式	既許認可どおり	放射線管理機能 (放射線管理機能)	管理区域への人の出入り及び物品の搬出入に伴う汚染の管理を行える状態であること	管理区域を解除するまで
		ホット分析室	1式	既許認可どおり	放射線管理機能 (放射線管理機能)	放射性試料の放射能測定を行える状態であること	管理区域を解除するまで
		個人管理関係設備	1式	既許認可どおり	放射線管理機能 (放射線管理機能)	放射線業務従事者の外部被ばく管理及び内部被ばく管理を行える状態であること	管理区域を解除するまで
	屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタ	2系統	既許認可どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
					放出管理機能 (放出管理機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
		排水モニタ	2系統	既許認可どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
					放出管理機能 (放出管理機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	屋内管理用の主要な設備 (放射線監視設備)	原子炉格納容器モニタ	1系統	既許認可どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
		気体廃棄物処理設備排気モニタ	1系統	既許認可どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで

変更後

理由

- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数

第6-1表 性能維持施設 (30/37)

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能(詳細)	性能	維持期間
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)	原子炉格納容器排気モニタ	既許認可どおり	放射線監視機能	・放射線監視機能	既許認可どおり	炉心等から燃料体を取り出すまで
		原子炉補助建物排気モニタ	既許認可どおり	放射線監視機能	・放射線監視機能	既許認可どおり	炉心等から燃料体を取り出すまで
		メンテナンス・廃棄物処理建物排気モニタ	既許認可どおり	放射線監視機能	・放射線監視機能	既許認可どおり	炉心等から燃料体を取り出すまで
		共通保修設備排気モニタ	既許認可どおり	放射線監視機能	・放射線監視機能	既許認可どおり	炉心等から燃料体を取り出すまで
		1次アルゴンガスモニタ	既許認可どおり	放射線監視機能	・放射線監視機能	既許認可どおり	炉心等から燃料体を取り出すまで
		1次ナトリウム純化系コールドトラップ冷却ガスモニタ	既許認可どおり	放射線監視機能	・放射線監視機能	既許認可どおり	炉心等から燃料体を取り出すまで
		2次ナトリウムモニタ	既許認可どおり	放射線監視機能	・放射線監視機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		原子炉補機冷却水モニタ	既許認可どおり	放射線監視機能	・放射線監視機能	既許認可どおり	放射性廃棄物の処理が完了するまで
		燃料出入機冷却ガスモニタ	既許認可どおり	放射線監視機能	・放射線監視機能	既許認可どおり	炉心等から燃料体を取り出すまで

変更前

第6-1表 性能維持施設 (30/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)	原子炉格納容器排気モニタ	1系統	既許認可どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
		原子炉補助建物排気モニタ	1系統	既許認可どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
		メンテナンス・廃棄物処理建物排気モニタ	1系統	既許認可どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
		共通保修設備排気モニタ	1系統	既許認可どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
		1次アルゴンガスモニタ	1個	既許認可どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
		1次ナトリウム純化系コールドトラップ冷却ガスモニタ	1個	既許認可どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		2次ナトリウムモニタ	3個	既許認可どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		原子炉補機冷却水モニタ	3個	既許認可どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
		燃料出入機冷却ガスモニタ	2個	既許認可どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで

変更後

理由

- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更(維持台数、機能、性能)
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能(詳細)を統合
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化(定期事業者検査の判定基準と同様)
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数
- ・ナトリウムをタンク等に固化した時点で内包物が無くなるため、維持期間を「ナトリウムをタンク等に固化するまで」に変更(1次ナトリウム純化系コールドトラップ冷却ガスモニタ)

第 6-1 表 性能維持施設 (31/37)

施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備 (放射線監視設備)	エリアモニタリング設備 (ただし、事故時用に十分な測定範囲を有するエリアモニタ及び、工学的安全施設作動設備に接続されているエリアモニタを除く。)	既許認可どおり	放射線監視機能	・放射線監視機能	既許認可どおり	第1段階の期間維持する。 注) 第2段階以降については、第1段階の汚染の分布に関する評価結果等を踏まえ、個別のエリアモニタリング設備ごとに維持期間を設定し、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。
		放射線サーベイ設備	既許認可どおり	放射線監視機能	・放射線監視機能	既許認可どおり	管理区域を解除するまで
	屋外管理用の主要な設備	固定モニタリング設備	既許認可どおり	放射線監視機能	・放射線監視機能	既許認可どおり	管理区域を解除するまで
		モニタリングカー	既許認可どおり	放射線監視機能	・放射線監視機能	既許認可どおり	管理区域を解除するまで
		気象観測設備	既許認可どおり	放出管理機能	・放出管理機能	既許認可どおり	放射性廃棄物の処理が完了するまで
		環境放射能測定設備	既許認可どおり	放射線監視機能	・放射線監視機能	既許認可どおり	管理区域を解除するまで

変更前

第 6-1 表 性能維持施設 (31/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備 (放射線監視設備)	エリアモニタリング設備	45 個	既許認可どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	第 2 段階の期間維持する。 ただし、原子炉建屋及び炉外燃料貯蔵槽上部室に設置している中性子エリアモニタについては、中性子源集合体が燃料池に保管されるまでとする。 注) 第 2 段階における第 3 段階以降の解体計画等を踏まえ、個別のエリアモニタリング設備ごとに維持期間を設定し、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。
		放射線サーベイ設備	1 式	既許認可どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	線量当量率及び放射性物質の濃度を測定できる状態であること	管理区域を解除するまで
	屋外管理用の主要な設備	固定モニタリング設備	1 式	既許認可どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	発電所敷地境界及び周辺の空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	管理区域を解除するまで
		モニタリングカー	1 台	既許認可どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	発電所周辺地域の環境モニタリングを行える状態であること	管理区域を解除するまで
		気象観測設備	1 式	既許認可どおり	放出管理機能 (放出管理機能)	発電所敷地内で各種気象データを収集できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
		環境放射能測定設備	1 式	既許認可どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	環境試料中の放射性物質の濃度を測定できる状態であること	管理区域を解除するまで

変更後

理由

- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数
なお、エリアモニタリング設備の維持台数は汚染の恐れがある区域に設置されている台数
- ・エリアモニタリング設備のうち、中性子エリアモニタについては、燃料体と中性子源集合体が燃料池に保管された後には監視不要となる。このため、中性子エリアモニタの維持期間を「中性子源集合体が燃料池に保管されるまで」に変更する。

第6-1表 性能維持施設 (32/37)

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能(詳細)	性能	維持期間
発電所補助施設	淡水供給設備	淡水供給設備	既許認可どおり	プラント運転補助機能	・淡水供給機能	既許認可どおり	当該設備の解体に着手するまで
	格納容器換気装置	格納容器換気装置	既許認可どおり	換気機能	・換気機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
	格納容器空気素素雰囲気調節装置	格納容器空気素素雰囲気調節装置	既許認可どおり	換気機能	・換気機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
	補助建物一般換気装置	補助建物一般換気装置	既許認可どおり	換気機能	・換気機能	既許認可どおり	換気対象区画内の設備の撤去が完了するまで
	主冷却系室素素雰囲気調節装置	主冷却系室素素雰囲気調節装置	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・室素素雰囲気維持機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	原子炉容器室室素素雰囲気調節装置	原子炉容器室室素素雰囲気調節装置	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・室素素雰囲気維持機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	中央制御室空調装置	中央制御室空調装置	既許認可どおりただし、浄化ファン・浄化フィルタユニットは維持しない。	換気機能(よう素除去機能を除く。)	・換気機能	既許認可どおりただし、浄化ファン・浄化フィルタユニットは維持しない。	換気対象区画内の設備の撤去が完了するまで

変更前

第6-1表 性能維持施設 (32/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
発電所補助施設	淡水供給設備	淡水供給設備	1式	既許認可どおり	プラント運転補助機能(淡水供給機能)	性能維持施設へ淡水を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで
	格納容器換気装置	格納容器換気装置	1系統	既許認可どおり	換気機能(換気機能)	ファンの運転に異常がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
	格納容器空気素素雰囲気調節装置	格納容器空気素素雰囲気調節装置	1系統	既許認可どおり	換気機能(換気機能)	ファンの運転に異常がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
	主冷却系室素素雰囲気調節装置	主冷却系室素素雰囲気調節装置	3系統	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能(室素素雰囲気維持機能)	室素素雰囲気が維持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	原子炉容器室室素素雰囲気調節装置	原子炉容器室室素素雰囲気調節装置	1系統	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能(室素素雰囲気維持機能)	室素素雰囲気が維持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	中央制御室空調装置	中央制御室空調装置	1系統	既許認可どおりただし、浄化ファン・浄化フィルタユニットは維持しない。	換気機能(よう素除去機能を除く。)(換気機能)	ファンの運転に異常がない状態であること	換気対象区画内の設備の撤去が完了するまで

変更後

理由

- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更(維持台数、機能、性能)
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能(詳細)を統合
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化(定期事業者検査の判定基準と同様)
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数
- ・非管理区域の換気機能は、安全に寄与しないことから、補助建物一般換気装置を自主管理施設とするため削除

第 6-1 表 性能維持施設 (33/37)

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能（詳細）	性能	維持期間
発電所補助施設	蒸気発生器室換気装置	蒸気発生器室換気装置	既許認可どおり	換気機能	・換気機能	既許認可どおり	換気対象区画内の設備の撤去が完了するまで
				ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・窒素素囲気隔離機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	電気設備室換気装置	電気設備室換気装置	既許認可どおり	換気機能	・換気機能	既許認可どおり	換気対象区画内の設備の撤去が完了するまで
				ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・窒素素囲気維持機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	燃料取扱設備室窒素素囲気調節装置	燃料取扱設備室窒素素囲気調節装置	既許認可どおり	換気機能（よう素除去機能を除く。）	・換気機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
				ただし、浄化ファン・浄化フィルタユニットは維持しない。		既許認可どおり	ただし、浄化ファン・浄化フィルタユニットは維持しない。
放射線管理室空調装置	放射線管理室空調装置	既許認可どおり	換気機能（よう素除去機能を除く。）	・換気機能	既許認可どおり	当該区域・系統の管理区域を解除するまで	
メンテナンス冷却系室換気装置	メンテナンス冷却系室換気装置	既許認可どおり	換気機能	・換気機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで	

変更前

第 6-1 表 性能維持施設 (33/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備（建物）名称	維持台数	位置、構造			
発電所補助施設	蒸気発生器室換気装置	蒸気発生器室換気装置	3系統	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (窒素素囲気隔離機能)	ナトリウム漏えい時に窒素素囲気に維持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					換気機能 (換気機能)	ファンの運転に異常がない状態であること	換気対象区画内の設備の撤去が完了するまで
	燃料取扱設備室窒素素囲気調節装置	燃料取扱設備室窒素素囲気調節装置	1系統	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (窒素素囲気維持機能)	窒素素囲気が維持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					換気機能（よう素除去機能を除く。） (換気機能)	ファンの運転に異常がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
	放射線管理室空調装置	放射線管理室空調装置	1系統	既許認可どおり	換気機能（よう素除去機能を除く。） (換気機能)	ファンの運転に異常がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
メンテナンス冷却系室換気装置	メンテナンス冷却系室換気装置	1系統	既許認可どおり	(削除)	(削除)	(削除)	

変更後

理由

- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更（維持台数、機能、性能）
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能（詳細）を統合
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化（定期事業者検査の判定基準と同様）
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数
- ・非管理区域の換気機能は、安全に寄与しないことから、蒸気発生器室換気装置とメンテナンス冷却系室換気装置を自主管理施設とするため削除

第 6-1 表 性能維持施設 (34/37)

施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
発電所補助施設				ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・窒素雰囲気隔離機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	既許認可どおり	換気機能	・換気機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
				ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・窒素雰囲気隔離機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置	メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置	既許認可どおり	換気機能	・換気機能	既許認可どおり	当該区域・システムの管理区域を解除するまで
	制御用圧縮空気設備	制御用圧縮空気設備	既許認可どおり	プラント運転補助機能	・圧縮空気供給機能	既許認可どおり	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	所内用圧縮空気設備	所内用圧縮空気設備	既許認可どおり	プラント運転補助機能	・圧縮空気供給機能	既許認可どおり	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	アルゴンガス供給系設備	アルゴンガス供給系設備	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能	・アルゴンガス供給機能	既許認可どおり	ナトリウムを安定化処理するまで

変更前

第 6-1 表 性能維持施設 (34/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
発電所補助施設					ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (窒素雰囲気隔離機能)	ナトリウム漏えい時に窒素雰囲気に維持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	3系統	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (窒素雰囲気隔離機能)	窒素雰囲気が維持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置	メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置	1系統	既許認可どおり	換気機能 (換気機能)	ファンの運転に異常がない状態であること	当該区域・システムの管理区域を解除するまで
	制御用圧縮空気設備	制御用圧縮空気設備	1系統	既許認可どおり	プラント運転補助機能 (圧縮空気供給機能)	性能維持施設へ圧縮空気を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	所内用圧縮空気設備	所内用圧縮空気設備	1系統	既許認可どおり	プラント運転補助機能 (圧縮空気供給機能)	性能維持施設へ圧縮空気を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	アルゴンガス供給系設備	アルゴンガス供給系設備	1式	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (アルゴンガス供給機能)	性能維持施設 (ナトリウム系) にアルゴンガスを供給できる状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで

変更後

理由

- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数
- ・非管理区域の換気機能は、安全に寄与しないことから、炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置を自主管理施設とするため削除
- ・記載の適正化 (所内用圧縮空気設備)

第 6-1 表 性能維持施設 (35/37)

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能（詳細）	性能	維持期間
発電所補助施設	窒素ガス供給系設備	窒素ガス供給系設備	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・窒素ガス供給機能	既許認可どおり	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	補助蒸気設備	補助蒸気設備	既許認可どおり	プラント運転補助機能	・補助蒸気供給機能	既許認可どおり	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	消火設備	消火設備（火災検知設備/水消火設備/炭酸ガス消火設備/泡消火設備/可搬式消火器）	既許認可どおり	消火機能	・消火機能	既許認可どおり	当該設備の解体に着手するまで
	排水処理設備	排水処理設備	既許認可どおり	プラント運転補助機能	・排水処理機能	既許認可どおり	当該設備の解体に着手するまで

変更前

第 6-1 表 性能維持施設 (35/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備（建物）名称	維持台数	位置、構造			
発電所補助施設	窒素ガス供給系設備	窒素ガス供給系設備	1式	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能（窒素ガス供給機能）	性能維持施設（ナトリウム系）に窒素ガスを供給できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	補助蒸気設備	補助蒸気設備	1系統	既許認可どおり	プラント運転補助機能（補助蒸気供給機能）	性能維持施設へ補助蒸気を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	消火設備	消火設備（火災検知設備/水消火設備/炭酸ガス消火設備/泡消火設備/可搬式消火器）	1式	既許認可どおり	消火機能（消火機能）	消火設備が使用できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで

変更後

理由

- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更（維持台数、機能、性能）
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能（詳細）を統合
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化（定期事業者検査の判定基準と同様）
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数
- ・プラント運転補助機能（排水処理機能）は安全に寄与しないことから、排水処理設備を自主管理施設とするため削除

第 6-1 表 性能維持施設 (36/37)

施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
その他の施設	電源供給設備	移動式電源車	第6-1図及び第6-2図に示す	電源応急復旧機能	・電源供給機能	供給電源容量： 300 kVA	燃料体の搬出が完了するまで
		タンクローリー	第6-1図及び第6-3図に示す	電源応急復旧機能	・移動式電源車燃料供給機能	最大容量：4,000ℓ ×2台	燃料体の搬出が完了するまで
	がれき撤去設備	ホイールローダー	第6-1図及び第6-4図に示す	がれき撤去機能	・がれき撤去機能	バケット容量： 2.0 m ³ 掘起力： 93 kN	燃料体の搬出が完了するまで
	火災対応設備	可搬型消火設備 (可搬型ポンプ、放水銃、泡消火薬剤混合ノズル、消防自動車)	第6-1図及び第6-5図 (消防自動車のみ) に示す	大規模火災に対する消火機能 燃料池の水位確保機能 放射性物質拡散抑制機能	・泡消火機能 ・燃料池への給水 ・放射性物質拡散抑制機能	泡溶液の放射量 11,200ℓ/min以上	燃料体の搬出が完了するまで
		水槽	第6-1図に示す	可搬型ポンプ運転補助機能	・消火水源確保機能	容量：40m ³	燃料体の搬出が完了するまで
		海水汲み上げ用水中ポンプ	第6-1図に示す	海水供給機能	・海水供給機能	合計容量： 8,000ℓ/min	燃料体の搬出が完了するまで
	不整地走行用特殊車両	第6-1図に示す	火災対応用設備運搬機能	・火災対応用設備運搬機能	積載荷重： 4.8 t	燃料体の搬出が完了するまで	

変更前

第 6-1 表 性能維持施設 (36/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
その他の施設	電源供給設備	移動式電源車	2台	第6-1図及び第6-2図に示す	電源応急復旧機能 (電源供給機能)	定格出力にて運転できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
		タンクローリー	3台	第6-1図及び第6-3図に示す	電源応急復旧機能 (移動式電源車燃料供給機能)	燃料を供給できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
	がれき撤去設備	ホイールローダー	1台	第6-1図及び第6-4図に示す	がれき撤去機能 (がれき撤去機能)	ホイールローダーの運転に異常がない状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
	火災対応設備	可搬型消火設備 (可搬型ポンプ、放水銃、泡消火薬剤混合ノズル、消防自動車)	1式	第6-1図及び第6-5図 (消防自動車のみ) に示す	大規模火災に対する消火機能 燃料池の水位確保機能 放射性物質拡散抑制機能 (泡消火機能、燃料池への給水及び放射性物質拡散抑制機能)	可搬型消火設備が使用できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
		水槽	1基	第6-1図に示す	可搬型ポンプ運転補助機能 (消火水源確保機能)	消火水を供給確保できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
		海水汲み上げ用水中ポンプ	4台	第6-1図に示す	海水供給機能 (海水供給機能)	海水汲み上げ用水中ポンプが使用できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
	不整地走行用特殊車両	1台	第6-1図に示す	火災対応用設備運搬機能 (火災対応用設備運搬機能)	不整地走行用特殊車両が使用できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	

変更後

理由

- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数

第 6-1 表 性能維持施設 (37/37)

施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	位置、構造及び設備	維持機能	維持機能 (詳細)	性能	維持期間
その他の施設	2次冷却材ナトリウム一時貯蔵設備	2次冷却材ナトリウム一時保管用タンク	※1	ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの貯蔵機能	※1	ナトリウムを安定化処理するまで
				ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能		ナトリウムを安定化処理するまで
				予熱・保温機能	・予熱・保温機能		ナトリウムをタンク等に固化するまで

※1：「七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに研開炉技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより
 難い特別の事情がある場合はその内容」の「3. 2次系冷却材ナトリウム一時保管用タンクの設置」に示す。

変更前

第 6-1 表 性能維持施設 (37/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
その他の施設	2次冷却材ナトリウム一時貯蔵設備	2次冷却材ナトリウム一時保管用タンク	2基	※1	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの貯蔵機能)	内包するナトリウムが漏えいするようなき裂、変形等の有意な損傷がない状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
					予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで

※1：「七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに研開炉技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより
 難い特別の事情がある場合はその内容」の「3. 2次系冷却材ナトリウム一時保管用タンクの設置」に示す。

変更後

理由

- ・性能維持施設の性能の詳細化による記載変更 (維持台数、機能、性能)
- ・機能は、変更前の維持機能と維持機能 (詳細) を統合
- ・性能は、設置許可、工認、技術基準、保安規定、設計図書類から機能/性能に係る記載を抽出し、詳細化 (定期事業者検査の判定基準と同様)
- ・維持台数は、性能維持施設として管理する必要数